

平成28年 3 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成28年 2 月 23 日 開会

平成28年 3 月 4 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成28年3月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (2月23日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第42号、報告第1号及び第2号の上程、説明	10
休会の件	80
散会の宣告	81

第 2 号 (2月25日)

議事日程	83
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	83
職務のため出席した者の職氏名	84
開議の宣告	85
諸般の報告	85
一般質問	85
庄内賢一君	85
宮菌博香君	96

鈴木和彦君	114
秋鹿幹夫君	131
休会の件	147
散会の宣告	148

第 3 号 (3月2日)

議事日程	149
本日の会議に付した事件	149
出席議員	149
欠席議員	149
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	149
職務のため出席した者の職氏名	150
開議の宣告	151
諸般の報告	151
一般質問	151
齋藤順一君	151
森川忠君	164
山崎義貞君	180
川島富士子君	193
休会の件	209
散会の宣告	209

第 4 号 (3月4日)

議事日程	211
本日の会議に付した事件	214
出席議員	214
欠席議員	214
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	214
職務のため出席した者の職氏名	215
開議の宣告	216

諸般の報告	216
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	216
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	216
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	217
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	218
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	218
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	219
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	220
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	220
議案第9号審議（質疑・討論・採決）	221
議案第10号審議（質疑・討論・採決）	225
議案第11号審議（質疑・討論・採決）	225
議案第12号審議（質疑・討論・採決）	226
議案第13号審議（質疑・討論・採決）	226
議案第14号審議（質疑・討論・採決）	227
議案第15号審議（質疑・討論・採決）	228
議案第16号審議（質疑・討論・採決）	228
議案第17号審議（質疑・討論・採決）	229
議案第18号審議（質疑・討論・採決）	238
議案第19号審議（質疑・討論・採決）	239
議案第20号審議（質疑・討論・採決）	240
議案第21号審議（質疑・討論・採決）	242
議案第22号審議（質疑・討論・採決）	242
議案第23号審議（質疑・討論・採決）	243
議案第24号審議（質疑・討論・採決）	244
議案第25号審議（質疑・討論・採決）	274
議案第26号審議（質疑・討論・採決）	274
議案第27号審議（質疑・討論・採決）	275
議案第28号審議（質疑・討論・採決）	278
議案第29号審議（質疑・討論・採決）	278

議案第30号審議（質疑・討論・採決）	279
議案第31号審議（質疑・討論・採決）	280
議案第32号審議（質疑・討論・採決）	281
議案第33号審議（質疑・討論・採決）	281
議案第34号審議（質疑・討論・採決）	282
議案第35号審議（質疑・討論・採決）	282
議案第36号審議（質疑・討論・採決）	282
議案第37号審議（質疑・討論・採決）	283
議案第38号審議（質疑・討論・採決）	283
議案第39号審議（質疑・討論・採決）	284
議案第40号審議（質疑・討論・採決）	284
議案第41号審議（質疑・討論・採決）	284
議案第42号審議（質疑・討論・採決）	285
町長及び副町長の退任挨拶	286
閉会の宣告	286
署名議員	289

3 月 定 例 会

(第 1 号)

平成28年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年2月23日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号ないし議案第42号、報告第1号及び報告第2号について
(町長 施政方針、提案理由説明)
日程第 5 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	秋	鹿	幹	夫	君	3番	宮	菌	博	香	君	
4番	山	崎	義	貞	君	5番	庄	内	賢	一	君	
6番	鈴	木	和	彦	君	7番	齋	藤	順	一	君	
8番	森	川		忠	君	9番	川	島		仁	君	
10番	川	島	富	士	子	君	11番	鈴	木	克	征	君
12番	野	村	和	好	君	13番	山	崎	貞	一	君	
14番	鈴	木	唯	夫	君	15番	八	角	健	一	君	
16番	川	島	勝	美	君							

欠席議員(1名)

2番 平 山 雅 規 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事		田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長		若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長		鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君
産業振興課長		早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長		椎名富士男君	健康管理課長	越川誠一君
食肉センター長		郡司民夫君	東陽病院長	大木良夫君
教育長		齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長		秋葉義臣君	農務委員会 局長	齋藤政美君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	高蝶政道	書	記	椎名晴美
---	---	------	---	---	------

◎開会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより平成28年3月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

6番 鈴木 和彦 議員

10番 川島 富士子 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から3月7日までの14日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月7日までの14日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木唯夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、平山雅規議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので、ご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、2月8日に開催された山武郡市広域水道企業団議会定例会について、森川忠議員。

[8番議員 森川 忠君登壇]

○8番（森川 忠君） おはようございます。

それでは、去る2月8日に開催されました平成28年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に上程された案件は5議案であります。

議案第1号は、山武郡市広域水道企業団行政不服審査会の設置等に関する条例の制定についてであります。

本案は、平成26年6月に行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、当企業団に対して審査請求がなされた場合の審理について第三者機関への諮問が必要となったことから、諮問機関として行政不服審査会の設置等について定めるとともに、審査請求人等に対する提出書類等の交付に係る手数料について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第2号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、平成26年6月に行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、行政不服審査会の設置に伴う委員の報酬、文言の整理等、関係条例について整備するため制定するものであります。

議案第3号は、山武郡市広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の改正により、人事行政の運営等の状況の公表事項が一部変更となったため、条例の改正を行うものであります。

議案第4号は、平成27年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、業務の予定量の補正と収益的収入及び支出の補正、並びに資本的収入及び支出の補正であります。

初めに、業務の予定量では、給水戸数を6万3,667戸から6万4,297戸に、また、年間総給水量を1,837万5,420立方メートルから1,860万1,000立方メートルに改め、収益的収入及び支出の補正で収入の水道事業収益を1億2,683万5,000円増額し、53億10万8,000円とするとともに、支出の水道事業費用を5,281万2,000円増額し、51億770万3,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入で2,969万3,000円を増額し、7,689万円とするとともに、資本的支出で9,979万6,000円を減額し、11億3,990万7,000円とするものであります。

なお、これにより資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10億6,301万7,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第5号は、平成28年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で給水戸数を6万4,424戸、年間総給水量を1,828万立方メートルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を53億1,253万6,000円とし、支出は水道事業費用を49億6,719万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を1億3,219万円とし、資本的支出を12億6,005万8,000円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11億2,786万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

提案されました議案は、全て原案どおり可決されました。

以上、平成28年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要報告とさせていただきます。
ありがとうございます。

〔8番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、2月10日に開催された千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

〔10番議員 川島富士子君登壇〕

○10番（川島富士子君） おはようございます。

去る2月10日に開催されました、平成28年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例

会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は、発議案1件、議案10件であります。

発議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてでありまして、出産に伴う議会の欠席に関する規定の整備等を行うため、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正するものであります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、学校教育法の一部改正に伴い、小学校入学前の子の親の深夜勤務の制限について同法の趣旨に沿った必要な措置を講じるものであります。

議案第2号は、千葉県後期高齢者広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給与改定を実施するため、必要な措置を講じるものであります。

議案第3号は、千葉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項において、職員の人事評価の状況等の一部変更等を実施するため、また行政不服審査法の改正に伴う文言の改正に必要な措置を講じるものであります。

議案第4号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、平成28・29年度の保険料率に関する規定及び保険料軽減措置の規定を改正するため必要な措置を講じるものであります。

議案第5号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の趣旨に沿った関連する条例について必要な措置を講じるものであります。

議案第6号は、千葉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の制定についてでありまして、行政不服審査法の施行に伴い、執行機関の附属機関として千葉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会を設置し、同法の趣旨に沿った必要な措置を講じるものであります。

議案第7号は、平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてでありまして、補正予算の内容は歳入歳出それぞれ2,764万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,859万7,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では1款分担金及び負担金を9,738万2,000円、3款財産収入を272万5,000円それぞれ減額し、4款繰入金を7,299万9,000円追加するものであります。歳出では1款議会費を113万7,000円、2款総務費を678万1,000円、3款民生費を1,972万5,000円それぞれ減額するものであります。

議案第8号は、平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ6億5,269万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,409億5,741万4,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では1款市町村支出金を729万9,000円、7款繰入金を1,700万円それぞれ減額する一方、2款国庫支出金を1億3,087万5,000円、9款諸収入を5億4,611万6,000円それぞれ追加するものであります。歳出では1款総務費を1,700万円、5款基金積立金を1,599万2,000円それぞれ減額する一方、4款保険事業費を1億5,141万2,000円、7款諸支出金を5億1,731万6,000円それぞれ追加するものであります。

議案第9号は、平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでありまして、予算の総額は、制度改正により国庫支出金のうち、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が特別会計で予算化されたことにより、前年度と比較して大幅な減額となる歳入歳出それぞれ20億1,746万4,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では1款分担金及び負担金を19億9,372万3,000円、5款繰越金を2,000万円計上し、歳出では2款総務費を4億8,359万7,000円、3款民生費を15億1,908万円計上したものであります。

議案第10号は、平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてでありまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,505億1,432万7,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では1款市町村支出金を1,023億4,927万4,000円、2款国庫支出金を1,690億285万2,000円、3款県支出金を443億6,960万8,000円、4款支払基金交付金を2,286億7,700万8,000円、5款特別高額医療費共同事業交付金を1億5,254万3,000円、7款繰入金を37億1,502万7,000円、8款繰越金を18億2,300万6,000円計上し、歳出では1款総務費を15億1,205万7,000円、2款保険給付費を5,444億717万4,000円、3款特別高額医療費共同事業拠出金を1億6,766万8,000円、4款保健事業費を25億1,213万3,000円、7款諸支出金を18億2,310万6,000円計上したものであります。

提案されました案件は、全て原案のとおり可決されました。

以上、平成28年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていた

できます。

[10 番議員 川島富士子君降壇]

○議長（鈴木唯夫君） 次に、2月15日に開催された東総衛生組合議会定例会について、野村和好議員。

[12 番議員 野村和好君登壇]

○12番（野村和好君） おはようございます。

去る2月15日に開催されました、東総衛生組合議会平成28年3月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された議案は、5議案であります。

議案第1号は、平成28年度東総衛生組合一般会計予算の議決についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,308万8,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、1款分担金及び負担金2億8,146万5,000円で、うち当町の分担金は運営費2,243万9,000円と交付税分411万5,000円の計2,655万4,000円であります。2款使用料及び手数料2億8,160万7,000円のほか、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入で1,001万6,000円あります。

一方、歳出の内容は、1款議会費33万3,000円、2款総務費1億361万3,000円、3款衛生費3億6,959万5,000円、4款公債費8,954万7,000円のほか、5款予備費で1,000万円あります。

議案第2号は、東総衛生組合行政不服審査会条例の制定についてであります。

本案は、行政不服審査法の全面改正に伴い、新たに設置することとされた行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第3号は、東総衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、東総衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、条例で定める組合の人事行政の運営等の状況の公表に関して、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、東総衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、議案第3号と同様に関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。
提案された5議案は、原案のとおり全て可決されました。

以上、東総衛生組合議会平成28年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 野村和好君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、2月18日に開催された、匝瑳市横芝光町消防組合議会定例会について、齋藤順一議員。

〔7番議員 齋藤順一君登壇〕

○7番（齋藤順一君） 改めまして、おはようございます。

去る2月18日に開催されました、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成28年3月定例会の概要報告をいたします。

本定例会に提案された議案は、4議案であります。

議案第1号は、平成28年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,416万1,000円と定めるものであります。

歳入は、1款分担金及び負担金の9億6,555万8,000円で、うち当町の分担金は3億6,945万5,000円であります。2款使用料及び手数料40万1,000円、3款繰越金100万円、4款諸収入720万2,000円であります。

一方、歳出は、議会費13万3,000円、人件費を主とする2款総務費8億7,734万6,000円、3款公債費9,168万2,000円、予備費の500万円であります。

議案第2号は、平成28年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町村別分賦についてであります。

当町の分担金は、3億6,945万5,000円で、分担割合は40.01%となります。

議案第3号は、平成27年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ621万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ9億4,570万1,000円とするものであります。

補正の内容は、歳入では1款分担金及び負担金を1,983万円減額し、3款繰越金を1,361万6,000円増額するものです。また、歳出では2款総務費を621万4,000円減額するものであります。

議案第4号は、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したく提案したものであります。

以上、上程されました4議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、横芝光町消防組合議会平成28年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔7番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 最後に、2月18日に開催された、山武郡市広域行政組合議会定例会については、お手元に配付の資料をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第42号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明

○議長（鈴木唯夫君） 日程第4、議案第1号ないし議案第42号、報告第1号及び報告第2号を一括議題とします。

初めに、町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、平成28年3月議会定例会、施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、平成28年3月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位にはご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、月日の流れは早いもので、平成18年3月27日に横芝光町が誕生して10年の歳月が過ぎようとしています。

この間、2期8年にわたり町政をお預かりし、新町における一体感の醸成に努めるとともに、町民の皆様の幸せと均衡ある町の発展に向け全力で取り組んでまいりました。

本年度も、残すところあとわずかとなりましたが、おかげをもちまして、計画いたしました諸事業は、おおむね順調に進捗しております。

こうして2期目の任期最後の定例会を迎えられますのも、議会を初め町民の皆様方のご理解とご協力のたまものと、深く感謝申し上げる次第であります。

それでは、議会開会に当たり、平成28年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、平成28年度横芝光町当初予算案の概要について申し上げます。

まず、国の動向ですが、国の平成28年度一般会計予算案は、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算として、前年度から3,799億円増額の96兆7,218億円としております。

本予算案は、一億総活躍社会の実現に向けて、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」に直結する、子育て支援や介護サービス等の充実を図るほか、地方創生の本格展開を図るとともに、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係費の伸びを抑制するといった事項に重点を置いております。

また、財政健全化といたしましては、一般歳出の伸びを抑制するとともに国債発行額を前年度から2.4兆円減額するものとし、また、公債依存度は35.6%と、リーマンショック以前の水準まで回復するものとしております。

当町といたしましても、経済再生と財政健全化の道筋を確実なものとするためにも、できるだけ早期の成立を期待しておるところでございます。

このような状況のもと、当町の新年度の予算規模は、一般会計が94億円、国民健康保険特別会計が39億3,500万円、後期高齢者医療特別会計が2億6,200万円、介護保険特別会計が21億9,100万円、農業集落排水事業特別会計が5,240万円、東陽食肉センター特別会計が2億1,700万円、病院事業会計が収益的収支では14億2,130万円、資本的収支では、収入が2億2,230万円、支出が3億3,543万8,000円となりました。それぞれ本議会に提案させていただきましたが、病院事業会計を除く6会計の当初予算の総額は、160億5,740万円で、前年度当初予算と比較すると、率で7.2%、金額で12億5,280万円の減額予算となっております。

また、本年1月に成立しました国の平成27年度補正予算に係る当町の対応につきましては、本議会に提出させていただきました地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、住民基本台帳ネットワークシステム事業及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業を計上いたしました。

なお、平成28年度当初予算は、町長選挙が執行予定でありますことから、首長の裁量性が高い政策的経費を除いた内容となっておりますので、議員各位にはご理解をお願い申し上げます。

それでは、次に主な事業について申し上げます。

初めに、企画財政課関係についてであります。当町の喫緊の課題であります人口減少対策に危機感をもって臨むため、平成27年度を創生元年と位置づけ、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。平成28年度当初予算案におきまして、新たに実施す

る創生事業費として約4,100万円を計上させていただいたところですが、総合戦略に掲げる創生事業を迅速かつ着実に実施し、人口減少問題の克服と当町の持続的な発展の実現に向け、鋭意努力してまいり所存であります。

次に、横芝光町誕生10周年記念事業につきましては、来る3月27日に当町が誕生し、10周年を迎えることから、これを記念する事業を28年度において実施するため、当初予算案に所要の経費を計上させていただきました。町誕生10周年を町民の皆様とともに祝い、思い出に残る年にしたいと考えております。

続いて、環境防災課関係についてであります。平成26年度に千葉県が策定した「全県域汚水適正処理構想見直し」の市町村作業マニュアルに基づき、現在、町の汚水適正処理構想の見直し業務を行っているところであります。

見直しを行うに当たっては、公共下水道を整備する場合と合併処理浄化槽の整備を促進していく場合の経済比較並びに現在の合併処理浄化槽の普及率や人口減少等を考慮した上で、実質的な加入率を勘案し、基本方針を決定いたしました。結果、合併処理浄化槽の整備を促進していくこととし、今後パブリックコメントを実施して、年度末までには最終決定する予定でございます。

今後は、国、県の補助金を活用しながら、さらなる合併処理浄化槽の整備、促進に努めてまいります。

続いて、産業振興課関係についてであります。農業行政関係につきましては、稲作農家に対する経営所得安定対策事業を平成27年度と同じ枠組みで新年度も実施することとしておりますが、TPPに対する国の動向等を注視し、飼料米等の戦略作物の推進に努めてまいります。また、現在町内小学校区単位で作成しております経営再開マスタープランの更新につきまして、新規就農や農地集積の推進など各地区単位でも話し合いを行っていただけますよう、町としても積極的に出向き、地域の実情に合った計画の更新に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業農村整備事業関係につきましては、篠本新井地区の県営基盤整備事業では、昨年9月に篠本排水機場が完成し、新井排水機場とあわせて地区内の排水基盤が整備されたところであります。平成28年度予算は前年度と同額の予算が確保できる見通しと聞いており、排水路整備、暗渠排水整備の早期完成を期待するものであります。

また、農地・農業用水等の資源の保全管理及び環境保全に重視した農業生産の転換をするため、地域ぐるみでの共同活動を支援する多面的機能支払交付金事業は、平成27年度に木戸

台、北清水地区の新規2地区が組織化され、現在7地区で活動しております。なお、新たに5地区から組織化する旨の相談を受けており、本年6月中には県から認可されるよう事務手続を進めてまいります。

地域と連携して本事業を推進することにより、高齢化や混住化等による農地の荒廃、耕作放棄地等の解消にも役立つものであり、より一層の推進をしてまいる所存であります。

そのほか、昭和63年から稼働している屋形排水機場の受電設備の老朽化が著しく、故障を未然に防止するため、土地改良施設維持管理適正化事業により、平成28年度に改修工事を実施すべく所要の予算措置を講じたところであります。

次に、商工観光事業につきましては、産直交流施設事業では、昨年12月に株式会社オオバ千葉支店と基本計画策定業務の委託契約を締結したところであります。委託期間は、平成27年度から28年度までの2カ年でございます。

また、今月10日に基本計画検討委員会設置要綱を定め、今後は、委員の皆様や町民の皆様のご意見をいただきながら地域の活性化につながる魅力ある拠点施設を目指し、基本計画の策定に取り組んでまいります。

次に、雇用・創業支援事業につきましては、「産業競争力強化法」に基づき、地域の創業を促進するため「創業支援事業計画」を策定し、昨年10月に県内の町村では、初めて国から認定を受けました。この事業計画により、本年1月から町商工会と連携し、創業塾を開催したところでございます。

今後は、創業段階から創業後まで長期的な支援体制を整えられるよう取り組んでまいります。

続いて、都市建設課関係についてであります。道路整備事業につきましては、町の一体性の向上を図るための東西方向の連絡道路である町道Ⅰ－7号線、Ⅰ－14号線や当町の骨格となる幹線道路網を形成する都市計画道路、Ⅰ、Ⅱ級の幹線町道6路線の整備を引き続き推進してまいります。

特に町道Ⅰ－14号線道路改良事業につきましては、さきに通した清長大橋から県道横芝停車場白浜線まで残りの区間の早期開通に向け、重点的に整備を推進してまいる所存であります。

そのほか、住民生活の利便性の向上を図るため、身近な生活道路の環境整備も行ってまいります。

次に、住宅リフォーム補助金につきましては、町内施工業者による住宅のリフォームを行

った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、本年度をもって事業を終了することとしておりましたが、多くの町民の皆様や町議会からの継続要望もあり、これを真摯に受けとめ事業を継続することといたしました。

続いて、福祉課関係についてであります。国は、平成27年度補正予算で「一億総活躍社会」の実現に向け、65歳以上の低年金受給者に、1人当たり3万円の「低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給することとしました。町では、この給付金をなるべく早期に支給すべく、3月補正予算に繰越予算として提案をさせていただいております。

次に、昨年8月に現物給付化を実施いたしました重度心身障害者（児）の医療費助成につきましては、これまで特に混乱もなく、償還払いのために役場窓口へ申請された件数は、現物給付前と比べて約10分の1まで減っており、受給者またはご家族にとりまして利便性の向上が図れているものと考えております。

また、本年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されます。町職員が適切に対応するための対応要領を策定するとともに、共生社会の実現に向けた広報・啓発にも努めてまいります。

続いて、健康管理課関係についてであります。平成27年度新たに胃がん検診個別検診を開始し、ピロリ菌検査をあわせて実施したことに続き、28年度はさらに胃がん予防対策として、発症リスクとなるピロリ菌について、初めて胃がん検診の対象年齢となる40歳の方に、ピロリ菌便抗原検査を実施するなど、受診者のニーズに合った健診体制を拡大し、受診率向上に努めてまいります。

また、人口減少対策として、新たに子育て日用品助成事業、子育て日用品リサイクル事業、不妊治療費助成事業、並びにエンゼルヘルパー派遣事業を地方創生事業として創設し、子育て支援サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、教育課関係についてであります。児童クラブ施設整備事業につきましては、近年の児童クラブ入所希望者の増加を受け、現在まで一部既存の児童クラブの定員増加や臨時児童クラブの開設などにより待機者の解消に努めてまいりました。

今後は、法改正による対象年齢の拡大など、さらなる児童クラブ利用者の増大が見込まれることから、町子ども・子育て支援事業計画に沿って、本年度、横芝小学校第2児童クラブと白浜小学校児童クラブの建設を進め、今月上旬に工事が完了し引き渡しを受けたところであり、現在、本年4月開所を目指し、備品整備等の準備を行っております。

また、新年度の児童クラブ入所事務にあっては、小学校1年生から3年生までの利用決定

事務を終え、定員に若干の余裕があることから、4年生以上の利用申し込みを受け付けているところでございます。

次に、学校施設関係につきましては、国庫補助採択を受け、事業実施をしております南条小学校屋内運動場改築事業は、本年3月末の完了予定で順調に進捗しております。

横芝中学校及び光中学校の天井材の落下防止対策事業は、今月工事が完了し、現在は通常どおりの使用となっております。

これら本年度中の工事完了により、安全・安心な教育環境整備を図るべく国庫補助採択を受けながら計画的に進めてまいりました学校施設の耐震化は、南条小学校屋内運動場改築事業の完了をもって完遂することとなります。

今後も、適正な教育環境の確保が図れるよう学校施設の維持・管理に努めてまいります。

次に、学校給食センターの調理業務委託につきましては、本年3月末日で3年間の契約期間が終了することから、昨年10月に選定委員会を組織し、公募型プロポーザル方式により、業者選定を進めてまいりました。このたび、学校給食調理業務委託業者選定委員会により選定した最優秀業者と契約を締結したところでございます。

4月以降も委託業者と協調・連携しながら、引き続き安全・安心でおいしい給食の提供に努めてまいります。

続いて、東陽食肉センターについてであります。最近の畜産情勢は、牛・豚ともに飼養頭数は減少傾向にあり、加えてPEDや問屋廃業の影響により、屠畜頭数が本年1月末現在、昨年と比較して約1万4,300頭減少しています。

一方で、施設の老朽化や設備機器への過負荷等により維持補修費は増加傾向にあり、また、食品の製造や流通過程における安全性が求められていることから、食肉を取り扱う、屠畜場の果たす役割が重要となってきています。

このようなことから、厳しい経営環境に置かれておりますが、今後も安心・安全な食肉の流通に努めるとともに、より一層の経費削減を図り、独立採算制の堅持と長期にわたる安定した経営を目指してまいります。

続いて、農業委員会についてであります。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、本年4月1日から農業委員会の委員と新たに設置いたしました、農地利用最適化推進委員の新体制により、担い手への農地の集積や耕作放棄地の発生防止及び解消などの農地利用の最適化の推進に重点を置き、取り組む所存でございます。

また、農業委員会の委員については本議会に、人事の同意案件として提出させていただい

たところであります。

最後に、東陽病院の運営状況についてご説明申し上げます。

懸案事項でありました診療情報システム（電子カルテ）導入の進捗状況でございますが、昨年12月に業者の選定を行い、早期稼働に向けて準備を進めているところであります。システムを導入することにより、会計の待ち時間短縮など患者様の利便性が向上し、良質な医療を提供するとともに、レントゲンフィルム購入など経費の削減や業務の効率化が期待できると考えております。

次に、経営状況でございますが、本年1月末現在の延べ患者数は、入院で1万9,563人、病床利用率は63.9%で、昨年と比較しますと2,066人、利用率では6.7ポイントの増加であります。また、外来は3万3,655人で昨年と比較し、972人ほど減少しておりますが、検査の件数が増加していることから一人当たりの診療単価がアップし、医業収益は増収となる見込みでございます。

以上、平成28年度における施策の一端を述べさせていただきましたが、職員一丸となり計画事業を効率的かつ効果的に推進してまいりますので、議員各位には、さらなるご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。お手元の平成28年3月横芝光町議会定例会提案理由説明書をごらんください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定）。

本案は、平成28年度与党税制改正大綱（平成27年12月16日決定、自由民主党・公明党）において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたこと等により、横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日に施行することに伴い、関係条例について所要の改正を行うため、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）及び行政不服審査法の施行に伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表に関して所要の改正を行うため、横芝光町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第4号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合が改正されることを受け、町議会議員の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第5号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合が改正されることを受け、町特別職の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第6号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、地方公務員法第24条第3項の規定により職員の給与改定並びに地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴う所要の改正等を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第7号 横芝光町保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、平成28年4月1日から町職員の職制を見直すことから、保育所職員について所要の改正を行うため、横芝光町保育所条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第8号 横芝光町基本構想の策定に関する条例の制定について。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が平成23年8月1日に施行され、市町村基本構想の策定義務が撤廃されたが、今後も引き続き議会の議決を経て町の基本構想を策定することとするため、横芝光町基本構想の策定に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第9号 横芝光町地方創生基金条例の制定について。

本案は、横芝光町の人口減少を克服し、魅力あふれる地方創生を実現するために策定した「横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実かつ円滑に実施するため、横芝光町地方創生基金条例を制定すべく提案したものであります。

議案第10号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年4月1日に施行され、地方税の猶予制度が見直されたこと等に伴い所要の改正を行うため、横芝光町税条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第11号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、老朽化した町営住宅の除却に伴い管理戸数が減ることから、横芝光町営住宅条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第12号 横芝光町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について。

本案は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額に関し必要な事項を定めるため、横芝光町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を制定すべく提案したものであります。

議案第13号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、東陽病院の医療業務に従事する職員の処遇を改善するため、横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第14号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬額について、山武郡市で統一した額とするため、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第15号 町道路線の認定及び廃止について。

本案は、銚子連絡道路整備事業に係る町道改良工事及び道路機能の喪失による町道路線の見直しに伴い、町道路線の認定及び廃止をするため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第16号 指定管理者の指定について（集会所・共同利用施設）。

本案は、集会所及び共同利用施設（横芝光町文化会館、横芝光町町民会館、大総会館及び上堺会館を除く。）の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第17号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）について。

本案は、将来にわたり安定的に事業の推進をするための地方創生基金及び公共施設総合管理基金への積み立てや、国民健康保険特別会計繰出事業等主要事業の決算見込みにたった調整に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,792万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億9,170万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第18号 平成27年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、被保険者の減少等に伴う国民健康保険税額の減額と交付決定等に基づく国、県及び支払基金からの補助金、負担金及び交付金の調整並びに保険給付費の減額等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ7,996万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,529万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第19号 平成27年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、後期高齢者医療保険料を調定額の変更による調整、後期高齢者医療広域連合納付金及び平成26年度法定繰入金の精算等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ384万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,584万円とすべく提案したものであります。

議案第20号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

本案は、給与改定等に伴う人件費の調整並びに保険給付費の実績見込みによる介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,919万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億509万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第21号 平成27年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、人件費の調整及び施設維持管理費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ83万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,516万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第22号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第4号）について。

本案は、消費税及び地方消費税の納税額の確定、財政調整基金積立金のほか、決算見込みにたった調整に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,493万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,753万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第23号 平成27年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）について。

本案は、国民健康保険調整交付金の交付決定見込みに伴う追加、脳神経外科の器機購入費の減額等、所要の項目に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入に557万7,000円を追加し、収入総額を13億9,004万8,000円、支出を278万4,000円減額し、支出総額を13億8,168万7,000円にするとともに、資本的収支予算の収入を3,730万1,000円減額し、収入総額を1億2,802万9,000円、支出を5,700万8,000円減額し、支出総額を2億1,945万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第24号 平成28年度横芝光町一般会計予算について。

本案は、平成28年度横芝光町一般会計予算議定についてであります。平成28年度予算は、合併から10年が経過し融和と均衡ある発展のため膨れていた予算規模を収入に見合った適正な規模まで縮小していくことを目的に、「次世代のために 聖域なき行財政改革 当初予算10億円の削減に向けて」とした方針を掲げ、また、庁内組織である事業再構築検討委員会の検討結果をもとに、全ての事務事業を再点検し予算へ反映したほか、手数料を見直し受益者負担の適正化を図るなど歳入歳出の両面から持続可能な財政基盤を確立し、将来世代に負担を先送りしないよう配慮し編成いたしました。

なお、今回の予算は町長選挙が執行予定であることから、政策的経費を除いた、いわゆる「骨格予算」として編成することとし、施設維持費を初めとする経常的経費や、新町建設計画に基づいて実施する合併特例事業債、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた地方創生事業や合併10周年記念事業のほか、新年度当初から早急に対応が必要なものを中心に、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億円とすべく計上したものであります。

歳入においては、自主財源の根幹をなす町税は、法人町民税が所得割の税率改正を見込み減額となった一方、景気状況による個人所得の上昇傾向と固定資産税の増額等を考慮し、予算額は24億481万1,000円を見込みました。

また、最大の財源であります地方交付税は、税収の増、算定基礎となる国勢調査人口及び世帯数の減少、合併後10年を経過したことによる合併算定がえの段階的縮減を考慮し、予算

額は27億7,000万円を見込みました。

このほか、地方消費税交付金は3億7,580万円、国庫支出金は学校施設環境改善交付金の減等により8億9,515万9,000円、県支出金は高度経営体集積促進事業補助金の減、放課後児童クラブ整備費補助金の減等により6億4,317万9,000円、町債では、合併特例事業債を1億4,730万円、臨時財政対策債を4億1,500万円見込みましたが、なお不足する財源については財政調整基金繰入金4億3,000万円を計上し、各事業推進のための財源といたしました。

歳出においては、人口減少を克服し、地域経済の維持及び活力ある地域産業の発展など当町における課題に対応するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し実効性のある各種地方創生事業を創設したほか、横芝光町誕生10周年を記念し、今後も町民の皆様と横芝光町を一層盛り上げていくための予算を計上しました。

産業土木分野では、農業振興のため県営基盤整備事業や土地改良施設維持管理適正化事業等を推進し、安全で快適な道路環境づくりのため、幹線道路の整備事業や、生活道路維持のため舗装修繕事業等について予算計上しました。

また、子育て支援として児童クラブ待機児童解消のため、横芝小学校第2児童クラブ並びに白浜小学校児童クラブの開所に伴う運営経費の予算を計上しております。

その他、学校教育・社会体育・生涯学習の充実、地域福祉・地域医療の充実、消防防災基盤の整備などを加え、第1次総合計画における諸施策の推進を図るべく予算編成をしたところであります。

議案第25号 平成28年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について。

本案は、平成28年度横芝光町国民健康保険特別会計予算議定についてであります。平成28年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,500万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、国民健康保険税に7億8,080万1,000円、療養給付費負担金や調整交付金等の国庫支出金に7億8,897万9,000円、退職者の療養給付費等交付金に8,901万9,000円、前期高齢者交付金に8億2,570万4,000円、県支出金に2億3,367万4,000円、医療費の共同事業交付金に9億756万7,000円を、それぞれ計上したところであります。

歳出においては、最近の医療費動向を勘案し、保険給付費に21億3,691万1,000円を計上したほか、後期高齢者支援金に5億2,145万9,000円、介護納付金に2億1,938万5,000円、医療費の共同事業拠出金に9億4,338万8,000円を、それぞれ計上しました。また、特定健診・保健指導についても、関係部局の連携により積極的に推進すべく、必要な経費2,314万8,000円

を保健事業費において計上したところであります。

議案第26号 平成28年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について。

本案は、平成28年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算議定についてであります。平成28年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,200万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、保険料徴収率を特別徴収分100%、普通徴収分98.5%と見込み、さらに被保険者数の推移と低所得者や、被用者保険の被扶養者に係る保険料の軽減措置等により、1億6,608万4,000円の後期高齢者医療保険料を算出したほか、一般会計繰入金として、事務費繰入金581万4,000円及び保険料軽減分を公費補填する保険基盤安定繰入金8,041万3,000円を計上したところであります。

歳出においては、その約94%を占める後期高齢者医療広域連合納付金について、歳入の保険料と保険基盤安定繰入金を合わせた2億4,649万7,000円を計上しました。このほか、後期高齢者の健康診査事業については、755万2,000円を計上したところであります。

議案第27号 平成28年度横芝光町介護保険特別会計予算について。

本案は、平成28年度横芝光町介護保険特別会計予算議定についてであります。平成28年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,100万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、保険料を4億2,066万7,000円としたほか、保険給付費から推計し、国庫支出金を5億354万3,000円、支払基金交付金を5億7,665万8,000円、県支出金を3億883万1,000円見込んだほか、一般会計から3億6,432万3,000円、介護給付費準備基金から1,500万4,000円を繰り入れることとしております。

歳出においては、保険給付費を前年度の実績及び介護保険事業計画等から推計し、前年度当初予算対比で2.7%増の20億1,851万3,000円を計上しました。主な保険給付費は、介護サービス給付費18億5,758万円、介護予防サービス給付費3,849万6,000円を計上しております。

また、地域支援事業費は、地域包括支援センター運営費のほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う介護予防サービス給付費からの移行分及び認知症総合支援事業費等を新たに見込み、前年度当初予算対比で79.9%増の7,900万2,000円を計上したところであります。

議案第28号 平成28年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について。

本案は、平成28年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算議定についてであります。

平成28年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,240万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、農業集落排水処理施設使用料は接続人口の変動等を見込み913万9,000円、前年度繰越金は平成27年度からの余剰金として100万円を見込んだほか、一般会計から4,225万8,000円を繰り入れることとしております。

歳出においては、木戸台地区と中台地区の農業集落排水処理施設の運営経費として、職員給与等の総務費552万5,000円、汚水処理施設の維持管理に要する経費として委託費、修繕費及び汚泥処理手数料等1,063万5,000円を計上したほか、農業集落排水事業債の償還に係る公債費3,524万円と予備費100万円を計上したところであります。

議案第29号 平成28年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について。

本案は、平成28年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算議定についてであります。P E Dや問屋廃業の影響等により屠畜頭数が減少しており、加えて施設の老朽化や設備機器への過負荷等により維持補修費が増加してきています。このようなことから、厳しい経営環境に置かれていますが、今後も安心・安全な食肉の流通に努め、独立採算制を堅持するとともに長期にわたって安定した経営を目指した結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,700万円とすべく計上したものであります。

歳入の大宗をなす事業収入においては、P E Dや問屋廃業等による影響を考慮し、豚の屠畜頭数を14万1,000頭、牛の屠畜頭数を3,000頭で見込みました。

歳出においては、施設及び設備機器の適正な稼働が図られるよう維持管理費・整備費に重点を置き予算編成をしたところであります。

議案第30号 平成28年度横芝光町病院事業会計予算について。

本案は、平成28年度横芝光町病院事業会計予算議定についてであります。病院経営は、入院患者の増加及び患者一人当たりの診療単価のアップにより医業収益は増収傾向にあるものの、慢性的な医師・看護師不足の影響で入院患者の受け入れを制限するなど、依然として厳しい状況が続いている一方、病院長のもと職員一丸となり、患者の利便性の向上や安全で信頼できる地域医療を提供するため、院内診療情報系システム（電子カルテ）の早期稼働を目指し、準備を進めるとともに、引き続き業務委託による経費の削減等、効率的な運営を行うことにより、地域に密着し、町民に信頼される医療を展開すべく、予算編成をしたところであります。

予算の総額は、収益的収支予算で収入支出ともに14億2,130万円、資本的収支予算では収

入が2億2,230万円、支出が3億3,543万8,000円を計上いたしました。

収益的収支予算は、収入の根幹となる医業収益で、一日平均患者数を入院で73人、外来で170人を見込み計上し、支出については、必要最小限の経費を計上いたしました。

資本的収支予算では、収入で、診療情報系システムに係る企業債及び、一般会計繰入金等を計上し、支出では老朽化に伴う病棟廊下の手すり工事及び医療器機等の更新並びに企業債償還金を計上したところであります。

議案第31号ないし第42号 横芝光町農業委員会の委員の任命について。

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）が平成28年4月1日から施行されることに伴い、農業委員会の委員12名を任命したいので、改正後の農業委員会等の法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

報告第1号 専決処分の報告について（横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定）。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例で引用している条項を改正する必要があることから、地方自治法第180条第1項の規定により議会の委任による専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号 専決処分の報告について（横芝光町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定）。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例で引用している条項を改正する必要があることから、地方自治法第180条第1項の規定により議会の委任による専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、このたび提案いたしました案件につきましてその概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせますので、よろしくご審議いただき承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 町長からの提案理由説明が終わりました。ここで休憩します。

再開は午前11時40分とします。

(午前 11時26分)

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時39分)

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明を続けます。

次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木健夫君登壇〕

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定）についての補足説明をさせていただきます。

議案つづりはピンクの表紙1ページでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

専決第7号 専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

次に、7ページをお開き願いたいと存じます。

横芝光町税条例等の一部を改正する条例ということで、先ほど町長の提案理由の説明にございましたように、平成28年与党税制改正大綱において一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことなどにより、規定の整理を行う必要が生じ、横芝光町税条例等の一部を緊急に改正する必要が生じたため、専決処分により制定したものでございます。

議案等関係資料つづり、黄色の表紙の新旧対照表の1ページでご説明させていただきます。

今回の税制改正は、町民税及び特別土地保有税の減免申請を行う際に、個人番号の記載の必要がなくなったことにより、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、横芝光町税条例等の一部改正を行ったものでございます。

第51条が町民税の減免申請、第139条が特別土地保有税の減免申請にかかわるものでございます。

簡単でございますが、以上が専決処分にて税条例の改正を行った部分についての補足説明でございます。

慎重審議の上、可決、ご承認くださるよう、よろしく願いいたします。

〔税務課長 鈴木健夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第2号ないし議案第7号について、総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） それでは私からは、議案第2号、議案第3号についてご説明をさせていただきます。

それでは、説明につきましては、ピンクの議案つづり、それと黄色の議案関係資料をご用意いただきたいと思います。

議案関係つづりの9ページ、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

説明は、議案関係資料の2ページ、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の要旨で説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、1点目でございますが、まず行政不服審査法の改正についてご説明を申し上げます。

行政庁の処分に関し行政庁に対して不服申し立てをすることができる制度は、訴訟によらず、行政の自己反省機能を生かし、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図るものであり、国民から信頼される公正な行政の基盤となる仕組みでございます。

行政不服審査法は、不服申し立て制度についての一般法として昭和37年に制定・施行以来、約50年もの間、抜本的な改正がなされないままでありました。この間に、行政の公平性、透明性等に関する国民の権利意識は変化する中、時代の変化を踏まえた見直しをするため、平成26年6月に改正がなされました。

主な改正内容は1点目といたしまして、不服申し立てが審査請求に一元化。2点目としまして、審理員による審理手続。3点目といたしまして、第三者機関への諮問。4点目といたしまして、審査請求期間が60日から3カ月に延長されたことでございます。これを受けまして、本条例を制定することにより、4つの条例の一部改正を行うものでございます。

2点目でございます。これは横芝光町情報公開条例の一部改正、条例では第1条関係になります。及び横芝光町個人情報保護条例の一部改正、これは第2条関係についてでございます。

新法第9条第1項に規定してある審理員制度の特例をとるため、この2条例に審理員制度を除外する旨の規定をするための改正を行います。

(1) といたしまして、審理員制度・第三者機関への諮問についてご説明をいたします。

処分に対して審査請求があった場合は、処分にかかわっていない審理員、これは職員ですが、それを指名し、審理手続を行い、その結果を審理員意見書として、新法第81条第1項に規定する機関、これは第三者機関になりますが、機関へ諮問しなければならないとされております。当町においては、第三者機関として、山武郡市6市町と山武郡市広域行政組合で共同設置する山武郡市行政不服審査会へ諮問することとなります。

なお、施行日につきましては、平成28年4月1日となります。

(2) として、審理員制度の特例についてご説明をいたします。

新法第9条第1項第3号において、「地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関」は、第三者機関への諮問手続が免除されます。当町においては、横芝光町情報公開審査会、及び横芝光町個人情報保護審査会がこれに当たります。

優れた識見を有する委員で構成された、公平中立かつ慎重に判断されることが制度的に担保されている審議会で、審査請求に係る処分に対して事前にその議を経る手続が定められていることから、第三者機関への諮問を義務づける必要がないとして除外されるものでございます。

(3) としましては、その他の改正でございます。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、その法律の改正条文を引用している条文が今回改正する2条例に規定されるため、改正を行います。改正部分は、アンダーラインで表記のとおりでございます。

3 といたしまして、固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。条例は第3条関係になります。行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の改正に伴い、固定資産税台帳に登録された価格に関する審査の申し出及びその決定の手続において、地方税法第433条第11項において準用する行政不服審査法の規定を整理するとともに、所要の規定の整備を行うものでございます。

4 点目としましては、横芝光町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてということで、第4条関係になります。

新法第34条及び第74条に規定されている審理員等の求めに応じて出頭した参考人に対する旅費等の実費弁償について、明文化されていなかったため、その旨を規定するものでございます。

5は附則といたしまして、平成28年4月1日を施行日といたします。経過措置として、本条例の施行前にされた処分等については、従前の取り扱いといたします。固定資産評価審査委員会条例の一部改正において、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出については、従前の取り扱いといたします。

以上で議案第2号の説明といたします。

なお、議案関係資料の4ページから12ページまでが、本条例改正に伴う新旧対照表となっておりますので、後ほどご確認をいただければと存じます。

次に、議案つづりの19ページ、議案第3号 横芝光町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

議案関係資料の13ページをお開き願います。本案は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴い、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表に関して所要の改正を行うものであり、議案関係資料の13ページ、14ページのとおり、第3条について号の追加及び字句の改正、及び第5条について字句の改正を行うものでございます。

以上で議案第2号及び議案第3号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前 11時52分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明を続けます。

総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） それでは引き続きまして、議案第4号から議案第7号についてご説明を申し上げます。

初めに議案第4号、議案第5号、議案第6号についてご説明をいたします。

なお、説明に当たりましては、説明の手順上、議案第6号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから説明をさせていただきます。

それでは議案つづりの31ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、先ほど町長が提案理由説明で申し上げましたとおり、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、職員の給与改定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、このたびの改正案を要約した給与に関する条例の改正案の概要により説明をさせていただきます。

議案関係資料の15ページをごらんいただきたいと思います。

枠の中、改正案のポイントの3番でございます。一般職の職員の給与に関する条例の改正、議案第6号関係をごらんいただきたいと思います。

(1)の給与改定の1点目でございます。改正理由は、人事院勧告及び千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき改正を行うものでございます。

2点目の給与改定の内容は、若年層に重点を置いた月例給の引き上げ改定で、率にして平均0.3%の引き上げを行うものでございます。

3点目の期末手当及び勤勉手当につきましては、年間支給月数を0.10カ月引き上げ、年間4.10カ月を4.20カ月とするものです。また、米印の部分、再任用職員については、年間支給月数を0.05カ月引き上げ、年間2.15カ月を2.20カ月とするものでございます。引き上げ分は全て勤勉手当に充て、平成27年12月分を0.75カ月から0.85カ月とするものです。平成28年度からの支給月数は6月・12月の勤勉手当を0.05カ月ずつ引き上げ、0.75カ月を0.80カ月とし、再任用職員は、6月・12月分の勤勉手当を0.025カ月ずつ引き上げ、0.375カ月とするものでございます。

4点目の初任給調整手当は医師に対する手当であり、支給月額を41万2,200円から41万3,300円に引き上げるものです。なお、実際の引き上げに当たっては、人事院規則及び千葉県人事委員会規則の改正動向により、横芝光町職員の初任給調整手当の支給に関する規則の改正を行うものでございます。

次に、適用日は平成27年4月1日とし、4月から改定実施日前日までの給料は改定後の給料の内払いとし、差額分を本年3月中旬に別途支給する予定でございます。

(2)のその他の1点目は、地方公務員法の改正により、職員の職務の複雑、困難及び責

任の度に基づく明確な給料額の幅を定めるとともに、職務給の原則を一層徹底させようとする観点から、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の、具体的な基準となる等級別基準職務表を条例に定めるものでございます。

2点目の宿日直手当の限度額の引き上げは、東陽病院職員についてであり、医師にあっては2万円を2万5,000円とし、その他の職員にあっては、7,200円を1万4,000円とするものでございます。

最後に、その他で示した部分の施行日を平成28年4月1日とするものです。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきますが、議案関係資料の16ページから52ページまでが、条例改正に伴う新旧対照表となっておりますので、後ほどごらんをいただければと思います。

次に、議案第4号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

議案つづりの23ページをごらんいただきたいと思っております。議案関係資料につきましては、15ページでございます。

改正内容につきましては、議案関係資料の15ページ、給与に関する条例の概要によりご説明をいたします。

改正案のポイントの1、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正、議案第4号関係をごらん願います。

このたびの改正は、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合の改正を受け、議会の議員の期末手当の支給割合を変更するもので、年間支給月数を0.1カ月引き上げ、年間4.10カ月を4.20カ月とするものです。引き上げに当たっては、平成27年12月分を2.125カ月から、2.225カ月とするものです。また、平成28年度からは、6月分を2.025カ月に、12月分を2.175カ月とするものであります。

次に、議案第5号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

議案つづりは、27ページでございます。議案関係資料につきましては、同じく15ページでございます。

議案第5号につきましても、議案第4号と同様に、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合の改正を受け、特別職の期末手当の支給割合を変更するもので、年間支給月数を0.1カ月引き上げ、年間4.10カ月を4.20カ月とするものです。

引き上げに当たっては、平成27年12月分を2.125カ月から2.225カ月とするものです。また、平成28年度からは、6月分を2.025カ月に、12月分を2.175カ月とするものであります。

以上、議案第4号、議案第5号及び議案第6号の説明といたします。

なお、このたびの改正に伴う経費につきましては、各会計の補正予算に計上し、本定例会に提案させていただいておりますので、あわせてご審議をいただきますよう、お願いをいたします。

次に、議案つづりの55ページ、議案第7号 横芝光町保育所条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

議案関係資料につきましては、53ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、平成28年4月1日から、町職員の職制の見直しに伴い、主任保育士を廃止することから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で議案第4号から7号までの説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第8号及び議案第9号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 議案第8号及び議案第9号につきまして、補足説明させていただきます。

資料につきましては、これまでの議案説明と同様に、このピンク色の議案つづり及び黄色い表紙の議案等関係資料となりますので、それぞれお手元にご用意願います。

それでは、このピンクの表紙の議案つづり59ページをお開き願います。

初めに議案第8号 横芝光町基本構想の策定に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例は、町が基本構想を策定することに関し、必要な事項を定めるものでございます。

条例案の内容をご説明する前に、本議案を提案するに至りました経緯や、町の対応方針等につきまして、初めにご説明させていただくと存じますので、この黄色い表紙の議案等関係資料、こちらの54ページをお開き願います。

54ページには、横芝光町における基本構想の取扱いについてという表題の説明資料でございます。

初めに、経緯でございますが、町の基本構想につきましては、以前は地方自治法の規定に

よりまして、議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、国の地方分権改革のもと、平成23年8月1日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、基本構想を策定するか及び策定する場合に議会の議決を要するかについては、市町村の自主的な判断に委ねられました。

続きまして、その下の3つは関係する法令あるいは通知の要約でございますが、その四角い枠の下でございますが、横芝光町における対応についての箇所をごらんください。

ただいま冒頭、経緯でご説明いたしましたように、基本構想策定の法的な義務はなくなりましたが、基本構想は町行政の総合的かつ計画的な運営を図るために、まちづくりの最も基本的な指針となる計画であり、町民にまちづくりの長期的な展望をお示しするものであることから、今後も引き続き、町民の代表であります議会の議決を経て、町の基本構想を策定すべきであるというのが町の考えでございます。

以上のことから、地方自治法第96条第2項の規定により、横芝光町では基本構想の策定に関する条例を新たに策定し、これにのっとり議会の議決を経て、基本構想を策定することとしたものであります。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げますので、ピンク色の議案つづりに戻っていただきまして、61ページの条例案をごらん願います。

第1条は、条例の趣旨についての規定であります。町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、町が目指すべき将来像及びこれを実現するための基本構想を策定することに関して必要な事項を定めるものであります。

第2条では、地方自治法で市町村の判断とされた基本構想について、ここで明確に策定すると規定しております。

続きまして、基本構想の策定または変更に当たっては、第3条で、横芝光町総合計画審議会に諮問するものとし、第4条では、議会の議決を経るものと明確に規定いたしました。

第5条では、基本構想を策定、または変更したときは、速やかに公表するものとし、第6条では、個別行政分野における施策の基本的な計画を策定、または変更する際には基本構想との整合を図るというものであります。

62ページに移りまして、第7条は委任規定でございます。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するといたしました。

以上で、議案第8号 横芝光町基本構想の策定に関する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号 横芝光町地方創生基金条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり、引き続き、63ページをお開き願います。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明いたしましたとおり、町の人口減少を克服し、町の持続的な発展を維持するとともに、町民一人一人が夢や希望を持ち、潤いある豊かな生活を安心して営むことができるような、魅力ある地方創生を実現するために策定いたしました、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実かつ円滑に実施する資金に充てるため、横芝光町地方創生基金を創設し、地方創生事業の安定財源とすべく、本条例を制定するものであります。

それでは、議案つづり65ページの条例案をごらん願います。

第1条は、基金の設置についての規定であります。地方自治法第241条の規定に基づき、基金を設置するものであります。

第2条では、一般会計歳入歳出予算で積立額を定めると規定しております。

第3条は、基金の管理方法であります。第1項では、金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法で保管すること。第2項では、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に変えることができるとするものです。

第4条は、預金利子など基金、運用益の処理についての規定で、第5条では、財政上の必要性により、一時的に繰りかえ運用をすることができることを定めております。

66ページに移りまして、第6条では、基金の処分規定でございます。基金の設置目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができるというものであります。

第7条は委任規定であります。

以上、条例は第1条から第7条までの構成となっております。これは、他の基金条例と同様の条文構成でございます。

続きまして、附則は2項ございます。

第1項で、条例の施行期日を公布の日とすること。第2項で、横芝光町の基金の処分の特例に関する条例第2条に本基金条例を加えるものであります。

ここで、先ほどの黄色い表紙の議案関係資料55ページをお開き願います。

ただいまの附則の第2項の横芝光町の基金の処分の特例に関する条例の第2条、基金の処分の特例条項であります。ここに列記された基金条例に附則で規定いたしましたように、

第14号といたしまして、横芝光町地方創生基金条例を加えるものであります。

なお、参考までに、条例第2条で規定いたしました本基金の積立額であります。この後、議案第17号で提案させていただきます平成27年度3月補正予算におきまして、5,000万円を積み立てるべく予算計上したところでございます。

今後は、基金の目的達成のため、国の地方財政計画を注視しながら、基金の積み増しができる環境を整え、総合戦略に掲げた地方創生事業を着実かつ円滑に実施するための安定的な財源とすべく、本基金を運用してまいりたいと考えております。

以上で、議案第9号 横芝光町地方創生基金条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

議案第8号及び議案第9号ともに、慎重審議をいただきまして、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第10号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木健夫君登壇〕

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、議案第10号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案つづり、ピンクの表紙は67ページでございます。

本議案は、先ほど町長の提案理由の説明にありましたように、地方税の猶予制度が見直されたことから、徴収の猶予及び換価の猶予にかかわる申請事項等を定めるほか、所要の改正を行うべく、横芝光町税条例の一部を改正するものでございます。

内容説明につきましては、議案関係資料つづり、黄色の表紙でございます、その56ページ、横芝光町税条例の一部改正について（町税の猶予制度の見直し）として、ここにまとめましたので、この資料でご説明いたします。

今回の改正の趣旨でございますが、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、平成27年度税制改正において、地方税法が改正されたところでございます。

この地方税法改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、平成26年度の国税の改正を踏まえたものになっておりますが、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、横芝光町税条

例に規定を追加するものでございます。

では、2番目のところの猶予制度について若干ご説明いたします。

猶予制度には、徴収の猶予と換価の猶予がございます。

まず、徴収の猶予とは、災害を受けたり、病気などにより町税を一時納付できないときなどは、申請をすることにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合がございます。

次に換価の猶予とは、納税について誠実な意思を有する者が、町税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなど、一定の要件に該当するときは、1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合がございます。

次に、今回の改正の概要でございますが、地方税法が改正され、担保の徴取基準など、幾つかの事項が町の条例に委任されておりますが、横芝光町で条例を定めるに当たり、国税の基準を緩和する、または強化する特別な事情がないことから、国税の基準に準拠する規定といたしました。

57ページには、今回追加した規定の内容、申請書の記載事項や添付書類等についてまとめてございます。

議案つづりに戻りまして、74ページ、中ほどでございますが、附則で、この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上、横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認くださるよう、お願いいたしまして、説明とさせていただきます。

〔税務課長 鈴木健夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第11号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、議案第11号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

議案つづりは77ページでございます。ごらんいただきたいと思います。

本案は、先ほど町長から提案理由で説明したとおり、老朽化した町営住宅の除却に伴い、管理戸数が減ることから横芝光町営住宅条例の一部を改正するものであります。

次の79ページが改正案でございますが、内容としましては、栗山団地1戸の入居者が退去したことに伴い、用途廃止するものでございます。近年、町営住宅の退去者も多く、昨年5月に小田部・栗山団地で計4戸の入居者募集をかけましたが、申請すらなく、このため10月にも同様に4戸の募集をかけ、ようやく小田部団地1戸の入居が決まったところであります。

現在も小田部・栗山団地で計3戸の募集をかけておりますが、昨日まで問い合わせは2件のみで、申し込みはない状況にあります。

栗山団地の戸建ては昭和44年に建築され、建物自体の耐用年数である30年をとうに経過し、老朽化も進んでおり、さらに耐震性が確保されておらず、長寿命化を図るための改善工事を行う場合、多額の費用が必要でございます。

以上のことから、戸建て木造住宅については、空き家になった時点で、廃止していこうとするものであります。

内容につきましては、黄色の表紙の議案関係資料の新旧対照表で説明させていただきますので、63ページをごらんいただきたいと思っております。

表の左が現行、右側が改正案で、別表の欄、2行目となります。

現行の栗山団地、45戸を、改正案は44戸に改めるものであります。これは戸建ての木造住宅、27号の用途廃止によるものであります。

最後に議案つづりの79ページにお戻りをいただきたいと思っております。

下段のほうになります。附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第11号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第12号について、福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） それでは、議案第12号について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづり、81ページをお願いいたします。

議案第12号 横芝光町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について。

本条例は、町長の提案理由にございましたように、子ども・子育て支援法で市町村が定め

るとされています教育・保育に関する利用者負担額に関し、必要な事項を定めるものでございます。

83ページをお願いいたします。条例の内容でございます。

第1条では、当該条例の趣旨を規定するものでございます。

第2条第1項では、子ども・子育て支援法で市町村が定めるとされております法第27条第3項第2号の施設型、第28条第2項各号の特例施設型、第29条第3項第2号の地域型、第30条第2項各号の特例地域型、それぞれの利用者負担額について、別途条例施行規則で定めるとするものでございます。

第2条第2項は、私立保育園についての規定でございます。

第3条は減免規定、第4条は施行規則への委任規定でございます。

附則で、この条例の施行期日を平成28年4月1日とするものです。

なお、現行の利用者負担額は、横芝光町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める規則で規定しております。

本条例及び条例施行規則を定めることによりまして、例規の体系を整理し、現行の規則は今年度末3月31日で廃止をする予定としております。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第13号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、議案第13号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の表紙、議案つづりの85、87ページと、黄色の表紙になりますが、議案関係資料の64ページから66ページになります。

それでは、ピンク色の表紙、議案つづりの85ページをごらんください。

議案第13号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

このたびの改正の要旨は、町長から提案理由の説明がございましたように、医療業務に従事する職員の処遇改善を目的に、各特殊勤務手当の支給要件等を見直すべく、本議会に提案させていただいたものでございます。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、黄色の表紙、議案関係資料の64ページをごらんください。

表の左側が現行条例、右側が改正案となっており、改正箇所はアンダーラインで表記しております。

65ページの表、2項目目の記載になりますが、第2条第5項で規定しております、夜間看護手当でございますが、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例第10条の適用を受ける者、これは看護師長と管理職の立場にある者でございますが、この職にある者が深夜、看護等の業務に従事した場合、1万1,000円の夜間看護手当を支給することができるよう、改正するものであります。

現在、慢性的な看護師不足や、療養休暇等の取得により、管理職の立場にある看護師長等が夜間看護に従事しなければ看護基準が維持できなくなるおそれが生じております。

管理職の立場にない看護師が、夜間看護時に従事した場合には、夜間看護手当7,000円に加えて、夜間勤務手当が別途支給されております。

管理職の立場にある者には、夜間勤務手当を支給することができませんので、管理職の立場にある者が夜間看護に従事した場合、夜間勤務手当相当額を加えました1万1,000円の額を支給することができるよう、改正させていただくものでございます。

続いて、待機手当でございますが、手術件数も増加しており、患者様の容態の急変等に備え、現在の臨床検査技師に加えて、診療放射線技師を自宅待機させる場合もございますことから、これに放射線技師を加えるものでございます。

また、呼出手当につきましては、現行では、管理職の立場にある医師を支給対象としておりますが、これに管理職の立場にある放射線技師、臨床検査技師、または看護師を加えるものでございます。

夜間または休日、もしくは週休日の日中に管理職以外の者が呼び出しを受け、患者様の対応に当たった場合には、時間外勤務手当が別途支給されておりますが、勤務形態等によりまして、管理職にある立場の者がこの対応に当たる場合もございますことから、これを加えるものでございます。

なお、支給額につきましては、1万円の範囲内で別途規則で定める額を支給することとしております。

お手数ですが、ピンク色の表紙の議案つづりの87ページをごらんください。一番下の附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第13号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第14号について、教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、議案第14号 横芝光町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案につきましては、ピンク色の議案つづり89ページ、議案等関係資料は黄色の表紙の67
ページからとなります。

それではまず、議案つづり89ページをごらんください。

この条例の一部改正は、冒頭、町長からの提案理由説明にもありましたように、現在、町
内9小・中学校に配置している学校医の報酬について、統一した額にすることなどを目的に
改正しようとするものでございます。

改正内容については、黄色の表紙の議案等関係資料67ページをごらんください。

現行、配置している学校医は、山武郡市医師会の協力により地元の開業医に委嘱をしてお
りますが、山武郡市3市3町で学校医の報酬額や、学校医1名が1回の健診事業で担当する
児童・生徒数などの基準に統一性がなく、また、現行の8万9,600円が県立学校や県内市町
村の平均額と比較し低い額であったことから、山武郡市内教育委員会間で検討を進めつつ、
山武郡市医師会と協議を重ね、学校医報酬額及び配置基準の統一を図ろうとしたものでござ
います。

それでは、改正内容ですが、同条例第2条の表で各役職員の報酬額が示されております。
同表の26項目めの学校医の現行報酬額8万9,600円を、改正案では12万1,000円に改めようと
するものでございます。

この改正後の12万1,000円は、先ほど申し上げましたように、山武郡市内3市3町教育委
員会間で県内各自治体の報酬額や開業医1名が1回の学校健診で対応可能な人数など、複数
の角度から検討を行いながら算出した改正案でございます。

また、27項目めの学校歯科医についてですが、現行額が学校医と同額でありますことから、
並行して改正案を12万1,000円とするものでございます。

28項目めの学校薬剤師につきましては、学校医、学校歯科医の増加率がプラス35%である

ことから、現行3万9,200円に135%を乗じ、端数調整の上、5万3,000円を改正案としたところでございます。

議案つづり91ページをごらんください。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

なお、この改正案につきましては、現在まで、関係自治体間で十分な協議を重ねた結果であることをご理解いただきまして、慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第15号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、議案第15号 町道路線の認定及び廃止について、ご説明させていただきます。

議案つづりは93ページでございます。ごらんいただきたいと思います。

現在、銚子連絡道路は千葉県道路公社で整備を進めておりますが、この整備に伴い、町道の分断が生じることから、これまでどおりの機能維持を図るため、町道のつけかえが計画されております。

このほど、桑郷地先で一部先行して行われているつけかえ整備が本年3月末までに終了し、町へ移管されることから、今後町道として適正管理を図るため、このたび関係する路線について町道の認定・廃止を行うものであります。

次の95ページをお願いいたします。認定路線1と2の2路線、次の96ページでございますけれども、廃止路線の整理番号1の計3路線につきましては、G011号線の廃止・認定に関係するものであります。

それでは最初に、認定路線1と廃止路線1について説明させていただきます。

黄色の表紙の議案関係資料つづりの箇所図68ページと69ページとなりますが、あわせてごらんいただきたいと思います。

見たとおり、印刷が薄くて大変見づらいところがございますが、ご理解いただきたいと思います。

69ページの廃止路線箇所図のとおり、G011号線は、銚子連絡道路によって分断され、町道として機能が喪失することから、一旦、G011号線の全線を廃止いたしまして、68ページのほうでございますが、この箇所図にお示しのとおり、これまでどおり残る矢印の区間を従

前と同じ路線番号G011号線として認定させていただこうとするものであります。

区間としては、宮川字瓜暮12039番の2を起点とし、匝瑳市方面に向かい、宮川字瓜暮12032番4を終点で、延長は206.87メートル、幅員は3.5から4.9メートルであります。

次に、認定路線の整理番号2であります。箇所図は70ページとなりますので、ごらんいただきたいと思っております。

これは廃止されたG011号線の一部と、銚子連絡道路本線に並行のつけかえ部分を新たにG288号線として、認定させていただこうとするものであります。

区間としては、農免道路母子・桑郷線の宮川字土代11981番の3を起点とし、銚子連絡道路本線に向かい、並行し、宮川字瓜暮12031番の4が終点で、延長は209メートル、幅員は6から11.4メートルであります。

次に、認定路線の整理番号3であります。この道路はつけかえとして新設されることから、新たにG289号線として認定させていただこうとするものであります。

区間としては、元ガム工場前から桑郷集落センター前通りの町道の宮川字土代11978番の4を起点とし、銚子連絡道路本線に向かい、並行してG011号線に接続する宮川字土代11956番の1が終点で、延長は206.1メートル、幅員は5.6から15.2メートルであります。

以上で、議案第15号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第16号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、議案第16号 指定管理者の指定について（集会所・共同利用施設）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色のこの議案つづり97ページをお開き願います。

指定管理者制度とは、地方自治法の規定に基づき、地方公共団体が指定する法人、その他の団体に公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間活力を導入し、住民サービスの向上や経費の削減を図るとともに、地域に密着した管理運営を行うことを目的とするものであります。

このたび、指定管理者を指定しようとする公の施設の名称は、この議案つづり次の、1枚めくっていただきまして、99ページから102ページまで記載の集会所31施設と、続く103ページから104ページに記載の共同利用施設12施設でございます。

指定管理者となる団体の名称は、当該施設を利用する各地区とし、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間とするものであります。

本施設に係る指定管理者の主な業務は、施設利用の許可及び施設設備の維持・管理であり、施設の設置目的といたしましては、集会所につきましても、地域住民の文化の向上と福祉の増進を図るために、また、共同利用施設につきましても、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害防止等に関する法律の規定によりまして、騒音下住民の集会及び学習の用に供するために、それぞれ設置されたものでありまして、現在、地区の各種会議や行事などの会場として、地域住民に広く利用されており、各地区の活動の拠点として活用されているものでございます。

これらのことから、今後、地域コミュニティーのさらなる活性化を図るためには、施設利用に対する地域住民の要望に柔軟に対応できる当該地区が管理することが、最も効果的かつ効率的であると判断されるため、横芝光町公の施設に係る指定管理者の事務等に関する条例第6条第1項第1号の規定によりまして、公募は行わず、平成27年12月22日に開催いたしました横芝光町指定管理者選定委員会におきまして、従来から管理業務を委託しております各地区を引き続き指定管理者の候補者として選定したところでございます。

以上で議案第16号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時5分とします。

（午後 1時49分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時04分）

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明を続けます。

議案第17号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 議案第17号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

別冊になっております補正予算書をお手元にご用意願います。

補正予算書 1 ページをごらん願います。

平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,792万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ110億9,170万5,000円とし、第2条では繰越明許費の設定を、第3条では地方債の補正を行おうとするものであります。

2ページから5ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。内容は後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

飛びまして、6ページをお願いいたします。

6ページは、第2表繰越明許費でございます。

本補正予算におきまして、繰越明許費を設定するのは表に記載の8事業で、事業費の総額は2億7,254万5,000円でございます。いずれの事業も平成27年度内に事業完了ができないため翌年度に繰り越そうとするものであります。事業ごとにその理由をご説明申し上げます。

まず、2款1項総務管理費の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業4,280万7,000円は、国の補正予算によりマイナンバーによる情報連携に活用されるL G W A N環境のセキュリティ確保を初めとした情報セキュリティ強化対策事業を実施するものですが、事業執行が年度内に完了できないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

次の3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳ネットワークシステム事業927万7,000円は、個人番号カード関連事務について、地方公共団体情報システム機構、J-L I Sに対して支払う交付金の精算等が翌年度になり、年度内に完了できないものであります。

続く3款1項社会福祉費の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業1億534万6,000円につきましては、国の補正予算により低所得の年金生活者等を対象に臨時福祉給付金を給付するものですが、平成28年度に執行すべき国庫補助金が交付されるため、年度内に事業が完了できないものでございます。

7款2項道路橋りょう費については、主要幹線町道整備に係る4事業でありまして、町道I-9号線道路改良事業（横芝地先）では、電柱移設に不測の日数を要し、年度内の工事完了の見通しが見込めなくなったため、次の町道I-14号線道路改良事業（北清水・木戸地先）では、用地交渉の難航から、所有権移転登記及び改良工事が年度内には完了できないことによる、町道I-13号線道路改良事業（北清水地先）では、補償物件の移転及び土地の所有権移転が年度内に完了できないことから、町道I-20号線道路改良事業（芝崎地先）では、電柱移設のおくれにより年度内に工事完了ができず工期を延長したことから、それぞれ記載

の金額を翌年度へ繰り越すものであります。

最後に、8款1項消防費の防災行政無線維持管理事業118万8,000円は、全国瞬時警報システム、Jアラート機器の更新委託料であります。機器の製作から搬入までの期間を要し、その間は既存機器の運用となり、コンピューターウイルスの脅威にさらされることから、本年度中の契約により製作を開始させ、早期の更新を行えるようにするため、事業を繰り越して実施しようとするものであります。

7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。

初めに、1の追加であります。先ほど繰越明許費でご説明いたしました情報セキュリティ強化対策事業を実施するために700万円の地方債を追加するもので、起債の方法は普通貸借または証券発行により、利率は年5.0%以内、ただし書きで利率見直し方式の場合を記載しております。償還の方法は表に記載のとおりであります。

次に、2の変更は、ここに記載の4事業について、表の右側、補正後の欄に記載のとおり、限度額を補正しようとするもので、いずれも起債の方法、利率、償還の方法には変更はありません。内容につきましては、歳入の21款町債で説明させていただきます。

続きまして、8ページの3、廃止は、住宅事業で、小田部町営住宅大規模修繕に係るものであります。当初予算で予定しておりました住宅債の借入れを行わないことにしたことから廃止とするものでございます。

9ページから11ページは事項別明細書の款別の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

なお、3月補正予算につきましては、決算見込みに立った調整が主なものとなっておりますので、主要な項目に絞って説明させていただきます。

初めに、歳入からご説明いたします。

12ページをお願いいたします。

1款1項1目個人町民税は、現年課税分、滞納繰越分ともに実績見込みによる1,166万円の増額で、2目法人町民税は、滞納繰越分の収納実績により117万2,000円の増額となったものであります。

2項1目固定資産税は、滞納繰越分の実績見込みにより480万8,000円の増額で、3項1目軽自動車税も実績見込みにより、こちらは326万円の減額計上であります。

3款1項1目利子割交付金から、次の13ページ、9款1項1目地方特例交付金までは、いずれも県からの通知や交付決定による調整でございます。

10款1項1目地方交付税は、普通交付税の決定により3億5,808万2,000円を増額するものであります。

12款1項1目消防費分担金は、防災行政無線の新規加入者分担金の増額を、2項1目民生費負担金は、1節老人福祉費負担金で入所措置者の収入申告により老人福祉施設入所措置費負担金の増額を、2節児童福祉費負担金で利用者の増により児童クラブ利用者負担金の増額をそれぞれ計上いたしました。

1つ飛びまして、14款国庫支出金に入りまして、1項1目民生費国庫負担金の3節保険基盤安定負担金は、国民健康保険に係る保険者支援分の増額を、4節児童手当国庫負担金は、対象人数見込みによる減額をそれぞれ計上したものでございます。

続いて、2項国庫補助金でございます。1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金は、番号制度に関する補助金の調整のほか、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金700万円は、繰越明許費で先ほどご説明いたしましたマイナンバー情報連携を初めとするセキュリティ強化対策事業への補助金の計上でございます。

2節戸籍住民基本台帳費補助金は、番号カード関連事務及び交付事務に係る補助金の増額計上であります。

2目民生費国庫補助金につきましては、主なものといたしまして、1節社会福祉費補助金で、地域生活支援事業統合補助金の増額のほか、次の14ページの臨時福祉給付金補助金は事業の実績による減額、年金生活者等支援臨時福祉給付金補助金は低所得の高齢者を対象とした交付金で、国の補正予算により措置され翌年度に繰り越し執行するものであります。

続いて、2節児童福祉費補助金は、事業実績による子育て世帯臨時特例給付金補助金の減額のほか、制度改正によりまして、保育緊急確保事業補助金が子ども・子育て支援交付金に組み替えられたものでございます。

4目土木費国庫補助金は、事業費の確定による社会資本整備総合交付金の減額及び防災安全社会資本整備交付金の増額であります。

続いて、15款の県支出金に入りまして、1項2目民生費県負担金の3節保険基盤安定負担金は、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係る基盤安定負担金で、いずれも交付決定に基づく増額でございます。

4節児童手当県負担金は、国庫補助金と同じく対象人数見込みによる減額であります。

続きまして、2項県補助金であります。1目総務費県補助金は、航空機騒音対策事業の住宅防音工事補助金について、実績見込みによる減額補正でございます。

2目民生費県補助金については、1節社会福祉補助金が年度内実績見込みに立った調整で、2節児童福祉費補助金は、国庫補助金と同じく制度改正による子ども・子育て支援補助金等への組み替えが主なものであります。

3目衛生費県補助金は、合併浄化槽及び太陽光を利用した住宅用省エネルギー設備に対する補助金の実績見込みによる増減であります。

15ページに入りまして、4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金は、説明欄に記載の補助金や給付金等について事業実績見込みに合わせた増減で、その下の2節林業費補助金はいずれの事業も実施がなかったことによる減額でございます。

8目消防費県補助金は、消防団活動用耐切創性手袋の購入に対する交付であります。

続いて、3項1目総務費委託金は、各統計調査について精算し、減額するものでございます。

16款1項2目利子及び配当金は、それぞれ記載の基金に係る利子額の確定見込みによる調整でございます。

18款1項2目後期高齢者医療特別会計繰入金は、前年度における一般会計からの繰出金の精算に伴う繰入金で、次の16ページに入りまして、2項は基金繰入金でございます。順に申し上げますと、1目財政調整基金繰入金については、本年度の決算見込みから基金繰入額を調整したものであります。

4目教育振興基金繰入金、及びその次の5目東日本大震災復興基金繰入金は、いずれも充当事業の実績により減額するものであります。

7目の地域振興基金繰入金は、本基金の平成27年度充当事業を精査の上、減額補正するものであります。

19款1項1目繰越金は、本補正予算の財源充当のため、前年度繰越金1,498万2,000円を充てるものであります。

続いて、20款諸収入の1項1目延滞金、6項2目保育所給食費負担金、さらにその下の7項1目雑入ともに収入実績や交付決定など、いずれも決算見込みに立った額の調整であります。

最後に、17ページ、21款1項町債でございます。

1目総務債は、1節合併特例事業債で、町道Ⅰ－7、Ⅰ－8、Ⅰ－9、Ⅰ－14号線の各道

路改良事業に係る決算見込みにより、1,690万円の減額補正を行うものであります。

その下、2節情報セキュリティ強化対策事業債では、さきに第2表及び第3表でもご説明いたしましたとおり、マイナンバーによる情報連携に活用されるL G W A N環境のセキュリティ確保を初めとした情報セキュリティ強化対策事業を実施するため、一般補助施設整備等事業債700万円を計上するものであります。

2目農林水産業債は、県営経営体育成基盤整備事業篠本新井地区負担金、県営かんがい排水事業両総南条支線地区負担金、大布川排水機場ストックマネジメント事業負担金及び広域農道事業負担金について、事業の進捗状況による負担金の調整により、公共事業等債を1,530万円減額するものであります。

3目土木債は、1節道路橋りょう事業債で、町道Ⅰ-18、Ⅱ-36、Ⅰ-13、Ⅰ-20号線の各道路改良事業、道路舗装修繕事業及び橋りょう長寿命化修繕事業に係る決算見込みにより、公共事業等債を1,570万円減額し、また、2節住宅債では、小田部町営住宅大規模修繕事業に係る公営住宅改修事業債について、交付税措置のない起債であることから借り入れを行わず、1,900万円全額を減額することとしたものであります。

4目教育債は、横芝及び光両中学校の天井落下防止対策事業について、適債性の精査等により緊急防災・減災事業債を540万円減額補正するものであります。

18ページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

なお、歳入の説明でも申し上げましたとおり、今回の補正予算は決算見込みに立った額の調整が主でございますので、個々の説明を省略させていただくことがありますので、ご了承願います。

1款1項1目議会費では、説明欄の各項目とも決算見込みにより調整を行うものであります。

2款1項は、総務管理費でございます。

1目一般管理費は、19ページにかけまして、給与改定等による特別職及び一般職給与費の調整や、実績見込みによる臨時的任用職員賃金等の減額で、4目広報広聴費は、広報誌の印刷製本費の減額、及び町ホームページトップ画面の更新委託料の計上であります。

5目財政管理費は、財政調整基金と減債基金の利子分に加え、公債費の利子減額分等を減債基金に積み立てるものでございます。

7目財産管理費は、財産管理事務費で入札による公共施設等総合管理計画策定支援業務委

託料の減額、及び今後の公共施設の老朽化に対応するための公共施設総合管理基金積立金の増額でございます。

8目企画費では、地方創生対策事業におきまして、議案第9号によりご提案させていただきましたとおりまち・ひと・しごと創生総合戦略を着実かつ円滑に実施する資金に充てるため、横芝光町地方創生基金を創設し、地方創生事業の安定財源とすべく5,000万円を積み立てるものでございます。

次の20ページ、地方創生先行事業は、地方創生先行型交付金を活用して作成中のプロモーションビデオを町ホームページで閲覧できるように改修するため、4目広報広聴費に予算の組み替えをするものであります。

9目地域安全対策費は、実績による交通安全指導員報酬及び防犯灯リース料の減額で、10目地域振興費は予定しておりました地区青年館改修事業が取りやめになったことによる減額であります。

11目空港対策費では、各騒音防止対策事業補助金の実績見込み等から精査し、不用額を減額補正するものであります。

21ページに入りまして、12目情報管理費につきましては、住民情報系電算管理事業でシステム改修委託料の調整、及び番号制度に係る中間サーバー整備等負担金の減額。内部情報系電算管理事業及びその下のネットワーク管理事業では、契約実績による機器リース料の減額のほか、一番下の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業では、既に何度も説明しておりますとおり、国の補正予算を活用いたしまして、内部情報系のセキュリティ強化を図るためのLGWAN系とインターネット接続系の分割や、端末へのアクセス手続の厳格化など、自治体情報システム強靱化向上対策を図るため4,280万7,000円を計上し、翌年度に繰り越して実施するものであります。

続く一般給与費の補正については説明を省略させていただきます、22ページをお開き願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳ネットワークシステム事業では、番号カード交付事務に係る職員時間外勤務手当や臨時職員賃金、さらには個人番号カード関連事務について地方公共団体情報システム機構、J-LISに対して支払う交付金の増額補正であります。なお、この交付金につきましては、さきの繰越明許費でご説明いたしましたとおり、翌年度に繰り越して精算を行うものでございます。

5項1目統計調査総務費は一般職給与費の補正で、2目委託統計調査費は、次の23ページ

にかけて各種統計調査の不用額を減額するものであります。

続きまして、ページ一番下から3款民生費に入りまして、1項1目社会福祉総務費では、主なものといたしまして、次の24ページの説明欄、上から3つ目の国民健康保険特別会計繰出事業は、制度改正による保健基盤安定及び財政安定化支援繰出金等に係る7,028万8,000円の増額。次の臨時福祉給付金給付事業は、事業終了による精算減額。さらに25ページにかけての年金生活者等臨時福祉給付金給付事業は、平成28年度において低所得の高齢者に対して給付金が給付されるもので、繰越明許費でご説明いたしましたとおり1億534万6,000円の事業費の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

2目老人福祉費、及び次の26ページの3目障害者福祉費では、説明欄に記載の各事業ともに決算見込みに立った調整を行うための補正計上でございます。

27ページに入りまして、5目後期高齢者医療費は、広域連合事務費負担金の減及び交付決定による基盤安定繰出金の追加であります。

続く2項は、児童福祉費でございます。

1目児童福祉総務費の子育て世帯臨時特例給付金給付事業は、事業終了による精算減額で、子ども・子育て支援交付金事業は制度改正に伴い、次の2目児童措置費及び4目保育所費で措置しておりました4つの事業について、予算の組み替えを行うことにより増額補正するものであります。

2目児童措置費では、児童手当給付事業で、児童手当の実績見込みによる減額、保育緊急確保事業では、ただいま申し上げました子ども・子育て支援交付金事業への予算組み替えによる減額で、続く28ページの4目保育所費では、各事業の決算見込みによる増減や子ども・子育て支援交付金事業への予算組み替えによる減額補正で、ページ一番下の5目学童保育費では、次の29ページにかけて新設児童クラブの備品購入費の計上であります。

続いて、4款の衛生費でございます。

1項1目保健衛生総務費は一般職給与費の補正で、2目予防費から4目健康増進対策費まではそれぞれ決算見込みに立った減額補正でございます。

5目健康づくりセンター費は、プラム内の設備のうち経年劣化により緊急の対策を要するものについて修繕料を計上するものであります。

6目環境衛生費は、一般職給与費の補正のほか、次の30ページで町内不法投棄物の処理委託料の計上、及び太陽光を利用した住宅用省エネルギー設備等設置補助金について、実績見込みに立った減額であります。

7目上水道費は、各組合の負担金額の確定による追加補正でございます。

続きまして、5款農林水産業費でございます。一般職給与費の補正は説明を省略させていただき、31ページの3目農業振興費は、説明欄に記載の各補助金、報償金、給付金等につきまして、年度内事業実績見込みによる調整でございます。

32ページに入りまして、4目畜産振興費は、東陽食肉センター特別会計への繰出金の調整であります。

5目農地費は、6,859万1,000円の減額であります。この要因といたしましては、県営基盤整備では、篠本新井地区基盤整備事業の事業費削減に伴う町負担金の減、及び同地区への高度経営体集積促進事業補助金の決定による減額、1つ飛びまして、町単土地改良補助事業では、入札執行及び事業未実施地区による減額、33ページに入り、表の下から2目になりますが、大布川排水機場管理事業では、本年度における県事業費削減に伴う町負担金の減額などで、このほかの事業については決算見込みに立った調整でございます。

6目農道整備事業費は、広域農道事業の年度内負担金の確定による減額であります。

2項1目林業振興費は、説明欄に記載の2つの事業ともに実績がなかったことから、補助金全額を減額するものであります。

6款1項1目商工振興費については、次の34ページの中小企業振興資金利子補給事業は、借り入れ実績見込みにより減額し、マスコットキャラクター活用事業は、よこび一関係の物資保管場所としてコンテナ1基を購入するものであります。

2目観光費は、観光事務費、海水浴場開設事業ともに事業実績による減額で、産直交流施設事業では、検討委員会委員の出席報酬や基本計画設計委託料について、実績により減額補正するものであります。

続きまして、7款土木費でございます。

1項1目土木総務費は一般職給与費の補正で、35ページの2項1目道路橋りょう総務費は、道路管理用の備品購入、2目の道路維持費は町道の車両通行に支障を来している樹木の伐採業務委託料の計上であります。

3目道路新設改良費は、一般職給与費のほか、説明欄に記載の各路線について、年度末までの事業進捗見込みにより減額するものであります。繰越明許費でもご説明いたしましたように、この表の上から2番目の町道I-9号線（横芝地先）、及び次の36ページの上から3行目、町道I-14号線（北清水・木戸地先）、それとページ一番下の町道I-13号線（北清水地先）、次の37ページの町道I-20号線（芝崎地先）の各道路管理事業につきましては、

平成27年度中に事業が完了できない見込みであることから、平成28年度へ繰り越して事業を実施するものでございます。

4項都市計画費の3目駅前広場管理費は、駅前広場西側のケヤキの成長に伴い、枝葉の剪定を行うものであります。

次の5項1目住宅管理費では、老朽化した小田部団地の修繕を行うほか、本年度の申請が見込まれない津波被災住宅再建支援事業補助金を減額するものでございます。

続きまして、38ページの8款は消防費でございます。

1項1目常備消防費は、消防組合負担金の確定による減額、2目非常備消防費は、消防団員登録者数の確定による団員報酬の減額、3目消防施設費は、繰越明許費でもご説明しましたとおり、全国瞬時警報システム、Jアラート機器の更新委託料の計上で、平成28年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

4目災害対策費は、自主防災組織設置補助事業の実績により補助金を減額するものであります。

9款は教育費でございます。

1項2目事務局費は、特別職及び一般職給与費の補正のほか、39ページに入りまして、基金利子の積立金、児童・生徒や教職員の検診委託料、奨学資金貸付金、及び学習指導等講師賃金につきまして、いずれも実績見込みや決定に基づく調整でございます。

2項1目小学校費の学校管理費では、一般職給与費のほか、東陽及び大総小学校の校庭遊具修繕及び撤去工事費を、次の3項1目中学校費の学校管理費では、光中学校多目的室の半円窓改修工事、及び横芝中学校で使用するシュレッターの購入費をそれぞれ計上いたしました。

40ページに入りまして、5項1目社会教育総務費は、一般職給与費のほか、文化財保護事業で文化財マップ制作費の減額、2目公民館費では、実績による公民館講座の講師謝礼の減額、3目共同利用施設費は、文化会館で使用する液晶プロジェクターの購入費の計上、4目図書館費は、一般職給与費の調整であります。

41ページ、6項1目保健体育総務費は、雨天中止となった町民体育祭委託料の減額で、2目体育施設費では、説明欄に記載の各社会体育施設に係る修繕等に必要額を計上するものであります。

3目学校給食費は、一般職給与費のほか、施設の維持管理や衛生管理に係る経費について必要額を計上するとともに、実績見込みによる減額を行うものであります。

最後に、42ページの11款1項は公債費で、2目利子は、本年度の償還見込みにより利子償還額が2,262万8,000円の減額となるものであります。なお、この減額分につきましては、2款の財政管理費でもご説明しましたとおり、全額を減債基金に積み立てるものでございます。

次の、43ページから45ページは給与費明細書で、46ページは地方債に関する調書でございますので、後ほどご確認願います。

以上で平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただき、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第18号及び議案第19号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第18号及び議案第19号の詳細につきまして説明をさせていただきます。

初めに、議案第18号の平成27年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊つづりの補正予算書案になりますので、よろしく願いいたします。左上に議案第18号と記載されている資料でございます。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,996万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億4,529万2,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

1款1項国民健康保険税であります。1目一般被保険者国民健康保険税におきまして、被保険者数の減少等による課税調定額の減額、及び見込み収入により調整をいたしまして2,086万円の減、また2目退職被保険者等国民健康保険税でも、被保険者数の減少などによりまして855万円を減額することから、保険税全体で2,941万円を減額補正するものでございます。

続いて、4款1項国庫負担金ですが、1目療養給付費等負担金については、概算額の交付決定などにより算定した結果1,560万円の減、2目高額医療費共同事業負担金についても概算額の交付決定によりまして51万5,000円の減、3目特定健康診査等負担金につきましては、事業費の確定により、1節現年分特定健康診査等負担金で63万6,000円の減、2節の過年分

特定健康診査等負担金では29万1,000円の追加交付がありまして、これらを合わせますと34万5,000円の減となり、国庫負担金全体では1,646万円を減額するものであります。

次の4款2項国庫補助金ですが、平成27年度の医療費動向等により精査を行った結果、普通調整交付金において5,770万円を減額し、特別調整交付金については事業の確定によりまして1,640万2,000円を追加計上したことから、国庫補助金全体では4,129万8,000円を減額するものであります。

次に、9ページの2行目、5款1項1目療養給付費等交付金であります。これは退職被保険者の医療費に対する支払基金からの交付金で、当初見込みよりも被保険者数の減少幅が大きく6,307万6,000円を減額補正するものでございます。

続いて、6款1項1目前期高齢者交付金であります。年齢層の高い国保に対し若年層の多い被用者保険から抛出される交付金で、交付額の決定通知によりまして3,145万8,000円を増額するものであります。

次の7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金であります。4款の国庫支出金と同じく概算額の交付決定によりまして51万5,000円の減、2目特定健康診査等負担金についても、交付決定通知によりまして1節の現年分負担金で56万2,000円の減、2節の過年分負担金では29万1,000円の追加交付となりまして、2目の合計で27万1,000円の減、県負担金全体では78万6,000円の減額となっております。

次に、7款2項2目県財政調整交付金ですが、国庫補助金と同様に平成27年度の医療費動向等により精査を行い、2,790万円を減額するものであります。

次に、8款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金及び2目保険財政共同安定化事業交付金であります。これについても概算額の交付決定によりまして、1目で450万円の減、2目で5,184万2,000円の減となり、共同事業交付金全体では5,634万2,000円の減額補正となりました。

次に、10款1項1目の一般会計繰入金であります。国保税の軽減分補填のために繰り入れる法定繰入金が、国の交付決定に基づいて、1節の保険基盤安定繰入金、これは保険税軽減分でございますが19万3,000円の増、次の10ページ2節の保険者支援分で3,924万円の増、3節職員給与費等繰入金で27万5,000円の増、4節出産育児一時金等繰入金では392万円の減、5節の財政安定化支援事業繰入金で3,450万円の増となり、繰入金全体では7,028万8,000円の増額となったところであります。

次に、11款1項2目その他繰越金5,441万4,000円ですが、これについては今回の補正額の

不足財源分を前年度繰越金より充当するものでございます。

続いて、12款1項1目一般被保険者延滞金ですが、これは国保税の延滞金収入を実績に応じまして102万5,000円減額するものであります。

歳入の最後になりますが、3項雑入では、3目の一般被保険者返納金で不当利得に伴う歳入として12万8,000円、5目の雑入では、国保連合会から前期高齢者分の負担軽減措置に伴う調整分として4万9,000円が交付され、合わせて17万7,000円を増額するものであります。

続きまして、歳出ですが、11ページをごらん願います。

1款1項1目一般管理費については、職員の給与費にかかわるものですが、給与改定によりまして27万5,000円を増額するものであります。

次の4項1目趣旨普及費ですが、啓発用パンフレットの購入単価やレセプト点検の委託料引き下げ交渉などによって不用となった84万3,000円を減額補正するものであります。

続いて、2款1項療養諸費であります。平成27年度の医療費動向等によって算出し、1目の一般被保険者療養給付費で1,280万円の減、2目退職被保険者療養給付費で2,610万円の減、次の12ページ3目一般被保険者療養費、これについては主に柔整関係の療養費になりますが、この項目では174万円の増、4目退職被保険者等療養費でも9万2,000円の増、5目審査支払手数料で47万9,000円の減となり、療養諸費全体では3,754万7,000円の減となりました。

次の2款2項高額療養費についても、医療費動向等により算定し、1目一般被保険者高額療養費で260万円の増、2目退職被保険者高額療養費で330万円の減、高額療養費全体では70万円の減額となりました。

次に、2款4項1目出産育児一時金ですが、若年層の国保被保険者が想定よりも減少しており、次の13ページ1行目、2目支払手数料を含めまして588万2,000円を減額いたしました。

次の2款5項葬祭諸費につきましても、国保被保険者の減少によりまして60万円を減額したところでございます。

続いて、3款1項後期高齢者支援金等ですが、これは75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の財源に充てるため、若年層からの支援金として支出するもので、本年度の負担額が決定したことにより、支援金及び事務費拠出金を合わせまして3,020万9,000円を減額するものであります。

次に、4款1項前期高齢者納付金ですが、これについては各医療保険の間で前期高齢者の

医療費負担を調整するに当たり、国保会計から調整金として支出するもので、今年度の負担額が確定したことにより納付金及び事務費拠出金を合わせ、不用となる37万円を減額するものであります。

続いて、14ページをお願いします。

6款1項介護納付金ですが、これは介護保険第2号被保険者分の支払基金への納付金で、今年度の納付額が確定したことから3,031万5,000円を減額するものであります。

次に、7款1項共同事業拠出金であります。これについても納付額が確定したことにより、1目で206万円の減、2目で1,597万1,000円の減となり、共同事業拠出金全体では1,803万1,000円の減額となりました。

続いて、8款1項保健事業費ですが、今年度の事業費がほぼ確定し、1目保健事業活動費で163万6,000円の増、2目特定健康診査事業費では241万円の減、3目の特定保健指導事業費で18万2,000円の増となり、合わせて59万2,000円を減額するものであります。

続きまして、15ページ、11款1項3目償還金ですが、これは平成26年度における療養給付費負担金の精算償還金で、その額が決定したことから3,679万1,000円を増額するものでございます。

最後になりますが、11款3項2目直営診療施設勘定繰出金806万3,000円につきましては、東陽病院の医師等の確保支援、及び救急患者受け入れ態勢支援として交付されるもので、繰出金の額が確定したことにより計上するものであります。

以上、平成27年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出ともに7,996万円の減額補正でございます。

引き続きまして、議案第19号の平成27年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊つづりの補正予算書案をごらんいただきますようお願いいたします。左上に議案第19号と記載された資料でございます。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ384万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,584万円とするものでございます。補正予算の内容につきましては、国保特別会計と同様に事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。と存じます。

初めに、歳入であります。1款1項後期高齢者医療保険料では、特別徴収と普通徴収の

徴収方法別に調定額を算出し、1目特別徴収保険料で66万6,000円の増、2目普通徴収保険料で38万円の増となり、保険料全体で104万6,000円を増額するものであります。

次の4款1項1目一般会計繰入金については、県からの交付決定通知によりまして、1節事務費繰入金で46万4,000円の減、2節保険基盤安定繰入金では124万2,000円の増となり、一般会計繰入金全体で77万8,000円を増額するものであります。

次の5款1項1目繰越金308万4,000円ではありますが、これにつきましては今回の補正額の不足財源分を前年度繰越金より充当するものでございます。

次に、6款諸収入、1項1目延滞金であります。これは後期高齢者医療保険の延滞金収入を実績に応じまして3万2,000円増額するものでございます。

続きまして、6款4項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入であります。後期高齢者の健康診査及び納付書作成経費などの徴収費については、実績によって交付されることになっております。資料では受託事業収入全体の記載となっておりますが、内容につきましては健康診査分として92万3,000円の減、帳票類作成分として17万7,000円が減額されておまして、それらを合わせた110万円を減額補正するものであります。

続きまして、歳出ですが、7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、職員の給与費にかかわるものですが、担当職員の育児休暇取得などの関係によりまして46万4,000円を減額するものであります。

次の1款2項1目徴収費ですが、歳入の6款でご説明いたしました広域連合からの受託事業収入が17万7,000円減額されたことから、その分を財源振替するものであります。

続いて、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金であります。歳入の1款でご説明いたしましたように、後期高齢者医療保険料が保険料全体で104万6,000円の増となり、これに延滞金収入を合わせた107万9,000円に、一般会計繰入金のうちの保険基盤安定納付金が県からの交付決定通知によって124万2,000円増額となったことから、納付金全体で232万1,000円を増額するものであります。

次に、3款1項後期高齢者健康診査費についてですが、後期高齢者の健康診査受診者数が当初見込みよりも少なかったことから92万3,000円を減額するものであります。

最後になりますが、4款諸支出金、2項1目他会計繰入金であります。これについては平成26年度以前における繰入金の精算金で、精算額が決定しましたことから290万6,000円を増額計上するものでございます。

以上で議案第18号及び議案第19号の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第20号について、福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） 議案第20号について補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります、別冊となっております介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第20号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,919万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億509万5,000円とするものであります。

本案は、町長の提案理由にございましたように、歳入歳出それぞれの事業費の確定、または実績見込みによる調整であります。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。資料の6ページ、歳入をお願いいたします。

1款保険料は、1節特別徴収保険料で343万6,000円、2節普通徴収保険料で657万5,000円、合計1,001万1,000円を増額するものです。特別徴収保険料は対象者の増、普通徴収保険料は当初見込んだ徴収率より実徴収率が向上したこと、また修正申告による所得更正等が主な増額理由でございます。

2款材料及び手数料は、1項3目地域支援事業手数料で、家族介護用品支給事業費及び高齢者等見守り配食サービス事業費の実績見込みにより98万8,000円を減額するものです。内訳は、家族介護用品支給事業で78万8,000円の減、高齢者配食サービス事業費で20万円の減でございます。

3款国庫支出金は、1項1目介護給付費負担金で2,072万1,000円の減、2項1目調整交付金で682万2,000円の減、2項2目及び2項3目地域支援事業交付金で78万円の減、これらは事業費の実績見込みによる調整でございます。なお、調整交付金につきましては、交付率が6.5%から6.27%に下がる見込みとなりました。

2項4目システム改修費補助金27万円の減額は事業費の確定によるものでございます。

4款支払基金交付金は、1項1目介護給付費負担金で5,627万3,000円の減、1項2目地域支援事業交付金で36万7,000円の減、これらも事業費の実績見込みによる調整でございます。

7ページ、5款県支出金は、1項1目介護給付費負担金で2,635万5,000円の減、3項1目

及び2目の地域支援事業交付金で39万円の減、これらも事業費の実績見込みによる調整でございます。

6款財産収入は、介護給付費準備基金の利子でございます。

8款繰入金は、1項一般会計繰入金で2,518万7,000円の減額、2項基金繰入金で2,921万7,000円を減額するものです。一般会計繰入金は、事業費の確定及び実績見込みによる調整でございます。基金繰入金は介護給付費の財源確保ができる見込みとなりましたので、取り崩しをしないことといたしました。

8ページをお願いいたします。

9款繰越金は、平成26年度からの繰越金留保額の全額を本補正予算の財源とするものでございます。

続いて、歳出に移ります。9ページをお願いいたします。

1款総務費は、1項1目一般管理費で、育児休業職員に係る給与費調整等で144万2,000円の減額、システム改修委託料の事業費確定によりまして54万円の減額、3項2目認定調査等費で調査委託件数の実績見込みにより70万円を減額するものでございます。

2款保険給付費は9ページ、10ページの掲載となります。

1項1目介護サービス給付費で、居宅介護サービス給付費及び居宅介護住宅改修費の実績見込みによりまして2,311万円の減額、2項1目介護予防サービス給付費で地域密着型介護予防サービス給付費の実績見込みにより10万1,000円の増額、3項1目審査支払手数料では、実績見込みにより6万円の増額をするものでございます。

10ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費、7項特定入所者介護サービス等費は、それぞれ財源振替をするものでございます。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金利子の確定額を元本に組み入れるものです。

5款地域支援事業費は、1項1目二次予防事業費で、介護予防教室委託料の実績見込みによりまして123万1,000円の減額、2目一次予防事業費では研修会参加旅費と介護予防運動用備品購入費の事業費確定によりまして4万2,000円を減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

2項2目任意事業費は、介護給付費実績通知書発送の実績見込みによりまして、郵送料2万6,000円の減額、高齢者見守り配食サービス委託料及び家族介護用品支給事業委託料の実績見込みによりまして231万7,000円を減額するものでございます。

12ページ、13ページは給与費明細でございますので、後ほどごらんいただきたいと思えます。

以上、議案第20号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後3時15分とします。

（午後 3時02分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明を続けます。

議案第21号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、議案第21号 平成27年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

資料につきましては、別冊となっております議案第21号をごらんいただきたいと存じます。

それでは、予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,516万2,000円と定めるものでございます。補正予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

初めに、歳入をご説明いたします。

1款1項1目受益者分担金は、中台地区で新規加入が1件あり、1節現年度分に19万9,000円を増額するものであります。

3款1項1目一般会計繰入金は、人事異動に伴う職員給与費の減額分166万8,000円を減額し、4,408万5,000円とするものでございます。

4款1項1目繰越金ですが、前年度繰越金が確定したことから63万1,000円を追加し、163万1,000円とするものでございます。

続きまして、7ページの歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、歳入でもご説明申し上げましたが、人事異動に伴い職員給与費を166万8,000円減額し、713万4,000円とするものでございます。

2款1項1目維持管理費でございますが、11節需用費の修繕料において、老朽化が顕著な中継ポンプ2台を更新する必要があることから、83万円を追加し1,178万8,000円とするものでございます。

以上、平成27年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第22号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 郡司民夫君登壇〕

○食肉センター所長（郡司民夫君） それでは、議案第22号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

別冊になっております、議案第22号の1ページをごらんください。

このたびの補正予算は、第1条に定めたとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,493万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,753万8,000円とするものであります。

事項別明細書で説明をさせていただきます。それでは、6ページの歳入からご説明いたします。

1款1項1目事業収入は134万5,000円を減額し、1億8,636万4,000円とするものであります。

1節センター使用料として、豚14万1,000頭、牛3,000頭の屠畜頭数の実績を見込み、646万円を減額いたしました。

2節冷蔵庫使用料は、同様の屠畜頭数を見込み、65万3,000円を減額いたしました。

3節カット室使用料では、豚8万2,000頭の頭数などを見込み、539万7,000円を増額いたしました。

4節ボイル使用料は、37万1,000円を増額いたしました。

2款1項1目と畜検印押印委託金でも、豚、牛の屠畜頭数の減を見込み、7万7,000円の減額としました。

3款1項1目利子及び配当金は、基金積立金利子12万6,000円を追加し、12万7,000円とするものであります。

6款1項1目一般会計繰入金は、児童手当9万円の減額となりました。

6款2項1目財政調整基金繰入金は、歳出補正予算減に伴う2,355万1,000円の減額といたしました。

続きまして、歳出をご説明いたします。7ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費は、708万1,000円を減額し、8,650万円とするものであります。これは、人事異動による人件費等の減額のものや、13節委託料は、人材派遣受け入れ取りやめの減額や、27節公課費は、平成27年9月の消費税の確定申告により、12月、3月の中間納付額が確定したため減額いたしました。

2款1項1目施設管理費は、1,073万8,000円を減額し、9,864万7,000円とするものであります。

11節需用費の燃料費、光熱水費等は、944万2,000円を減額いたしました。これは、原油価格の値下がりにより関連する料金が値下がりしたため、減額を見込んだものでございます。

18節備品購入費については、エアークナイフの故障が少なく購入在庫分で対応できるため、129万6,000円を減額いたしました。

2款1項2目施設整備費は、724万5,000円を減額し、3,010万6,000円とするものです。

13節委託料は、20万円の減額をいたしました。これは、見積もり対応したものや、低価格で執行できたものでございます。

15節工事請負費704万5,000円の減額は、執行残を減額したものが主なものでございます。

8ページをごらんください。

4款1項1目積立金は、財政調整基金利子12万7,000円を計上いたしました。

9ページ、10ページは給与費明細書でありますので、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

以上、議案第22号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認くださいますようお願いいたします。

〔食肉センター所長 郡司民夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第23号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、議案第23号 平成27年度横芝光町病院事業会計

補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第23号の補正予算書をごらんください。

1 ページ、第1条では総則を、第2条には業務の予定量の補正額を示してございます。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入につきましては、第1款病院事業収益の予算額に557万7,000円を追加し、合計額を13億9,004万8,000円に、支出では、第1款病院事業費用の予算額から278万4,000円を減額し、合計額を13億8,168万7,000円とするものであります。

2 ページになりますが、第4条は資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、当年度分損益勘定留保資金で補填する額を、補正前の1億1,112万9,000円から9,142万2,000円に改め、収入では、第1款資本的収入の予算額から3,730万1,000円を減額し、資本的収入の合計を1億2,802万9,000円とし、支出では、第1款資本的支出の予算額から5,700万8,000円を減額し、資本的支出の合計を2億1,945万1,000円とするものであります。内訳につきましては、後ほど補正予算説明書によりご説明をさせていただきます。

第5条の企業債の補正及び第6条の重要な資産の取得につきましては、当初見込んでおりました脳神経外科手術用顕微鏡等について、医師の退職等により購入を取りやめましたことから、これを減額するものであります。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。6 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、上段の表、収入、第1款病院事業収益、2項2目補助金557万7,000円の補正は、国民健康保険調整交付金等の交付見込み額等を計上いたしました。医師・看護師確保対策事業分として436万4,000円、国保診療施設運営補助金では100万円の交付額を見込み、99万9,000円を追加するものであります。また、千葉県看護学生実習病院確保事業補助金21万4,000円は、看護学生の実習病院として受け入れ体制を整えるため、看護師1名を指導者講習会に参加させておりますが、かかる経費等について2分の1の額が補助対象となりますことから、交付予定額を補正するものであります。

続きまして、下段の表、支出でございますが、第1款病院事業費用、1項2目材料費267万9,000円の減額は脳神経外科使用機器の減額、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費10万5,000円の減額は、当初見込んでおりました新規企業債の借り入れ利率の変更に伴うものであります。

続いて、7 ページをごらんください。

資本的収入及び支出予算、上段の表になりますが、収入の第1款資本的収入は、3,730万1,000円の減額でございます。1項1目企業債4,000万円の減額は、医師の退職等により、脳神経外科手術顕微鏡の購入を取りやめましたことから減額するものであります。

3項1目国県補助金269万9,000円の追加は、手術用照明器の整備費として国民健康保険調整交付金の交付決定がございましたことから、これを追加するものであります。

下段の表、第1款、資本的支出5,700万8,000円の減額は、1項2目1節器械備品購入費説明欄に記載してありますとおり、脳神経外科で購入を予定しておりました各医療機器を減額するものであります。

以上、議案第23号 平成27年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第24号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 議案第24号 平成28年度横芝光町一般会計予算についてご説明申し上げます。

説明に当たりましては、右上に囲みで資料1とあります平成28年度一般会計当初予算（案）の概要、こちらで説明をさせていただきますので、お手元にご用意いただきたいと存じます。過日の全員協議会での説明と重複する部分もございますが、あらかじめご了承くださいようよろしくお願いいたします。

それでは、表紙をめくっていただきまして1ページでございますが、当町の財政状況、次の2ページは予算編成の基本方針について記載してございますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

3ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入でございますが、歳入につきましては、この資料3ページから6ページに記載してございますので、その内容をご説明申し上げます。

歳入の、まず第1款町税でございますが、全体で24億481万1,000円の計上です。前年対比で1,723万2,000円、率では0.7%の増となっております。

主な税目別に申し上げますと、前年との比較で申し上げますと、町民税のうち個人町民税は現年分の均等割、所得割ともに平成27年度の決算見込み額に特別徴収の一斉指定等を考慮

いたしまして、徴収率96.5%と見込んで計上いたしました。

法人町民税は、均等割は27年度決算とほぼ同額、法人税割は税率が改正となることから、27決算見込みの12.9%減をそれぞれ見込みました。これによりまして、町民税全体では前年対比442万9,000円、0.4%の増額計上としたところでございます。

固定資産税につきましては、新增築家屋あるいは償却資産の増加等によりまして、固定資産税全体で前年比1,788万2,000円、1.6%の増を計上いたしました。

軽自動車税は、税率の改正、あるいは四輪自動車の増加傾向から前年比140万6,000円、2.3%増を見込み、たばこ税は消費本数の減を見込みまして、前年比650万、3.4%の減を計上したところでございます。

2款の地方譲与税は、対前年比100万減の1億4,900万円で、3款の利子割交付金から8款の自動車取得税交付金までは、27の決算見込みに県の財政情報等を加味いたしまして、算定したところでございます。

9款に移りまして、地方特例交付金は前年同額800万の計上でございます。

10款の地方交付税でございますが、普通交付税は、算定の基礎となります国勢調査人口、本年に実施しました国勢調査の人口の減少、あるいは合併算定がえの段階的縮減などを考慮いたし、特別交付税では、当初予算では基礎部分による算定額のみを計上したことから、地方交付税全体では対前年比3,000万円、1.1%減の27億7,000万円の当初予算計上としたところでございます。

11款の交通安全対策特別交付金は、前年同額500万。

12款の分担金及び負担金でございますが、前年比969万3,000円、7.4%増の1億4,076万3,000円の計上でございます。

13款の使用料及び手数料でございますが、前年比189万9,000円、率で4.1%増の4,770万1,000円の計上です。内訳といたしましては、道路占用料、町営住宅使用料などの土木使用料、あるいは戸籍・税務証明等による総務手数料、これについては28年度からの見直しも考慮したところでございます。あるいは社会体育施設などの教育使用料、これらが主な歳入項目でございます。

14款の国庫支出金は、対前年比4,193万9,000円、4.5%減の8億9,515万9,000円の計上でございます。内訳といたしましては、介護給付事業費負担金、児童手当負担金等の民生費国庫負担金、あるいは地方創生の推進交付金などの総務費国庫補助金、土木の国庫補助金であります社会資本総合整備交付金など、これらが主な項目でございます。

15款の県支出金でございますが、対前年比2億2,746万6,000円、26.1%減の6億4,317万9,000円の計上でございます。主な内訳といたしましては、民生費県負担金、これは介護給付あるいは児童手当の負担金等でございます。子ども・子育て支援補助金などの民生費の県補助金、あるいは子ども医療費の補助金、浄化槽の設置事業補助金等の衛生費の県補助金、農林水産業費の県補助金、選挙等の総務費補助金、これらが県支出金の主な項目となっているところでございます。

16款の財産収入は、1,025万3,000円の計上でございます。財産貸し付け収入あるいは基金利子等が主な内訳でございます。

飛びまして、18款の繰入金でございますが、前年比3億6,204万7,000円、率では42.4%減、4億9,107万4,000円の計上でございます。基金の繰入金でございますが、内訳といたしましては、財政調整基金の繰入金が4億3,000万円、地域振興基金5,100万6,000円などが主な項目でございます。繰越金は、現在見込める範囲内での計上としております。

20款の諸収入でございますが、前年比5,157万9,000円、率でいいますと9.2%増の6億3,679万3,000円でございますが、内訳といたしましては空港周辺対策交付金、これが4億3,500万円、これが一番大きいものでございますが、これらのほか、土地改良施設維持管理適正化事業交付金、学校給食費の負担金等が主な項目となっているところでございます。

21款の町債、対前年比7億2,920万円減、率でいいますと52.7%減の6億5,560万円の計上でございます。内訳といたしましては、合併事業特例事業債や農業基盤整備事業債、あるいは道路橋梁整備事業債、臨時財政対策債、これらが主な項目でございます。

続いて、歳出について説明申し上げます。

歳出は、資料7ページからとなっております。

目的別歳出について説明させていただきます。7ページから10ページまでがこの目的別歳出の資料でございますので、この範囲の内容について簡単にご説明申し上げます。

1款の議会費、これにつきましては対前年比1,553万3,000円、率で13.5%減の9,954万1,000円でございます。

2款の総務費は、前年比1,922万5,000円、率で1.3%減、14億7,077万5,000円の計上でございます。2款の主なものといたしましては、新規事業といたしましては、町誕生10周年記念事業、あるいは、補正でも申し上げましたが地方創生対策事業、具体的に申し上げますと、例えば移住定住促進事業ですとか、千葉大学とのCOC+連携事業などの新規の創生事業、このほか、今年度からシティーマネージャー等を招聘しております地方創生対策事業、あるい

は、町民のニーズにより適合した乗り合いタクシーの運行事業、参議院議員あるいは千葉県知事等の選挙費、さらに平成28年度第二次総合計画策定事業費、町の基本構想、基本計画を策定する事業費等を計上したところでございます。

3款民生費は、前年比3,386万2,000円、率でいいますと1.2%減でございます。28億3,019万円を計上いたしました。減額の要因といたしましては、本年度平成27年度に実施しました横芝第二、白浜小学校の児童クラブの建設事業、光町保育園分園新築事業補助金のそれぞれ事業完了による減が主な減額の要因でございます。

4款の衛生費につきましては、前年比2,556万、率で2.2%減の11億5,681万8,000円の計上でございます。新規事業といたしましては、子育て用品を助成する子育て支援事業、あるいは不妊治療費助成事業等の地方創生事業を新規計上したほか、主な事業といたしましては、子ども医療費助成事業、個別予防接種事業、その他がん検診事業、環境対策としての浄化槽設置促進補助事業、火葬、上水道、ごみ、し尿等の一部事務組合の負担金などが主なものでございます。

なお、東陽病院事業会計繰出金につきましては、対前年比3,000万円減の4億5,000万円を計上したところでございます。

5款の農林水産業費は、対前年比9億7,628万9,000円、率では65.1%という大幅減となりましたところでございますが、この要因といたしましては、ご承知のとおり、国営両総土地改良事業負担金が事業費、本年度約8億5,000万円、これらが皆減となったこと等によるものでございます。

新規事業といたしましては、地方創生事業、町の持つ魅力を生かそう事業ですとか、農業経営の法人化を促進する経営法人化支援事業、新規就農支援事業等の地方創生事業を実施するほか、主要事業といたしまして土地改良施設の維持管理適正化事業、需給調整推進対策奨励事業の横芝光町産の農産物販路開拓モデル事業、これらを引き続き実施するところでございます。

6款の商工費は、前年比854万6,000円、率で13.7%増の7,088万2,000円の計上でございます。この増額の主な要因といたしましては、創生事業といたしまして雇用促進事業を計上したほか、海水浴場の開設事業、商工振興運営支援事業、マスコットキャラクター活用事業等の主要事業によるところでございます。

7款の土木費は、対前年比2,049万8,000円、2.9%減、6億9,210万3,000円の計上でございます。減額の主な要因といたしましては、主要道路事業の順調な進捗等による事業費の減、

あるいは町営住宅大規模修繕事業の事業費の減等が主なものでございます。

増額の要因といたしましては、継続事業として実施しております町道Ⅰ-18号、Ⅰ-8号のそれぞれ改良事業、橋梁長寿命化修繕事業等のほか、創生事業としては空き家住宅管理事業等を実施しようとするものでございます。

8款の消防費は、前年比606万3,000円、率で1.4%増の4億5,078万9,000円の計上でございます。主な内容といたしましては、常備消防事業としましての消防組合の負担金、消防車両2台の更新を行う消防車両整備事業、消防団活動費、防災無線維持管理事業などが主なものでございます。

9款の教育費は、対前年比1億9,241万8,000円減、16.0%減の10億954万6,000円でございます。これにつきましても、平成27年度、本年度実施しております横芝・光両中学校の天井落下防止対策事業の完了による事業費の皆減等が主な減額要因となっているところでございます。

新規事業といたしましては、創生事業といたしまして、中学生の自主的な学習活動をサポートする教育補助事業、あるいは図書館の魅力発信基地化計画事業等の創生事業を計画しているほか、主要事業といたしまして、複式学級解消のための学習指導講師配置事業、小学校の情報教育の推進事業等のほか、各種社会教育、社会体育施設の管理事業、図書館資料購入事業などが主な事業でございます。

飛びまして、11款の交際費でございますが、前年比1,122万3,000円、1%減の10億6,513万7,000円の計上でございます。元金償還分は0.9%程度ふえておりますが、利子償還分としては15.7%の減額となったところでございます。

12款の諸支出金、13款予備費は、それぞれ前年同額でございます。

以上、ざっと概略申し上げましたが、平成28年度横芝光町一般会計当初予算は、歳入歳出ともに94億円の計上としたところでございます。

なお、この当初予算につきましては、本年度、平成27年3月に町長選挙が執行予定でありますことから、首長の裁量制の高い政策的経費を除きました、いわゆる骨格予算として編成したところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

この資料につきましては、11ページからは性質別歳出の内訳、16ページは人件費、物件費の内訳、17ページは一部事務組合の負担金の状況、18ページでは特別会計の繰出金の状況、19ページは基金の現在高の見込み、そして20ページには会計別予算の状況、21ページからは主な歳入歳出の説明ということで、24ページまでは歳入の説明、25ページから47ページにか

けましては歳出に関する主要事業が款項目別に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、議案第24号 平成28年度横芝光町一般会計予算（案）の説明とさせていただきます。

慎重審議を賜り、可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第25号及び議案第26号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第25号及び議案第26号の詳細につきまして説明をさせていただきます。

初めに、議案第25号の、平成28年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

資料2の平成28年度当初予算（案）の概要によりまして、説明をさせていただきます。先ほどの一般会計は資料1でしたが、国保会計は資料2となりますので、よろしく願いいたします。

1ページをごらんいただきますようお願いいたします。

網かけをしてある部分が平成28年度当初予算（案）の予算額及び構成費で、これを前年度、平成27年度予算と比較した表になっています。

平成28年度の当初予算総額は、歳入歳出それぞれ39億3,500万円で、前年度当初予算と比較いたしますと、額で8,400万円、率で2.1%の減となっておりますが、これについては農業や商業などに携わる自営業者の減少や、後期高齢者医療保険制度への移行に伴う国保被保険者数の減少が主な要因であります。このほか、以前より推進しておりましたさまざまな医療費抑制対策などによりまして、医療費の高騰が抑えられつつあることも要因の一つと考えているところでございます。

それでは、上段の歳入の状況のうち、主な項目についてご説明申し上げます。

1款国民健康保険税ですが、国保被保険者数、特に若年層の方の加入割合が減少しております。平成28年度においても国保被保険者全体の所得減収が予想されることから、前年度当初予算と比較して、額で5,060万1,000円、率で6.1%の減となる7億8,080万1,000円の計上となりました。

4款国庫支出金については、療養給付費負担金や普通調整交付金のほか、高額医療費共同

事業及び特定検診・保健指導の国負担分の計上となっておりますが、平成27年度の医療費動向等を参考に算出し、前年度当初予算と比較して、額で1億297万6,000円、率で11.5%の減となる7億8,897万9,000円となりました。

次の5款療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費に係る交付金であります。平成27年3月末をもって退職者医療制度が廃止されたことなどから、前年度予算と比較して、額で5,743万6,000円、率で39.2%の大幅な減となる、8,901万9,000円の計上となりました。

6款前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の前期高齢者の人数に応じ、若年層の多い被用者保険から拠出される交付金で、年々増加する前期高齢者の人数等を勘案し、前年度と比較して、額で9,870万3,000円、率で13.6%の増となる8億2,570万4,000円を計上いたしました。

7款県支出金は、財政調整交付金、高額医療費共同事業及び特定健診・保健指導の県負担分を前年度実績などを参考に計上し、前年度と比較して、額で1,387万1,000円、率で5.6%の2億3,367万4,000円となりました。

8款共同事業交付金は、高額な医療費の発生による国保の負担を緩和するため、国保連合会が行っている共同事業の交付金で、前年度実績などを参考に算出し、前年度と比較して、額で1,370万5,000円、率で1.5%の減となる9億756万7,000円の計上となりました。

10款繰入金は、一般会計からの繰入金で、保険基盤安定繰入金の保険者支援分が拡充されたことなどから、前年度と比較すると、額で4,470万2,000円、率にいたしますと20.7%の増となる2億6,106万9,000円の計上となりました。

続きまして、下段の歳出の状況についてであります。1款総務費は、人件費や事務費、国税の賦課徴収費のほか、医療費通知やレセプト点検に係る趣旨普及費で、前年度と比較して額で371万9,000円、率で5.5%の減となる6,392万2,000円を計上いたしました。

2款保険給付費、いわゆる国保医療費であります。被保険者数の減少とともに、今後も引き続き医療費の抑制対策を推進してまいることから、前年度と比較して、額で6,155万1,000円、率では2.8%の減となる21億3,691万1,000円の計上となりました。

3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度の財源に充てるため、国保からの支援金として支出するもので、前年度と比較して、率で0.1%の減となる5億2,145万9,000円の計上となりました。

次に、6款介護納付金ですが、これは介護保険第2号被保険者分の支払基金への納付金で、前年度と比較して、額で2,388万1,000円、率にいたしますと9.8%の減となる2億1,938万

5,000円の計上となりました。

7款共同事業拠出金は、高額医療費に係る共同事業の拠出金で、前年度実績等を参考に算出した結果、前年度と比較して額で502万7,000円、率で0.5%の増となる9億4,338万8,000円となりました。

8款保険事業費は、短期人間ドックや水中ウォーキング教室等の保健事業活動費、及び特定健診・特定保健指導に係る事業費で、前年度と比較して2.1%の増となる4,052万2,000円を計上いたしました。

次のページ、2ページから4ページは予算（案）の概要を、5ページには平成21年度から27年度までの国保医療費の動向を掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

引き続きまして、議案第26号の平成28年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明をさせていただきます。

資料3になります。資料3の平成28年度当初予算（案）の概要によりましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。表につきましては、先ほどの国保特別会計と同様の構成となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

平成28年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,200万円で、前年度予算と比較して額で3,000万円、率で12.9%の増となりました。

それでは、上段の歳入の状況のうち、主な項目についてご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、年金天引きによる特別徴収並びに納付書や口座振替による普通徴収によって納めていただく保険料で、千葉県広域連合の試算をもとに算出し、1億6,608万4,000円を計上いたしました。前年度予算と比較いたしますと、額で1,872万5,000円、率では12.7%の増となります。

4款繰入金は、一般会計からの事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、前年度と比較して、額で1,220万2,000円、率で16.5%の増となる8,622万7,000円の計上となりました。

6款諸収入は、後期高齢者の健康診査及び保険料の帳票作成に係る広域連合からの受託収入が主なもので、前年度と比較して92万7,000円の減となる、968万2,000円の計上となりました。

続きまして、下段の歳出の状況であります。1款総務費は、人件費や保険証郵送料などの一般管理費及び保険料徴収に係る徴収費で、前年度予算と比較して21万3,000円増の641万

5,000円の計上となりました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入のうちの保険料と保険基盤安定繰入金の合わせた額を広域連合に納付するもので、前年度予算と比較して額で3,103万4,000円、率にして14.4%の増となる2億4,649万7,000円を計上いたしました。

3款保健事業費は、後期高齢者の健康診査事業に係る経費で、各種の医療費抑制施策の充実を図るべく、前年度と比較して11万8,000円の増となる755万2,000円の計上となりました。

主な予算につきましては、以上のとおりでございます。

次のページ、2ページと3ページは予算（案）の概要、4ページは後期高齢者医療費の動向を掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、平成28年度国民健康保険特別会計当初予算（案）並びに後期高齢者医療特別会計当初予算（案）の概要説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第27号について、福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） 議案第27号 平成28年度横芝光町介護保険特別会計予算につきまして、資料の4、介護保険特別会計当初予算（案）の概要でご説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページ下段にあります歳入の構成表をごらんいただきたいと思います。説明は款区分とさせていただきますので、ご了承願います。

平成28年度の介護保険特別会計の予算総額は、歳入歳出ともに21億9,100万円で、前年比、金額で9,800万円、率で4.7%の増となりました。

1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者の増加から、前年比3,902万7,000円増の4億2,066万7,000円を計上いたしました。保険料の内訳は、特別徴収が約92%、普通徴収が約8%となっております。

2款使用料及び手数料は、家族介護用品支給事業と高齢者見守り配食サービス事業の利用料で、前年比117万9,000円減の194万4,000円を計上いたしました。減額の要因は、家族介護用品支給事業におきまして、1月当たりの数量及び町民税非課税世帯の利用料の見直しによるものでございます。

ここで、資料の訂正をお願いいたします。

2款の一番右の欄、増減率欄がございます。そこに増減率が62.3%の増となっております

が、申しわけございません、マイナス37.7%に訂正をお願いいたします。申しわけございません。

3款国庫支出金は、調整交付金のほか、歳出で見込みました介護給付費、地域支援事業費等の国負担割合分を積算し、前年比1,129万1,000円増の5億354万3,000円を計上いたしました。

4款支払基金交付金は、国庫支出金同様、介護給付費及び地域支援事業費等の制度割合負担分を積算しまして、前年比2,458万4,000円増の5億7,665万8,000円を計上したものでございます。

5款県支出金も同様に、介護給付費及び地域支援事業費等の県負担割合を積算し、前年比1,143万4,000円増の3億883万1,000円を計上いたしました。

6款財産収入1,000円は、介護給付費準備基金利子の存目計上でございます。

7款寄附金1,000円も存目計上です。

8款繰入金3億7,932万7,000円は、一般会計からの法定繰入金と介護給付費準備基金の繰入金、いわゆる基金取り崩しです。基金繰入金は、前年比1,400万円余りの減額計上としておるわけなんですけれども、一般会計繰入金の介護給付費負担金、地域支援事業費負担金、職員給与費等が前年比増額と積算したため、8款合計では前年比1,282万6,000円の増額を計上いたしました。

9款繰越金と10款財政安定化基金貸付金は、存目計上でございます。

11款諸収入は、延滞金や加算金等の存目計上です。

なお、前年比1万7,000円の増となっておりますのは、27年度補正予算計上いたしました臨時職員の雇用保険料被保険者負担分を当初予算に計上したことによるものでございます。

続きまして、3ページ、歳出の構成表をお願いいたします。

1款総務費は、職員給与費や一般事務費、認定調査費等で、前年比1,338万9,000円増の9,097万7,000円を計上いたしました。増額の要因は、27年度は補正予算で計上いたしました1名増員分の職員給与費や、育休職員補充のための非常勤職員賃金を当初予算に計上したこと、新規に第7期介護保険事業計画策定に係る住民ニーズ調査費等を計上したことによるものでございます。

2款保険給付費は、介護予防サービス給付費の一部を介護予防日常生活支援総合事業として5款の地域支援事業費へ移行しましたが、各種介護サービス給付費を平成27年度実績見込みと第6期介護保険事業計画で見込んだ計画額等を勘案して積算し、前年比5,326万7,000円

増の20億1,851万3,000円を計上いたしました。

3款財政安定化基金拠出金及び4款基金積立金は、存目計上です。

5款地域支援事業費は、主に介護予防事業に係る費用で、前年比3,509万3,000円の増となっていますが、この増額分のほとんどがいわゆる総合事業の事業費として、2款の保険給付費からの移行分でございます。27年度の総合事業費は、12月補正予算で保険給付費と地域支援事業費の組み替えをさせていただきましたが、28年度は当初予算で組み替えをしたものがございます。

6款公債費は、存目計上です。

7款諸支出金は、死亡や転出による保険料還付金50万円のほか、国・県等への補助金返還金、一般会計繰出金等の存目計上です。処理が保留となっていました還付事務を平成27年度は精力的に処理したため、前年比374万9,000円の減額といたしました。

8款予備費は、前年同額の200万円の計上でございます。

資料の6ページ、7ページは、第1号被保険者数、要介護認定者数、介護給付費の推移等、介護保険事業の状況をお示ししてありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、平成28年度横芝光町介護保険特別会計予算についての説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は4時20分とします。

（午後 4時09分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時21分）

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明を続けます。

議案第28号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、議案第28号 平成28年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

内容につきましては、資料5をごらんいただきたいと思います。

平成28年度農業集落排水事業特別会計予算（案）の概要でございます。

概要書の1ページでございますけれども、予算案の概要でございます。

現在の処理施設への接続率は、人口ベースで56.9%でございます。引き続き、地元の維持管理組合の役員の皆様のご協力をいただき、農業集落排水事業の目的達成と財源確保のため、戸別訪問のほか、定期的に接続利用パンフレットを配布するなど、普及啓発活動に努めてまいる所存でございます。

歳出の面では、建設事業費に対する起債の償還金が予算全体の67.3%を占めており、平成46年度までの償還となっております。施設の維持管理費については、中継ポンプの老朽化等により増加傾向にありますが、修理交換等を計画的に実施し、効率的な運用に努め、適切な管理を行ってまいります。

このような状況を踏まえ、平成28年度の予算編成をしましたところ、歳入歳出予算の総額は5,240万円となり、前年度当初予算と比較し36万円、率で6.4%の減額となりました。

2ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の状況でございますけれども、1款分担金及び負担金は、前年度と同じ2,000円の存目計上でございます。

2款使用料及び手数料は、木戸台地区、中台地区の186件と4施設の使用料913万9,000円の計上で、前年度と比較し10万5,000円、率で1.1%の減額でございます。

3款繰入金は、4,225万8,000円の計上で、前年度と比較し349万5,000円、率で7.6%の減額となっております。主な要因は、前年度の人事異動などに伴う人件費の減でございます。

4款繰越金は、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

5款諸収入は、雑入での存目計上でございます。

3ページの歳出の状況でございます。

1款総務費は、552万5,000円の計上で、前年度当初予算と比較し327万7,000円、率で37.2%の減額となっております。人件費各種負担金等の一般管理費で、職員の給与手当等を計上したものでございます。

2款事業費は、1,063万5,000円の計上で、前年度当初予算と比較し32万3,000円、率で2.9%の減額となっております。引き続き、汚泥を発酵処理し、安全な農地還元を行うための費用や、光熱水費、通信運搬費、維持管理費などを計上させていただきました。

3款公債費は、3,524万円の計上で、前年度当初予算と同額となっております。建設事業費に対する借入金の償還金の元金2,734万3,000円、償還金の利子は789万7,000円を計上した

ものでございます。

4款予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

以上、平成28年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第29号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 郡司民夫君登壇〕

○食肉センター所長（郡司民夫君） それでは、議案第29号 平成28年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算（案）の説明をさせていただきます。

資料6、平成28年度食肉センター特別会計当初予算（案）の概要1ページをごらんください。

平成28年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,700万円の計上で、平成27年度当初予算額と比較いたしますと、額で1,320万円の減額、率にして5.7%の減となりました。

それでは、歳入からご説明させていただきます。

1款、歳入の大宗をなす事業収入は、前年と比較いたしますと、795万1,000円減の1億7,975万8,000円の計上でございます。これにつきましては、屠畜頭数は、PEDや問屋廃業の影響を考慮し、豚が14万1,000頭、牛が3,000頭を見込み、各種の使用料を算定したところでございます。

2款県支出金は、対前年7万6,000円減の244万8,000円の計上でございます。県から屠畜合格した枝肉への検印押印を1頭17円で作業委託されているものでございます。

3款財産収入は、財政調整基金利子で存目計上でございます。

4款繰越金は、1,418万7,000円の計上で対前年491万9,000円、率にしまして25.7%の減となります。

5款諸収入は、22万6,000円の計上でございます。

6款繰入金は、一般会計からの38万円と財政調整基金からの繰入金2,000万円であります。基金繰り入れは、大動物施設の屋根改修工事のほか、各種施設の維持補修費等に充当するものでございます。

続きまして歳出でございますが、1款総務費は、8,646万2,000円の計上で対前年69万

9,000円、率にいたしますと0.8%の増額となります。主なものといたしましては、一般職9名分の給与費6,315万9,000円のほか、一般管理費、賃金、委託料、負担金補助及び交付金、公課費等の消費税等の一般管理費等でございます。

2款施設管理費は、1億844万5,000円の計上で対前年1,389万9,000円、率にいたしますと11.4%の減となります。施設管理費関係の主なものは、燃料費といたしまして1,348万5,000円のほか、光熱水費5,830万4,000円、修繕料1,340万円、浄化槽余剰汚泥堆肥化委託料等943万8,000円、原材料費等440万2,000円となっております。施設整備費関係は、471万1,000円の計上で大動物施設の屋根改修工事を予定しているところでございます。

3款公債費は、1,709万2,000円の計上で、これにつきましては前年と同額でございます。現在の借入れ数は6口でございます。

4款積立金は、財政調整基金で存目計上でございます。

5款予備費は、前年同額の500万円の計上となります。

最後に、5ページでございますが、平成27年度食肉センター特別会計の決算見込みでございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、平成28年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計予算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認くださいますようお願いいたします。

〔食肉センター所長 郡司民夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第30号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） 議案第30号 平成28年度横芝光町病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料ナンバー7の平成28年度病院事業会計当初予算（案）の概要により、説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

東陽病院の経営状況は、入院患者が増加しておりまして、医業収益は増加傾向にございますが、慢性的な医師・看護師不足の影響もございまして、根本的な経営改善には至っていない状況にございます。

このような状況の中ではございますが、平成28年度当初予算では、地域住民が安心して受診できる病院を目指し、院内診療情報系システム導入等の施設整備に積極的に予算配分を行い、医業収益につきましては、手術等によるさらなる診療単価の増を見込み、積算したとこ

ろでございます。

それでは、1ページの中段から2ページに記載してございます、収益的収入及び支出予算から資料に基づきまして説明をさせていただきます。

予算総額でございますが、収入支出とも14億2,130万円を計上いたしました。前年度と比較して金額で4,826万8,000円、率で3.5ポイントの増でございます。

収入の基本となります1款1項医業収益は、入院の1日平均患者数を一般病床38人、療養病床35人の計73人を、また外来の1日平均患者数を170人と見込みましたほか、救急医療にかかわる一般会計繰入金、輪番制当番医受託収益、室料差額収益、健診及び人間ドック収益等で総額9億9,096万3,000円を計上いたしました。前年度比較で、金額で7,858万3,000円、率で8.6ポイントの増となります。

2項医業外収益は、一般会計からの繰入金及び匝瑳市からの負担金に加えまして、患者ほか給食収益・売店収益等で4億3,033万5,000円を計上いたしました。一般会計からの繰入金が減額となりましたことから、前年度比較で、金額で3,031万5,000円、率で6.6ポイントの減となっております。

3項の特別利益は、存目計上でございます。

次に、支出でございますが、支出の大宗をなします1款1項医業費用の総額は、13億9,954万4,000円を計上しております。給与費で医師、医療技術員、看護師等を合わせました正職員92名分のほか、パート医師や看護師等臨時職員の人件費を、また材料費では診療に係る薬品、医療材料等を見込んでおります。経費では、診療以外に係る消耗品や光熱水費、各種機器のリース料及び保守点検料、各種業務委託料が主なものであります。そのほかには、固定資産に係る減価償却費、医学雑誌や学会等の経費、介護の訪問看護に係る経費を計上いたしました。

医療スタッフの増員等による給与費や手術件数の増加を見込み、麻酔科医への診療業務委託費の増額もございませうことから、前年度比較で5,053万1,000円、率で3.7ポイントの増となっております。

次に、2項医業外費用の総額は、2,075万4,000円を計上いたしました。支払い利息及び企業債取扱諸費として長期資金利子償還金9件分を見込みましたほか、その他雑損失として貯蔵品に係る消費税雑支出額を費用として計上し、売店費用につきましては実績見込み額をもとに計上したところでございます。

平成22年度に借入れを行いました空調設備改修工事設計委託の企業債の償還が終了した

ことに伴いまして、前年度比較で225万5,000円、率で9.8ポイントの減でございます。

3項の特別損失は、存目計上でございます。

4項の予備費の総額は、昨年度同額の100万円を計上しております。

続きまして、3ページの中段から4ページに記載しております資本的収入及び支出予算でございますが、収入総額は2億2,230万円、支出総額は3億3,543万8,000円を計上しました。収入では、前年度比較で5,697万円、率で34.5ポイントの増、支出では金額で6,645万4,000円、率で24.7ポイントの増となっております。

それでは、収入から各項目ごとに説明をいたします。

第1項企業債は、院内診療情報系システム導入費用として1億円を計上したため、前年度比較で6,000万円、率で150.0ポイントの増でございます。

第2項出資金は、一般会計繰入金及び匝瑳市負担金で、1億2,229万8,000円を計上いたしました。建設改良に伴う一般会計出資金の減によりまして、前年度比較で303万円、率で2.4ポイントの減となっております。

3項の補助金は、存目計上でございます。

支出につきましては、第1項の建設改良費は、院内診療情報系システム導入及び病棟廊下手すり改修工事で1億6,866万7,000円を計上しております。医療情報システムの導入予算を新規計上したことから、前年度比較で6,583万6,000円、率で64.0ポイントの大幅な増となっております。

第2項の企業債償還金は、長期資金9件の元金返済で、1億6,677万1,000円を計上し、前年度比較で金額で61万8,000円、率で0.4ポイントの増でございます。

なお、収入額が支出額に対して不足いたします1億1,318万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填することといたしました。

5ページをお願いいたします。

この表は、繰入金の状況を各項目ごとに前年度比較で示したものでございます。

28年度当初予算での収益的収入に係る一般会計繰入金の合計は、この表の中段あたりの記載になりますが3億5,307万2,000円、また、その3行下になりますがけれども、資本的収入では1億2,229万8,000円、合計では4億7,537万円の繰入金を見込んだところでございます。

この額は、前年度比較で、金額で3,000万円、率で5.9ポイントの減となったところでございます。

以上、議案第30号 平成28年度横芝光町病院事業会計予算の補足説明とさせていただきます

す。

慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第31号ないし議案第42号、報告第1号及び報告第2号について、総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） それでは、議案第31号から第42号の横芝光町農業委員会の委員の任命についてご説明をいたします。

議案つづりは105ページから127ページとなります。

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、農業委員会の委員12名、内訳といたしましては推薦された者10名、応募した者2名を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

なお、任命に当たっての評価項目につきましては、1点目として、破産手続中並びに禁固以上の刑罰を受けている者であるか、2点目として、認定農業者の資格を有するものが過半数を占めること、3点目として、利害関係を有しない者が含まれること、4点目として、年齢、性別に著しい偏りが生じないよう配慮することの4点であり、これらの事項について横芝光町農業委員会の委員候補者評価委員会から適性との報告があった方々でございます。

それでは、各議案についてご説明をいたします。

まず、議案つづり105ページ、議案第31号は、住所、横芝光町谷台417番地、氏名、萩原智夫、生年月日、昭和31年6月17日を任命しようとするものであります。

議案つづり107ページ、議案第32号は、横芝光町坂田112番地、實川勝之氏、昭和55年4月15日生まれ、続いて議案第33号は、横芝光町鳥喰上985番地1、瀧田修氏、昭和37年4月29日生まれ、議案第34号は、横芝光町栗山3135番地、齋藤信夫氏、昭和28年7月3日生まれ、議案第35号は、横芝光町新島2825番地、伊藤政信氏、昭和29年2月24日生まれ、議案第36号は、横芝光町篠本1680番地、伊橋秀和氏、昭和28年11月12日生まれ、議案第37号は、横芝光町台1622番地、山崎義則氏、昭和39年11月24日生まれ、議案第38号は、横芝光町宮川2370番地、越川雅夫氏、昭和40年10月27日生まれ、議案第39号は、横芝光町原方1351番地、伊橋孝次氏、昭和29年10月26日生まれ、議案第40号は、横芝光町尾垂イ2204番地、永井友治氏、昭和22年1月10日生まれ。

以上、議案第31号から議案第40号までの10名は、各地区より推薦された方々であり、かつ、

うち8名が認定農業者の方でございます。

次に、議案つづりの125ページ、議案第41号は、横芝光町栗山2943番地12、宇多美佐子氏、昭和22年7月7日生まれ、議案第42号は、横芝光町木戸4580番地1、椎名尊子氏、昭和23年8月7日生まれ。

議案第41号、議案第42号の女性2名は、応募した者であり、かつ利害関係のない方であります。

以上で、横芝光町農業委員会の委員の任命についての説明といたします。

慎重審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、報告第1号、報告第2号についてご説明をいたします。

議案つづりの129ページをごらん願いたいと思います。

報告第1号 専決処分の報告について（横芝光町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定）、続いて、議案つづりの137ページ、報告第2号 専決処分の報告について（横芝光町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定）。

本報告2件は、いずれも地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、それぞれ条例で引用している条項、具体的には地方公務員法第24条第6項を、24条第5項に改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定による、議会の委任による専決処分をしたので、同条第2項の規定により、ここに報告するものでございます。

以上で、報告第1号、報告第2号の説明とさせていただきます。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 報告第1号 専決処分の報告について（横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定）及び報告第2号 専決処分の報告について（横芝光町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定）は、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。

2月24日は議案調査のため、休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、2月24日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の日程はこれをもって終了します。

2月25日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時46分）

3 月 定 例 会

(第 2 号)

平成28年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年2月25日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	秋鹿幹夫君	3番	宮菌博香君
4番	山崎義貞君	5番	庄内賢一君
6番	鈴木和彦君	7番	齋藤順一君
8番	森川忠君	9番	川島仁君
10番	川島富士子君	11番	鈴木克征君
12番	野村和好君	13番	山崎貞一君
14番	鈴木唯夫君	15番	八角健一君
16番	川島勝美君		

欠席議員(1名)

2番 平山雅規君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事	田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長	若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長	鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君

産業振興課長	早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長	椎名富士男君	健康管理課長	越川誠一君
食肉センター長	郡司民夫君	東陽病院長	大木良夫君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	秋葉義臣君	農務委員会 局長	齋藤政美君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 高 蝶 政 道 書 記 椎 名 晴 美

◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木唯夫君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

平山雅規議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので、ご報告します。

◎一般質問

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 庄 内 賢 一 君

○議長（鈴木唯夫君） 通告順に発言を許します。

庄内賢一議員。

〔5番議員 庄内賢一君登壇〕

○5番（庄内賢一君） おはようございます。

議席番号5番、庄内賢一です。よろしくお願いたします。

初めに、東日本大震災から間もなく5年になろうとしております。復興のほうは、徐々にしていると思われま。

初めに、最近、先月1月24日には長野県軽井沢の国道18号線でスキーツアーのバスが下り坂のカーブを曲がり切れず、道路下に転落するという事故が発生いたしました。スキーツアー客はほとんどが若者だったようです。死亡した大学生ら若者15人が、人生これからと思っていたやさきに、痛ましい事故に遭遇したわけでございます。心よりご冥福を申し上げます。

また、26人が重軽傷でした。重軽傷を負った方々にも一日も早い回復を願っております。

今回の一般質問に際し、先輩議員の皆様、同僚議員の皆様に感謝を申し上げます。

それでは、議長にお許しを得ておりますので、通告に従って質問をさせていただきます。

大綱 1、安全な道路環境整備について。

(1) 北清水清長大橋入口の交差点について。

この交差点については、2月5日、横芝地区北清水と光地区長塚に開通した清長大橋の入り口の交差点です。以前にこの交差点では死亡事故が発生しております。その後も事故が多い危険な交差点です。事故の状況を見ると、広域農道方面から来る車両が、とまれの標識を見落とすことが原因で多くの事故につながっております。清長大橋が開通したことにより、交通量が多くなり、ますます危険な交差点になるように思われます。

地元では、開通を大変喜んでおりますが、交差点に接するお宅では大きな事故でも起きたら自宅に飛び込まれるのではないかと心配しております。開通式の日、昼過ぎにも事故がありました。地元では、このような交差点なので、信号機の設置を総務委員を先頭に要望している次第でございます。

今までも大型車が多いです。この交差点を使い、日本ゼニスパイプ横芝北清水工場にコンクリート製品を運びに来ております。その他、道を間違えて直進をし、北清水のライスセンターで向きを変えていましたが、今後はもっと多くなるのではと思います。そのために、大型車はこの先通り抜けできませんと標識がありますが、それについてですけれども、①信号機の設置を一日も早くお願いしたいと思っております。

②大型車両通行のための標識についてですけれども、もっとこの標識を大きくすることはできないものかと思っております。

(2) サビア脇踏切から1号線用水路間の道路についてでございます。

特に横芝小学校裏通り方面から来る交差点は、夜間は非常に暗いとのこと。また、踏切からこの交差点は、非常に狭く、暗い通りです。この道路は、都市計画道路になっていると思っておりますが、いろいろと問題があり、道路工事が進まないと思っておりますが、栗山地先は道路工事が終わっていますので、時間によっては非常に交通量が多いようです。そのために、①防犯灯設置について。②交差点の道路照明灯設置について。

大綱 2、町内循環バスについてでございますけれども、循環バスを利用して駅に来て電車には乗車できないとの声がありますが、せつかくのバスの時間に合わせて乗ってきたのにと、そういうふうに聞いておりますが、(1)横芝駅の電車の時刻表に合わせて運行はしているのでしょうか、お聞きいたします。

大綱 3、成田空港航空機の飛行コースについてでございます。

空港方面に向かう飛行機なんですけれども、私、B滑走路のほぼ真下に自宅があるので、

玄関をあけますと、まともに飛行機がおりてきます。そこを見ていると、かなり東の方面ですかね、その方面から来る飛行機があることに私も気がついております。普通だったら真っすぐ空港に向かうんですけれども、かなり東のほうから私のうちのほうに目がけて飛んでくる飛行機もございますので、こういうことはどうしたものかなと私も思っています。空港方面から海岸のほうに上がっていく飛行機は、そういう飛行機は少ないですけれども、少し手前側、西の方面ですか、南のほうに向かう飛行機もあるように思います。

航空機は飛行コースを飛んでいると思いますが、今現在でも航空機からの落下物がありますが、今後、第3滑走路、C滑走路ができれば、ますます発着便が増すと思いますが、空を見れば、常に飛行機が見えるようなことになるかと思えます。

そこで、航空機の落下物についてでございます。航空機の備品、氷塊などが落下し、建物等などに被害が出て、日時がわからない、写真も撮って残さないと補償問題はだめなのかというような声も聞いておりますが、最近では、2月3日、10時45分ごろ、芝山町の山林に氷塊が落下しております。また、きょうの千葉日報を見ますと、成田市で23日、午後4時20分ごろ、畑で作業した近くの道路に、氷塊ですか、氷の塊が落ちたように、きょうは書かれておりました。

(1) 飛行コースを外れて飛ぶ航空機についてですけれども、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問にさせていただきます。当局の明快なる答弁をよろしく願いいたします。

〔5番議員 庄内賢一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、庄内賢一議員からのご質問のありました大綱1点目の安全な道路環境整備についての、北清水清長大橋入口の交差点についてお答えいたします。

まず、1点目の信号機の設置についてであります。ご要望の箇所は北清水集会所の北側に位置し、清長大橋から県道横芝上堺線へ向かう町道I-14号線と栗山地区から屋形地区を結ぶ町道I-13号線の交差点であります。

信号機の設置は、町から要望書を所轄警察署、山武警察署へ提出し、それに基づき所轄警察署では交通事故発生状況や交差点及び道路環境などを総合的に判断して、設置の必要性がある場合は警察本部に上申されます。警察本部ではさらに内容を検討し、県公安委員会が設

置を決定する流れとなっております。

この交差点では、過去の物損事故や人身事故も発生していることから、交通安全対策として、町道Ⅰ－14号線側に一時停止、とまれの交通規制やカラー舗装を実施して注意喚起を促しているところであります。

また、清長大橋が開通の場合は交通量もふえると予想されることから、昨年11月に山武警察署と現地調査を行った結果、安全対策として、交差点から清長大橋までの区間にセンターラインと外側線の設置を行い、注意喚起を促すこととし、本年1月に工事を実施したところであります。

いずれにしましても、今後もこの交差点については、信号機設置も含め、安全対策について山武警察署と協議してまいりたいと考えております。

次に、2点目の大型車通行のため、標識（看板）の設置についてであります。議員もご存じのとおり、町道Ⅰ－14号線の清長大橋は開通いたしました。が、県道横芝停車場白浜線から清長大橋へ向かう560メートル区間の道路改良工事が完了していないため、清長大橋を渡るには長塚集落内を通る町道H041号線を経由して、本線町道Ⅰ－14号線への接続となります。この町道H041号線は幅員が狭いことから、大型車は通行できない状況にありますので、山武警察署と協議を行い、北清水側は北清水集会所北側交差点から北清水ライスセンターまでの区間に4カ所、長塚側は県道横芝停車場白浜線から町道H041号線に進入する交差点にそれぞれ大型の案内看板、「この先大型車通り抜けできません」を設置したところであります。

いずれにしましても、円滑な交通、地域住民の利便性の向上を図るために、一日も早い未改良区間の工事完成を目指してまいりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

次に、サビア脇踏切から1号線用水路間の道路、町道Ⅱ－10号線についての2点目、交差点の道路照明灯の設置についてであります。ご要望の箇所は、町道Ⅱ－10号線と横芝小学校北門前から東町方向を結ぶ町道C015号線との交差点であります。現在、安全対策として防犯灯を設置しているところでありますが、将来、道路拡幅により交差点が大きくなった場合には、相応の道路照明灯の設置が必要と思われれます。

なお、町道Ⅱ－10号線は、千葉県決定の都市計画道路として位置づけられており、この交差点を含む国道126号から町道Ⅰ－9号線までの区間は、跨線橋、オーバークロスにより計画されています。今後も主要地方道横芝下総線バイパスの延伸として県に整備を要望してまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 堀越健一君登壇〕

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、庄内議員ご質問の大綱1点目、安全な道路環境整備についてのうち、防犯灯の設置についてお答えいたします。

ご質問の箇所は、町道Ⅱ-10号線のショッピングセンターサビア脇踏切から1号線用水路までの町道であります。この区間は、横芝小学校及び横芝中学校児童・生徒の通学路となっていますことから、防犯上必要な箇所につきましては、防犯灯の設置を検討してまいります。

〔環境防災課長 堀越健一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 庄内賢一議員からの町内循環バスについてのご質問と、成田空港航空機の飛行コースについてのご質問にお答えいたします。

初めに、町内循環バスについて、横芝駅の電車の時刻表に合わせて運行しているかというご質問でございますが、平成26年12月から運行を開始しました新たな町内循環バスの運行ダイヤを設定するに当たり、3つの方針を定め検討を行いました。

1つ目は、運行経費は現行程度とし、それに合わせた運行時間帯、便数を設定する。

2つ目は、横芝駅での鉄道との乗り継ぎ接続を極力考慮した運行とする。

3つ目は、公共施設については、運営時間等を考慮して経由する。

以上の3点を方針として定めたところでございます。

現在、町内循環バスは、南側循環7便、大総栗山循環2便、日吉南条循環2便、合計1日11便の運行をしておりますが、運行ダイヤ設定方針に基づき、通勤・通学の時間帯におきましては、南側循環の左回り第1便が6時54分に横芝駅に到着し、上り電車の横芝駅6時59分発の千葉行きに、また、反対下り方面は、横芝駅7時11分発銚子行きの電車に乗ることができ、また、大総栗山循環7時43分横芝駅着と日吉南条循環7時50分横芝駅着は、いずれも横芝駅7時59分発千葉行きの電車に乗れるよう、ダイヤを設定したところでございます。

この時間帯以降の町内循環バスにつきましても、横芝駅での電車への乗り継ぎ接続を極力考慮したところではございますが、バス2台での運行のため、運行便数が限られ全ての電車の時間に接続することはできておりません。

しかしながら、町内循環バスの運行見直しとあわせて導入いたしましたデマンド乗り合い

タクシーをご利用していただくことにより、電車の時間に合わせて横芝駅へ行くことができますので、これにより町内循環バスによる電車接続の不便さをカバーできているものと考えております。

今後も町内循環バスの運行会社である千葉交通株式会社やデマンド乗り合いタクシーの運行委託先であるタクシー会社、オペレーター業務の委託先である町商工会のご協力を得ながら、横芝光町地域公共交通会議のご意見もお伺いし、町の公共交通の将来像であります、より便利で、より公平で、より効果的な公共交通を目指して努力してまいります。

次に、成田空港航空機の飛行コースについてのご質問の、飛行コースを外れて飛ぶ航空機についてお答えいたします。

ご承知のとおり、横芝光町は成田国際空港の2本の滑走路の飛行コース下に位置しており、A滑走路については中台地区及び遠山地区の上空、B滑走路については町のほぼ中央が標準飛行コースとなっております。

また、成田国際空港は、安全の確保とあわせて、航空機騒音による影響をできるだけ小さくするよう、利根川から九十九里海岸までの間は、離陸のときには直進上昇、着陸のときには直進下降するように飛行コースが設定されているところであります。

さらに、成田国際空港から離陸した航空機は、直進上昇の際に、できるだけ高い高度が得られるよう上昇する急上昇方式を行っております。

なお、空港南側への離陸便の飛行コースについては、九十九里海岸の洋上まで直進上昇した後左右に旋回することを基本としておりますが、離陸後の上空での混雑防止のため、航空管制上、必要な場合に限り、高度が6,000フィート、メートルでいいますと約1,800メートルに達し、かつ、騒防法第1種区域の外側、A滑走路でいいますと約13キロ、これは山武市の松尾町猿尾付近でございますが、B滑走路では南端から約10キロ付近、多古町の牛尾及び芝山町の殿部田地区の付近でございますが、これに達した後左右に旋回することとされております。

航空機は、原則として、この標準飛行コースを飛行することになっておりますが、安全確保のために、飛行コースに幅を持たせた面的な運用や、航空機の安全間隔の設定時及び悪天候等の際は、標準飛行コース以外の空域も飛行することがございます。

成田国際空港では、利根川から九十九里海岸の間に監視区域を設定し、離着陸に係る飛行コースについて、レーダー情報を利用して常にチェックしております。そして、合理的理由がなく飛行コースを外れた航空機については、どうして外れてしまったのかを詳しく調査す

るとともに、その便名を公表し、必要に応じて国土交通省から航空会社に対して指導が行われます。

なお、平成26年度におきまして、合理的な理由もなく飛行コースを逸脱した航空機は全運航機数22万8,200機のうち5機であるとの報告を成田国際空港株式会社より受けているところでございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 庄内賢一議員。

○5番（庄内賢一君） 大綱1件目の北清水清長大橋入り口の交差点についてでございますけれども、お伺いいたします。

さっきの回答から思いますと、信号機のほうはまだまだ向こうの道路が、光地区の道路のほうがつながらないと、今の答弁を聞きますと、横芝白浜線の県道まで道路がつながらないことには、信号はできないということになりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、お答えいたします。

これまで当町は、管内8カ所の信号機の設置を要望しているところでございますけれども、このうちサビア下の1号線との交差点、ここの部分につきましては、改良も既に終わって、もう2年もたつわけでございますけれども、ここすら信号機の設置のほうのめどは立っておりません。交通量も非常に、県道並みに非常に多うございます。こういう状況でも設置のめどが立っていないということでございますので、この北清水のほうの交差点につきましても、現状ではなかなか困難だろうというふうに思っております。

○議長（鈴木唯夫君） 庄内賢一議員。

○5番（庄内賢一君） ありがとうございます。

それから、②の大型車両の、「この先通り抜けできません」という標識がございますね。あれはもう少し大きくすることはできないんでしょうよね。それが1点です。

あともう一つは、大体、普通車、小型車で、広域農道方面から橋に向かってくる小型車は、あのとまれの標識ですか、逆三角形ですよ。あれが、わかっていますけれども、大型車両が通るために高いところに設置しているわけですよ。それを小型車が見落として、交差点に飛び込んでくる。それで事故になるケースがかなり多いと思うんですよ。それは見落とすほうが悪いのかなと思われましてけれども、その2点についてはどうなんでしょうかね。標識をつくるに当たっては、その方式でつけるということになるかと思っておりますけれども、そう

ということがわかりましたら、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、お答えいたします。

看板につきましては、先ほど壇上からのほうの答弁でさせていただいたわけでございますけれども、北清水側のほうについては4つ、長塚側のほうには1つを設置したわけでございます。

そのうち支柱型の看板につきましては、幅が60センチ、縦が90センチのやつを各1枚ずつ。これは長塚側と北清水側に設置したところでございます。北清水側のほうには、置き看板方式でございますけれども、これが幅が55センチ、高さが1.4メートルのものを設置したところでございます。大きさについてはこれで十分だと思いますけれども、もし不足するようであれば、今後も設置を検討してまいりたいというふうに思っております。

それとあと、とまれの標識でございますけれども、とまれにつきましては、いわゆる警察、公安委員会のほうの設置になりますので、ここら辺のところにつきましても、今後また警察と十分協議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木唯夫君） 庄内賢一議員。

○5番（庄内賢一君） ありがとうございます。そうですね、あれは町が、とまれのあれは設置するわけではないですね。わかりました。ありがとうございます。

それから、町では、8カ所もまだそういう信号をつけるというのがあるので、今の答弁を聞きましたら、あるようでございますけれども、栗山地先の道路、あの道路ができて、交通量が多くてもまだ信号がないですね。地元としては一日も早くと言われても、私も言われて頭が痛いんですけども、そういうことを考えてみれば、そういう場所もあるということ、また、さっきの清長大橋、あれもまだ完成していないということで、地元に戻りましたらそのようによく報告はしておきます。ありがとうございます。

それで、サビア脇からの1号線までのこの道路なんですけれども、都市計画道路に入っています。そして、今なかなかあれですか、下総線の延長になるわけでしょうけれども、そこにもってきて、まだもう何年も、いろいろと問題がありまして、鉄道ですね、横断するわけですから、直下というわけにはいかないんでしょうけれども、そこでもって通学道路にもなっているわけでございますよね。それだから、私が見る限り、まだ防犯灯、少しつけてもいいような気がするんですけども、まだあいている電柱ございますが、1つ、2つかな、あいているように見えますけれども、そのほかに道路照明のほうについては、また道路を改良

してから、戸建てが大きくなるまでは道路照明をつけることは不可能かなと、さっきの答弁をお聞きしました。

そこにもってきて、防犯灯については、まだ電柱につけていない箇所が2本くらいあったかな、そのところよく確認していただきまして、そういう要望がございましたものでお聞きしたわけですので、何とかよく見ていただきまして、1カ所でも2カ所でもいいから、よく確認してもらって、つけていただければありがたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 現地のほう、確認させていただきまして、1号線の用水路から横芝小学校の北側の交差点までの間で電柱1本置きに今ついているような状況であります。ですので、その辺でちょっと暗い所があれば、そこには追加させていただくと。また、横芝小学校の北側の交差点から踏切までの間、ちょうど山武郡市農協のほうに入っていく道路、ここまでの間は結構数多く設置されておりますので、その丁字路から踏切までの間がちょっと暗い状況にありますので、その辺に設置を検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 庄内賢一議員。

○5番（庄内賢一君） ありがとうございます。

今、環境課長さんが言われたように、農協から出るところは、そうですね。そこに持ってきて、あの道路、ポールが立っているんですよ、路肩に。それなもので、非常に道路が狭くなります。というのは、歩行者ですか、そのためですよ。そのためにポールを立ててあるのかなと私も理解しております。それだから、極端に道路が狭く見えるのかなと。そのために車があそこで接触事故やそんなことがあるようでございますので、そういう限り、暗くなれば、余計そういうあれがないように、今よく確認いたしまして、そういうことでつけていただけるものならば、つけていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それからあと、お聞きしたいことは、成田空港ですよ。成田空港問題ですけども、これ、このところに来て、今月で2回ですか、2回も氷塊が落ちたわけでございます。わかる範囲でこのくらいだから、こんなこと言っては失礼ですけども、わからないときに落ちているものもあるんじゃないかなと思われまますけれども、今、落ちているのは余り大きなものではなくて、山林とか、畑の中とか、そういうところに落ちているから、不幸な事故にはつながっていないと思うんですけども。

1つお聞きしたいんですけれども、うちの近所で、屋根瓦に氷塊らしきものが落ちたのかな、それがいつ落ちたかわからない、雨漏りしたもので、天井が雨漏りしたから瓦屋さんに屋根に上ってもらったら、「これ、普通のあれじゃないよ、飛行機か何かの落ちたことしたんじゃないのかい」と言われたということです。そこに持ってきて、いつごろ落ちたのかな、それから、そういうあれがなかったらだめなのか。さっき私、壇上から質問したんですけれども、そういうあれはあれなんですか、落ちた時間、日時、時間、それから写真を撮って残すとか、それがないと補償問題にはつながらないのでしょうか。お聞きします。今までもそういう事故がありましたと聞いていますけれども、そういうときには、そういうあれがはっきりしたあれがあるから、その補償にしてあげたのかなと、そういうことで今、もう一度お聞きいたします。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ただいまご質問の件につきましては、議員ご質問のとおり、町内、横芝光町の北清水地先で、恐らく昨年の12月くらいに、原因はともかくといたしましても、雨漏りの原因となった瓦の損壊があったのではないかと。実際、年が明けまして、ちょうど御用始めの日でしたか、ご連絡をいただきまして、町では成田空港株式会社と運輸省の航空局に連絡いたしまして、その3社で現地を確認に参りました。伺ったのは、今申し上げましたように国土交通省の成田空港事務所、それと成田空港株式会社の担当セクション、それと町の空港対策室でございます。

結果、議員もご承知とは思いますが、時間、確たるものがなかったというようなことで、確認できる証拠と言ったらあれなんでしょうか、それが確認できなかったということで、氷塊等の可能性は否定はできない。航空飛行コースの下に位置しているエリアでございますので、可能性としては否定はできないけれども、また一方で、断定もできないというようなことで、建物の所有者の方を交えて状況を確認した上で、このような、これ以上この段階では結論が出ないというようなことで、ご通報いただいた北清水の方もご了解いただいた上でということございました。

航空機からの落下物というのは、この成田空港である限り、本当にゼロを目指すわけですが、可能性としては当然発生する可能性はあるわけございまして、ただ、そのうちの氷塊、議員の質問、きょうの新聞にも出ていましたけれども、氷塊については極力、これもちょっと古い話ですけれども、平成3年時に、当時の空港公団、あるいは運輸省の指導により、洋上で、着陸時については足を出して、そこで付着していたものを洋上で落として

直進進入するよというよ、そういう指導が強く行われて現在に至っているわけですが、それ以来、航空機からの落下物のうち、氷の塊が占める割合というのは、本当にごく少なく、割合としては少なくなりました。

ただ一方で、航空機からの部品の落下、これは当町でも平成25年の、今からするとおととしに寺方地先であったわけですが、これについては、残念ながら事例としては、何年かに一遍程度の頻度ではありますが、ございます。

そういうことで、証拠がないと対応ができないのかというご質問でございますが、部品については、多少時間がたってもそこに落ちていればあれなんですけれども、氷塊については、本当に何といいますか、航空機からのものだという断定ができないとやはり、国土交通省、あるいは空港会社、町もそうですけれども、ちょっとその先の対応というのが難しい。それは補償ということだけでなく、航空会社に対する指導も含めてということですが、そういうことではないかというふうに認識しております。

いずれにしても、そもそもそういう発生がないようにこれからも努力し、発生がないということが一番の目指すべきところではあろうかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 庄内賢一議員。

○5番（庄内賢一君） ありがとうございます。

氷塊については、解けてしまうものですからね。建物に落ちるということは、今課長がタイミングよく、飛行機ね、足を出すのは海上からということになってはいますけれども、くっついてきて落ちるのかなと、そういうことであれしているのかなというふうに、今のご説明からすればよくわかりました。建物に落ちないように、そういうふうに祈るほかないと思えます。よくわかりました。

それから、さっきも答弁いただいたんですけれども、循環バスですね。これは、全部が駅に入って、電車に合わせていないということは極力ないということで、あと循環バスに乗って電車には合わないような便以外は、デマンドタクシーですか、それを利用していただきたいということで、その旨も、そういう依頼がありましたもので、私、質問させていただきましたけれども、そのようにご説明をして、極力、デマンドタクシーのほうを利用していただきますように、私からもよく説明しておきます。

ありがとうございます。

○議長（鈴木唯夫君） 庄内議員、質問はいいですか。

庄内賢一議員。

○5番（庄内賢一君） 以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で庄内賢一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前10時55分とします。

（午前10時41分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時54分）

◇ 宮 菌 博 香 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

宮菌博香君。

〔3番議員 宮菌博香君登壇〕

○3番（宮菌博香君） 議長のお許しをいただきましたので、宮菌博香が通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今まさに国政は、政治と金の問題、異性問題、不適切な発言問題等、国会議員の資質が問われている状況にあります。私たち地方議員としては、住民の政治不信を解消するために、住民の代表として頑張らなければならないということを改めて感じているものであります。

さて、安倍政権が誕生して3年が経過しましたが、安倍政権が最初に掲げた3本の矢の状況を冷静に分析してみますと、第1の矢の異次元の金融緩和により、結果として、大企業は空前の利益を出しましたが、円安は逆に中小企業を苦しめ、実質賃金も下がり続け、経済の好環境は余り起こっていないように感じられます。

第2の矢である機動的な財政出動は、公共事業をふやすことであり、結果として、復興需要と重なり、資源が高騰し、全国的に入札不調が相次いでおります。

第3の矢である成長戦略につきましては、よく見えてこないという状況でございます。

このような状況下であり、町当局におかれましては、年度末を迎え、今年度のまとめや来年度に向かっての準備など非常に忙しいとは思いますが、まさにこういうときほど地方自治の力が試されるときであり、地域間競争に勝ち抜く絶好のチャンスでもあります。

また、浅学非才な私ではありますが、多くの良識ある有権者の代表として、今までに提案型の一般質問をしてきました。よいと思うものがあれば、すぐにでも実践していただくことを切望するものであります。

さらに、真のふるさと築くため、横芝光町という組織が一刻も早く一枚岩となり、職員の英知を集結し、住民の負託に応えられるよう頑張ってくださいことを期待するものであります。

それでは、大綱4点について一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、町長の政治姿勢についてであります。

佐藤町長は、この3月で2期目の任期を終了するわけであり、ご苦勞をされたことと思いますが、2期目のかじ取りに当たっては、1期目の反省等を踏まえ、行政運営をしてきたことと思います。

そこで、確認の意味を踏まえ、2点についてお伺いするものであります。

1点目として、2期目4年間の自分自身の評価についてお伺いするものであります。

2点目として、この4年間で積み残しをしたものは何か、お伺いをするものであります。

大綱2点目としましては、人事についてであります。

言うまでもなく、人事は町長の持っている最高の特権であります。この特権を上手に使うことができないと、当然、職員間がぎくしゃくしたものとなり、職員が一枚岩になることなど夢物語になってしまいます。今年度は課長職7名、主幹職1名を含め、11人の職員が退職するとのことであります。一般的に、人づくりはまちづくり、まちづくりは人づくりと言われるように、人事は組織を形成していく上では非常に大切なものであります。また、来年度は副課長制度も導入されるとのことでありますので、それらを踏まえ、2点についてお伺いするものであります。

1点目として、大勢の幹部職員の退職に伴う平成28年度人事異動の基本的な考え方についてお伺いするものであります。

2点目として、人事考課制度はどのように反映するのかについてお伺いするものであります。

3点目としましては、産業振興についてお伺いいたします。

各自治体を形成していく上で、産業振興は一番大切な分野であります。そこで、総合計画に示されている地域の特性を生かした産業のまちづくりの一翼を担えるための具体的な施策について、2点お伺いするものであります。

1点目として、ひかり直売所への水洗トイレの設置についてであります。言うまでもなく、ひかり直売所は、生産者と消費者とがマッチングをし、地産地消を実践している大変有意義な施設であります。しかしながら、残念なことに、トイレはくみ取り式で、消費者のニーズに応えることができない状況にあります。そこで、行政がてこ入れをし、水洗式のトイレを設置することにより、観光バス等の休憩所にもなり、町内外からの買い物客等が訪れ、さらに、地産地消をPRすることができるものとなります。まさに当町のイメージ戦略としても最高の場所になるものと思います。

2点目として、横芝光町版人材バンクの設置についてであります。

横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、人口減少を最小限に食いとめる方策として、雇用の場の確保と定住対策は最優先課題であります。そこで、行政が町内企業や認定農業者等の求人情報を事前に把握し、就業希望者にはその業種に合った就職をあっせんする横芝光町版人材バンクを設置できないものか。さらに、成田空港株式会社と連携をとり、空港内の企業の求人情報を把握し、就職をあっせんする方法等も考えられます。それらを行うことができたならば、個人住民税の税収も見込まれ、自主財源の乏しい当町としても多大なメリットが考えられます。

大綱4点目としましては、教育関係についてお伺いいたします。

言うまでもなく、資源の乏しい今日までの日本経済を支えたものは教育であります。また、児童・生徒は各家庭の宝物であり、町の財産でもあります。町の次代を担う児童・生徒が充実した教育環境ができるよう、教育委員会としては、近隣に負けることのない、実情に合った万全な教育体制を確立していかなければなりません。それらを踏まえ、3点についてお伺いするものであります。

1点目として、長期不登校児童・生徒の対応についてであります。

平成28年1月末現在の長期不登校児童・生徒は16名で、内訳は小学生5名、中学生11名ということであります。不登校の原因はそれぞれ違うものと思いますが、児童・生徒が登校できるように、教育委員会及び学校はどのような対応をしているのか、お伺いするものであります。

2点目として、いじめに伴う対応についてであります。

私は、いつの時代でもいじめはあるものと思っております。近年は、いじめが原因で幼い命を落とす事件等が発生している現実もあります。また、近年のいじめは陰湿で、かつ悪質で、限度を超えることから、それらに耐えることになり、事件が発生するわけであります。

いずれにしましても、当町からこのようなことが起きないように、日ごろからの対応と、悪質ないじめが発生した場合の速やかな対応が必要と思われませんが、どのような対応をしているのか、お伺いするものであります。

3点目として、小学校の統合についてであります。小学校の適正規模は各学年2クラスから3クラスと言われています。平成28年1月31日発行の山崎貞一議員の見聞録の中に、平成28年度各小学校児童数が掲載されていましたが、当町の各小学校の児童数を見ると、標準規模の小学校は、横芝小学校と東陽小学校の2校しかありません。また、複式学級の対象になっているのが大総小学校の3・4年生、日吉小学校の4・5年生で、来年になると大総小学校は2・3年生も複式学級の対象になってしまいます。

このような状況でよい教育ができるのか、大変心配しているところであります。小規模校の統合を検討するための学校適正配置等検討委員会を立ち上げるべく、現在委員を検討中ということですが、他の近隣市町は既にいろいろ模索をしながら実践しているわけであり、なぜこのような状況になるまで検討がなされなかったのか、非常に残念でなりません。

そこで一つ提案ですが、町内の小学校については、学区を定めることなく、選択制にし、保護者と子供が相談をし、行きたい小学校に行けるようにする方法はいかなるものでしょうか。そうすることにより、保護者が仕事を持っている子供は放課後児童クラブを活用することになり、保護者が送り迎えをするため、登下校についても子供の安全を図ることもできます。さらに、各家庭の動向も把握することができると考えられます。それらを踏まえ、どのようなお考えをお持ちか、お伺いするものであります。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明快なご答弁をお願いいたします。

〔3番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、宮菌博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは町長の政治姿勢についてと人事についてのご質問のうち、大勢の幹部職員
の退職に伴う平成28年度定期人事異動の基本的な考え方についてをお答えさせていただき、
その他のご質問につきましては、教育長及び各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろし

くお願いを申し上げます。

初めに、町長の政治姿勢についてをお答えさせていただきます。

まず、2期目4年間の自分自身の評価はどのご質問でございますが、4年前、町民の皆様
の信託をいただき、再び町政をお預かりしてから、町民の皆様の幸せと町の発展のため、議
会を初め多くの皆様と対話を重ね、ご理解とご協力をいただきながら、全力努力を重ねてま
いりました。おかげさまで、当時公約に掲げた施策を含め、総合計画に掲げた施策につきま
しても、健全財政を堅持しつつ、おおむね順調に進めることができたものと考えております。

なお、自分自身の評価につきましては、平成27年6月議会での宮菌議員からの7年間の自
分自身の評価はどのくらいかのご質問にお答えをさせていただきましたように、評価はほ
かの方からいただくものということで、私のほうから何点ということは差し控えさせていた
だきたいと存じます。

次に、この4年間で積み残したものは何かのご質問でございますが、現在、事業実施に
向けて取り組んでいるものや、検討・計画段階のものも含めると多々ございます。今後、
これらの事業を迅速かつ的確に実施することができればと考えているところでございます。

次に、人事についてのご質問のうち、大勢の幹部職員の退職に伴う平成28年度定期人事異
動の基本的な考え方についてをお答えさせていただきます。

昨年6月の定例議会において、宮菌議員から定期人事異動の考え方に関するご質問をいた
だき、適材適所の配置を行って、職員の能力の活用と意欲の向上を図り、同時に組織力を高
めることを目的として、具体的には、職員の適性或職員自身の希望などの職員側の事情と、
その課の職員構成や重要課題など組織側の事業を考慮しながら、人事異動を行う旨、答弁を
させていただきました。

ご指摘のありましたとおり、この3月末には、比較的多くの幹部職員の退職が見込まれる
ため、組織としての力を衰退させないように、目配りは必要であり、今春の定期人事異動につ
いても、昨年6月に答弁させていただいたように、適材適所によるより強固な一枚岩となる
ための人事異動の考えをもって行う考えでございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 宮菌博香議員の教育関係についての長期不登校児童・生徒の対応に

ついでと、小学校の統合についてのご質問に私からお答えいたし、いじめに伴う対応については教育課長から答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

文部科学省は、学校に在籍している児童・生徒が年間30日以上欠席している児童・生徒を長期欠席児童・生徒とし、統計法に基づき文部科学省が実施する学校基本調査の中で、欠席理由を、病気によるもの、経済的理由によるもの、不登校によるもの、その他の4項目に整理し調査をしています。

病気によるものは、本人の心身の故障等により、入院、通院、自宅療養等のため長期欠席した者としております。経済的理由によるものは、家計が苦しく教育費が出せないとか、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由による者としております。その他としましては、保護者の教育に対する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から欠席している者、日本国外での長期滞在、日本国内・国外への旅行等のため欠席している者、連絡先が不明なまま欠席している者、欠席理由が2つ以上あり主たる理由が特定できない者としております。

宮園議員ご指摘の長期不登校につきましては、児童・生徒に何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたとともできない状況にある者で、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由等による者を除いた者としております。なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、遊び・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的拒否、及びこれらの複合等であるものとしております。

横芝光町教育委員会は、平成24年10月1日以降、町内各学校に対して、学校危機管理、1つとしまして、学校における危機管理、2つ目としまして、危機管理の目的、3つ目としまして、危機管理の心構え、4つ目としまして、危機管理体制のポイント、5番目としまして、危機管理の方法、6番目としまして、学校危機管理16項目、これを通知をしまして、学校不祥事等を根絶する最後の、そして最大の力は、教職員一人一人の自覚と努力以外にはないと、これを基本的な考え方として規定しまして、全ての教職員に対する学校不祥事等に関する内部研修や外部研修等を計画し、実施してきております。

その中で、長期欠席児童・生徒は各学校の努力事項として第14項目に規定をしまして、欠席した場合は必ず電話連絡等を取り合うこと、連続して3日間欠席の児童・生徒には必ず家庭訪問し保護者等と確認をすること、保護者と連携を密にすること等を常態化しまして、少しでも減少が図れるように指導を進めております。

横芝光町内各学校の不登校児童・生徒の数は、ここ3カ年の結果を見ますと、平成25年度

には26人、平成26年度は24人、平成27年度は1月末現在16人と減少傾向にあり、特に今年度は大幅な減少となっております。

各学校の取り組みとしましては、校内適応指導・生徒指導・長欠対策委員会を定期的に行い、個々の児童・生徒の状況を把握するとともに、必要に応じたアンケート調査、教育相談週間や面談週間等を実施するほか、日ごろから児童・生徒間や児童・生徒と教師の人間関係をチェックしつつ、個々の心の変化や個々が発する危険信号を見逃すことのないように留意し、不登校防止に努めておるところでございます。

もちろん学級担任も定期的な電話連絡や家庭訪問、保護者等の面談、家庭への支援を密にしております。さらには、町採用や山武郡市広域行政組合採用の心の教室相談員、県教育委員会配置のスクールカウンセラーを配置し、常時相談活動を実施し、不登校防止にも努めております。

教育委員会としましては、各学校とも心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景等が児童・生徒個々によって異なることを前提として原因究明をするとともに、各学期ごとに長期欠席児童・生徒指導対策委員会を開催し、その都度事例を協議したものを細かく分析をすることで、行政と小・中学校、保護者や地域間の連携をさらに密にしているところでございます。同時に、その結果を校長会、教頭会等を通じまして連絡し、管理職や関係者の意識を高めておるところでございます。

不登校のない学校を目指して日々努力を重ね、児童・生徒と教職員がともに安心・安全である学校、楽しい学校生活を送れるように指導、支援を推進してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、小学校の統合についてのご質問にお答えをさせていただきます。

小学校の統合についてのご質問は、過去の議会でも何度となくいただきました。最近では、9月議会におきまして、山崎貞一議員のご質問に答弁をさせていただいたところがございます。内容的には同様の答弁になりますけれども、ご了承いただければありがたいというふうに思います。

高齢化の進展と少子化による急激な社会構造の変化は、人口減少による地域活力の衰退等を招きまして、文部科学省は公立小・中学校の統廃合を促す公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引、これを策定しまして、2015年1月27日に通知をいたしました。

従来の学校統合の基準は、約60年前、1956年11月17日に通知を出したものでございまして、小規模学校を統合する場合の規模は、おおむね12から18学級を標準とし、通学距離は、小学

校4キロメートル、中学校6キロメートルを最高限度とすることが適当ということでした。

この基準に基づきまして、一部無理な学校統合が進められ、さまざまな弊害が起きたことから、1973年に学校統合の軌道修正をする通知が出されたところからでございます。修正ポイントは、学校規模を重視するあまり無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争が生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならないと。総合的に判断した場合、なお小学校として存置し充実することが好ましい場合もあることに留意すること。通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校教育活動の実施への影響等も十分考慮し、無理のないように配慮すること。学校の持つ地域的意義等も踏まえまして、十分に地域住民の理解と協力を得て行うように努めるということなどが示されました。

新たな今回の基準では、従来の12学級から18学級を標準学級数としながら、学校規模の適正化として、クラスがえができるかどうかを判断基準に小学校で6学級以下、中学校で3学級以下は1学年1学級以下が想定され、クラスがえができず、切磋琢磨する教育活動ができないなどを課題としまして、速やかに統廃合の適否を検討する必要があるとしました。

平成27年度は、文部科学省の学校基本調査によりますと、26年度に比べまして、全国で小学校239校、中学校が74校減少しているという現状にあります。

通学区域につきましては従来、徒歩や自転車での通学距離として、先ほど申し上げました小学校4キロメートル、中学校で6キロメートル以内と示してきたところです。しかしながら、小・中学校はスクールバスの導入などがありまして、実態にそぐわないとして、従来の通学距離に加えまして、交通機関を前提に、おおむね1時間以内ということを目安とするという基準を加えたものでございます。

昭和59年に作成されました文部省の助成課資料、これからの学校施設づくりの中で、公立小学校の指標として、学校規模を学級数別に5学級以下を過小規模校、11学級以下を小規模校、12から18学級を適正規模校、標準規模校、25から30学級を大規模校、31学級を過大規模校として分類をしております。

横芝光町の現状からしますと、平成33年度まで、これを見ますと、平成28年度は大総小学校と南条小学校、日吉小学校が過小規模校、上堺小学校、白浜小学校が小規模校、東陽小学校と横芝校が標準規模校となります。

平成29年度は、大総小学校、南条小学校が過小規模校、小規模校として上堺小学校と白浜

小学校、加えて、日吉小学校が小規模校に復旧します。逆に東陽小学校が小規模校となります。

平成29年度から33年度までは、大総小学校と南条小学校が過小規模校、日吉小学校と上塚小学校、白浜小学校、そして東陽小学校が小規模校、横芝小学校が標準規模校として存立する学校規模となります。

文部科学省の基準からいきますと平成33年度以降の横芝町内小学校は、横芝小学校以外の学校は、クラスがえがができず、切磋琢磨する教育活動ができないなどを課題として、速やかに統廃合の適否を検討する必要があるという学校になっていきます。

一方、文部科学省は、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの中で、国として一定の方向に誘導するものではない、統合ありきではないとも述べており、統廃合と存続の両方の場合について留意点を併記していることから、学校統廃合については、慎重にすべきであるということが伺えます。

このことから、学校の適正規模、適正配置に関する具体的な検討は、行政が一方向的に統廃合を進める性格のものではないということが明らかであります。学校は、児童・生徒の学びやであるだけでなく、歴史や伝統、文化が備えた地域社会のきずなであり、コミュニティーの拠点としての役割も大きいものがあります。

運動会や音楽祭、文化祭などの学校行事は、学校等地域がともに楽しみ、一体感を共有する場でもあります。どこの地域でも地区でも同じような光景が続いてきております。学校がなくなることは単なる郷愁にとどまらず、地域の活力が失われるのではないかというような危惧もあります。

そして、何よりも重要なことは、学びやに通う児童・生徒の学習環境が今まで以上によくなり、教育効果が上がることであります。今ある児童・生徒のもとで、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、具体的にどのような教育上の問題があるかについて、総合的な観点から分析を行い、学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童・生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供たちの保護者等の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得ながら、地域とともにある学校づくりを行いたいというふうに考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） それでは、宮菌議員の人事考課制度に関するご質問にお答えをいたします。

なお、平成26年度の地方公務員法の改正後、人事評価制度ということになりましたので、答弁に当たりましては、人事評価制度でお答えをさせていただきます。

当町の人事評価制度の導入の実施状況は、平成22年度に基本方針や実施マニュアルなどを作成し、それに基づき、平成23年度から評価の対象となる職員を拡大しながら、平成27年度は一般行政職全員を対象として行っております。

当町の人事評価制度は、制度設計当初から人材育成を目的としており、職員のスキルアップを図るための材料として、また職員の特性に応じた人事配置のための資料として活用しております。そして、今後は、地方公務員法改正の趣旨に沿うよう、能力本位の任用、勤務成績を反映した給与、厳正・公正な分限処分などの措置を講じる必要がありますが、具体的な反映方法につきましては、千葉県や近隣市町村などの動向を参考にしながら、庁内で十分に検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、宮菌議員からご質問の大綱3点目、産業振興についての（1）ひかり直売所への水洗トイレの設置についてにお答えをいたします。

ひかり直売所は、銚子連絡道路の横芝光インターへも近く、生産者の顔が見える直売所として、町の特産品を初め、新鮮な農産物、花、植木など豊富に取りそろえており、町民だけでなく観光客等、遠方からのお客様も多いと聞いております。

そのひかり直売所のトイレでございますが、仮設トイレの水洗洋式タイプが3基、そして、小便器が1基設置されており、維持管理も適切に行われていると感じられたところでございます。

ひかり直売所のように観光客等が利用する施設のトイレ整備につきましては、千葉県が観光地トイレ整備スピードアップ事業として補助金を交付しております。整備にかかる費用の4分の3以内を補助し、限度額は500万円となっておりますので、ご検討いただければというふうに考えております。

次に、横芝光町版人材バンクの設置について、お答えをいたします。

このご質問は、雇用についてのご質問と思われませんが、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、横芝光町版ミニハローワークの整備として、平成28年度から既設の求人情報コーナーを活用し、パソコンによる情報提供の強化及びハローワーク千葉と連携した相談窓口の設置を毎月1回予定しています。就職したい方、そして求人を希望する企業側のニーズに合った情報提供の強化に努めてまいりたいと考えております。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） 宮菫博香議員のご質問の教育関係についてのうち、いじめに伴う対応についてお答え申し上げます。

まず、いじめに関するご質問は、過去の議会でも何度かご質問をいただき、最近では、昨年12月議会で齋藤順一議員からのご質問に、いじめとは、肉体的、精神的、立場的に自分より弱い者を、暴力や差別、嫌がらせなどによって一方的に苦しめることであり、その行為が意図的ではないにしろ、いじめられた側に立ちいじめか否かを判断するものであるとしたいじめの概念や、弱い者をいじめることは人として絶対に許されないこと、いじめを認識したときは、いじめられた子の立場に立って親身に指導すること。いじめから立ち直るためには、家庭を含む周囲の十分な支えが必要であること。いじめは、どこの学校でも、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることから、いじめは、しない、させない、見逃さないことを念頭に、学校関係者や各家庭等が子供の様子を十分に注意しつつ、教育実践すべきものであるなどの基本的な考え方と各学校での定期的ないじめの実態把握アンケート調査結果について、いじめ認知件数は数件あるものの、重大な事態は発見されていないことなどをお答えしたところでございます。

さらに、各学校の対応状況について説明を加えさせていただきますと、各学校では、いじめ防止の基本方針を策定するほか、職員が定期的な職員会議や生徒指導部会によりいじめに関する研修や情報交換を行いながら、いじめの防止・抑止に努める一方、児童・生徒へのアンケート調査を行い、いじめ、または、いじめの疑いがあるとの調査結果に対しては、速やかに該当児童・生徒への面談により、詳しい事実確認をするとともに、校内いじめ対策委員会で被害児童・生徒、加害児童・生徒への対応を協議しつつ、指導を行っております。

子供たちの社会では、安心して学校生活を送れるよう、生徒みずからがいじめを防止する

ための活動をしている事例もございます。横芝中学校では、いじめをさせないという決意とともに、心と心を結ぶとの思いを込め、いじめ撲滅イエローリボン運動を、光中では、生徒会活動として、心を育てる希望の木を体育館に掲示し、生徒たちは、友達のよいところや友達への感謝の気持ちを木の葉に見立てた紙に記し、希望の木に葉を張りつけていき、友達への思いがつづられたたくさんの葉で希望の木を茂らせる運動を展開しております。

また、教育委員会では、学校に対し、いじめの未然防止策を依頼する一方、発生してしまったいじめなどのケースによっては、学校と共同しながらその対応に努めているところであり、現在までのところ、深刻な具体例はございません。

今後、いじめ防止対策推進法第28条に言ういわゆる「重大な事態」が発生した場合においては、法に従い事実関係を明確に調査することとしており、その結果において、臨時の総合教育会議に報告した上で、その解決のために講ずべき措置を協議することとしております。

なお、いじめなどの問題や子供間のトラブルについては、学校職員として常に発見に努めるとともに、発見した際には初期対応が非常に重要であることも考えており、学校管理職の会議等、あらゆる機会を通じ、教育長から、さまざまな問題に対する初期対応の必要性や重要性を全ての学校職員が認識するように、学校管理職を通じ、全職員へ浸透すべく依頼をしておるところでございます。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは最初に、大綱1点目の町長の政治姿勢についてであります、自分自身の評価については第三者からいただくものだから、自分自身の評価は差し控えさせていただきたいということであります。これについては、平成27年6月の定例会で同じ回答でありましたので、了解したいと思います。

次に、私が言いたかったのは、この4年間で積み残しをしたものが何かについてありますが、具体的なものは今、町長は示してくれませんでした。事業を迅速かつ的確に実施するということでありましたが、幾つか具体的な事業についてお示ししていただければありがたいなと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 例えば、せんだって開通をさせていただきました清長大橋の延長でございます長塚地先の町道I-14号線、県道までのものですか、あとは、道路関係が一番多いですね。またあと、道の駅構想、いわゆる産直交流施設の問題についても、これから積み

残しの大きな一つであるというふうに、代表的なものは、その道路関係、そしてまた、その産業振興に及ぶそういうものではないのかなと思っております。

また、ソフト面については、今後とももっと精査していかなければならないとは思いますが、おおむね思いの中での進捗は図られたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 今、佐藤町長のほうから具体的な事業についてお示しをしていただきましたが、私の平成27年6月定例会の一般質問の中で、2期目の総仕上げはどのように考えているのか、具体的な考え方についてとの町長の回答は、「地域経済の活性化、雇用の創出、町内産品の販路拡大、そして町の魅力を発信することが創生の大きな要因になるものと思います」というような回答をしていただきました。

質問から約7カ月が過ぎたことから、それらがどのくらい進捗しているのか、そういう面についても確認したかったわけではありますが、その辺についてはどのようになっているのか、再度お伺いするものでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 一番大きなメーンとしては、やはり横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、昨年10月に発表させていただき、その準備に誠心誠意努力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） また、先ほど町長のほうから清長大橋の延長の問題等、話がありましたけれども、合併してから10年になるわけでありまして。新町建設計画の中でも示されているように、道路を初めとするインフラ整備については、急を要するものと思います。清長大橋につきましては、暫定的に開通したわけですが、また、栗嶋橋の横芝地区側の取り付け道路の問題など、そういうインフラ整備で大きな積み残しになっているものがまだまだ多々あるように思われます。それらを最優先事業として行う必要があると思いますが、それらについての町長の考え方を改めてお伺いするものであります。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まさしくそのとおりでございます。せっかく橋があっても、本当に使い勝手のいい橋にするため、先ほど庄内賢一議員のお話にもありましたように、大型車が

まだ通行できない状況にあるわけですので、その辺の部分もしっかりと対応していかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは今、町長申されましたように、インフラ整備につきましては、急を要することから一生懸命頑張っていたきたいと思います。

それでは、続きまして、大綱2点目の人事についてご質問させていただきます。

まず1点目の、定期的人事異動の基本的な考え方についてでありますけれども、町長から具体的に、職員の能力の活用と意欲の高揚を図り、同時に組織力を高めることを目的として行うと。具体的には、人事異動に関する方針に沿って行う。まさにそのとおりだと思います。先ほど1回目の質問でも述べさせていただきましたように、今回は大勢の幹部職員が退職するわけでありますので、今後の組織がしっかりしたもの、また職員が一枚岩になれるよう、精いっぱい頑張ってください人事を期待するものであります、その辺のご決意について伺いするところであります。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど壇上でも答弁をさせていただきましたけれども、本当に一枚岩となるべく、適材適所での人事異動をしていかなければならないと思っております。しなければならぬと考えております。

そんな中で、先ほどお話もありましたとおり、今年度は11名が退職をする中で、7名の採用という中で、また今後、行財政改革の上でも一人一人のスキルを上げていかなければ、町民サービスの低下を招くことにもなりますので、その辺の部分もしっかりと対応するような人事を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） これは職員の人事とは異なるわけですが、例えば各役職の人事についても、町長については当然、任命責任があると思います。例えば今、一つの例をとりますと、代表監査員が町長の選挙のほうに応援をしたり、また、地元の個別訪問と一緒に歩いているというようなお話等も私の耳に入ってきております。そのようなことが行われますと、やっぱり人事についての不信感、そういうもの等も出てくるのではないかなというふうに思われますので、そういうものまでも考慮した中で、今後の人事についてはやっていただ

きたい。これについては、質問については結構であります。

それでは続きまして、次に2点目の人事考課制度について、どのように反映するのかについて、総務課長のほうに若干お伺いをしたいと思います。

まさに総務課長言われましたように、人事考課につきましましては、人材育成を目的とし、職員のスキルアップを図るための材料、職員の特性に応じた人事異動のための資料とすると。さらには、能力本位の任用、勤務成績を反映した給与などに必要になってくると、まさにそのとおりだと思っております。

従いまして、今後は、この人事考課制度を導入する上には、十分な研究をしていただくとともに、コンサルタント業者も入っておるようではありますが、コンサルタント業者主導型ではなく、町独自の評価の方法等も導入することも必要なのかなと思っておりますので、それらを踏まえた中での導入をお願いするところであるんですけれども、その辺について総務課長の御見解をお伺いするものであります。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 今、議員おっしゃるとおり、今現在、町を挙げて実施しているわけですが、具体的には、この28年度に実施しました評価をもとに、29年度のある程度、勤勉手当にも反映するような考えでおりますので、そうした意味を踏まえまして、相対的な評価というものに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは続きまして、大綱3点目の産業振興についてご質問させていただきます。

産業振興課長のほうからは、具体的な答弁、整備するには費用の4分の3以内の補助で限度額が500万以内というような具体的な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

そこで、町長、これは提案であります、町長もご承知のとおり、ひかり直売所は地産地消を実践している、先ほども申し上げましたように大変有意義な施設であります。また、当町の地産地消をPRする最高の場所でもあります。町が事業者分の金額を補助し、グレードの高いトイレを設置し、観光バス等の休憩所になることにより、町外へも当町の地産地消を推進することができることから、当町のイメージ戦略の場所としては、かなりいいものであり、また、そういうところを位置づけてはいかがなものか、町長のお考えをお聞かせいただければありがたいなと思っております。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） なかなか即答できるお話ではないかと思えますけれども、どのような位置づけの中で、今まで民間活力の中で一生懸命頑張ってきてられて、ここまで非常に業績のいい、素晴らしい施設になっているというふうに聞いておりますし、私も実際に利用させていただくこともありますし、何か手土産をといるときに、町外にですね、特に県外に手土産を持っていく場合には、そこで町内の産物を買って持っていったりするようなこともございます。そうした中で、今後、全体的な流れと申しましうか、民間活力と行政とのどのようなコラボレーションがとれるのかも検討しながら、検討してみたいと考えております。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それこそ前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

今の答弁を伺いますと、かなり町長、前向きに考えてくれるのかなということを期待しておりますので、何とか一生懸命やっている皆さんとともに努力していただければありがたいなというふうに考えております。

続きまして、大綱3点目の産業振興の横芝光町版人材バンクの設置についてであります。

先ほどの産業振興課長の話ですと、そういう求人情報コーナーを活用しながら、相談窓口を毎月1回予定していることは大変喜ばしいことだとは思っております。しかしながら、今まで申し上げましたように、今度の横芝光町人口ビジョン、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、やっぱり雇用の場の確保、それをすることによって、定住というのも当然ついてくるものだと思っております。これはセットだと思います。

そうしますと、せっかくそういういい発想のもとでやるのであれば、月1回の相談ということではなく、やっぱり求人情報窓口を常設することによって、住民との信頼関係もできるだろうし、また個人住民税の増収にもなると、これは事実だと思いますので、そういうものまで踏まえた中で、せっかくそこまで検討しているのであれば、もう少しそういうものまで常設をする、そういうものを常設をするということを考えていただければありがたいと思うのですけれども、その辺の何かご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 窓口の設置ということでございますけれども、今開発しております情報発信アプリ、そちらで必要な情報、例えば町民の方が雇用情報、採用情報、それが欲しいということであれば、産業振興課のほうからそういった情報を発信すると、そういったことも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） いずれにしましても、やっぱり雇用の場の確保ということでもありますので、そういうことでうまく、要するに就職したいという人をあっせんできるようなものにしていただければありがたいなと思っております。

続きまして、教育関係にいきます。

1点目の長期不登校児童・生徒の対応でありますが大変、教育長には親切、ご丁寧な答弁をいただきました。ちょっと長過ぎて私のほうもちょっと大変だったんですけども、今、一般的に学校経営につきましては、これは教育長も感じていると思うんですけども、三、四十年前と比較すると運営しづらい状況になってきているのかなと。その辺は、教育長はどのように感じておるか、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 三、四十年前と比べて運営しにくいかどうかということなんですけれども、いつの時代でも教育困難というのはどこにでもあるわけです。その困難にやはり立ち向かっていかなければならないというのが学校職員だと思うんです。

それはなぜかという、教育というのは、子供たちの幸せを求めるためにあるのであって、その困難に打ち勝っていかなければならないというのが教育の原点だというふうに私は感じておりますので、会議のたびに、校長、教頭、管理職等々を通じて、それは各学校をお願いをしております。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 非常に時間が押し迫ってきたものですから、簡単に言わせてもらいますけれども、いずれにしましても、今、教育長が言われましたように、教職員が最大限の力を発揮できるように、教育委員会としても頑張っていたきたいと思います。

次に、2点目のいじめの関係でありますが大変、教育課長が言わんとすること、まさにそのとおりだと思います。私が言いたいのは、教育課長の答弁でもありましたように、学校職員として、常に発見に努めるとともに、発見した際には、初期対応が非常に重要であると思います。いじめには、それぞれいろいろなケースがありますけれども、その状況によって、誠意を持って迅速に対応するしかないとも思っております。したがって、それらにつきましても、教育委員会が親身になって、やっぱりその教職員とよく連携をとっていただくようお願いするものであります。答弁は結構です。

最後になりますが、小学校の統合についてでございます。

教育長が言われたように、私もそうなんですけれども、学校に通う児童の学習環境が今まで以上によくなるということが、これは大原則だと思います。先ほど少しいろいろ言わせていただきましたけれども、やっぱり近隣につきましては、そういう状況を踏まえて、児童の学習環境を踏まえて、標準規模の学校にするようにしていると思います。

ですから、成田市あたりも旧下総町と一緒にになったときには、下総の小学校をすぐ統合して、中学校と隣接してやっているというようなこともあり、今後、大栄地区についてもそのような方向でいくと。ほかにも、匝瑳市でもそうだし、いろいろそういうふうに教育環境を考えて、それぞれの近隣自治体も模索をしているわけであります。

したがって、当町がそれができないということはないと思いますので、あくまでも児童の学習環境が今まで以上によくなるように考えていただくというのが、やっぱりこれは教育委員会の仕事なのかなと思いますので、それらを踏まえて、先ほど私は、選択制にして、保護者と子供が相談し、行きたい小学校に行けるような方法はいかなものか、その方法をやれということじゃなくて、そういう方法等もあるのではないかと。そういうことによって、やっぱりなるべく早く教育環境がよくなるように努力をしていただきたいというようなことでお願いをしているわけでありますので、その辺について、一言あれば伺いたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 近隣の市町村ですね、いろいろな意味で統廃合しているところですけども、とりあえず千葉県下だけを見ますと、100人未満の学校、要するに千葉県下で小学校807校あるんですが、今現在。そのうちの93校が100人未満という現状であります。それと、12学級を下回る学校、要するに11学級以下ですね、その学校が807校中284校あります。この中に横芝光町は小学校だけで5校が含まれるということになっています。それが千葉県の現状であります。

特にこの近辺では、成田市なんかも統合等をやっているわけですが、まだまだ成田市はこれからやらなければいけない学校がたくさんあります。ですので、近隣の市町村等々、前回等でもお答えしたんですが、近隣等々、見比べながらということではなくて、町独自の形で進めたいということをや山崎議員にも申し上げた記憶がございます。それが適正化ということで委員会を立ち上げますということで、現在それが進んでおりますので、その辺のところご理解いただいて、今後、見守っていただければありがたいというふうに思っております。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時57分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◇ 鈴木和彦君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

鈴木和彦議員。

〔6番議員 鈴木和彦君登壇〕

○6番（鈴木和彦君） 議席番号6番、北清水の鈴木和彦です。

昼食後の眠くなる時間帯とは思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただき、大綱3点、農業関係を専門にお伺いいたします。

国は、農業改革の3本の矢を放とうとしております。

その1本目の矢は、農協改革でございます。農協の上部団体である全中、全国中央会です。政府は全中に対し、2019年3月末までに一般社団法人に変わり、地域農協に対する法的な監査、指導権限をなくすようです。そして、農協は大型合併を繰り返し、現在全国では679の農協になりました。農協内部にも組合長直轄の監査専門部署を配置して、定期的に、また抜き打ち監査を実施しております。そのほか県庁検査も行っているところでございます。そうした今では中央会としての役割が薄れており、機能していないと自分なりに思います。

次に2本目の矢、農地改革です。戦後60年、農地の貸し借りは最長20年と期間を設定していたが、これを50年とするものです。また、農家以外の企業、農業生産法人の参入もできるような制度改正がなされると聞いております。しかし、企業は収益が出なくなれば撤退をすると思われれます。もし撤退すれば、その後の農地の保全・管理は誰が行うかと心配するのは私だけでしょうか。

3本目の矢は、今回、大綱3点目に質問します改正農業委員会法でございます。農業委員会法は、農地利用の最適化、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進をするため、（1）農業委員会の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更

されます。(2) 農地利用最適化推進委員の新設。(3) 農業委員会ネットワーク機構の指定等の改正が行われ、平成28年4月1日から施行されます。

それでは、大綱1点目でございます。

横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

(1) 農業の強化についてです。

- ①経営・法人化支援事業の具体的な施策は。
- ②新規就農支援事業の具体策は。
- ③担い手育成総合支援協議会による法人化や就業相談について。
- ④観光企業誘致及び雇用促進事業の具体的な施策は。

(2) 地域の魅力を最大限に活用し町の活性化についてでございます。

①新たな拠点施設（（仮称）産直交流施設）の活用事業は。

②（仮称）産直交流施設のタイムスケジュール及び準備室の考えについてですが、佐藤町長が3期目の公約に掲げるこれからの横芝光町に、まず第一に産直交流施設の建設とあります。第一に、このことは町が実施したアンケートでも多くの賛同、60%以上があったとおりです。平成24年8月に町商工会、町観光協会連名による道の駅整備の要望書から3年半、たび重なる検討委員会、視察研修会を重ね、ついに昨年10月に基本構想案が示され、事業化に向けての基本計画策定の段階になっているところです。また、12月には、基本計画にかかわるコンサル会社との委託契約を終了し、いよいよ具体的な計画を積み重ねていく段階だろうと思います。

そこで、この産直交流施設を成功させるためには、コンサル頼みではなく、参加する全ての人たち、農業、商業、飲食、宿泊、サービス、管理・運営者等の思いを結集させていかなければなりません。その参加する全ての人たちの意識を高め、ハード・ソフト両面の機能強化を図るためには、早急に建設運営準備室なるものを立ち上げていかないと、計画そのものが頓挫してしまうのではと心配されます。

今、坂田梅林で、これまでにないすばらしい坂田梅林梅まつりが開催されております。町内外より訪れていただける多くの人たちは、お土産や特産物販売、町自慢の食事、あるいはさまざまな町自慢のPR等、機会を提供し、町の活性化と経済の発展に受け継いでいかなければならないと考えています。その意味でも、産直交流施設の早期建設を強く要望するものでございます。

続いて、大綱2点目、水稻生産調整目標面積についてです。

(1) 平成28年度生産調整目標面積について。

①平成27年度の目標面積に対する実績と平成28年度の目標面積は。

②平成28年度の目標面積に対する取り組み体制は。

③平成28年度の水稲病虫害対策は。

続いて、大綱3点目、改正農業委員会法についてでございます。

①農業委員・農地利用最適化推進委員と農地中間管理機構はどのようにリンクするのか、お聞かせください。

②女性農業委員の選出基準はということでお伺いをいたします。

③耕作放棄地に対する農業委員会の対応は。

以上、執行部の明快なる答弁をお願い申し上げ、壇上からの質問を終了します。

[6番議員 鈴木和彦君降壇]

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） 鈴木和彦議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略についての農業の強化のご質問のうち、経営・法人化支援事業の具体的な施策は。それと、新規就農支援事業の具体策は。さらには、観光企業誘致及び雇用促進事業の具体的な施策はのご質問のうち、観光企業誘致の部分についてお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

まず、経営・法人化支援事業の具体的な施策はについてでございますが、経営力のある担い手を育成し、地域雇用の受け皿となる経営体への転換を図るために、法人設立手続や会計管理等の作成などについても、税理士等の専門家による相談、指導体制を整えることで、農業経営の法人化を支援することとし、今後、新たに要綱を整備し、実施しようとするものでございます。

次に、新規就農支援事業の具体策はについてでございますが、農業問題で、大きな課題の一つとなっている担い手の確保・育成のため、当町で新たに就農しようとする新規就農者に対し、農業に関する知識や技術を修得するために農業指導者とのマッチングを図り、農業指導者から実践的で的確な農業技術の指導を受けることで、安定した農業経営を行うことができるよう支援を行います。

また、農業機械の取得に対する助成を行い、初期投資費用の軽減を図ることで新規就農事業を促進していくこととし、今後、新たに要綱を整備し、千葉県山武農業事務所や町内J Aと連携を図りながら実施しようとするものでございます。

次に、観光企業誘致の具体的な施策についてでございますが、こどもの国跡地を有効活用するため、土地所有者の千葉県と何度かお話をさせていただいております。しかしながら、関係部署も複数にわたり、なかなか進まない状況でございますが、今後は具体的な計画づくりを行うとともに、より積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、鈴木和彦議員からのご質問の大綱1点目、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略についての（1）農業の強化についてお答えをいたします。

まず、③の担い手育成総合支援協議会による法人化や就業相談についてでございますが、町の担い手育成総合支援協議会では、効率的かつ安定的な農業経営を確立するためにアクションプログラムを作成し、認定農業者や経営の法人化志向者に対し、個別相談及び法人設立に必要な実務指導等を行っております。

また、新たに営農を開始しようとする青年等については、青年等就農計画認定申請書や就農計画作成等に係る支援、また新規就農に関する各種交付金、新規就農者向けの貸付金等の情報提供を行っております。

次に、④観光企業誘致及び雇用促進事業の具体的な政策はのうちの、雇用促進事業の具体的な施策はについてでございますが、地域経済の活性化と雇用促進を図るため、観光企業に特化した企業に対し、積極的なアプローチを展開し、通年型レジャー施設の誘致による町内観光産業の活性化と滞在型観光を目指し、宿泊組合などと連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、（2）地域の魅力を最大限に活用し町の活性化についての①新たな拠点施設（（仮称）産直交流施設）の活用事業は、についてお答えをいたします。

産直交流施設は、現在、基本計画策定業務に取り組んでおり、施設の導入機能や管理運営方法などを計画しております。

また、総合戦略の事業内容といたしましては、ふれあい坂田池公園施設と一体型の活用を図るため、坂田池の水辺空間を活用したイベントや坂田城跡及び梅林の活用計画、民間活力を導入した農業体験等のイベントツアーの企画立案、民間企業等を活用した特産物加工品の開発や町観光資源の掘り起こしなどの事業を考えております。

次に、②（仮称）産直交流施設のタイムスケジュール及び準備室設置の考えはについてでございますが、産直交流施設のスケジュールにつきましては、町長の施政方針でも申し上げましたとおり、平成28年度末に基本計画を策定いたします。この計画策定の中で、ふれあい坂田池公園の北端部地先における施設の導入機能や施設規模等を詳細に検討するもので、道の駅登録の検討や管理運営形態、事業収支計画、費用対効果の分析、事業スケジュールについても精度を高めた計画を策定いたします。

平成29年度からは、基本計画をもとに管理・運営体制づくりを主に構築し、あわせて、施設の建設に向けた準備を進め、平成31年度の完成を目指し進めてまいりたいと考えております。また、準備室の設置につきましては、業務量や進捗度合いなどを勘案しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、大綱2点目、水稻生産調整目標面積についての（1）平成28年度生産調整目標面積についてお答えをいたします。

まず、①の平成27年度の目標面積に対する実績と平成28年度の目標面積はについてでございますが、横芝光町の水田面積2,120ヘクタールに対して、千葉県から示された平成27年産の水稻生産数量の目標面積、いわゆる水稻を作付できる面積は、1,238.7ヘクタール、生産数量配分率は58.4%でございましたが、実績では1,579.6ヘクタールとなり、340.9ヘクタールの過剰作付となりました。

また、平成28年産の水稻生産数量の目標面積は、1,222.5ヘクタールで、生産数量配分率は57.6%となり、前年度比では、面積で16.2ヘクタールの減、率で0.8%の減となりました。

次に、②の平成28年度の目標面積に対する取り組み体制はについてでございますが、平成27年度に引き続き、国・県の推奨する飼料用米を中心とした新規需要米を奨励し、生産調整目標の達成を目指すこととしております。

次に、③の平成28年度の水稲病虫害対策はについてでございますが、町では水稻病虫害防除対策事業として、町内水田のいもち、紋枯れ、カメムシ等による被害を防除するため、生産調整の達成、未達成を問わず、稲作農家が行う地上防除に対して粒剤農薬の補助を実施しているところでございますが、今後は、乳剤の助成や、また、この事業の費用対効果につい

でも検討してまいりたいと考えております。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 農業委員会事務局長。

〔農業委員会事務局長 齋藤政美君登壇〕

○農業委員会事務局長（齋藤政美君） 鈴木和彦議員からご質問の大綱3点目、改正農業委員会法について、農業委員会の役割の農業委員・農地利用最適化推進委員と農地中間管理機構はどのようにリンクするのかについて、お答えします。

農業委員会では、中間管理機構への農地の貸し借りに係る事務手続の中で、定例総会における議決事項として、既に昨年より案件を取り扱っております。これは農業経営基盤強化促進法の規定により、町が作成した農用地利用集積計画案について、農地所有者から中間管理機構へ貸し出すための権利設定を行うもので、この権利設定に係る審査、決定をしております。

また、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、町が作成した農用地利用配分計画案について、こちらは中間管理機構が預かった農地を、借り手となる担い手農業者へ貸し出すための権利設定を行うもので、この権利設定は千葉県の認可によるものでありますが、定例総会で計画案についての審議、具申すべき意見の決定をしております。

農業委員については、基本的に合議体として決定行為が主体であるものの、今後は農地の有効活用を推進するために、農業者や農地所有者に対して中間管理機構の仕組みや周知を図るとともに、後継者のいない高齢農家や規模拡大を目指す農業者・新規就農者への支援相談活動などを積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、農地利用最適化推進委員についてでございますが、改正後の農業委員会等に関する法律第17条第5項に中間管理機構との連携に努めなければならないと規定されており、推進委員は指定された担当区域内の耕作放棄地等の現状把握や相談活動を中心に、中間管理機構を活用できる出し手、受け手の掘り起こし、中間管理機構職員と現地確認調査・調整業務などに取り組んでまいりたいと考えております。

中間管理機構である千葉県園芸協会や千葉県農業会議では、現時点において連携業務についての具体的な方針は決まっていないとのことでありますが、今後実施される会議や研修会を通じて、4月から新たなメンバーとなる農業委員、農地利用最適化推進委員が連携をとり、活動を速やかに開始できるよう準備を進めてまいりたいと思います。

次に、女性農業委員の選出基準はについてでございますが、農業委員の選出に当たっては、

推薦や応募により委員の募集を行い、これらの候補者について、横芝光町農業委員会の委員候補者評価委員会において、刑罰等の関係や推薦応募理由などについて審査を行い、議会の皆様に同意をいただくことになっております。

また、改正後の農業委員会等に関する法律において、農業委員の全体の構成として、年齢や性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされておりますので、評価委員会でも男性、女性の割合を考慮しながら、評価をすることになります。

農業委員の募集の段階では、法令に基づき、刑罰や破産の決定を受けている者を除き、特段の基準を設けず、評価委員会の中で、各候補者について個々に審査を行うとともに、委員全体の構成から、認定農業者、年齢、性別、そして利害関係を有しない者について、優先順位を設け、委員候補者を選出するものであります。

次に、耕作放棄地に対する農業委員会の対応はについてであります。年に1度、農業委員を中心に、町産業振興課職員と農業委員会事務局職員により農地の利用状況調査を行っています。今年度の耕作放棄地を含めた遊休農地の調査は、昨年10月に実施し、平成27年度に確認した遊休農地の面積は、全体で116.3ヘクタール、これは、町内の農地面積3614.5ヘクタールの3%に相当します。

確認した遊休農地のうち、再生が可能であると判断した農地は55.7ヘクタールで、遊休農地全体の48%、再生利用が困難と見込まれる農地は60.5ヘクタールで、全体の52%でありました。前年度の全体の遊休農地面積は118.4ヘクタールでありますので、比較して2.1ヘクタールの減となります。

内訳は、再生された農地が7.5ヘクタール、転用などで地目が農地以外となったものは1.7ヘクタールですが、遊休農地として新たに発生したのも7.1ヘクタールありました。現在、耕作していない農地については、中間管理機構への出し手の募集・登録や隣接農地所有者への働きかけを行っておりますが、農家の高齢化や後継者不足、そして一昨年のお米価格の下落に伴う離農などもあり、依然として耕作放棄地の解消は大変難しい状況であります。

今後は、利用状況調査で把握した再生可能である農地所有者に対して、中間管理機構への貸し出し意向調査を実施するとともに、農業委員、農地利用最適化推進委員には、調査に伴う連携や相談等の調整活動に取り組んでまいりたいと考えております。

〔農業委員会事務局長 齋藤政美君降壇〕

- 議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。
- 6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

それでは、議席のほうから再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、農業の強化のほうから質問させていただきたいと思います。

①として、経営・法人化支援事業の具体的な施策はということでございますが、先般、2月16日に、私の地元であります北清水の営農組合の総会がございました。その中で、ことしについては、いつも決算・予算をやるわけなんですけど、そのほかに、法人化に向けての説明がございました。

そういった中で、農業事務所のイタクラさんかな、女性の方でしたけれども、その法人化に向けてのメリット・デメリットの話をさせていただきましたけれども、これからは、どっちにしても先々、近い将来ですね、やはり法人化に向けて作業をしていかなければしょうがないのかなということで、役員の皆さんも、この先、関東農政局のそういった説明があるから、それを聞きに行くということで、4名程度でその研修会に参加するような話も聞いております。

そういった中、この当町においては、農事組合法人なり農業生産法人、二通りに分かれるとは思いますが、農事組合法人がほとんど地域の中の法人化に向けての実際の体制になっているのかなという考えでおりますが、当町の法人化の中で、法人件数はどのくらいあるのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） まず、認定農業者数でございますけれども、120、そして、うち農業法人は16、これが平成26年度末の数字でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） しつこいようで申しわけありません。

認定農業者の地区割りのどのくらいの人数が、仮に上堺地区、横芝地区、大総地区、例えば白浜地区とかですね、7つくらいに分類すると、どのような認定農業者がおるものか、お聞かせ願えますか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 大変申しわけございませんけれども、分類についてはしてございません。後ほど分類してお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 先ほど16の法人があるという話を聞きました。これについては、各地区単位の話になるんですかね。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 今、資料ございませんので、申し上げられませんけれども、地区単位の営農組合、組織もございますし、あるいは株式会社、そういった生産法人もございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） わかりました。ちょっと私のほうももう少しすりあわせればよかったのかなということで、わかりました。

次に、新規就農支援事業の具体策ということですが、この中で、私がお聞きしたいのは、新規就農、すごく大事だとは思いますが。そういった中で、農業者は、やはり後継者、確かに今、後継者不足というのがかなりあります。そういった中でも比較的、私が見る限りでは、農業経営がいい所については、やはりそれなりに後継者もいる。そういう考えでございます。あと施設をやっている方は、案外と後継者が育っているというのが現実なのかなと考えております。ただ、露地物を扱っているところはなかなか後継者が育っていないというのがバランス的にあるのかなと考えておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） おっしゃるとおりだと思います。やはり露地物経営につきましては天候等に左右されます。そういったことから、なかなか後継者がつながっていかないとといったことが考えられると思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

それでは、3番目になりますけれども、担い手の育成総合支援協議会による法人化の就農相談についてですが、先ほども宮菌議員のほうからお話がありましたけれども、人材バンクの関係でございますが、私は、確かに担い手、今、不足はしております。そういった中で、後継者も不足しておる。その中で、やはり今までお勤めをしていた方、サラリーマンをやっていた方です。そういった方々が実際には、農地は持っているんだけど、定年になってからまた農家をやろうかなという意思の方もいますけれども、ほとんどの方は、田畑

については大きい農家に貸しているとか、そういうふうな形の形態が多いと思います。

ただ、人材的には、60、65の定年を迎えた方でも、まだばりばり働けるのが現状なのかなと考えております。そういった中では、確かに町のシルバー人材センターもございます。登録する方もあるでしょう。でも、やはりそういった方々が集落の中に入って、また作業が一緒になってできるようなシステムづくりですか、そういったものがあればもっといいのかなと考えておりますけれども、その辺、執行部のほうはどうお考えでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） この地方創生関連事業につきましては、町長のほうが壇上で答弁申し上げましたとおり、今後、要項等を整備しながら進めていくものでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

それでは次に、4番目の観光企業誘致及び雇用促進事業の具体的な施策でございますが、このことについては、こどもの国の跡地を私は指しておるのかなと考えております。こどもの国の跡地、どう見ても今、本当に荒廃しております。そういった中で、隣の山武市の蓮沼にありますパークゴルフ場、36ホールありますけれども、これについては、一昨年ですかね、オープンしたのは。それで、36ホールあるわけですけれども、そのときの支配人さんの話を私、聞いたと思うんですが、こどもの国の跡地にも同じくらいの36ホールつくれるんだよという話がありました。

この話の中で、両方足すと72ホールあるわけで、72ホールあると全国大会も開けるんですというような話も聞いております。そういった中では、成田空港が目の前にありまして、このパークゴルフ場の人口は北海道にあるという話を聞いております。今、本当に格安航空が、LCCが就航しております。そういった中で、やはり成田から蓮沼のパークゴルフ場に来ている方も、大勢来ているような話を聞いております。私もその近くの市議会議員さんにも、この間、1カ月くらい前ですかね、自宅にお邪魔して話を聞いてきました。そうしたら、やはり、パークゴルフ場だけでは利益が出ないんだよと。そこに合わせたマリーノですか、ホテルがあるんですが、それとドッキングをしているから前がっているんだよと、お土産物も買ってもらえるんだよという話を聞きました。

そういった相乗効果があるということですから、やはりこの横芝光町のこどもの国の跡地にも、その辺の誘致のほうを、町のほうからもできる限り、やはりお話をさせていただくよう

な形をこれからとっていただければなということで考えますけれども、その辺、町長どうでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） こどもの国の跡地、今、鈴木議員、荒廃しているというお話がありましたけれども、今現在、津波対策事業で県のほうでやっております、その使用する土砂の一時堆積所みたいな形で使っているというふうに聞いております。

今、議員おっしゃられたとおり、パークゴルフ場の建設については、私どもも以前から興味を持っていますし、今後、マリーノを運営している千葉レクリエーション都市開発株式会社とその話もしたことはございます。そんな中で、その辺をしっかりと整理して、先ほど壇上でも答弁申し上げましたとおり、しっかりした計画づくりをまずして、それで関係各部署に、特に千葉県に対してそれを申し上げ、観光と、また雇用の創出という部分においても有効な施策になるのではないかと、今この場で考えておりますので、しっかりとした計画づくりをしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

それでは、2番目に入りますけれども、新たな拠点施設ということで、産直交流施設の関係でございます。先ほど、課長からるる説明をいただきました。ことしはどのような形でやっていく、29年度はどのような形で、31年度に完成を見ていきたいなということでございます。私も質問の中に、やはりこの準備室、これを立ち上げていかないと、こういったことのノウハウのある人がやっていかないと、こういう言い方は失礼ですけども、観光にかかわる問題と、いろいろな問題が出てきますけれども、そういったところに本当に適材適所の方を配置していかなければ、スムーズな準備室の立ち上げにはいかないと思います。

私の知る限りでは、それなりにこの当町には優秀な人材がおると思います。そういったことも踏まえた中で、なるべく早目にこの準備室は立ち上げていただければと思います。町長、どうでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、課長答弁がございました。その事務量、またその進捗状況によって対応していきたいという話でございますけれども、今、議員おっしゃられるように、しっかりと受け入れ態勢の中で進めていく、横芝光町にとっても大きな大きな事業の一つで

ございますので、しっかりと検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

私も常日ごろ思っております。やはり福祉も医療も教育も本当に大事です。この3本は本当に大事です。それとあわせて、観光については、やはりいろいろな意味合いを持って、町に来てくれる方、定住にもつながるところも少しあるのかなということで、そういった面からしても、町長もおっしゃっている町民の幸せ、町の発展というところに、その辺を強く重きを置いていただかないと、当町は、ほかの地区から見るとだんだん立ちおくれしていくのかなという恐怖感もございますので、危機感もございますので、その辺をお聞かせ願えればと思います。

それでは次に、お米の生産調整のことについてお伺いをいたします。

昨年は、飼料用米がかなり増反されたということで、前々年度ですか、26年産については3町歩くらいしかないものが、100町歩以上ふえたということで、比較的、戦略作物が導入されたのかなということで、これについても、幾らか米価には、余り下落が少なかったようにも感じ取れますけれども、県全体を捉えたときには、まだまだ全国でワースト1ですか、そういったことを聞いております。農家の方が、みんなでその辺を考えていきませんか、絶対量のパイは決まっております。食べる量は決まっております。そういった中で、やはり飼料用米が重きを置かれてきておりますけれども、この間も町長、私もそうですけれども、食肉センターで委員会がございました。大手の間屋の社長さんが言いましたけれども、「飼料米を食べさせてどうですか」と聞きましたところ、「肉質がいいんだよ」という話を聞きました。やはりそういったところにも飼料米をふやしていかなければいけないのかなということもありますし、畜産農業の保護ということにもつながりますし、ひいては、食肉センターがこれからもまだまだ存続していかなければならないのかなということで考えますので、そういった意味合いも踏まえた中で、この転作作物の飼料用米については、今後も地域において、やはり説明、相談をしていただきたいと思います。

そうしませんと、町のほうで、「飼料米つくってくださいよ、飼料米つくってくださいよ」と言われても、各地区、地域において、その説明会、前回も開いてくれたようだけれども、そういった形で膝を交えた座談会で話をすると、もっと理解が深まると思いますけれども、その辺、産業振興課長、どうでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 議員おっしゃるとおり、やはり私たちが地域に出向いて、細かくご説明したいというふうに考えております。また、千葉県においても、これは昨年ですけれども、生産調整配分があったときに、千葉県が6年連続全国ワースト1だといったことで、千葉県はこのワースト1を返上する気があるんですかと。もうちょっと飼料米についてもお金を上げてくれないでしょうかといったことも、そういった機会を捉えて県にも要望いたしますし、国にも要望しております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この飼料米に対する転作の問題ですけれども、以前ほかの首長さんともお話をさせてもらったときに、こういうお話をいただきました。それもかれこれ七、八年前のお話ですけれども、やはり農家の方、大変苦勞して今の状況をつくりつつある中で、自分もその白い米を、ご飯を食べられなかった時代があって、その認識の中で、やはりそれを家畜に与えるというものに対する抵抗感も非常に強い。そういうような認識を持っておられる方も大勢おられると聞いておりますし、今でもそういう思いの方もおられるかと思えます。その人に対しても、今おっしゃられたように、しっかりと行政と、そしてまたJAとも、そしてまた農家の皆さんと、三者で本当に膝を交えた話し合いが必要なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

それでは、3番目の平成28年度の水稲病害虫の対策についてでございます。

これについては、昨年の12月に私、質問をしてございます。そういった中で、近隣市町の状況を私、調べてきました。そういった中で、先ほど課長のほうからは、粒剤のスタークルなりダントツについては、1袋当たり800円の補助をいただいているということで、総枠の中では、たしか去年の中では300万円くらいだと思います。

私が山武市のほうに確認をしましたところ、これは液剤の散布なんですけれども、無人ヘリを使っての散布ですが、1,100ヘクタールを補助しているということで、単価的には500円ということで聞いております。これはもう前からずっとやっているわけですが、そういったことで話を聞いております。

あと、芝山町については940円、10アール当たりですけれども、補助しているわけなんで

すね。40円は植防のほうで補助しているようではすけれども、面積的には芝山は700ヘクタールくらいあると聞いておりますが、その中で600ヘクタールほど、実際に補助しているようです。ヘリ会社が2社入っているようではすけれども、そういった中では、やはり昨年からもう本当に、地球温暖化のせいか、温度がどんどん上がってきて、病害虫もふえておるという中で、やはり粒剤の散布だと、時期的にやはりその時期にやれないこともありますし、溪畔なり、山間だとか、栗山の沿川敷き、そういったところにはそういう粒剤を散布するわけにはいきませんので、密度を下げる意味でも、その粒剤についての補助を先ほど検討するということではすけれども、最終的には補助金、お金がかかるわけではすけれども、やはり総体のことを考えたときには、その辺の液剤のほうもこれから近々に考えていただければと思っております。その辺、ちょっとお考えのほどお聞きしたいと思っておりますけれども、先ほど聞きましたけれども。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 昨年12月の答弁でもお答えしましたとおり、乳剤についても検討しております。しかしながら、この乳剤の散布の場合、1回でございます。そうしますと、ふさこがね、ふさおとめ、コシヒカリ、この3品種がございますけれども、どの品種にあわせてやるのかといったことがございます。恐らく一番栽培面積の多いコシヒカリに合わせて散布いたしますと、わせ品種のほうにそういった影響が出てまいります。したがって、粒剤補助、個々の農家さんが、その稲の生育状況に合わせた防除もあわせて必要だというふうにご考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

今、課長からお話がありましたように、1回の防除では、そういったわせ等があるわけで、どこに合わせるかということになります。芝山町につきましては、2回散布している地区もあるようです。ただ、それについても940円以上の補助は出さないということで決まっているようです。ですから、それはその地区のやり方でありまして、その辺が、こちらから1回だけですよと言うのではなくて、2回やっても1回分の補助しかしませんよということであれば、そういうところもやっぱり勘案していただきたいと思っております。

あえてやってくれというわけではないですので、ただ、2回やってもらえば、農家の方は一番いいわけではすけれども、現状の中では、1回か2回かというのは、それは農家さんなり、

組合なり、そういうところが決めることでありますので、そういったことの考えのもとに、今回の助成については考えてほしいということで、そういう意味で私は言ったもので、よろしくをお願いします。

それでは、次に、改正農業委員会法についてでございます。

今回、4月1日から新しくこういった形のもとにスタートするようですけれども、今までは農業委員さん24名おったと思います。それが農業委員さんが12名になるということで、女性2名、私、前回も言いましたけれども、女性が入ることは非常にいいのかなという考えでおります。

ただ、そういった中で、農業経験がない方が農業委員会に入ることによって、農業の知識が余りない方が入ったときに、農業委員会の中がどうなのかなということと、農地利用最適化推進委員さんについては、農業委員さんは定例会で毎月あると思いますけれども、この方々の会議招集は、毎月っておかしいですけれども、定例的なものはあるものか、そういったところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤政美君） 農業委員会法の第8条によりますと、農業委員の任命につきましては、農業に関する識見を有して、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に、農業委員等の所掌に属する事項に対し、その職務を適切に行うことができる者ということで任命するようになっております。

ただし、これには、政省令の中で、実際に農業委員さんになる方の中に利害関係の含まれない者を入れること。そして、先ほども説明の中で申し上げましたとおり、性別、そして年齢等においても偏りがないように、そういった取り決めがございます。

その中で今回、農業委員会法が昨年公布されまして、この4月1日から施行されるわけですけれども、農業委員について、実際にそういった中での動きの中で、農業委員さんは、これまでの24名を12名に、半数になるということで、その辺も当初から言われております。

12名になることによって、これまでの枠組みは全てなくなるわけですけれども、農業委員の活動を推進していく上で、停滞することがないように推進していく上で、各小学校校区単位で農業委員さんを選びたいと、そういう部分もございます。それは地域の農地を十分理解している方になっていただくことが一番だと考えております。

地域の説明会を開催した中でも申し上げてきたところなんですけれども、地域で各小学校

区、7地域ございます。かつ、そういった中で、その地域によって、案件の発生件数もばらつきが大分ございます。そういった中の調整を図りながら、かつ、利害関係のない者というのが農業をやっていない方、そういう枠組みで定められておりますので、今回そういう部分において、女性農業委員を登用するような形で、2名の女性農業委員が含まれております。

また、農地利用最適化推進委員につきましては24名、これも国は1対3で、本来であれば農業委員の3倍という、そういう話の中で進められてきたところなんですけれども、周辺の市町村等の動向も見ながら、うちのほうは24名を設けまして、推進委員お一人当たり200ヘクタールくらいの面積を、利用集積等、また荒廃用地の回収等に動いてもらおうと思って考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 先ほど質問した中で、農地利用最適化推進委員さんの会議招集はちょっとお聞き漏れしたと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤政美君） 申しわけございません。農地利用最適化推進委員につきましては、現在までのところ、先ほどの説明でも申し上げましたとおり、中間管理機構、そして千葉県農業会議等に問い合わせした中では、こういった形で今後、会議、研修等を行っていくか、まだ定められていないという、方針が決まっていないという話なんですけれども、そういった中でも、この4月に、大網と九十九里町が入りますと、16の市町村が今年度から、また来年度早々には、新たな方式での農業委員さん、また農地利用最適化推進委員を選任した中での動きになるということでございますので、その辺は町のほうでも、そういった会議、それから県の農業会議等の研修等を交えながら、事業の推進に当たっていきたくと思うんですけれども、個々に現時点で会議を開くという、そういうような指示は国のほうからは何も来ておりません。部会とか、会長等も定めるという、そういう取り決めもないんです。その辺の指示がありましたら、今後、国の動向等に注視しながら対処してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） あと1点なんですけど、一番最後に質問した耕作放棄地の関係なんです。もう大分前なんですけれども、新聞等に出ていたような私は気がしましたが、耕作放

棄地に対する固定資産税のかけ方が、そのまま比較的荒らした耕作放棄地ですけれども、そういうものについては、固定資産税を1.5倍課せるとか、中間管理機構を使って貸し借りをした場合については減免されて0.5%というような話が出ておりましたけれども、そういった内容の話は聞いておりますでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤政美君） 耕作放棄地につきましては、これは一昨年から国のほうでは話になってきたところもあるようなんですけれども、実は昨年12月24日に、平成28年度の税制改正の大綱、この中で閣議決定までされております。その中で、耕作放棄地を含む農地保有に係る課税の強化、そして軽減が述べられております。

課税の強化につきましては、農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得、これに関する協議の勧告を受けた遊休農地、これについて、固定資産税における農地の評価において、農地売買の特殊性等を考慮した上で、正常売買価格に乘じられている割合、これが平成27年度の場合には0.55を乗じているわけなんですけれども、その評価方法の変更を平成29年度から実施すると、所要の措置を講ずるというふうにうたわれています。

また、その辺は今度、権限についてなんですけれども、権限については、所有する農地の農地中間管理事業、この事業のための賃借権等を新たに設定した場合、これは農地中間管理事業を推進するためのものだと思うんですけれども、その場合に、当該賃借権の設定期間が10年以上である場合、そういった農地については固定資産税を、課税標準を最初の3年間、価格の2分の1とする、これは措置を2年間に限りということで現時点では言われておりますけれども、そういった措置があるということで閣議決定までされている内容ですけれども、そういったところがございます。

課税の強化については、実際に貸せる状態なのに貸さない人、これには課税の強化をしますよということなんですけれども、詳細についてはまだ何も示されておられませんので、今後、国の動向等に、これについても注視しながら対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございました。

今回の定例議会の一般質問で多いのは、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略についての内容が一番多いのかなと考えております。私も先ほど、町長からも話しておりましたけ

れども、昨年の10月にこういった素案が出されたということで、新規事業もかなりあります。プロジェクトにかかわった46名の方ですか、大変だったと思います。今までの企画立案、これは素晴らしいものがあります。いっぱいあります。これからこれを実践していくわけです。実践していく中で、やはり絞り込んでいくとは思いますが、どうか一つでも多く達成できるようにお願いを申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきたいと思います。

大変ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で鈴木和彦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時15分とします。

（午後 1時58分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時13分）

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

秋鹿幹夫議員。

〔1番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○1番（秋鹿幹夫君） 改めまして、こんにちは。

議席番号1番、秋鹿幹夫です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

質問に先立ちまして、1月12日に中台交差点で起きた車両衝突事故は、1名のとうとい命が亡くなる結果となってしまいました。まずもって、被害者の方、またそのご遺族の方々に心からお悔やみを申し上げます。

交通標識や信号、注意喚起看板など、ハード面を十分に構築しても、最終的にはそれらを守る人のモラルにかかってまいります。このような悲惨な事故が二度と起こらないことを願うとともに、自身の運転も十分注意しなければならないことを改めて実感いたしました。

さて、今回通告いたしました質問は、大綱2点でございます。

昨年の10月に横芝光町版まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。その効果も期待いたしまして、大綱1点目、人口増加施策について質問いたします。

安倍首相が新3本の矢に掲げる希望出生率1.8に向けた施策が昨年11月に決定されているようですが、当町では具体的な対応策があるのか。1点目、出生率1.8に向けての施策をお伺いいたします。

そして、2点目は、当町の具体的雇用創出施策についてであります。東京圏への一極集中を是正し、Uターン、Iターンのきっかけに大きく起因することであると考え、お伺いするものであります。

続いて、近隣市町村と比べ、比較的充実していると言われる当町の保育関係であります。さらに充実させていくための具体的な支援策があるのか。3点目に今後の子育て支援策について、お伺いいたします。

4点目の転出・転入者アンケート調査についてであります。これは当町転入・転出時に住民課等の窓口で届け出と同時にアンケート調査を行う考えがないかお伺いするもので、創生総合戦略でのKPIやPDCAサイクルに活用できるのではないかと期待するものであります。

続きまして、大綱2点目は、町の経済発展についてであります。

シティマネジャーは、27年度、38道府県にトータル69名が派遣され、当町でも4月より鈴木先生が業務につかれ、地方創生にご尽力いただいているとお伺いしております。1点目といたしまして、シティマネジャー導入後の効果をお伺いいたします。

2点目に、プレミアム商品券の効果についてですが、千葉県内の54市町村全てで販売され、地域における消費喚起に直接効果のある事業であると、国も県も期待していたものと認識しております。その効果をお伺いいたします。

次に、駅前広場ですが、ロータリーが整備され、タクシーやバス寄せには雨よけが設置。交差点も改修工事が始まっており、非常に利用しやすい形に変革しております。町民の皆様からも、今後どのように変わるのかとお声をたびたびいただきます。3点目に、駅前広場の将来像はどのように考えているのか、お伺いいたします。

最後に、4点目、成田空港の経済効果をどう捉えているかですが、成田空港の経済効果はさまざま考えられると思いますが、中台近辺は町の中でも騒音直下であります。私生活での弊害もさまざま挙げられるため、抑制的な意見も少なくありません。空港の経済効果を量的にお伺いするものであります。

以上、私からの壇上からの質問とさせていただきます。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔1 番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、秋鹿幹夫議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、人口増加施策のご質問のうち、出生率1.8に向けての施策はと今後の子育て支援策について、及び町の経済発展についてのご質問のうち、駅前広場の将来像はどのように考えているのか、それと成田空港の経済をどう捉えているのかについてお答えをさせていただきます、その他のご質問につきましては、各担当課長から答弁させますので、よろしくご理解願いたいと存じます。

初めに、人口増加施策についての出生率1.8に向けての施策はについてでございますが、当町の人口増減は、転出入による社会増減よりも死亡・出生による自然増減の影響のほうが大きいことから、一人の女性が生涯に産む子供の平均数である合計特殊出生率を高め、出生数をふやすことが人口減少に歯どめをかけるための有効な手段と考えられております。

そこで、昨年策定いたしました横芝光町人口ビジョンでは、平成26年、西暦2014年に1.33であった合計特殊出生率を、2030年には1.8まで高めることとし、町の将来人口を推計いたしました。この目標を達成するためにつくられたのが横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略であり、この総合戦略に掲げられている基本目標の3、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、がまさに出生率を高めるための取り組みであります。

出生率1.8に向けた総合戦略に盛り込まれている具体的な施策といたしましては、基本目標3の項目に掲げられている5つの施策、11の事業となります。

具体的な事業といたしましては、かねてより子育て支援策として取り組んできた事業でもあり、今後もさらに力を注いで推進を図る保育料の負担軽減事業、子ども医療費・児童医療費助成事業、母子保健事業、放課後児童健全育成事業に加え、新規に実施する若者の出会い創出事業、子育て支援事業、子育て用品リサイクル事業、不妊治療費助成事業、エンゼルヘルパー派遣事業、教育補助事業、ワークライフバランス充実事業でございます。

次に、今後の子育て支援策についてでございますが、急速に少子高齢化が進展する我が国の中で、当町においても同様の事態が生じており、高齢化率は33%を超え、社会情勢や価値観の変貌による晩婚化が進み、合併以来約2,000人の人口が減り、今後も減少傾向が続くも

のと予想されております。

これらの事態に歯止めをかけるために、昨年10月に横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、町民が夢や希望を持ち、この横芝光町に定住したいと思えるような魅力あるまちづくりの実現に向け、新たな取り組みに動き始めたところでございます。

昨年末に全戸配布した戦略の概要版でもお示しをさせていただきましたが、基本目標3、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるの施策の中に、子育て支援を掲げており、今後新たに取り組むものとして、4つの事業を計画しております。

1つ目として、子育て日用品助成事業で、ゼロ歳から1歳までの乳児を対象として、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、紙おむつや粉ミルク等の購入に充てることのできる助成券を支給いたします。

2つ目として、子育て用品リサイクル事業でございますが、ベビー用品は再利用が可能にもかかわらず処分されてしまうケースが多いことから、リサイクル情報をネットワーク化して、需要と供給の仕組みを構築するものでございます。

3つ目として、エンゼルヘルパー派遣事業で、妊娠から子育て期の家庭に家事代行を主とするヘルパーを派遣し、一時的な生活支援を行うものでございます。

最後に、人口増加への施策として、不妊治療費助成事業を行います。不妊治療費は保険の適用がされず、費用が高額に及ぶことから、その一部を助成し経済的な負担を軽減することを目的に行います。なお、千葉県内の同一制度を利用される方が対象で、町が県の補助に上乗せして行う事業であり、限度額は年10万円を予定しております。

以上、具体的な説明を行いました。全て新年度予算に盛り込んだものでありますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、町の経済発展についての駅前広場の将来像はどのように考えているのかについてでございますが、横芝駅の駅前広場整備につきましては、町発展のための重要施策の一つとして取り組み、機能的なロータリーが完成したことは議員の皆様もご承知のとおりでございます。

今後は、町の創生総合戦略の基本目標4、時代にあった町をつくり広域連携を強化する施策の一つとして、横芝駅前広場の活用を掲げておりますとおり、横芝駅が人の交流拠点になり、町の創生に資することができるよう、横芝駅利用者の利便性を向上させ、町内外の人の流れをつくり、駅前のにぎわいを創出することを目的に、駅前広場の活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、成田空港の経済効果をどう捉えているのかについてでございますが、成田国際空港は昭和53年に開港し、日本の表玄関として、国際拠点空港の役割を担い、グローバルな航空ネットワークの発展に貢献するなど、世界の経済・文化の交流に大きく寄与しております。

昨年の11月27日に開催されました国、千葉県、成田国際空港株式会社、成田空港近隣9市町による成田空港に関する四者協議会における経営コンサルティングを専門とする株式会社ちばぎん総合研究所からの報告によりますと、成田国際空港が立地している千葉県への経済波及効果は、2013年においては1兆1,440億円でありました。この額は、千葉県内の百貨店と大型スーパー253カ店を合計した年間売上高の約1.2倍で、東京ディズニーランドを運営している株式会社オリエンタルランドの売上高の約2.5倍、幕張メッセの約12倍相当の経済効果であるとの調査報告でございました。

そして、この経済波及効果は、航空機発着回数が2007年の19万4,000回から2013年の22万6,000回へふえたことにより、2007年の9,789億円から2013年の1兆1,440億円へと増加したものと分析されております。

空港内の従業員数は、2014年11月調査において4万651人で、空港周辺9市町全体での就業者17万6,000人の約2割相当となっており、そのうち横芝光町からは375名の方が就業されております。

また、横芝光町の一般会計には、空港機騒音障害の防止及び空港周辺施設整備の費用に充てるものとして、毎年約4億円が成田国際空港周辺対策交付金として交付されております。この交付金は、公共施設及び一般住宅への防音工事や道路、排水整備、公園、消防施設、農業施設への整備などさまざまな事業に充てられており、これらの事業については、多くの町内業者が携わっており、この交付金についても横芝光町の経済発展に大きく寄与しているものであります。

成田空港の機能強化の必要性が叫ばれ、第3滑走路の建設を初めとした容量拡大の方策が検討されている状況のもと、成田空港を核とした地域経済の均衡ある発展を導き出すため、国、県、空港会社とより一層の連携強化を図りながら、さらなる町の発展につなげるべく、諸施策の発展を図ってまいります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、秋鹿幹夫議員からのご質問の人口増加施策についての当町の具体的雇用創出施策は、そして、町の経済発展についてのプレミアム付き商品券の効果はについてお答えいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、横芝光町版ミニハローワークの整備と包括的創業支援を2本の柱として考えています。内容としましては、先ほど宮菌議員からのご質問にもお答えさせていただきましたが、継続事業であるジョブカフェ千葉やハローワーク千葉、近隣市町との連携した就活基礎セミナー、また合同就職面接会などの雇用対策を予定しております。

また、平成28年度から季節の求人情報コーナーを活用し、パソコンによる情報提供の強化及びハローワーク千葉と連携した相談窓口の設置を、毎月1回予定しております。

包括的総合支援につきましては、昨年10月に国から認定を受けました創業支援事業計画に基づき、町と商工会が連携し、ことしの1月から創業塾を開催したところでございます。平成28年度からは創業塾回数をふやすとともに、地元金融機関など支援機関の協力のもと、創業段階から創業後までの長期的な支援態勢が整備できるよう取り組んでまいります。

また、雇用促進につきましても、雇用拡大と町内での定住促進を図ることを目的として、雇用促進奨励金等の実施に向け、進めてまいりたいと考えております。

次に、大綱2点目、町の経済発展についての（2）プレミアム付き商品券の効果について。

昨年7月に販売したプレミアム付き商品券の1万4,040セット及び福祉課より多子世帯に配付した286セットの合計1万4,326セットの総額は、1億8,623万8,000円であります。換金率は、8月末で67.62%、9月末で80.23%、11月末には90.63%と順調に消費されました。本年1月末の終了時点では99.76%となり、平成23年度実施のプレミアム付き商品券換金率99.5%を上回る成果を上げました。

また、大型店の使用率は約55%であります。また、中小の店舗では約45%の利用という結果となり、さらに中小企業の業種別換金率につきましては、小売業が34.7%、サービス業が5.5%、飲食業が4.2%、建設業が0.4%となりました。

また、同時に実施しましたアンケートにつきましては、649件のご協力をいただきました。

ご回答いただいた方々のプレミアム付き商品券を利用して購入した金額は1,627万5,000円、そのうち日常の買い物で利用した金額は1,368万5,500円で約84%、また商品券の入手がきっかけで購入した商品やサービスの金額は258万9,500円で約16%でございました。

また、商品券の支払いに合わせ追加支出した現金等の合計は128万2,200円で、したがいま

して1世帯当たりの追加支出額は、1,975円でありました。

これに基づき、換金率も考慮に入れて計算いたしますと、1世帯当たりのプレミアム付き商品券を利用した消費額は2万7,913円と推計され、全体ではおよそ2億円が消費されたこととなりますが、アンケートの集計時点では、全額を使い切っていないご家庭もございましたので、2億円以上の消費があったと考えております。

いずれにいたしましても、今回のプレミアム付き商品券発行事業では、多くの町民の皆様は、数字ではあらわせないお得感で楽しいお買い物をしていただくことができたと考えております。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） 秋鹿幹夫議員の大綱1点目、人口増加施策についてのうちの転出・転入者アンケート調査についてのご質問にお答えいたします。

秋鹿議員からは、人口増加施策として、住民課の窓口で行っている転入・転出事務において、アンケート調査を行う考えはないかのご質問であります。現在、住民課・住民班で行っている業務は、全て住民基本台帳法に定められている業務で、その法律の規定の中に転入・転出事務が明記されております。

執務の詳細につきましては、転入事務は住民基本台帳法第22条に、また、転出事務については、同法24条に定められており、各自治体では、その規定に従って転入・転出に伴う業務を行っているところでございます。

町活性化のためにアンケート調査をとの趣旨はよく理解できますが、ただいま申し上げましたように、住民課で行っている転入・転出事務については、法律で規定された業務でありまして、届け出の際にアンケート調査を行うことは考えておりませんが、調査用紙の配付など、実施可能なものについては、今後、検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、アンケート調査等を行う場合には、実施目的やその方法などについて関係する各課で協議、検討し、最も有効な方法で行っていくことが重要と考えるところでございます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 秋鹿幹夫議員からのご質問の大綱2点目、町の経済発展についてのうち、シティマネジャー導入後の効果についてお答えいたします。

国が進める地方創生に関連する地方への支援策といたしまして、今年度から財政支援、情報支援、そして人材支援が始まりました。その中の地方創生人材支援制度は、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣していただけるもので、初年度である今年度は141市町村から要望があり、マッチングの結果、69名のシティマネジャーが全国各地に派遣されました。千葉県では、我が横芝光町と勝浦市に千葉大学の研究者が、いすみ市には国家公務員が派遣され、それぞれの地域で活躍いただいております。

昨年4月から当町のシティマネジャーとしてお勤めいただいております鈴木シティマネジャーは、千葉大学の准教授で、コミュニティー再生などを専門に研究されている地方創生の専門家であり、地方創生を進める我が町にとって大変心強い人材であります。

活動をご紹介しますと、昨年10月に策定いたしました横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検討の枠組みづくりや、若手職員によるワーキングチームの運営支援、横芝光町まち・ひと・しごと創生会議のコーディネイトなど、総合戦略の基礎作業に深くかかわっていただき、鈴木シティマネジャーご自身の研究テーマでもあります住民が主役となるまちづくりの視点から、横芝光町の創生に積極的に取り組んでいただいております。

また、今年度から、全国の拠点大学が文部科学省の補助を受けて取り組む地（知）の拠点大学による地方創生推進事業、通称COCプラスに千葉大学が県内で唯一採択されました。これは、千葉大学が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先を地域に創出するとともに、地域が求める人材を養成し、地方創生の中心となる人の地方への集積を推進するもので、国の地方創生人材支援制度を積極的に活用し、地方創生に取り組んでいる当町といすみ市、そして勝浦市が事業協働自治体に選定されたところでございます。

今後、旧光商工会館を現地ハブオフィスとして活用し、千葉大学と町が協働して高度な人材が集積されるさまざまな事業を展開する予定でございまして、鈴木シティマネジャーが千葉大学COCプラス事務局の中心的な役割を担っております。

地方創生の取り組みが始まったことにより、まち・ひと・しごとに関連した活動が町内でも活発化しており、これもシティマネジャーの導入効果のあらわれであると考えておるところでございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 数々のご答弁ありがとうございました。

それでは、1番目から私の再質問をさせていただきます。

出生率1.8に向けての施策はのところなんですけど、先ほども合計特殊出生率を高めるといふことでおっしゃってありましたけれども、まずは、その出会いが非常に大切だと思うんですけど、私の調べた中で、内閣府の結婚家族形成に関する意識調査では、20代から30代の恋人がいない未婚男女の約5割が出会いの場がないことを不安視していると、ここまではいいんですけども、今は恋人が欲しくないとした未婚男女の約5割が、恋愛が面倒というような回答をしているそうです。若者の晩婚化、非婚化に拍車がかかるおそれがあると判明したと、こういうふうに記載されておりました。

そこで内閣府は、各自治体を通じて出会いの場を提供するなど、さらなる対策を講じていくというふうに記載されていたんですけども、そういった記事を見ましたが、具体的な対策などは町のほうにはおりてきているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ただいまのご質問は、国の内閣府の調査の結果をいただきましたが、私ども町でも、この創生総合戦略を策定するに当たりまして、5種類のアンケート調査をきめ細かく実施いたしました。その中に、まさに国の内閣府が行ったのと同じような質問項目も設けております。

具体的に申し上げますと、結婚、出産、子育て世代に関する調査というアンケート区分、これは2,300配布いたしまして、801の回答をいただいたアンケート調査でございますが、そういった中で、晩婚化の理由やその原因というような調査項目がございまして、やはり今、議員がおっしゃったような、結婚することに対する当人の意識と申しますか、そういう価値観の薄れですとか、そのほかにも、私どもが調査した選択肢の中では、経済的な要因、いわゆる収入などの問題、それとこれも非常に大きいものだと思うんですけども、異性と出会う、あるいは知り合う機会が少ないという、こういった今申し上げた3つの、その他いろいろ選択肢があるんですけども、多い順に申し上げますと、そういうような要因でございました。

それに対して、当然のことながら、出会いをなかなか、いろいろな要因がありまして、見つけられないというようなこともありますので、この創生総合戦略ごらんいただいたと思いますが、その中に、出会いを創出する機会を、町としてできるものについては取り組んでい

くというような事業も掲げたところをごさいますて、そういう意味で、当然、国と県もそうですけれども、町も問題意識を共有している中で、それぞれの立場でできることをこの創生総合戦略の中の具体的な事業としてK P Iを設定した上で取り組んでいくということで連携をしているということをごさいます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 具体的な対策というのは、おりてきているわけではないということでもよろしかったですかね。今の私の質問の答えとしては。

横芝光町としては、そういったアンケートをとっていてということだったと思うんですけども、そのアンケート結果を注視していただいて、事業活動をしていただければと思うんですが、先ほども何回か出ております若者の出会い創出事業、こちらにちょっと焦点を置いて、幾つかまた質問させていただきたいんですけども、前回の議事録なんかを参考にさせていただいて、今年度の6月議会で、川島富士子議員の一般質問による答弁でお答えいただいておりますけれども、農業婚活事業を年2回、その他広域的な取り組みとして、昨年度、県と海匝、香取、山武地域の市長の担当者により、婚活事業について情報共有を図り、地域連携の検討をするための意見交換会というものがあるようですけれども、こういった機会では、地域で連携した婚活パーティーなどの意見などは、そういうものは出ないのでしょうか。お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 今ご質問いただいた取り組みが、先ほど申しあげました国・県・町がそれぞれの問題意識を共有してと申しあげたうちの、県が中心となってそれぞれの地域、この辺で言えば山武、海匝という、ある程度、郡域を少し広域化した市町村によって構成する協議会での活動ということをごさいます。

そのそれぞれが、例えば山武、海匝でいいますと、その市町村によってやっぱり取り組みの濃淡といいますか、積極的に行っている市町と、そうでもないといっていますか、があります。そこを統一して、県が音頭をとって、例えば山武、海匝で統一して、そういう婚活なりをやるかという、そういう具体的な動きまでは進んでいないというふうに聞いております。

それぞれ、まず情報を、お互い進んでいる市町のやり口が非常に参考になるとすれば、それを取り入れて、町の事業として取り組むという、そういう意味でも、情報共有というのは非常に大事だというふうに思われますし、そういうことで、今のご質問については、県が広

域的に具体的な婚活事業を、具体的な施策として動いているかということに関しては、それに向けてのすり合わせと申しますか、意見交換をしているということで、まだ具体的に、いつ、こういったものを広域的に県が事業としてやるという段階には至っていないということでございます。

一方で、我が町のほうについて申し上げますと、子育てに関しては、若者出会い創出事業という名称で、この創生総合戦略の20ページにも掲げてございますので、それはこの事業のより、28年度から予算化もしてある事業でございますので、今まで農婚ということで農業関係を主に進めておりましたが、そのノウハウを十分生かしまして、さらに範囲を広げて、まち・ひと・しごとの人の出会い、結婚、出産につながるような事業展開に持っていければということで、平成28年度から具体的な新規事業として展開していくということでございます。以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

私がちょっと思ったのは、以前の広報に匝瑳市の婚活パーティーの広告が掲載されていたんですけども、男性の参加は市内在住の男性に限定されておりましたので、単純に考えても町内の女性が匝瑳市に行ってしまう可能性があるわけですね。町の広報の広告としては少し残念な気持ちになりましたので、せっかくの意見交換会ですので、近隣と協力して、企画できる部分もあるのではないかと感じましたので、意見を述べさせていただきました。

それで、先ほどから何度か出ています若者の出会い創出事業なんですけれども、28年度の予算にも組まれておりますが、出会いの場を婚活パーティーとかにとらわれない考えも私は必要だと思っております。

例えば健康センタープラムなどの調理室を利用した料理教室とか、マリンピア栗山川でのバーベキュー交流会とか、海岸でのモーターパラグライダー体験などの企画で話題を提供してあげたほうが、先ほど申し上げました恋愛が面倒というふうに感じている方々でも、話題を提供されることによって、入り込みやすいのではないかと考えたんですが、こういった企画などはいかがでしょう。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 若者の出会い創出事業ということで、具体的な事業名を申し上げましたが、せっかくのご質問ですので、もう少し踏み込んでお答えいたしますと、これについては、事業展開といたしましては、町がいわゆる事業主体として、アイデアを考えて、

その場をつくってという事業展開ではなく、いわゆる民間のお力といいますか、民間活力を主に事業展開をしていこうと考えております。

具体的には、この実行委員会方式、今既に28年度の事業執行が速やかにできるよう、その実行委員の募集をしているところでございますが、これはなかなか行政が、そこを先行してやっているところもあります。我が横芝光町のこの出会い創出事業に関して言えば、町民の若い世代の、結婚に対して課題としている同じ世代の目線で、さまざまな発想の中から事業展開をしていただくほうがより有効であろうというようなことから、事業の実施主体としては実行委員会方式を考えております。それに対して、運営に必要な運営経費を補助として出すという、そういう考えでおります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、出会いの環境をどうつくるかというお話の中でございますけれども、なかなか今の若い方の生活行動パターンというものが、今の例えば小学生、中学生の子供たちも、いわゆるゲームをやったり、うちの中にいるという状況が、また今の若い人たちもうちの中でDVDを見るですとか、そのような状況の、社会がそのようになりつつあるのかなという部分の中で、婚活パーティーですとか、出会いを余りつくるということで、それが本当にそのままそっくり出生率の向上につながるかどうかというのは、私個人としては多少、懐疑的な部分も持っております。

そうした中で、新たな出会い云々というよりも、実際、出生率が2.08ないと、今の人口が維持できないというような状況の中で、既に既婚、結婚していて、まだ子供がいない、例えばまだ子供がお一人とかというような方についても、どうやって子育て支援を、経済的にも、また、お母さんにしろ、家庭の中で支援していくことのほうが肝要なのかなというのは私の認識の中で持っております。

ですので、出会いを創出することは大変重要な部分でもあるんですが、その辺をトータルにミックスしながら考えていく必要もあるのかなと思いつつ、今ちょっと発言をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） そうですね、いろいろな方向性を持って、話を持っていただければいいと思いますので、ちょっとまだここ、もう少し掘り下げたかったんですけども、

時間の関係もあるので、次にいかせていただきます。

今後の子育て支援策についてということですが、先ほどからも総合戦略のお話、たくさんされておりますけれども、総合戦略といいましても、もちろんこれは全国的に作成されているものですので、一極集中の是正はおろか、人口の取り合いになり、人が流出する可能性ももちろん考えられると思います。

先日、近隣市町村と当町の保育料の比較をこういった形で確認させていただいたんですけれども、これを見る限り、どこよりも安価に設定されていて、料金に関して努力されていると感じました。

そのほかでも、先ほどからおっしゃられておりますけれども、総合戦略の中でも、子育て支援事業とか、エンゼルヘルパー派遣事業とか、子育て世帯が非常に頼れそうな事業がたくさん計画されておりますが、子育て支援が幾ら充実しても、それをメリットとする住民が移住しなければ意味がないものだと感じますので、流山市なんかは、市民サービスを充実させて、子育て世代人口を急激に伸ばしていると伺っております。

これから自治体間の競争になっていくわけですので、役場の方々ももっと民間意識を持っていただいて、当町のホームページなどに町民サービスの近隣市町村との比較とか、その他、当町在住のメリットなどを掲載するような計画を立ててみたらいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 総合戦略のまち・ひと・しごとの中で、当然、人の部分は、まさに説明いたしましたように、人口減を克服するという意味で、子育て世帯に、こっちに入ってきていただくということと同時に、出ていかないような、つなぎとめるといふ、あわせもった施策が必要になろうかと思えます。

議員のご質問のとおり、我が町は、保育料を近隣市町村よりも相当低く設定しておるんですとか、いち早く医療費の無料化に取り組んで、その効果が非常に出てきているという、いろいろな調査結果も入手しているところでございます。

移住・定住についても、早速28年度から重点施策として取り組んでいくわけでございますが、当然、我が町を選んでいただける、外から入ってくる人を引き寄せるためには、我が町をまず選んでいただく。選んでいただくためには、施策の充実というのはもちろんのことですけれども、その比較をしていったときに、横芝光町ってすごくいいなというふうを選んでもらうようなきっかけを情報として積極的に発信するということは、おっしゃるとおり、非

常に大事なことを考えております。

したがいまして、今、移住・定住の総合サポートセンターというような組織も含めて、その情報発信も含めて取り組むわけでございますけれども、ご意見いただいたような、そういう、横芝光町を選んでいただけるような施策を積極的にその中で打って行って、我が町のアンテナを非常に高く持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 2014年、合計特殊出生率1.33というのは、千葉県内町村では実はトップなんです。今、議員がおっしゃられましたとおり、保育料を今、安く安価に設定しているというものもございます。正確な数字はちょっとわかりませんが、多分保育料の負担分で、町としては1億5,000万円ぐらい出しているのかなと思っておりますが、それで満足しているわけではございません。まだまだ、私も一人育て上げて、たまたまですけれども、今また子育てをやっている最中でございますが、やはり経済的に大変だという認識は、もう重々身にしみて承知している中で、これからも子育て支援を、経済的にもしっかりと対応できるような施策を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

ぜひいいところをどんどん発信していただいて、たくさんの方に露出できるような、そういうような形で進めていただければと思います。

続きまして、転出・転入者アンケート調査について、またご質問させていただきます。

壇上でも申し上げましたけれども、これから始まる総合戦略のPDCAサイクルにおいて、チェックの部分で非常に効果があるものと感じております。

興味深いデータとしましては、NTTデータ経営研究所というところでの、小規模市町村における移住・定住の要因と生活状況に関する調査の中で、Uターン、Iターンのきっかけで、地域や家族からの勧誘が18.2%という数値がございました。そのほかの市町村のデータでも、これに類似する家族からの誘いという項目で約1割程度の数値が確認できます。このようなアンケートなどを用いて、蓄積されたデータをもとに総合戦略を今後シフトしていく上でも活用できるのではないかと考えますが、町長、お考えはどうでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 貴重なご意見ありがとうございます。

本当にそういうような、全国的な大きな団体、会社のデータを十分に勘案しながら、これからも総合戦略づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

ぜひぜひ検討していただきたいと思うんですけども、もしやられるのであれば、簡単なチェック方式だけのものではなくて、この町のどこに魅力を感じたのかとか、ほかに選択肢が挙げられた町があるのかとか、そういったフリーで具体的に記載できる箇所を設けることによって、今まで気づけなかった部分を掘り起こすことにもつながると思っております。

横芝光町役場の職員の対応は非常に丁寧といったお声をいただくこともございます。よいところはさらに伸ばして、転入者の方には、例えばですけども、転入者の方には、よこびーのクリアケースに入れた町のパンフレットを渡すとか、転出者の方には、その理由にももちろんありますけれども、またぜひ横芝光町に帰ってきてくださいというふうにお声をかけるとか、それだけでも、そういった小さなことでも違ってくると思いますので、そういったことも含めて検討していただければと思います。

成田空港の経済効果をどう捉えているかというところに、ちょっと飛ばして進ませていただこうと思うんですが、先ほどもいろいろなデータ、ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

その中で、もちろん交付金というものが出てきますけれども、この成田空港の交付金の使い道などを広報などで説明されたことはあるんでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 町の予算、決算等につきましては、議会でご審議、ご説明いただいた後に、広報紙、ホームページ等を使いまして、一般的な総体的な広報をしておりますが、例えば今ご質問のように、空港周辺対策交付金の具体的な使い道云々という細かいテーマでは、周知する広報紙、ホームページ等の容量等の関係で、そこまで踏み込んだ周知というのはしておりません。それらを含めた総体的な町の予算の使い道等については、ご承知のように、周知はこれまでも今後も続けていくということでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） これは何が言いたかったかと申しますと、私の知る限りでは、成田空

港の恩恵を感じられていない方々が多々おります。そういった方々のためにも、お金の使途をわかりやすくお伝えするとか、空港の雇用増における当町の人口増の見込みとか、先ほども町から375名いかれているということでしたけれども、そういったこととか、あるいはシャトルバスの増便などで交通機関の充実を図るとか、理解を深めるような取り組みをしていかないと、地域によつての意識の差異がいつまでもなくならないと感じております。

この交付金に関しての、今私が申し上げたような、そういうような取り組み、町民の方々にご説明されるような、そういった取り組みというのは今後行う予定というのはありますでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 町の施策を丁寧にお知らせするというのは、町の責務でございます。当然その中で、その空港の恩恵、空港と地域振興という観点からすれば、当然、この交付金も非常に大きな部分でございますので、それだけを取り出して検討するというのではなく、それらも含めた町の、先ほどの質問にも通じますけれども、この横芝光町がこれだけ町民のために、こういった歳入を効果的に使っているんだということは、この空港の周辺対策交付金だけに限らず、保育料の問題にしろ、いろいろあると思いますので、総体のお知らせの中で、この空港の周辺対策交付金のより町民に実感が感じられるような使い方をしているということの広報も含めて、検討させていただきたいというふうに考えます。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） すみません、後から後から、いつも。

この周辺対策交付金の使途については、やはり騒防法、騒特法に準じたものでないといけないというような解釈の問題があります。その辺の使い勝手について、今、NAAとしっかり膝を交えて相談をしているところでございまして、今後もうちょっと町民の皆さんに実感のできるような使い方をこれからも考えていきたいなというふうに考えているやさきでございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 大分時間も迫ってまいってしまったので、またちょっと別の質問なんですけれども、先ほどの私の質問とちょっと絡めて、以前の議会の第3滑走路建設に当たつての町長の答弁で、第3滑走路の建設論のみが先行するのではなく、同時進行で総合対策及び地域振興策に十分配慮する丁寧な説明を行い、地域住民の理解を得ながら検討を進めると

いうふうにおっしゃっておいりましたけれども、私にとっても非常に心強いお言葉だと感じました。

成田空港では、航空機の小型化や製造技術の進歩などによる新型の低騒音型機材への交代が進み、年々小さくなってきているといいましても、私どもの住むような中台なんかでは、住宅等で、空港会社の防音基準を満たした建物があるんですけども、携帯電話の通話は宅内に入ると電波が悪くなったり、外に出ると騒音によってよく聞こえないこととか、航空機が上空を通過する際に、防災無線にノイズが入ることなどがあるので、このようないろいろな弊害がございます。

政治は民主主義でなければなりません。これから第3滑走路の建設に当たって、さまざまな問題が上がってくるかと思しますので、この経済効果とか、メリットなんかも含めて、町民の皆様にはしっかりと説明を行っていただき、空港と共生するメリットが感じられる生活を担保していただきたいと、強く要望いたします。

これにつきまして、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、秋鹿議員おっしゃっていただいたように、地域振興策、また騒音対策、きっちりとしながら、並行しながら、この容量拡大に向けた施策を行っていただかなければならないし、私どもも今から地域に対して説明会など、いろいろと施策を展開していきながら、この大きな問題、あるいは、逆を返せば大きなチャンスを、この町民のみんなが実感できるような施策として取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

しっかりとしたスタンスで、今後も行っていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

まだまだお話ししたいことがあったんですけども、時間も迫ってまいりましたので、皆様にはいろいろ答弁いただきまして、まことにありがとうございました。私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

2月26日から3月1日までは、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、2月26日から3月1日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の日程は、これをもって終了します。

3月2日は、定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時12分）

3 月 定 例 会

(第 3 号)

平成28年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年3月2日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	秋鹿幹夫君	3番	宮菌博香君
4番	山崎義貞君	5番	庄内賢一君
6番	鈴木和彦君	7番	齋藤順一君
8番	森川忠君	9番	川島仁君
10番	川島富士子君	11番	鈴木克征君
12番	野村和好君	13番	山崎貞一君
14番	鈴木唯夫君	15番	八角健一君
16番	川島勝美君		

欠席議員(1名)

2番 平山雅規君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事	田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長	若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長	鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君

産業振興課長	早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長	椎名富士男君	健康管理課長	越川誠一君
食肉センター長	郡司民夫君	東陽病院長	大木良夫君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	秋葉義臣君	農業委員会 農事業務局長	齋藤政美君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 高 蝶 政 道 書 記 椎 名 晴 美

◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木唯夫君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

平山雅規議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したのでご報告します。

◎一般質問

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 齋藤 順一 君

○議長（鈴木唯夫君） 通告順に発言を許します。

齋藤順一議員。

〔7番議員 齋藤順一君登壇〕

○7番（齋藤順一君） おはようございます。

ただいまご指名をいただきました横芝光町鳥喰の齋藤順一でございます。

梅一輪一輪ほどの暖かさと申しますが、ことしは暖冬の影響でしょうか、坂田梅林の梅も例年より一足早く馥郁たる香りを漂わせておるようです。

さて、先月5日に清長大橋開通の式典が開催されました。思えば平成18年3月、旧匝瑳郡光町、旧山武郡横芝町が合併して、この3月で10年です。節目の年に清長大橋が開通したことは大変意義深いものがございます。そして、この路線は完成すれば横芝光町にとどまらず、茂原から匝瑳市まで広域農道で地域の利便性の向上等が見込まれます。しかし、歴史を振り返れば、旧2町を流れる栗山川は大和朝廷の時代より千数百年もの間、横芝側は上総の国、光側は下総の国、その国境でした。平成の大合併で国境を越えて山武郡横芝光町が誕生しました。それがゆえに、今回の清長大橋開通を契機に町の成長と、いま一層の融和と連帯感が

期待されるところでございます。

それでは、3月定例議会におきまして、登壇の機会を与えていただきました鈴木議長を初め先輩議員、同僚議員の皆様にご心より感謝申し上げます。元気に質問させていただきます。町長を初め執行部には明快かつ簡潔な答弁よろしくをお願いいたします。早速、通告順に従いまして質問に入ります。

まず、私のマニフェストの一つ、人に優しいまちづくりから、町民と行政の協働により地域の文化を大切にする、人に優しいまちづくりの関係より質問をいたします。

今回、3月定例会の一般質問では、地方創生総合戦略関係の質問が多く、このことはその施策の重要性をうかがい知ることができます。まち・ひと・しごと創生事業、いわゆる地方財政計画は政府の予算は1兆円です。当町では昨年10月に横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。よくこれほどまでに素早く策定をなし遂げられました。若手職員によるワーキングチーム等の皆さんの努力目標の設定に高く評価をするものでございます。

さらに、27年度国補正予算、地方創生加速化交付金が12月8日閣議決定されました。国の補正予算額は1,000億円。当町でも申請され、加速化交付金の決定に至ったものと聞き及んでおります。あわせて、佐藤晴彦町長の対応の早さに感心をいたしております。

それでは、目標を設定いたし、レベルアップの加速を図るための交付金を獲得した後の詳細を質問し、確認等をいたしてまいりたいと存じます。

大綱1点としまして、横芝光町人口ビジョン及び横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略等についてお伺いいたします。

(1) 46事業の全体及び各事業ごとの進捗状況についてお伺いいたします。

(2) 46事業における行政主導型事業と町民主導型事業の割合について、また、町民主導型事業の詳細について等をお伺いしたいと思います。

(3) 若手職員のプロジェクトチームの詳細についてもお伺いいたします。

(4) 総合戦略のリスク管理、情報管理、PDCAについてお伺いいたします。

(5) 総合戦略のリーダーシップについてもお伺いいたします。

(6) 総合戦略の重要業績評価指標（KPI）及び重要目標達成指標（KGI）に関し、誰がどのように評価するかをお伺いいたします。

(7) 政府の高齢者移住構想に関し、町の受け入れの考え方についてお伺いしたいと思います。

(8) 総合戦略における高齢者福祉（認知症対策等）の考え方についてもあわせてお聞きいたします。

(9) 古民家、空き家利用による移住促進及び企業誘致等の考え方についてお伺いいたします。

(10) 観光客等の町内誘致についてお伺いいたします。

①横芝光町の魅力活用等をどのように考えるか。

②国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業について、町としての考え方をお伺いいたします。

③横芝光町へ観光がもたらす効果についてお伺いいたします。

以上、大綱1点、壇上よりの質問とさせていただきます。

〔7番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

なお、傍聴者よりマイクの音が低いとの声がありますので、マイクに近づけて答弁を願います。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 齋藤順一議員からの横芝光町人口ビジョン及び横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略等についてのご質問のうち、高齢者移住構想、認知症対策等の高齢者福祉及び観光客等の町内誘致以外のご質問にお答え申し上げます。

初めに、46事業の全体及び各事業ごとの進捗状況についてであります。46事業のうち保育料の負担軽減事業や子ども医療費・児童医療費助成事業を含む9つの事業は継続事業として実施しているものであります。これらを除く37の新規事業のうち、今年度実施いたしました、または実施しているものは6事業で、具体的には横芝光町農産物販路開拓モデル事業、創生プロモーション事業、町の空き地有効活用事業、ご当地アプリ開発事業、子育て災害備蓄品整備事業、空港圏自治体連携るるぶ制作事業であります。残りの31事業につきましては、平成28年度に着手する予定でございます。

次に、46事業における行政主導型事業と町民主導型事業の割合について、また、町民主導型事業の詳細についてであります。町民参加型または町民を直接の対象とした事業がほとんどであり、あえて町民主導型事業といえるのは若者の出会い創出事業の1事業であります。

若者の出会い創出事業は、未婚化・晩婚化が出生率の低下や少子化の進行につながって

ることから、独身の若者を対象に、自分の将来を考えるセミナーの開催や結婚のきっかけとなる出会いの場を創出する事業を行うもので、事業の実施に当たっては、40歳までの方を対象に委員を一般公募し、実行委員会を立ち上げ、実行委員会にて事業の企画・立案・運営をしていただき、町が補助金を交付するというものであり、この補助金につきましては新年度当初予算に計上させていただいたところであります。

次に、若手職員によるプロジェクトチームの詳細についての質問にお答えいたします。

町の総合戦略に盛り込む施策の立案に、若いエネルギーとアイデアを出し合ってもらうため、昨年4月に発足したまち・ひと・しごと創生ワーキングチームは、応募のありました22歳から46歳までの役場若手職員50人で組織され、5つのチーム、具体的に申し上げますと、雇用創造チーム、移住定住促進チーム、出会い結婚出産チーム、地域づくりチーム、そして観光振興チームに分かれ、それぞれ担当する分野の町の創生につながる事業について調査・研究・起草作業を行いました。

ワーキングチームの活動は、昨年4月17日に開催された5つのチームの合同会議に始まり、その後は6月末までの間に、鈴木シティマネージャーの参加をいただきながら、チームごとに10回前後、全体で49回の会議を重ね、取りまとめられた81のプロジェクトについて、7月3日に開催された合同報告会において提案されました。この81のプロジェクトをもとに専門部会、さらには推進本部で事業の精査・検討を行ったところでございます。

次に、総合戦略の全体管理についてであります。総合戦略推進のための組織として、町長を本部長とする横芝光町まち・ひと・しごと創生推進本部が設置されておりますので、この推進本部におきまして、役場内全庁共通認識を持って総合戦略の全体管理を行ってまいります。推進本部のもと、総合戦略に掲げられております個々の事業の推進につきましては、各事業の担当課において行い、地方創生交付金に関する事務や各課の連絡調整等、推進本部の庶務的な業務につきましては企画財政課において担当いたします。

次に、総合戦略におけるリーダーシップについてであります。横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、横芝光町人口ビジョンで定めた2040年の総人口約2万人、2060年の総人口約1万8,000人という目標達成に向け、人口減少に歯どめをかけるため、町が取り組む方策を取りまとめたものでございますので、その実施に当たりリーダーシップをとっていただくのは町行政のトップである町長であります。

次に、総合戦略の重要業績評価指標（KPI）及び重要目標達成指標（KGI）に関し、誰がどのように達成度を評価するかについてであります。町の総合戦略の中の総合戦略策

定・推進・効果検証の体制図にお示ししてございますとおり、横芝光町まち・ひと・しごと創生会議におきまして、重要業績評価指標（K P I）によりまして施策の効果を検証していただくこととなります。

また、重要目標達成指標（K G I）につきましては、当町の総合戦略に表記はしてございませんが、このK G Iに当たるものとしたしましては、総合戦略の基本目標ごとに掲げた数値目標がございます。これは今回策定した町の総合戦略の最終年度である平成31年度の目標を客観的な数値で定めたもので、具体的に申し上げますと、基本目標の1、産業を振興し安定した雇用を創出するでは、人口に占める就業者数の割合を50%とする。基本目標2、横芝光町へ新しい人の流れをつくるでは、人口に占める20から40歳代の割合を30%とする。基本目標3、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるでは、合計特殊出生率を1.5まで高める。基本目標4、時代に合った町をつくり広域連携を強化するでは、これからも横芝光町に住みたい人の割合を70%以上とする。基本目標5、地域の魅力を最大限に活用し町を活性化するでは、横芝光町への観光入込客数を年間で10万人とするであります。この基本目標ごとの達成度の検証につきましても、K P Iと同様に行っていく予定でございます。

次に、古民家、空き家利用による移住促進及び企業誘致についてであります。秋鹿幹夫議員の一般質問で町長から答弁いたしましたとおり、当町の人口増減は社会増減よりも自然増減の影響が大きいわけでございますが、当町への移住者をふやすことや企業誘致も、人口減に歯どめをかけるための有効な手段であることは間違いありません。

したがいまして、総合戦略でも、横芝光町へ新しい人の流れをつくるを基本目標の一つとして、町外からの移住受け入れの強化、積極的な魅力発信による認知度の向上、若い世代に魅力のある住宅地づくり、拠点大学や地元高等学校との連携を施策として掲げてあります。具体的な事業といたしましては、移住者の受け入れ体制整備としての移住定住総合サポートセンターの設置やユーチューブなどを活用した町P R事業、遊休町有地を活用しての魅力ある住宅地開発などあります。

田舎で起業・創業を希望している方々を含めた当町への移住希望者の受け皿としての古民家・空き家利用につきましては、まずは新年度におきまして、どのような古民家・空き家が、どこに、どれくらいあるかを把握することから始め、情報収集をした上で有効活用を図っていく考えでございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） 齋藤議員の政府の高齢者移住構想に関し、町の受け入れの考えと、総合戦略における高齢者福祉の考え方についてお答えいたします。

初めに、高齢者移住構想のご質問についてでございますが、国は、都市部の高齢者が健康なうちに地方へ移住し、地域と交流を持ちながら生活する「生涯活躍のまち」構想を進め、これにより地方への人の流れを推進するとしております。この構想は、日本版C C R C構想とも言われております。

「生涯活躍のまち」構想では、単に高齢者向け住宅や高齢者施設を確保して移住を受け入れるのではなく、移住した高齢者が地域社会に溶け込み、子供や若者など多世代との交流や地域貢献ができる環境を整備する必要があるとされております。日常的に集い、交流ができる地域拠点には、移住者の生活・健康状態を常時把握し、適切な支援を行う専門的なコーディネーターの配置も求められております。また、移住者が医療・介護を必要としたときは、人生の最終段階まで継続的なケアの体制を提供しなければなりません。

全国的には高齢者移住の受け入れを推進している地方自治体もございますが、当町においては構想で求めています環境条件が整っていないことから、現在のところ積極的な高齢者移住の受け入れは考えておりません。

次に、総合戦略における高齢者福祉の考え方についてお答えいたします。

今回の創生総合戦略には、高齢者福祉にかかわる事業は掲載されておられません。これは高齢者福祉事業は取り扱わないということではなく、総合総合戦略の性格上、若い世代を中心とした事業が優先されたものをご理解いただきたいと存じます。総合戦略は、必要に応じ修正することとしておりますので、今後、有効な高齢者福祉事業が考案された場合は、追加に向けて協議・検討したいと考えております。

なお、町の認知症対策につきましては、12月議会定例会で齋藤議員からの一般質問にお答えしましたように、現在、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みを進めているところでございます。今年度末に設置いたします認知症初期集中支援チームを核といたしまして、認知症相談や支援を充実し、認知症対策事業の推進を図る予定としております。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、齋藤順一議員からご質問の横芝光町人口ビジョン

及び横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略等についての、観光客等の町内誘致についてお答えをいたします。

初めに、横芝光町の魅力等をどのように考えるかについてでございます。当町は、中央部から南部にかけて平坦地が続き、北部は緩やかな丘陵地帯で、南部は九十九里海岸に面しており、海岸から丘陵地と資源に恵まれております。春は梅や桜、夏は海水浴、秋は豊富な蔵書の町図書館、このほか、鬼来迎など歴史ある文化財、釣りやサケの遡上で知られる栗山川、スポーツ施設と一体化した公園施設、さらには大木式ハム・ソーセージを初めとする特産品や豊富な農畜産物なども当町の魅力となっております。

次に、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業について、町としての考えはでございますが、初めに国家戦略特別区域法の概要についてご説明いたします。

この法律は、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進するため、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の政策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めております。

次に、特別区域認定までの流れでございますが、内閣府の国家戦略特別区域等に係る提案募集期間に、事業の実施主体となる民間事業者や地方公共団体等が提案を内閣府地方創生推進室へ提出し、国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを受けます。その後、事業を定めた区域計画について、国家戦略特別区域会議で決定し、内閣総理大臣を議長とする国家戦略特別区域諮問会議を経て、内閣総理大臣が認定することとなります。

次に、国家戦略特別区域における旅館業法等の特例（国家戦略特別区域法第13条）で、外国人滞在施設経営事業を行おうとする者は、「特別区域において外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約等に基づき一定期間以上使用させるとともに、外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当する。」ことについて、都道府県知事の認定を受けることにより、旅館業法の規定は適用されないということになります。

本年2月12日に、外国人滞在施設経営事業として、全国初となる特区民泊の特定認定書が大田区より事業者へ交付されましたが、この事業を実施するにはさまざまな受け入れ体制の整備や住民周知が必要となっております。

しかしながら、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、当町においても取り組むことが可能なのか、実例を参考にし、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、横芝光町へ観光がもたらす効果についてでございますが、観光の推進によって来訪

客が増加し、にぎわいが創出され、地域資源を利用することにより、さまざまな効果がもたらされると考えております。来訪者が増加することにより、飲食や買い物、宿泊等を行うことにより、町内での消費の増加や雇用創出にもつながり、地域経済の活性化効果があると考えます。また、観光客が地域の観光スポットやイベントに訪れることで、観光にかかわる地域資源が外部の人たちに評価され、町民が町のすばらしさを再認識する機会にもなり、観光を活性化することにより、誇りと愛着を持つことのできる地域社会と定住意識も高まる効果もあると考えております。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） それでは、（1）の46事業の全体及び各事業ごとの進捗状況について、（2）の46事業における行政主導型事業と町民主導型事業の割合について、また、町民主導型事業の詳細について、あわせて再質問させていただきます。

横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略のマネジメントについてお伺いします。進捗率についてはまだ事業がスタートしたばかりで、継続もありますけれども、その都度誰がどのような状態でどこまで進んでいるか、誰が見てもわかりやすく、今後もう少し進捗していった場合にお示しいただければありがたいなど。今のところいたし方ないのかなという形だと思います。また、行政主導型事業と町民主導型事業の詳細を伺いますと、確かに横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、46事業中新規事業37、継続9事業、国家の交付事業費3,807万円を獲得するなど、内閣官房創生本部マニュアルとほぼ同じ、そっくりの策定を行っており、大変よくできていると思います。ここまでは順調なのですが、今後を憂いますと、全国市町村での成功例などを見ますと、地方創生を主としてではなく、日本の社会を再創造するような目標を絞った市町村が日本の社会を再創造するなど、目標を少なく絞った市町村が成功しているように感じます。その点、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 議員からは以前からも、今ご質問があった趣旨のご提言も含めたご質問をいただいているところでございます。我が町の創生総合戦略については既にお示ししたとおりで、基本的には国の総合戦略の骨子に我が町独自の基本目標をつけ加えた5つの基本目標に沿って、いわば総花的と言われればそのように、それぞれの基本目標のKGIをまず定めまして、そのKGIに行くためのKPIを個々の46、事業とすれば、ごとに事業を定めて計上し、展開をしようとする総合戦略を定めたところでございます。これについ

ではもうこれでスタートしているわけですから、まずこれに基づいて事業を展開していくわけですが、今議員からのご質問にありました国のいろいろな交付金の制度の変遷と
いいますか、実際、26年の国の補正予算から具体的な予算化は始まったわけですが、
国の年度でいうと26、27、この2カ年間だけでも最初の広く、まず全国全ての自治体に交付
金を基本的な充当をして、まずはこの戦略の策定をとという指定から、今は加速化交付金とい
うような名称でございますが、かなりハードルの高い、つまり我が横芝光町でいうと46事業
の一つ一つの事業を交付金の対象として申請するには、国が求めている先駆性ですとか公益
性ですとか連携性ですとかというところにはかなり厳しいような、そういう交付金自体もそ
ういう制度になってまいりました。

したがいまして、我が町のこれからの展開といたしましては、基本は当然この総合戦略に
掲げた5つの目標ごとの46の事業を展開していくわけですが、その展開の仕方、あ
るいは交付金の獲得の仕方として複数それを組み合わせまして、国が求めている、つまり交
付金の条件としております、今申し上げました先駆性等の要件に合致するような事業の、こ
れをもとにして事業を組み合わせることによって交付金を獲得し、事業そのものはこの総合
戦略に基づき、個々の事業として財源の充当をいただいた中で展開していこうと、そういう
ふうに考えておりますので、そういう意味では事業を絞るということは、交付金を獲得する
という手段からしても、その絞る、つまり統合するという意味で、考えを統合するという意
味で、議員ご指摘の考えとある程度合致しているのではないかと、そういうふうに考えてい
ます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） そうですか。じゃ、佐藤晴彦町長のお考えをひとつ伺っておきたいと、
よろしくをお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 地方創生総合戦略、46項目でありますけれども、横芝光町も、皆さん
ご承知のとおり、人口減少が進んでおり、本来であれば1.8欲しい合計特殊出生率も、県内
の町村ではトップの1.33といえど、決して褒められた数字じゃない中で、当町も待ったなし
の状況である。その中でやれるものは全てやる。その意気込みの中から若い職員の出した提
案を一つ一つできるものやっいていこうと、その結果がこの数だと考えておりますので、今
後もしっかりと頑張ってやれるものとやっいていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 私申し上げたいのは、行政主導型の事業より、今、企財の課長が言いましたけれども、事業費獲得のための手段という形では十分理解できるんですけども、行政主導型より町民主導型事業のほうがより地域の活性化が大きくなるはずで、行政に全て何でもかんでもお任せというより、地域社会の資源の利用のほうが私は重要にこれからなってくるというふうに考えます。

それでは次に、（3）の若手職員によるプロジェクトチームの詳細について今お伺いしましたけれども、若手職員のワーキングチームは役割として5つのチーム構成で具体的施策と立案とK P I（重要業績評価指標）の検討だけで十分とお考えでしょうか。それともプロジェクトチームの役割はやっぱりいわば組織の中の組織で、プロジェクトチーム責任者の任期を目的の達成時期まで、または計画が終わるまで人事異動しないとか、責任と権限の委譲をもう少し明確するなどしては、これは齋藤順一私案ですけども、より責任を持って権限を委譲したほうがよろしいかなというふうに思います。それは答弁は結構です。

それでは、次に、順不同ですけども、（4）の総合戦略のリスク管理、情報管理、P D C Aについて、飛びまして（6）総合戦略の重要業績評価指標（K P I）及び重要目標達成指標（K G I）に関して、先ほども少し説明したんですけども、どの時点でどのようにこの部分を評価するのか。もう少し具体的に、ただ漠然とここに書いてあるこの指標だけを、私はこれはもうわかっていますですよ。どの時点でどんな段階で見きわめていくのか、もう一度教えていただければと思います。リスク管理、情報管理、P D C AのマネジメントサイクルのP l a n・D o・C h e c k・A c t i o nは誰がどのようにいつという形をもう少し、またK P IのK e y P e r f o r m a n c e I n d i c a t o r、何をもって進捗とするのか、あるいはどの時期でという、もう少し明確な基準となるような根拠を、ここに書いてある以外のものをちょっと教えていただきたかったですよ。何をもって、そのゴールは成果となすかとか、その辺の目標が定まっているかどうか教えていただければと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 答弁でもお答え申し上げましたように、この創生総合戦略の検証機関につきましては、まち・ひと・しごと創生会議でございます。創生会議の構成員等につきましては既にご説明していただきましたのでここでは繰り返しません。まず、その創生会

議の役割といたしましては、本年度はこの創生総合戦略の策定に当たりさまざまなご意見をいただきました。産官学金労言という幅広い、公募した町民代表も含めて幅広い委員の皆さんという、人材としても非常に発信力のある方々を集めました。その会議は今年度のこの策定で解散終了ということではなく、議員の今のご質問にありましたまさに総合総合戦略は今後よりいいものに、P D C Aサイクルの中で成長していかなければなりませんので、その検証をお願いする機関として配置しています。ということで、時期につきましては当然その当該年度が終わって、そのK P Iがどの程度進捗状況があるかということのを翌年度のなるべく早期に検証していくというようなサイクルで進めていこうと考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 総合戦略のリスク管理、情報管理、P D C Aサイクル、重要業績評価指標K P I及びK G Iですか、見きわめが重要なポイントと思いますので、今後ひとつよろしく願いいたします。

それでは、次に、総合戦略のリーダーシップ、（5）番については、私がもう議会で町長に何度となく同じことを申し上げますけれども、また、ここでもう一回、佐藤晴彦町長は横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略、そして若いワーキングチームのリーダーとして、自治体がみずから創造する常識外れの遠大な発想を持ち、町長はふるさと創生への創造の翼を広げ、実行は職員が行い、手柄も職員、失敗は町長と決める政策実行を続け、職員全員を意識改革し、町民の創生、未来ある横芝光町の創造に向かい全力疾走をお伺いいたします。

そこで、ここでことし3月で幹部職員が11名ほど退職をされるということで、今回ここにおられます田鍋理事におかれましても、本年3月末でご退職というお話をお伺いいたしました。田鍋理事は昭和49年4月1日、横芝役場産業課を振り出しに、以来42年の長きにわたり奉職されました。お疲れさまでございました。未来ある横芝光町のための横芝創生のご意見がございましたら伺いたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 田鍋理事。

○理事（田鍋悦央君） まず、私、ことしは会計管理者という仕事をさせていただきました、議会で発言する機会がほとんどありませんでした。そういう中で発言の機会をいただきましてありがとうございます。

退職に当たりまして思うことということだと思います。先ほどありましたように、ことしは比較的大勢の職員が退職します。しかし、私たちも職員として長き、それぞれ自分の仕事

に責任を持ちながら仕事を今まで進めさせていただきました。そして、また、時代も今は変わってきているわけでございます。そういった中で、先ほどのお話にもありますように、今また若い職員たちが頑張ってきてくれています。我々は安心して、そういった意味で退職していけるのかなというふうに今感じております。しかし、我々も公務員としてこの町で働かせていただきまして、給料をもらい、生活をさせていただいたわけです。そのご恩はありますので、もちろん退職いたしましても、どれだけのことができるかわかりませんが、社会のため、また町のため、何らかの、本当に小さなことでもできることはしていきたいというふうに心がけながら、これからも生活していきたいというように考えております。ありがとうございます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） ありがとうございます。今後、退職されましても横芝光町のためにご指導ご尽力を賜りますようお願いいたします。健康に留意されましてお過ごしください。ありがとうございました。

それでは、次に、（7）と（8）、再質問させていただきます。政府の高齢者移住構想に関し、町の受け入れの考え方。（8）総合戦略における高齢者福祉（認知症対策等）の考え方についてですけれども、国では、大都市圏に住む高齢者の移住を促進する構想が動き出しております。第二の人生は自然豊かに暮らしたい傾向があるそうです。主に岩手県から宮崎県まで数多くの市町村で移住に力を入れているそうです。また、総合戦略における認知症対策で、福岡県大牟田市、静岡県富士宮市で、全国的に、世界的にも注目される市がございます。これは認知症を町・市で全町民で、若者からお年寄りまでが認知症を見守るという姿勢が中心のようでございます。せんだってまでは10人に1人が65歳以上認知症と言われていたんですけれども、今や、最新情報では7人に1人が認知症だそうです、65歳以上。2025年には全国で700万人、65歳以上の5人に1人が認知症と推計されるそうです。行政主導型ではない、例えばNPO法人、市民グループ、ボランティア団体、いわゆる町民全体で認知症を支えるまちづくりを提言します。この分については答弁は結構でございます。

それでは、次に、古民家、空き家利用の移住促進及び企業誘致の考え方、（9）番。（10）番の観光客等の町内誘致について、①横芝光町の魅力等をどのように考えるか。②国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業について、町としての考えは。③横芝光町がもたらす効果について。まとめて3つ再質問させていただきます。

今後の古民家への企業誘致、空き家のデータベースの作成等、今いみじくもお話がござい

ましたので、空き家への移住計画のもう少し詳細な部分があれば、1つ。

2つ目、観光客の町内誘致については、先週土曜日、日曜日、27、28日の坂田梅林では、今までで最高の人出でした。事務局の話によると、2日で6,000人ということでした。28日のフジテレビの坂田梅林放映の影響も大きいと感じますけれども、この坂田梅林保全モデル事業は町観光協会、浅野孝男会長を中心に坂田城梅林チーム、鈴木和彦副会長をリーダーとして事業展開をいたして、地元そして多くの町民の皆さんの協力のもと、着実に成果を上げております。せんだつても、甘酒が1シーズンの分が2日で切れたという話を聞いております。ちまたでは、天の川より甘酒だという話もあります。そして、この町民の皆さんの協力でこういう事業をこのようなモデルで、町の活性化の手本としてさらに推進するお考えはございますでしょうか、お伺いいたします。

3番目、先日、大田区では国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、いわゆる特区民泊を開始したとの報道がございました。当町にも特別区を指定すれば利用可能な大きな施設があると聞いておりますが、これは最新ニュースですけれども、今後国は特区から認定制度へ移行していくという話がけさのニュースでございました。外国人観光客の誘致で地域経済が活性化されるよう研究していただきたいのですが、いかがでしょうか。この3つをお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私から2つお答えさせていただきますけれども、先ほど梅林の梅まつりについては、私も土曜日に参加をさせていただきました、大変な人でにぎわっている部分というのを肌で実感をさせていただきました。ちょうど千葉テレビ放送の取材もやっております、大変な振る舞いでもございました。これからも梅林事業につきましても、もっともっと横芝光町をアピールできる大きな観光資源だということを十分感じておりますので、これからも進めていきたいと考えております。

また、特区から認定制度になろうであろうという、外国人に対する観光客のものにつきましても、冒頭、担当課長が答えましたように、しっかりと研究をして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 空き地、古民家を含めた空き家の活用でございますが、答弁でお答えいたしましたように、まず、平成28年度はそのうち空き家の実態を正確に把握する

ということで、創生事業といたしましては空き家住宅管理事業ということで、空き家情報の正確な把握をまず進めていくと。それを含めて、移住・定住を図るわけですが、横芝光町を選択していただいた方が、この空き家を利用するのか、あるいは新規に新しい建物を希望されるのか。当然いろいろなお考えがあると思いますので、それはそれらのいろいろな希望する側の意向、それと提供するこちら側の、どんなものがあるかというようなところをマッチングさせるということでもありますので、これは創生機関の中に順次情報を整理しつつ移住定住サポートセンター等の対応を中心に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） いずれにしましても、横芝光町へ観光がもたらす効果は絶大で、さらなる推進をお願いしまして、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で齋藤順一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時5分とします。

（午前10時50分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

◇ 森 川 忠 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

〔8番議員 森川 忠君登壇〕

○8番（森川 忠君） それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号8番、森川忠が通告に従いまして一般質問を行います。

平成27年度最後の議会は、合併後10年の節目の議会でもございますので、執行部におかれましては簡潔かつ明快なご答弁をお願いいたしまして、質問させていただきます。

質問は大綱3点、地方創生総合戦略について、情報の公開・共有・発信について、3、教育の支援についてであります。

まず最初に、地方創生総合戦略については、平成27年10月31日に政府から示されました。このことから、平成26年11月に制定されたまち・ひと・しごと創生法に合わせて当町でも制定をされました。まず、地方創生とは何であるかを考えた場合、東京一極集中の解消、地域社会の問題の解決、地域における就業機会の創出などと捉えられると考えております。平成24年5月に民間研究機関日本創成会議から発表されました、人口の減少と少子化がとまらず、存続が危ぶまれると指摘された896市区町村、これは全国の約半数、50%であります。横芝光町もこれに含まれております。2010年から30年間で20歳から39歳の女性の人口が5割以上減少することの予想が指標をなっています。

当町でも、千葉大学鈴木准教授のご指導のもと、昨年、平成27年10月、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。その内容は、役場内若手職員50名を中心に提案されたということですが、結果として、配られました概要版を拝見しますと、基本目標5項目、具体的施策28科目と大変盛りだくさんなものであります。この施策については、平成31年度までの5年間で作成するというのですが、主な施策のプロセスをお伺いいたします。

特に、人口増減対策に関連するものと考えられます空き地・空き家対策、町の財政に影響のある公共施設の管理計画についてご説明願います。

国からの交付金は、どれくらいであるのか。また、予算の配分の計画はどうであるかお伺いいたします。

続いて、情報の公開・共有・発信についてお伺いいたします。

最初に、情報公開条例は地方自治の本旨にのっとり、町民の知る権利を尊重し、町政の諸活動を町民に説明する責任を全うするため、公文書の開示に関し必要な事項を定めることにより、町民の町政への参加を一層促進し、町政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた町政を実現することを目的とするとしております。このことから、町民から情報公開の請求の件数、そしてまた、その請求の内容を過去3年分お伺いしたいと思います。

創生のプランでもありましたが、時代に合った便利な行政サービスの中でのアプリの作成ですが、どのようなものであるか説明願います。

また、積極的な町の魅力発信による認知度の向上の中で、ユーチューブ視聴回数5万PV／1本当たりというスケジュールがありますが、どのようなものであるか。そして、観光協会ホームページについては、どのようなスケジュールで作成するのか。また、予算等についてお伺いいたします。

SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスということになりますが、これについては全国的に導入をされている自治体や議会が多くあります。当町でもこのSNS、特にフェイスブックを指しますが、導入されてはいかがであるのか提案させていただきます。ご見解を伺います。

最後に、教育の支援についてですが、最初に、当町出身の大学等進学率について、過去3年分についてお示し願います。

全国的に1970年ころ、私がちょうど進学をする時期でありましたが、ほぼ30%でした。2015年には約57%とほぼ倍増して、このことから保護者への負担もふえ続けております。あわせて私立大学など授業料も増額され、奨学金を受けている学生もふえております。そもそも奨学金とは能力のある学生に対して金銭の給付、貸与を行う制度であり、金銭的・経済的理由により就学困難とされる学生に就学を促すことを目的とすることも多いんですが、金銭的・経済的な必要性を問わず、学生の能力に対して給付されることもあるとしています。

そこで、多くの学生を対象に支援していると言われる独立行政法人日本学生支援機構の現状認識について伺います。

当町出身の大学生への奨学金の貸与実態もあわせて伺います。

最後になりますが、奨学金を受けている学生の割合は、データですと、昼間部学生では50%以上、修士課程では60%、博士課程に至っては70%以上が受給しております。奨学金には利子のつかない第一種奨学金、最も多くの学生が対象の第二種奨学金があります。本来貸与されるものでありますので、返済することが義務ではあります。しかしながら、仮に一流大学を卒業し、就職についた後も順風満帆な人生ではなく、返済に困窮するケースも散見されます。

そこで、当町では、創生の一環で返済不要の給付型の奨学金を、学生を支える仕組みということをつくってはいかがかということをご提案させていただきます。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

[8番議員 森川 忠君降壇]

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画財政課長。

[企画財政課長 若梅 操君登壇]

○企画財政課長（若梅 操君） 森川忠議員からのご質問の大綱1点目、地方創生総合戦略についてと、大綱2点目、情報の公開・共有・発信についてのうち、空き家対策と観光協会ホ

ームページ以外のご質問にお答えいたします。

初めに、大綱1、地方創生総合戦略についての1点目、基本目標5件、具体的施策28件は多い印象だが、平成31年度までにどのようなプロセスで進めるのかについてでございますが、議員ご指摘のとおり、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略には5つの基本目標と28の施策、46の事業を掲げております。

このうち、今年度、平成27年度におきましては、地方創生先行型の交付金を充て、既に各担当課で実施している事業もございますが、今後着手する事業の進め方といたしましても、各事業の担当課におきまして具体的な内容を計画し、予算化し、実施してまいります。

実施した効果につきましては、毎年度、重要業績評価指標（KPI）をもとに、横芝光町まち・ひと・しごと創生会議におきまして検証を行っていただき、議会へもご報告し、必要に応じて改善を行うというPDCAサイクルにより進めてまいります。

次に、公共施設管理の計画の具体的説明をについてお答えいたします。

公共施設等の老朽化対策については、我が町におきましても大きな課題であると認識しております。厳しい財政状況が続く中で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の指針が求められているところであります。

公共施設管理の計画については、公共施設等総合管理計画によるものとしております。この公共施設等総合管理計画は、公共施設等の全体を把握するとともに、将来の人口推計や財政見通し等を考慮した上で、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、当町の公共施設等の最適な配置を実現するための基本方針とするものでございます。

なお、公共施設等総合管理計画の策定スケジュールといたしましては、平成27年度に施設の概要把握調査を行い、平成28年度に施設ごとの管理経営経費や利用状況等を取りまとめた公共施設白書を作成した上で、公共施設等管理計画を取りまとめるものであります。

また、地方創生総合戦略における位置づけといたしましては、時代に合った町をつくり広域連携を強化するとした基本目標のもとで、人口減少社会に備えるため、資産経営の観点から真に必要な公共施設のストックを維持管理するとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、既存の公共施設等の検討を行うものであります。KPIといたしましては、遊休土地1,000平方メートルの売却と施設のリノベーション、いわゆる再利用でございますが、リノベーション1件を平成31年度までの目標値として掲げ、まち・ひと・しごとの創生につながるよう、その方向性を明示したところでございます。

次に、国からの予算はどれくらいか、また、具体的予算配分はどうであるのかについてでございますが、私からは地方創生のための平成28年度新型交付金に絞った回答をさせていただきます。

平成28年度の国当初予算につきましては、国会において審議中でございます。昨日、衆議院を通過したというニュースが流れたところでございますが、新年度における新型交付金として予算計上されました地方創生推進交付金の額は、事業費ベースで2,000億円、交付額ベースで1,000億円となっております。地方自治体が実施し、交付金の要件に合致する創生事業費に対し、2分の1を国が財政支援するというものでございます。

この地方創生推進交付金の対象事業は、今年度の地方創生先行型交付金タイプI及び地方創生加速化交付金と同様に、地方版総合戦略に位置づけられた取り組みで、しかも新規性や先駆性が求められており、ややハードルの高い内容となっております。

交付金の対象事業はタイプとして3つに分かれます。先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプの3つのタイプに分かれまして、それぞれ交付額が異なっております。

まず1点目の先駆タイプ。これは国が示す先駆性の要素といたしましての自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の4つの要素を全て含んでいる事業が対象となり、市町村に対し、1事業当たり1億円を上限の目安とするとのことでございます。

次に、2点目の横展開タイプ。これは今申し上げました自立性に加えまして、官民協働、地域間連携、政策間連携の3つの要素のうち少なくとも2つの要素が含まれている事業が対象となり、市町村に対し、このタイプは1事業当たり2,500万円を上限の目安とするとのことでございます。

最後に、3点目の隘路打開タイプ。これは地方公共団体が地方創生の推進に取り組む過程で、既存の取り組みや制度上の隘路を発見し、それを打開するために新規に取り組む事業が対象となり、交付額は、2点目の横展開タイプと同様、1事業当たり2,500万円を上限の目安とするとのことでございます。

現時点では、今申し上げました3つについては予定というような状況でございますので、今後新型交付金が正式に創設され、具体的な制度内容やスケジュールが示されましたら、当町の創生の実現に向け、これを積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の大綱2点目、情報の公開・共有・発信についてのうち、2点目のスマホ向けアプリ、ユーチューブの作成スケジュールについてと、3点目のフェイスブック等SNS導入を提案につきましては、関連いたしますことから、あわせてご回答させていただきます。

まず、スマートフォン向け町情報発信アプリ開発につきましては、今年度地方創生先行型交付金を活用いたしまして、ご当地アプリ開発事業として現在進めているところでございます。

昨年7月に実施いたしました20歳から49歳の町民を対象といたしました地方創生に関する結婚・出産・子育てについてのアンケートによる、スマートフォン向け情報発信サービスの利用希望動向を見ますと、利用したい、または情報内容によっては利用したいと回答された方が、合計いたしますと全体の81.9%に上り、大変ニーズが高いことがうかがえたところでございます。

若者がスマートフォンやタブレットなどの情報端末を日常的に利用している現在のこの時代背景に鑑み、従来の広報紙、防災行政無線、ホームページなど町情報の発信方法を見直し、地方創生に資する若者の定住促進につながる新たな情報発信サービスが求められております。

このアプリサービスは、スマートフォンやタブレットに町が提案するアプリケーションソフトをインストールし、ユーザー登録を行っていただくことにより、町からの行政情報が届くサービスで、年齢、性別、居住地区などの登録情報に基づき、対象者を絞った情報発信が行えます。また簡易アンケート機能を備えておりますので、アプリを通じ町民ニーズを即時収集することができるため、町民協働の取り組みとしてさまざまな分野での活用が期待できます。

また、観光情報のように、町民以外に広く周知することで集客効果が期待できるPR情報などは、SNSとして世界的に普及しておりますフェイスブックを開設し、情報連携できるように開発を進めております。

これらの開発作業の進捗状況といたしまして、現在、千葉県の子子化対策アプリ「ちば My Style Diary」という千葉県の子子化情報アプリがありますが、これを開発運用しております一部上場企業、日本エンタープライズ株式会社と昨年12月14日付でアプリ開発に係る業務委託契約を締結いたしまして、今年度中に基本システムの開発を終え、平成28年度上半期にテスト運用を予定しております。このテスト運用が順調に終了できれば、本格運用を開始できますが、正確な情報をいち早く町民に届けるための役場内体制の整備や、多くの町民に利用していただくための有効な情報づくりもあわせて進めてまいりますので、慎重にサービス開始のタイミングを見定め、運用開始日が決定いたしましたら、改めてご報告させていただきます。

続きまして、ユーチューブの作成スケジュールについてお答えいたします。

本事業は、アプリ開発と同様に、地方創生先行型交付金を活用し、創生プロモーション事業としてユーチューブ向けの映像を6本制作しております。

横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標2に掲げました、横芝光町へ新しい人の流れをつくるために、積極的な町の魅力発信による認知度の向上を狙った施策として、ユーチューブを活用し、町の持つすぐれた自然環境や地域資源の魅力を県内外に発信することにより、選ばれる町を目指してまいります。

作成スケジュールにつきましては、今月末、この28年3月末までに映像の制作作業と町ホームページ改修を終了させ、準備が整い次第情報発信を開始する予定でございます。情報発信とあわせて積極的なPR活動を行ってまいりますので、議員の皆様方におかれましても、広報活動にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、私のほうからは、森川忠議員からご質問のありました大綱1点目の地方創生総合戦略についての2点目、空き家対策・公共施設管理の計画の具体的説明をのうち、空き家対策についてお答えをいたします。

議員もご存じのとおり、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、この法に基づく空き家対策の基本的な考え方については、同法第5条の規定に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が国から示されたところであります。

また、同法第8条の規定に基づき千葉県では、市町村における空家対策の実施などを検討することを目的とした空家等対策検討部会を設置し、現在、県内全市町村により、空き家等の状況及び空き家対策に関する情報を収集し、空家等対策計画の作成の進め方などについて検討しているところであります。

なお、当町におきましては、空家対策実態調査の前段といたしまして、平成28年度に空家対策基礎調査を行うことといたしました。これは町内の空き家等の所在を把握し、地図に転記するとともに座標データ化を行うものであります。

いずれにしましても、今後、その基礎調査をもとに、空き家の全棟実態調査や空家対策等基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） それでは、私からは情報公開の申請の件数と内容についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、平成27年度ですが、本日現在で申請は6件で、その内容は、海岸駐車場に関するもの1件、学校給食センター調理業務委託プロポーザルに関するもの2件、道路占用料に関するもの1件、土地改良区との協定書に関するもの1件、交付金要望書に関するもの1件でございました。申請のあった6件については、3件を公開し、個人情報あるいは法人の事業活動情報があったため3件を部分開示といたしました。

次に、平成26年度は申請は3件で、その内容は、町が契約している火災保険等に関するもの2件、県有財産貸付契約に関するもの1件でございました。申請のあった3件は全て公開をしております。

最後に、平成25年度ですが、申請は5件で、その内容は、町バス利用実績に関するもの1件、国民健康保険運営協議会委員委嘱に関するもの1件、介護保険に関するもの1件、山武郡市広域水道企業団に関するもの1件、伐採届に関するもの1件でした。申請のあった5件については、個人情報があったため2件を部分開示し、既に公開されている情報であったため1件を却下し、2件は取り下げられております。

以上でございます。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、森川忠議員からご質問の大綱の2点目、情報の公開・共有・発信についての2点目、観光協会ホームページの作成スケジュールはについてお答えをいたします。

観光協会では、ホームページについては7月の海水浴場開設前に作成する予定で、現在、委託先を検討しているところであり、今後は内容を詰めていくと聞いております。また、予算についてお尋ねもございましたけれども、ホームページ作成に当たっては、かけようではございますけれども、初めは小さく、順次内容を充実させていきたいと、かように伺っております。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、森川忠議員ご質問の教育の支援について、内容的には4点ほどお答えを申し上げます。

まず1点目でございますが、当町出身高校生の過去3年分の大学進学率はですが、町教育委員会では義務教育までの課程を所管している関係上、高校進学までは把握をしておりますが、その後の大学進学までは把握していないのが現状でございます。そこで、参考までに過去3年間の当町の中学校卒業時の進学率を申し上げますと、平成24年度卒業生251人中、高校進学者数246人、率で98%、平成25年度卒業生218人中、高校進学者数217人、率で99.5%、平成26年度卒業生253人中、高校進学者数249人、率で98.4%、過去3年間の平均高校進学率は98.6%と高い水準にあり、これに技術専門学校を加えますと99%の進学率になります。

続きまして、2点目の日本学生支援機構奨学金の現状認識はですが、現在、各高校において生徒に対して説明会等を行っていると同っております。また、日本学生支援機構から当町教育委員会へ奨学金制度のパンフレット等が郵送されてまいりますので、ある程度の制度内容は承知をしているところでございます。

次に、3点目、当町出身大学生の奨学金貸与の実態はですが、日本学生支援機構やその他大学等の奨学金制度につきましては、申し込み手続等に当教育委員会が関係しておりませんことから、その実態は把握できておりません。そこで、当町の奨学金貸与制度のみになりますけれども、平成27年度中の貸し付け人数について申し上げますと、大学生が10名、短期大学生が1名、計11名でございます。高校生については現在のところおりません。本年度の貸与額につきましては、決算見込み額で384万円となろうかと見込んでおります。

今後はますます経済的理由により就学困難者が増加するものと予想しておりますので、そのような状況下において奨学金制度を有効に活用し、将来の有能な人材育成を図る観点から、定期的に町広報紙に掲載をいたしますとともに、町ホームページなどを活用し、奨学金制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目、給付型奨学金導入の検討をされてはどうかとのことでございますが、当町では平成22年度まで、高校生を対象とした給付型の奨学資金事業を行ってまいりました。今回ご提案の奨学金の給付制度も財源負担のいかにかわるものと考えておりますことから、新たな財源確保ができない限り、給付制度につきましては大変難しいものと現時点では

考えております。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、自席から質問させていただきます。

まず、回覧板でしょうか、配られましたこちらの横芝光町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは町民の多くの皆様がごらんになっていることと思います。非常によくできているなというのがまず第一印象。先ほども言いましたけれども、随分たくさんあって大丈夫かなというのも印象でございます。そんな中で、個人的には実行実現可能な施策を確実にを行うことがよいことであって、この盛りだくさん感のあるものの実行実現に関して町長はどのように思われますか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ぜひ、平成28年度の一般会計予算もご可決、ご承認いただきながら、やれると、やらなきゃいけない、そこまでこれから地方創生の流れの中で、先ほど森川議員のほうからも壇上で地方創生のあり方についてお話がございました。地方創生の基本的な部分というのは人口減をどこまで克服できるかという部分の中でしっかりと対応していく、その気概で進んでまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 確かに人口減、大変な問題、この町にとってもといいましょうか、全国的な問題かと思えます。町長、先ほどお答えになりましたけれども、県内町村の中では1.33、これは非常に高い数字だということは私も認識しております。これを1.5から1.8、大変に目標が高い。そこにはまず教育費に非常にかかるという現状。過去に教育長にもお聞きしましたが、小学生においても塾その他補助的な教育を受けている方が非常に多い。その辺が問題かと思えます。産みたくても産めないんですね。それとあわせて、地元を離れて大学等を卒業後、再度地元に戻る条件というのは雇用、これが最重要だと考えます。現状、横芝光町で安定、さらに高収入の職場というのはなかなか難しいのかなというのが私の認識であります。そんな中、就職以外にも農業従事者の支援策、今回創生も含めて非常に多くあって、これは素晴らしいことだと思います。ただ、農業のほかにも起業したい方という、戻られて、そういう方も相当数おられると思いますが、この辺の支援といいましょうか、余りないのですが、その辺について、起業したい方への支援についてはどのようにお考えかお伺いします。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 産業振興課のほうからお答え申し上げます。

起業支援といたしましては、創業塾を商工会と連携して実施してまいります。平成28年も6月ころからにはなると思いますが、4月には早々に募集を開始し、年4回、創業支援塾を開催してまいります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 創業塾については私も重々、商工会を預かっている立場から言わせてもらうと、ほかにも、農業の町で非常にこれから若い方が法人等、規模を大きくすることは非常に素晴らしい。横芝光さんの何々ということをどんどんやっていくことは素晴らしいんですが、やはり起業される、早く言えば商売をしたいという方の支援もより多くお願いしたいと思います。

続いて、情報の公開について。総務課長からは情報がさまざまあると言いました。ちょっとこれは私個人的かもしれませんが、行政の閉鎖性といいたまいますか、それを感じております。

例えばこちらにあります2月27日の千葉日報、その日は私も梅まつりの会場に当番でおりました。町長も見えていました。そのときに、ある意味町長が何といたまいますか、うれしそうに、横芝光町の記事が出ているんだよと言うのを私は小耳に挟みました。慌てて戻りまして見ましたら、横芝光町12%減、94億円、町長選控え骨格編成という見出しで出ております。こちらです。このことはいいかと思うんですが、中には議会で全く説明のない、全くいいいたまいますか、科目としてはありましたけれども、天の川プロジェクト、実は私、町長と個人的なお話の中で、天の川プロジェクトをやるんだよ、やりたいなというお話は聞きました。私、個人的なイメージですが、例えば灯籠流しじゃありませんが、竹筒の中にろうそくを立てて、町民みんなで栗山川を愛しながら流してやるという、すてきな天の川なんだなという、これは私の早とちりかもしれませんが、そういうイメージでした。まさかに577万の巨額な予算でやるとは思いませんでした。町民提案型の補助事業も若干違和感のあるものも確かにあります。自身、私の勉強不足から反省しきりであります。このことについて、なぜ詳細を議会に説明もなく、千葉日報社に誰がどのように伝えたのかお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 報道への情報提供といいたまいますか、これは今回に限らず、森川

議員も新聞報道を見ていただいておりますとおり、今の時期は各市町、国・県も含めて新年度予算がこのくらいだというような、大きな市部についてはかなり詳細に報道されているようなところがございます。同じように、我が横芝光町にも報道からの、予算あるいは決算等に関する情報公開要請がございます。我が町につきましては、当然これは議会の、新年度予算につきましては今議会に提案し、ご審議をいただき、お認めいただくべくご説明をすることで、事前に全員協議会等の席をおかりしましてご説明いたしました。今回の報道機関に対する情報の提供の時期につきましては、議員の皆様方に議案を事前に審議していただくためにお届けした後、3日の期間を経まして報道に、一般といいますか、公開をしたところでございます。その報道機関は、公開した予算書ですとか、これは議会にお示ししたものと同じレベルのものでございますが、それを閲覧をした中で、この事業についてはどういうものかというような、当然質問もございますので、これは議会の審議権を侵さない範囲で内容について概要を説明したという、そういう対応をとったところでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この天の川プロジェクトにつきましては、天の川プロジェクト、これで検索サイトで見ればすぐ出てくるものでございまして、合併して10年、栗山川を中心として「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち」を将来像として、旧両町の融和の象徴としての栗山川で、思い出深い、10周年にふさわしい事業の一環として出させていただいたこの天の川プロジェクト、これは若手の職員から提案をしていただいた事業を採択して、このような状況になっているところでございまして、以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 確かに、10周年はおめでたいと思います。ただ、若手がこのような、ある意味巨額な、私も勉強不足でしたのですぐ調べたら、東京都とかあの辺で非常に、多分これ以上の規模で大規模にやるものがあって、見て、驚愕といいたいでしょうか、驚きました。いいことはいいんですが、その予算との兼ね合い。私がそれは問題としたいと。あさってにはまた予算の協議がなされます。町長の思いはといいたいでしょうか、キャッチフレーズで、未来を考える町民目線みたいな話がありますけれども、やっぱり未来、次世代を考えた場合、この総額約1,700万予算、若干話があればですが、その辺に違和感を考えるのは、私、知り合い、いろんな方に聞いたら、ええっという声が大半でした。それだけは伝えます。

情報公開は、できれば議会に、二元代表制の中、ある意味無視ではないでしょうが、軽視とも言えませんが、もう少し重きを議会に置いていただければありがたいということで、こ

こは終わりにします。

続いて、皆さんご存じだと思いますけれども、「ムリ・ムダ・ムラ」という言葉がありますね。これは日本を代表する世界的自動車メーカーの生産方式に導入されているとお聞きしていると思います。ご存じだと思いますが、「ムリ」とは負荷が能力を上回っている状態。「ムダ」とは逆に負荷が能力を下回っている状況。「ムラ」とはムリとムダの両方が混在して時間によってあらわれる状況であるということをご存じかと思えます。その辺も、ちょっと話が飛びましたけれども、景気低迷が続いている中、町民からは安定しているという職業、公務員、なかんずく地元の役場への就職について、町民からどうやって入れるんだということがよく聞かれておりますが、そんな中、新規採用試験についてはどのような方法をとっているのかお伺いします。そして、最終的な採用に当たっては特別職が決定するとしていますが、その最終的な採用基準についてお答えをいただければと思います。あわせて中途採用についてはどうでしょうか、お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 森川議員、通告にないんですが、一般質問にありますか。

○8番（森川 忠君） 情報の中で。まずいですか、じゃ、取り下げます。申しわけございません。

それでは、その辺は失礼いたしました。じゃ、SNSについてお聞きしたいと思います。

SNSはご存じの方、職員にも多いかと思えますが、これはソーシャル・ネットワーキング・サービスの略であります。現在、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、LINE、グーグル等々多くありますが、現在では産業振興課や健康管理課が発信しているツイッター、3年ぐらいたちましようか。最近では坂田梅林の梅まつりの状況がアップされております。かなり多くの方が見ていただいていると思います。そんな中、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの代表格であるフェイスブック、これは世界で16億人余りが利用しているということですが、これをちょっと私なりに説明をさせていただきますと、プライベートではもちろん、企業、行政、議会でも取り入れているところが幅広くあり、かなり支持があります。理由は、例えば町でもあるホームページ、また個人の利用が多いブログ、それとは違って、フェイスブックの秀逸性の最たるものは、ホームページ、ブログというのはこちらから見ていくものでありまして、フェイスブックは勝手に情報がアップされるという表現がどうかわかりませんが、それが決定的に違うところであります。

フェイスブックを話しているとかかなり時間がありますが、例えば先ほどユーチューブの5万PVの話がありましたけれども、これなどもリンクできて、非常にアクセスをふやすこ

とが可能なんですね。課長さん方はよくご存じの方もいるかと思いますが、そのようにホームページの中にフェイスブックのサイトを張ってやることは非常に効率がいい。その代表格が、議会でも視察に行った武雄市。あそこではもう4年前からホームページを張っているだけで更新は全部フェイスブックでやっているんですね。その辺について総務課長、どのように思われますか。総務課長がお詳しくなければお詳しい方で結構です。時間もあれですから、おわかりにならなければ……。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 私がよくわかるわけではございませんが、先ほど壇上の答弁でも申し上げましたように、今までやはり議員おっしゃるような、若者を中心に広く行き渡っているものがうまく行政として利用できていなかったという反省は明らかに確かでございます。そういったものも踏まえまして、アプリの開発であり、PVをホームページを通じて公開し、さらにそれをユーチューブ等、あるいはフェイスブックへの活用というような、そういう総合的な捉え方を28年度、今既にやっているアプリを核といたしまして、28年度からさらに積極的に展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 多分若い職員の方はかなり興味を持ってやっていただけだと思いますので、期待をしたいところであります。

最後に、教育の支援について。課長からは、現在当町でも大学に進学されているのは把握はされないのわかりました。ただ、現状、奨学金をお受けになって、お借りになって行っている方が10名、短大で1名。これらは当然お借りしているものですから、お返し願うわけです。ただ、問題は、当時旧日本育英会というところから奨学金は始まっているんです。2004年に、当時は小泉内閣かな、というときに、いろんな財団が合併して、独立行政法人として成り立っています。現状、非常に成績優秀者などに無利子で貸与される第一種、ただ多くは利息付きの第二種。例を挙げますと、毎月10万を借りれば利率が3%かな、今は、それより下回るということですが、総返済額は、3%で計算しますと646万なんです。毎月2万7,000円の返済額になるわけですが、20年かかるんですね。確かに大学を出た優秀な方がいても、不幸にも、一流企業といいましょうか、きちっとしたところに入れないという、例えば非正規雇用の方もかなり多いんですね。そうすると返せないんですよ、この額が。

例えばそういう人たちが結婚、例えばですよ、しても、またまさに負の連鎖でどんどん借金という形になるのは目に見えて本当に困ってしまうなというのが状況であります。中には、

優秀なら国立大学へ行けばいいんじゃないのということがあっても、国立大学でも今は実はどんどん授業料も上がっちゃっているんですね。実際、この前もお聞きしました。子供の貧困率が16%という現状で、親心でどうしても大学に行かせてあげたいなといっても難しいんですよ。ですから、その辺を町が例えば給付型をとると、先ほど課長からは財源がない、それはわかります。確かにそうなんだけれども、やはり物事には先行投資という言葉があるように、この町がなくならないように、そういう若い人に勉強して帰ってきていただいて、町のために働いてもらうということで、例えばあるこのエリア、空港圏でもいいですね、その中で協定といいましょうか、協力して、じゃ、このエリアで仕事をしてくれればとか、例えば町に住んでいただければという条件付きの給与型というのは私は非常にいいと思うんですよ。条件付きですよ。ちょっと言葉があれですが、縛るといふような形にはなるかもしれません。そのことによって、仮に住んでいただければ固定資産税、また所得税などの増加には好影響があるんですよ。まず近隣に先駆けて、給付型奨学金を創設され、まさに次世代の横芝光町を支える優秀な若者をしっかりと受け入れる体制をつくり、次世代に向けてまちづくりをされてはいかがでしょうか。教育長、お伺いしたいんですが、ご所見お伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 先ほど課長のほうからも申し上げましたとおり、財源負担が非常に高いということもありますし、財源負担の中で財源が確保できないという状況下にあることはご承知いただきたいというふうに思います。今、森川議員さんのほうからありました先行投資、条件付きということ、そういうことを考えてはどうかということでございますが、今後、そういうようなことについても考えていければというふうには考えますので、ご了解ください。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 教育長から考えていただくということでご期待を申し上げますので、よろしく申し上げます。

同じく、教育というのはよく国家百年の計とかそのような言い方をされ、非常に重要だということは皆さんの共通認識かと思いますが、最後に同様の質問で町長にご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 教育にお金がかかるというのは森川議員も私も子育てをしてきた一人

の人間としてよく認識をしているわけでございます。

その前に1つ、議会軽視のご発言がございましたけれども、決してそんな気は毛頭ございませんし、しっかりと説明をさせていただいているつもりでおりますので、また何か質問でもありましたら、ぜひ何なりと聞いていただければなと思っております。また、天の川プロジェクトにつきましても、やっぱり過去、花火大会をした経緯もありますし、この町をどうやって外にアピールしていくか。そういう部分においても、ただ、お金を使っちゃうから無駄になるという考えだけの問題ではなくて、それにはやっぱり地域の文化をつくり上げていくために祭りに町も補助をしているわけですし、それこそ、梅まつりに対してもしっかりとこれは町でも対応しているわけございまして、それが全て無駄だということは決してないというふうに認識のもと、これを進めさせていただいていることをまずご理解いただきたいと思っております。

そうした中で、給付型の奨学金の問題につきましても、今、森川議員が言った条件つき云々ということでございますけれども、先ほど森川議員がおっしゃられたように、戻ってきて雇用の場を確保していく、そういう部分も必ず必要になる。それにはまず最初にその部分、その考えもいろいろあるんですが、子育て支援の部分をもっともっと厚くしていく必要もあるかと思えますし、その辺のバランスをどういうふうに考えていくかが一番肝要な部分ではないでしょうかと考えておりますので、それも含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） そろそろ時間になりましたので、この辺で終わりにさせていただきたいと思いますが、町長におかれましては、これが任期中は最後の議会であります。あさってには一般会計の骨格予算ということで認定の審議がありますので、我々議会も真剣に取り組むことを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時03分）

○議長（鈴木唯夫君） 引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員より連絡があり、機械の不備でパソコンを議場に今回持ち込みましたが、今回限りで、次はないように厳重に注意しますので、今後はこのようなことがないようにお願いいたします。

〔15番議員「議長」と発言〕

○議長（鈴木唯夫君） 八角議員。

○15番（八角健一君） 今の山崎議員さんの話なんですけれども、これはやっぱり議運の委員さんで一度相談したほうがいいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） では、ここで暫時休憩します。

(午後 1時01分)

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時13分)

○議長（鈴木唯夫君） 先ほどの機械の件ですが、議会運営委員会で協議した結果、条例どおりに器具の持ち込みは一切禁止ということに決定しましたので、山崎議員、よろしくお願ひします。

山崎義貞議員。

〔4番議員 山崎義貞君登壇〕

○4番（山崎義貞君） それでは、日本共産党の山崎義貞でございます。大変お騒がせいたしました。ご迷惑をかけました。

それでは、3月議会の一般質問をさせていただきます。

昨年6月、当選後最初の一般質問から数えて4回目の一般質問になります。町民の皆さんの声を町政に反映させるべく、3月定例議会の一般質問を行います。大綱4点について質問をいたします。

大綱1点目の子育て支援策の学校給食の保護者負担軽減について質問をいたします。

横芝光町、当町は佐藤町長の就任1期目のときに、千葉県下市町村最初の小中学生への医

療費の無料化を実施し、現在は高校3年生まで拡大されました。当時の佐藤町長の政治的決断は非常に評価できるものではないかと思えます。そのことが近隣自治体に波及し、子供がけがをした、病気になった、そのときに本当に助かったとの声を保護者の方から聞きました。そんな県下でも注目を集める当町のこれからの目玉政策として、学校給食費の助成制度をつくることを求めるものです。県内では神崎町で保育園児の給食費の全額助成、小中学生の学校給食費の半額、そして都心の江戸川区でも無料化しています。子育て千葉県一の横芝光町を目指し、学校給食費の助成制度を求めるものです。

次に、地産地消・食育宣言の町、当町学校給食における安全性について伺います。

①学校給食における食育について質問します。横芝光町は5つの宣言をしています。その一つに地産地消・食育宣言をしています。以下のようにうたっています。

「町の未来を担う子どもたちをはじめ全ての町民が、生涯にわたって健やかであり、豊かな人間性を育てていくうえで基礎となる「地産地消」と「食育」を推進し、安全安心のうえに消費者と生産者が信頼関係で結ばれた地域社会を目指し、豊かな食文化の継承と発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の実現を図るため、ここに地産地消・食育推進を宣言する。」とうたっています。素晴らしいと思えます。

食育は学校給食の一環として大事な教育ではないかと考えます。食料を生産する農家との交流で児童はたくさんの興味を持ち、成長していきます。また、食の安全についても生徒は強い関心を持ちます。生きている限り切り離せない問題、食育をどのように考えるのか伺います。

②輸入食品を学校給食にしているのかという問題です。地産地消・食育宣言をしている当町が、安全性が確立されていない食材を使用していたら大問題です。特に輸入牛・豚肉には、日本では使用が禁止されている成長ホルモン剤や成長促進剤など、輸入肉の残留基準値を設定しているものの検査は省略されているのが現状です。輸入野菜や穀物にポストハーベストの問題、これは大人だけの問題ではなく、将来を担う子供たちへの健康不安の問題でもあり、しっかりと食育の中で食品添加物と安全性にも触れなければならない問題ではないかと考えます。輸入食材の使用の有無を教えてください。

③地元産食材の使用割合について伺います。学校給食の食材は地元産100%を目指すのが当町の目指すべき方向ではないかと私は考えています。食の安全性については、先ほども述べましたが、地元産の安心・安全が何よりです。おいしい学校給食を提供する上でも、地元産の食材がどれくらい利用されているのか。保護者の方も気になるところではないでしょう

か。地元産食材の使用割合を教えてください。

次に、大綱2点目、成田空港問題です。成田空港の第3滑走路について、その必要性について伺います。成田空港の機能強化と当町の騒音問題とは切っても切り離せない関係にあります。町の発展とも大きく関連していることは間違いなことなのですが、なぜ、今機能強化が必要なのかという疑問があります。

昨年12月議会後に、NAAより空港の機能強化、第3滑走路について報告説明がありました。少し調べてみたのですが、昨年の発着回数は23万2,182回。4年連続で過去最高を更新していることは確かなことなのですが、今の伸び率で25万回達成は2023年。倍の伸び率で、2%で計算してみても2018年になります。2020年、オリンピック・パラリンピックまでに羽田、成田空港の増便との説明ありましたが、少し無理のある数字と考えているところです。

今やるべきことは、第3滑走路建設の建設調査ではなく、混雑時間帯の発着回数をふやす高速離脱誘導路の完成を目指すべきではないかと考えます。町長の見解を求めます。

②騒音下住民の対策について伺います。成田空港はLCCの拠点化により国内線も大幅に拡大され、カーフェー弾力的運用が多くなっています。騒音下住民に対する対策は、滑走路南側に位置する当町としても町民の立場に立って、NAAと諸問題の解決に当たる必要があると考えます。

そこで、具体的に実施された対策や今後行う予定の対策などを伺います。

次に、大綱3点目の広域連携について。

環境衛生組合の統合について、現在議論になっているのかいないのか教えていただきたいと思えます。

次に、①家庭ごみ袋と粗大ごみ料金の格差について伺います。これは光地区と横芝地区の家庭ごみの袋料金の違いがあります。不燃ごみに関しては1枚当たり光地区が40円、横芝地区が20円。粗大ごみの回収料金も違いがあります。直接搬入は別にして、事前予約の上、毎週水曜日に個別収集、料金は基本料金が2,000円プラス400円、これは100キロまでです。これが光地区です。横芝地区は事前予約の上、粗大ごみシールを張って自宅前へ置く。シール1枚が200円で1個につき1枚で済みます。光地区の住民の負担が重く感じます。改善の必要があると感じますが、町の考えをお聞かせください。

大綱4点目、東陽病院について伺います。

電子カルテの導入は東陽病院利用者の患者さんが長い間待ち望んでいたことと思えます。このことにより会計時間の待ち時間が短縮されると思えます。今1時間以上も待たされたと

の話はよく聞きます。私もそのようなことがありました。診療の混雑時にはどれくらいの改善が図られるのか、また、見込んでいるのか教えてください。

以上をもって壇上からの質問といたします。

〔4番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、山崎義貞議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは成田空港についてお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、第3滑走路の必要性についてでございますが、平成26年7月に国土交通省から首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめが公表されました。

これによりますと、成田国際空港は、首都圏経済及び社会活動を航空の面から支える日本の経済活動に不可欠な社会基盤であり、日本経済の再生を図るためには、アジアを初めとする世界の成長力を取り込むことが重要であるとしております。

そして、首都圏と外国との交流基盤である首都圏空港は重要な役割を担っており、今後とも航空需要は増加傾向にあることから、特に国際線需要は大幅に増加することが見込まれているとし、また、航空機の小型化・多頻度化も進んでおり、過去の実績値ベースで行った航空需要予測によると、おおむね2020年代前半には、現在の処理能力のほぼ限界に達するとの見込みであることなどが報告されておりました。

また、現時点においても、既に成田空港における国際線の出発・到着が集中する夕方の時間帯においては、航空会社が希望する時間帯に就航することができないという事態も発生しており、さらには2020年のオリンピック・パラリンピック開催地に東京が選ばれたことに伴い、増大が予想される訪日外国人旅行者への対応に万全を期する必要もあることもあわせて報告をされました。

これらの状況を踏まえ、国際競争力の強化、訪日外国人旅行者のさらなる増加、国内各地への経済効果の波及等の観点から、空港処理能力の拡大を含めた成田空港のさらなる機能強化を図る必要があるとし、成田国際空港株式会社では、現在の30万回の年間発着枠にとどまることなく、20年、30年後を展望し、成田空港のさらなる発展に向け取り組むことが重要な事業であり、このためには既存B滑走路の延長や第3滑走路の建設等がその方策であるとしております。

次に、騒音下住民への対策についてでございますけれども、昨年12月議会定例会での森川忠議員への一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、横芝光町はA滑走路とB滑走路の2本の滑走路の騒音下に多くの町民が生活しており、検討されています第3滑走路が建設されることになれば、町内の住宅密集地に騒音影響地域が大幅に拡大することが予想されております。

現在、成田国際空港株式会社、成田空港周辺地域共生財団及び町の事業によりさまざまな騒音対策等に取り組んでおりますが、現行法では町内においても騒音対策に格差が生じてしまう懸念もございます。

このようなことから、第3滑走路の建設論のみが先行するのではなく、国・千葉県・成田国際空港株式会社が連携を図りながら、同時進行で騒音下の住民に対して騒防法に基づく対策はもとより、法律を超えたきめ細かな騒音対策及び地域振興策等に十分配慮する丁寧な説明を行い、地域住民の理解を得ながら検討を進めていくことが大変重要であると認識しているところでございます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、山崎義貞議員からの子育て支援策のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の学校給食費の保護者負担軽減についてお答えをいたします。

給食費として保護者の皆様にご負担をいただく費用は、学校給食法第11条及び同法施行令第2条によりまして、学校給食の実施に必要な施設・設備・運営に要する費用は、学校設置者が負担し、その他の経費は保護者の負担とすると規定をされております。具体的には、給食センターの施設・設備及び運営に要する高熱水費及び人件費等は町が負担をいたしまして、給食用食材費は給食費として保護者の皆様にご負担をいただいているところでございます。

これらの給食費の保護者負担については、ご家庭の経済状況によりお支払いできない家庭もあります。このような家庭につきましては、就学支援策として行う要保護・準要保護制度の中で給食費を公費負担としております。このように家庭の経済状況に応じた就学支援策の一環として公費負担措置を行っておりますので、現在のところ新たな保護者負担軽減措置は考えてはおりません。

次に、2点目の食育推進宣言の町、当町が給食センターにおける安全性についての学校給食における食育と、輸入食品を使用しているか、地元産食料の使用割合はについてお答えをいたします。

食育につきましては、学校給食センターの県費負担職員でございます栄養士2名により、学校の給食時間に訪問して食に関する指導を行っています。指導内容については、食事にふさわしいマナーであったり、献立を通した栄養指導など、児童生徒の食生活について正しい理解と望ましい食習慣が身につくよう指導を行っております。また、積極的な地産地消の給食を推進することにより、地域の食文化や産業について興味関心を高め、生産者など働く人たちへの感謝の気持ちを抱かせるなどの教育的効果を生んでいるものと考えております。

次に、輸入食品の使用ですが、給食センターでは、調理の基本を手づくり給食としておりますことから、米、野菜、肉など、その賄い材料を調達する際には、国内産を基本としております。しかしながら、国内産の入手が困難なものも存在をいたします。一例としてオレンジやグレープフルーツ、グリーンピースなどは輸入品に頼っているところでございます。また、ふりかけのゴマなど加工済み食品の一部には、原料として輸入品が含まれているものも存在します。これらの輸入品に関しましては、取引業者などと十分な連携をとりまして、安心・安全な給食食材の提供を受けることとしております。

次に、地元産食料の使用割合についてお答えをいたします。

町給食センターでは、町の地産地消・食育推進計画に盛り込まれています学校給食等への食材提供に沿って給食食材を調達することとしております。具体的には、極力町内産の調達に努めることとしております。しかしながら、2,000食分の給食食材全てを町内産で賄うことは、現実的には不可能であり、その際には隣接自治体産から県内産へと徐々に産地エリアを拡大し、購入をしているところでございます。

このように、地元産原材料で賄う努力をしている中で、学校給食センターは水曜日を除く週4日の米飯給食を実施しておりますことから、精米は全て町内産コシヒカリに限定した調達といたしまして、この精米を中心に町内産の調達率は、平成26年度の食材購入額ベースで約8%でございました。金額ベースでは8%であります。学校給食で重要視をされます給食1食当たりの所要栄養量におけるエネルギー、要するにカロリー計算上では約4割以上を町内産食材で賄っていることとなります。

町教育委員会としては、今後も学校給食の安全・安心の向上とともに、地産地消・食育推進計画に沿った学校給食の運営に努めてまいります。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 堀越健一君登壇〕

○環境防災課長（堀越健一君） 私からは、山崎義貞議員ご質問の大綱3点目、広域連携についてお答えいたします。

初めに、1点目の家庭ごみ袋料金の差額についてですが、当町におけるごみ処理については、横芝地域は山武郡市環境衛生組合、光地域は匝瑳市ほか二町環境衛生組合が行っており、ごみ処理費用の一部をごみ袋料金として各家庭にご負担いただいております。議員から先ほどありましたように、両環境衛生組合のごみ袋料金の差額についてですが、可燃ごみ袋の大につきましては、両組合とも1枚当たり容量30リットルで40円と同額であります。可燃ごみ袋の小につきましては、山武環境衛生組合が容量22リットルで30円、匝瑳環境が容量15リットルで20円。資源ごみ袋につきましては、山武環境が容量35リットルで20円、匝瑳環境の資源ごみ袋は大と小がございまして、大は40リットルで20円、小は20リットルで10円でございます。不燃ごみ袋につきましては、山武環境が35リットルで20円、匝瑳環境が40リットルで40円でございます。これらを1リットル当たりの単価で比較いたしますと、可燃ごみ袋と資源ごみ袋につきましてはほぼ同額でございますが、不燃ごみ袋につきましては山武環境が1リットル当たり57銭、匝瑳環境が1円ちょうどであり、43銭の差となっております。

粗大ごみにつきましては、両組合とも直接搬入、または事前に予約申し込みをいただいた上で自宅回収を行っております。料金につきましては、直接搬入の場合は山武環境が10キログラム当たり100円、匝瑳環境は100キログラムごとに400円となっております。1キログラム当たりの比較をしますと、山武環境は1キログラム当たり10円、匝瑳環境は4円となりますが、従量料金の設定が山武環境衛生組合は10キログラム当たり、匝瑳環境は100キログラム単位と差がございまして、搬入する量により料金の格差が変動する状況にございます。

また、自宅回収の場合は、山武環境は重さに関係なく、1品ごとに200円のステッカーを張って出していただきますが、匝瑳環境は1回の回収につき基本料金2,000円と従量料金100キログラムごとに400円がプラスされることとなり、料金の設定自体に差がありますので、単純に比較はできませんが、数が少なく重いものを回収していただくときは山武環境が有利で、多量に自己搬入するときは匝瑳環境が有利という状況にございます。

環境衛生組合の統合につきましては、現在、銚子市、旭市、匝瑳市で構成する東総地区広

域市町村事務組合において、平成33年4月の稼働を目標に、銚子市野尻地区に広域ごみ焼却施設建設計画が進められております。今後計画どおりに事業が進捗した場合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合のごみ処理施設を廃止する予定でございますことから、光地域のごみ処理につきましても、横芝同様に山武環境衛生組合で処理される予定となっております。

以上でございます。

〔環境防災課長 堀越健一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、私からは山崎議員ご質問の大綱4点目、東陽病院についての、電子カルテにして会計待ち時間の改善をの質問にお答えをさせていただきます。

東陽病院の会計待ち時間につきましては、残念ながら、以前から苦情やご意見等を多くいただいております、大きな課題の一つでございます。今までも待ち時間短縮に向けてさまざまな検討を行ってきたところではございますが、現状の紙カルテでの運用においては、メッセージによるカルテの運搬、コンピューター入力後の確認作業、薬剤師によります処方せんのチェック等に時間がかかるため、改善には至っていない状況にあります。

このことから、実態を把握するため、昨年7月と11月に待ち時間の調査を実施しております。11月の調査では、1週間を通してランダムに患者を抽出しまして、延べ178人を対象に診察終了から会計の呼び出しまでの時間を調査しました結果、最長で55分、最短で4分、平均待ち時間は23分という状況でございました。

特に待ち時間が長い方にはさまざまな要因があるわけですが、現在、早期稼働に向け準備を進めております電子カルテの稼働後は、医師が診療行為やオーダー、薬の処方を直接入力することになりますので、会計の待ち時間は短縮されるものと期待しているところでございます。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 議長、それでは再質問をさせていただきます。

まず、学校給食費の負担軽減についてであります。町の財政のことを考えれば、確かにこれは大変なことではあります。しかし、議員さんも含めていろいろな方が、子供は宝であるし、出生率のことも常に話になります。本当に横芝光町に住んでよかったと、横芝光町に

移ろうじゃないかという、そういうことにも私はつながっていくというふうに思っています。給食の補助ということは、先ほど課長が言いましたように、準要保護世帯にはこれは無料になっていく。大変すばらしいことではあるとは思いますが、より一歩これ進んでいただいて、考えていただきたい。

私は、神崎町の助成制度の概要をちょっといただいてきたんですけども、これには保護者の負担を軽減するという目的の中に、保護者の負担を軽減すると同時に少子化対策及び子育て支援に資するというので、この目的にあります。神崎町は半額を助成しているんですけども、町の規模が神崎町と横芝光町では違うということは確かにあると思いますが、それでも財政規模が大きくなれば大きくなったで、それは大きい小さいということよりも、そのところで考えていただく政治決断というものが必要になってくるのかなというふうに私は考えているところです。そのところでは町長のこれからの考えとしてあるかどうか伺います。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 実は私の夢でもございます。給食費を、子育て支援の延長を、拡大することは、子は地域の宝ではあります。子は地域で育てるの一環の話の中で、そうした中で先ほど壇上で答弁させていただきましたけれども、これから空港の話もございますし、その辺と、どのように財源確保を図ることが肝要である中で、いろいろな方策で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、食育についてちょっと伺います。

先ほど、課長のほうから栄養教諭といいますか、県の管理栄養士さんが2名ということで理解してよろしいのかと思うんですけども、この管理栄養士さんに食育の指導をしてもらっているという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 食育に関しましては、先ほど課長のほうからお話ありましたように、食事のマナーとか栄養指導、それから食生活の正しい理解、望ましい習慣ということでやっておるわけですけども、管理栄養士は直接授業に携わることはできませんので、栄養教諭という立場で指導ができます。それから、実際には給食の時間だけではなくて、家庭科とか保健体育とかそういうところでの指導も当然あるわけですから、これにつきましては小学校

は担任教諭が、中学校も担任教諭が学級指導等のできるわけですが、そういう形で行っておりますので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。それでは、栄養教諭と学校の教員、学校栄養教育、これ基本的には担任の先生が栄養指導というかマナーも含めて指導しているということでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 今申し上げましたように、管理栄養士と栄養教諭は違うんですね、おわかりになりますでしょうか。

〔4番議員「わかります」と発言〕

○教育長（齋藤 明君） 教諭は一般的に教諭という名前がつきますので、栄養に関する指導については教諭という名前がつけば、それは子供たちの中に入って実際に授業ができるという立場にあります。それから、受け持ちの教諭につきましては、栄養関係については給食指導の時間はもちろん、学級指導の時間の中でももちろんできるわけで、それプラス、例えば高学年になりますと家庭科の授業とか体育の授業、中学校へ行けば保健体育等の授業の中でも指導ができる。これは受け持ち、担任の教諭になります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、次の地元産食材の使用割合なんですけれども、輸入食材に関しては特別私が心配しているのは、外国では要するに成長ホルモンとか、それから合成抗菌剤とかそういうものを使って外国から安い牛肉が、豚肉が入ってきているわけなんですけれども、そういう食材は使っていないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 先ほど壇上でお答えしましたように、基本的には食肉関係は国内産というふうに限定をしてお肉屋さんから納めてもらっています。それと壇上でご心配の牛肉関係なんです、私の今持っている献立の中では、牛肉を使わずに、例えばすき焼き煮という献立があっても、豚肉を使って給食を提供するというように、肉関係については豚肉・鶏肉が中心になっております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、次に移ります。

ごみの問題なんです、先ほど山武環境と匝瑳市域の二町環境衛生組合とのごみ袋の値段なんです、これは不燃ごみに関しては約倍近い値段になってしまうんですね。それともう一つは、粗大ごみの回収なんですけれども、光地区の人たちというのは基本自分で持っていくということが多いんですけれども、山武地区の人たちは粗大ごみ、予約をすれば家庭のところシーンを張って取りにきてくれると、1つにつき1枚でということになっていますけれども、これ両方に住んでみて初めてわかるのかなと。片方じゃわからない。それが当たり前ということになっていっているとは思いますが、ここのところは町として独自に補助すると何か対策、匝瑳市のほうを利用している人にもシーンとかということの利用ができないものかどうか、そこのところをちょっと検討できるものかどうかをお願いしたいんですけれども。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それぞれの組合が過去から構成市町でやってきた事業の形態がございまして、片方に合わせてというのも、うち独自できる問題でもございまして、申しわけございませぬが、全体といたしましても、そのほとんどが可燃ごみ、今お話がありました不燃ごみとか粗大ごみについては、パーセントでいきますとほんの数%の割合ということになりますんで、申しわけございませぬが、33年4月には山武環境衛生組合で光地区、横芝地区どちらも同じ状態でごみの収集運搬ができるようになりますので、それまでお待ちいただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 課長、確かに33年まで待てばそのようになるんでしょうけれども、大分先の話になります。これは、それを待たずに改善していかなければならないと私は考えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、環境防災課長から答弁がありましたとおり、各構成市町での決める事の中で進めておりますので、なかなかそれを調整するというのは技術的に不可能なのかなという部分があります。ですので、若干のご負担の差異があるということでございませぬが、その辺の部分については、銚子のほうの新しい焼却場の建設がどうなるかという問題も大き

く左右する問題ですけれども、そこについてはちょっとやりようがないのではないかなという認識しております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 議長、ちょっと戻ってよろしいですか。教育課のほうに。

○議長（鈴木唯夫君） いいですよ。

○4番（山崎義貞君） 課長、地元産の食材の件なんですけれども、これ具体的にわかるところでよろしいんですけれども、米とか野菜とかいろいろ地元産、千葉県産あると思いますので、カロリーベースで地元産が4割だということなんですけれども、具体的に米は地元産が100%とわかるんですけれども、野菜に関してはどのような形で町内産を調達しているのか教えてください。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 26年度実績で申し上げますと、ネギ、ニラ、コマツナ、ミニトマト、梨、ミツバ、大根、青ピーマン、ニンニク、タマネギ、ハウレンソウ、梅、この12種類は町内の農家の方から仕入れているものでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 学校給食で使うのはよりおいしい、顔の見える食材を使ってほしいと。米だけではなく、ほかの大根にしろ、カブにしろ、いろいろ生産者はいっぱいいると思いますけれども、具体的にどのような形でそういう野菜が給食センターに入っているのか、子供たちの口に入っているのか教えてください。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 年度の初めに、2,000食分で使う材料として納入が可能かどうかと見積もりをとりながら確認をいたしまして、給食の献立の中に町内産の材料を使うという考えをまずは持ちます。その中で、町内産ということをお子たちにもやはり知ってもらい、これが食育だと思いますので、その際には先ほど申し上げました学校栄養職員であります栄養教諭が昼の給食の時間に放送する原稿をつくりまして、その際に、これは地元横芝光町でとれた材料の何々ですとかという紹介をするような放送を流すようにしております。その際には、なるべくですと、どの地域とかということも言うこともありますが、町内産ということをお子たちに強調して放送するようにしております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。非常にいいことだというふうには考えています。これは評価できるのかなというふうに思います。しかし、カロリーベースで4割、これもう少し町内産を上げる努力をしていく必要が私はあると思いますけれども、そのところほどのような形で、方法はいろいろとある、対策とすればあると思いますけれども、そのような考えがあるかどうかお聞かせください。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 先ほど壇上でお答えしましたように、極力町内産を基本にし、町内産で賄えない場合にあっては、隣接自治体産、それからだんだんと広げていって県内産までということで、県内産で賄えない果物類もありますけれども、基本はそういうふうにしていきます。これは文部科学省が食育の中でも都道府県ごとの食材の調達について、都道府県を基本に考えているんですが、品目の3割ぐらいは地元産を使いましょうという方針を示してあることもあったので、私どももそれに従って、町内産基本で徐々に納入エリアを広げていくという考えでございます。それから、金額ベースで先ほど8%と申し上げましたが、牛乳にあっては多分地元の酪農家の方が納めていると考えますが、近場の乳業メーカーの牛乳を使っています。これについても1本50円近くの額になりますので、金額的には、もし横芝光町内産に限らず近傍でのということになりますと、もうちょっと金額ベースでも率は上がるというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） この食育、食材の安全性ということは非常に大事だと思いますので、100%とは言わなくても、地元産、生産者の顔の見える食材を使ってもらって、なるべく多く地元産の食材を使う、これが横芝光町の学校給食なんだというふうに自信を持って、胸を張って言える、そういう給食センターにしていきたいというふうをお願いしまして、私の発言を終わります。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時15分とします。

（午後 2時00分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時14分）

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔10番議員 川島富士子君登壇〕

○10番（川島富士子君） 公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

1956年、昭和31年に次いで戦後二度目、60年に一度のひのえさるの年が明けてから、はや2カ月が過ぎました。十二支のさるは伸びるが語源で、専門家によれば、変革・改革の年だそうです。

国も1月4日に第190回通常国会が召集され、1992年以降、最も早い召集であり、経済再生や地方創生、子育て、介護など、課題・懸案が山積し、身の引き締まる新年の船出でありました。

国はもとより未来への礎を築く希望と安心の横芝光町をつくるため、団結第一だと訴え、質問に入ります。町長を初め当局の皆様、誠意あるご答弁をお願い申し上げます。

初めに、平成27年度国の補正予算の活用について、3点お伺いいたします。

今国会は、召集後直ちに2015年度補正予算の審議が行われ、事業費3兆5,030億円が1月20日に成立しました。そこで、我が党の主張が反映されたものの中から2点、そして自治体の創意が厳格に問われる中で1点伺うものであります。

1点目として、男女における不妊治療の助成制度の取り組みについて伺います。

人口減少の歯どめとして少子化対策は最優先の政策ではないでしょうか。昔から子供は宝と言われておりますが、欲しいけれどもできなくてお悩みのご夫婦もおります。当人はもちろんご家族にとりましても大変深刻な問題であります。医学の進歩で不妊治療は進んでおりますが、治療を受けるには大変な時間と高額な医療費がかかります。子供が欲しいとの大きな夢を持ちながら、治療を断念するご夫婦もいるようです。子供が欲しいという願いは昔も今も変わりませんが、不妊治療の進歩した現在、少子化問題とあわせて改めて考えていかなければならないときを迎えたものと思います。子供が誕生すれば、横芝光町にとっても宝となります。今般、不妊で悩む夫婦を支援するため、不妊治療助成の拡充が盛り込まれました。

出産に至る割合が高い初回治療の助成額を現行の最大15万円から30万円に倍増拡充。そして、男性が不妊治療を受けた場合には最大15万円を上限に上乗せして助成するといった内容です。助成額は最大45万円となることから、積極的な取り組みを切望いたしますが、当局のご見解をお伺いいたします。

2点目として、年金生活者等支援臨時福祉給付金について伺います。

65歳以上で住民税が非課税の高齢者を対象に、お一人当たり3万円を支給する年金生活者等支援臨時福祉給付金が盛り込まれています。ほかの年齢層よりも消費性向、いわゆる所得に占める消費の割合が高い傾向にある高齢者、低年金の高齢者の生活を支援し、景気の下支えにもつながります。全てが国民生活に直結する政策で早期に成立させ、執行する必要がありました。そこで、本町における対象者、総金額、今後の実施計画についてお尋ねいたします。

3点目として、地方創生加速化交付金の活用について伺います。

地方創生を後押しする地方創生加速化交付金1,000億円が計上されました。政府が掲げる一億総活躍社会の実現につながる、1、雇用創出、2、人の流れの転換、3、働き方改革、4、まちづくり、これらを進める事業に活用できます。対象事業の選定では、先駆性がポイントになるかと思いますが、町そして議会の意欲と知恵が試されていると考えます。10分の10である新規の国のこの交付金は、2月中旬までに実施計画を募り、3月下旬をめどに交付決定を行う予定のようですが、より積極的な活用に向け、町はどのように取り組まれておられるかお聞かせ願います。

次に、優しさあふれるまちづくりについて3点お伺いいたします。

1点目として、町立保育所の統廃合及び給食について伺います。

以前より心配してきた町立保育所の問題は、昨年齋藤議員も取り上げられたところでございますが、いよいよ本町においても町立保育所の統廃合について真剣に検討すべき時期ではないでしょうか。人口減少や少子化に伴い、保育所の定員割れを危惧しております。子供は集団の中で生活することで自主・自立性・協調性等が養われ、成長が促されると言われており、定員割れによる良好な保育の場としての環境に支障が生じないように、保育所規模の適正化を図る必要があります。また、子育て支援の役割を担う保育所は充実した保育サービスの提供が期待されておりますが、町の財政状況が厳しさを増す中であって、多様化する町民の保育ニーズに応えるという公立保育所としての役割を果たしつつも、限られた人的・物的資源を有効に活用する観点から、適正規模による効率的な運営が求められています。

このような状況や町立保育所施設の現況を踏まえ、再編・統廃合が必要であると思いますが、当局のご所見を伺います。

そして、給食ですが、子供が豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためと子供の健康支援のために、食は大変重要と言われていています。乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育所では食に関する取り組みを積極的に進めていくことが求められています。保育所での食事は、子供が食欲を中心としたみずからの意欲を持って食事及び食環境にかかわる体験の場を構成するものであり、子供が保育所での食事を通して食を営む力の基礎を培うことができるようにしなくてはなりません。

本来、何といっても待ち遠しく楽しみでなくてはならないのが給食でなかろうかと思えます。このことに鑑み、現状をどう捉えておられるか当局のご所見をお尋ねいたします。

2点目として、児童館（センター）への取り組みについて伺います。

現代社会において、子供たちの遊び場をつくることは大人の責任と考えます。しかし、最近安全を理由に公園の遊具が撤去され、子供の遊び場が全国的に大きく減少しています。当町も例外ではありません。そのような中で、雨の日も風の日も未来ある子供たちが笑顔で楽しい生活を送れるよう遊びを通して子供の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設、児童館（センター）を新設していただきたいと心から願うものでありますが、当局のご見解をお聞かせください。

3点目として、雇用環境提供のための情報サービスについて伺います。

昨年暮れの12月25日に政府が閣議決定した中に、自治体が無料で職業紹介を行う地方版ハローワークの創設がございます。今通常国会で成立すれば、地方版ハローワークを設置できるようになるわけであります。休職中の人や求人募集の企業に対して地域の事業に応じたきめ細かな支援が可能になります。例えば都市部から地方に移り住むU I Jターンを希望する人たちに地元企業の求人情報を積極的に提供でき、企業を誘致する際にも企業と仕事を求める人材とのマッチング、適合もしやすくなります。地方創生、人口増の観点からも積極的な導入を求めますが、どのようにお考えか改めて当局のご見解を伺います。

最後に、教育行政について2点お伺いいたします。

1点目として、防災教育の実情及び今後の取り組みについて伺います。

3月11日のあの東日本大震災から間もなく5年となりますが、災害から命を守るため防災教育の重要性がますます高まっています。今後いつ起こり得るかわからない災害におびえる

ことなく速やかに対応できる強き一人一人にしていくためにも、防災への高い意識を持たせ続け、繰り返し繰り返しの訓練や確認が鍵であると考えます。今まで何度か取り上げてきた問題ですが、いまだに不安を抱き、ご心配している親御さんが多くおられます。

そこで、本町の現在までの防災教育の実情と今後の取り組み強化についてお聞かせください。

2点目として、小学校の統廃合について伺います。

本年1月31日付発行の山崎貞一議員の「見聞録」においても、さきの宮菌議員の一般質問においても、るる詳細なご回答を伺い、承知いたしましたところではございますが、もう一度、今後の学校規模の適正化と適正配置のあり方について、もう少し具体的な今後のスケジュールをお尋ねし、私の最初の質問といたします。

〔10番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、川島富士子議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、優しさあふれるまちづくりについてのご質問のうち、町立保育所の統廃合及び給食についてお答えさせていただき、その他のご質問につきましては教育長及び各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

平成27年6月議会定例会で齋藤議員より、また9月議会定例会では森川議員からの一般質問でお答えをしました内容と重複しますことをあらかじめお断り申し上げます。

初めに、町立保育所の統廃合についてでございますが、平成21年当時、大総保育所と横芝保育所を統廃合すべく保護者の皆様と話し合いをした結果、現状維持とするとして以来、具体的な検討はしておりません。

この間も町立保育所の園児数は減少が続いており、28年度は3保育所で80人、在所率は30%程度になる見込みでございます。また、町職員保育士の減員分を業務委託により補完しております。開所以来、地域とともに歩み、町の保育行政を担ってきた3保育所ですので、行政が一方的に今後のあり方を決めるべきではないとの考えがございますが、町としても具体的な検討を先送りする余裕はない状況にあると認識をしております。地域や保護者の皆様の意向を伺いながら、町子ども・子育て会議等で検討を始めたいと考えておるところでござ

います。

次に、町立保育所の給食についてでございますが、川島議員もご承知のとおり、平成23年度から外部委託により実施をしております。各保育所の給食室の整備や調理員の確保を考慮いたしますと、外部委託による給食を実施することが現状では最善の方策であると考えております。現在の業者との契約期間は平成29年3月末まででございますので、平成28年度中には29年度以降の業者を選定する予定でございます。その際には、金額だけではなく、材料や調理方法、衛生管理など総合的に審査するプロポーザル方式にしたいと考えております。

以上で私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 川島富士子議員の教育行政についての防災教育の実情及び今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災では、児童生徒や教職員等の学校関係者の死者・行方不明者等が700名を超えまして、その規模が甚大であり、被害が広範囲に及び、特に沿岸部の被害は想像を絶するものとなって、先ほど話もありましたけれども、5年の歳月が流れようとしております。学校現場の衝撃は極めて大きく、改めて学校安全・災害安全・防災教育のあり方を考え直す機会というふうになっております。

防災教育は、究極的には命を守ることを学ぶことでありますが、そのためには災害発生の理屈を知ること、社会と地域の実態を知ること、備え方を学ぶこと、災害発生時の対応の仕方を学ぶこと、そしてそれを実践に移すことであり、このことは国民全体が必要とすることであるというふうに考えております。

学校教育での安全は、安全教育・安全管理・組織活動の3つの主要な活動から組織されていまして、生活安全・交通安全・そして災害安全の3つの領域からなっております。そのため、学校における危機管理は、地震や津波、台風などの自然災害、火災や原子力災害だけでなく、交通事故、活動中の不慮の事故、侵入者、熱中症、さらには学校内の個人情報管理、いじめ等に関する問題など多岐にわたっておるという現状があります。

小中学校におけます防災教育は、災害安全の一領域でありまして、防災学習や防災指導の推進、防災管理における心身や生活・行動の安全を図る対人管理の推進、学校環境の安全である対物管理の推進、組織活動においては、校内の協力体制、家庭及び地域社会との連携を

推進するということになっております。

学校における防災教育の狙いは、児童生徒の発達段階に応じて、防災に関する基礎的・基本的な事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意思決定ができるようにすること。また、近い将来予測される防災に関する問題を中心に提起し、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、望ましい習慣形成を目指して行うものであります。

横芝光町の小中学校の教育課程では学校防災の基本的・基礎的な事項につきましては、体育科ないしは保健体育科を初めとして、社会科・理科・生活科などの関連した内容のある教科や総合的な学習の時間などで有機的な関連を図りながら、現在取り扱っております。また、近い将来予測される災害に関しましては、特別活動の学級活動や学校行事などで取り上げており、学校教育活動全体を通じて適切に行われますよう、関連する教科や総合的な学習の時間、特別活動等で教育内容の有機的な関連を図りながら行っておるところでございます。例を挙げますと、総合的な学習の時間などを利用して、地域安全マップの作成、危険箇所の確認等の防災に関する学習、これを行っております。学校行事では、地震や火災の災害における避難訓練や引き渡し訓練、海岸に近い学校では地震の発生から、3.11にあらわれたような津波に対する避難、これを実施し、疑似体験を通しました危険予知能力や危険回避能力の育成を図りまして、防災教育のより一層の強化を図っておるところでございます。

今後は、学校で得た防災教育の知識や訓練結果をもとにしまして、「やればできる、減災」、これを推進していきたいというふうには考えております。特に、3.11の震災後の防災対策では、全て公助に頼るということではなくて、自助・共助に強く注目、関心が集まっております。災害時のみならず、平時からそれぞれが地域の危険を知る、地震に強い家、家具の固定、日ごろからの備え、家族で防災会議、地域とのつながり等の日常生活の身近なことを含めて、家庭や地域社会との連携を図り、生涯を通じて健康、安全で活力のある地域ぐるみの防災ができるよう指導を進めたいというふうに考えております。

次に、小学校の統合について、ご質問にお答えいたします。

小学校の統合に関する問題は、過去の議会でも何度となくいただきました。最近では、5月議会で山崎貞一議員から、今議会では、宮菌博香議員からの質問に答弁をさせていただきました。同様の答弁になりますことをご了承いただきたいというふうに思います。

高齢化の進展と少子化により急激な社会構造の変化は、人口減少による地域活力の衰退等を招き、文部科学省は公立小中学校の統廃合を促す、公立小学校・中学校の適正規模・適正

配置等に関する手引を策定し、2015年1月27日付で通知をいたしました。

新たな基準では従来の12学級から18学級を標準学級数としながら、学校規模の適正化として、クラスがえができるかどうかを判断基準に、小学校で6学級以下、中学校では3学級以下は1学年1学級以下と想定され、クラスがえができず、切磋琢磨する教育活動ができないなどを課題とし、速やかに統廃合の適否を検討する必要があるということにしました。

通学区域につきましては、従来、徒歩や自転車での通学距離として、小学校では4キロメートル以内、中学校では6キロメートル以内ということを示してきました。しかし、小中学校はスクールバスの導入などがあり、実態にそぐわないとして、従来の通学距離に加え、交通機関利用を前提に、おおむね1時間以内、これを目安とするという基準を加えました。

昭和59年度に作成されました文部省助成課資料を見ますと、これからの学校施設づくりの中では、公立小学校の指標として学校規模を学級数別に5学級以下を過小規模校、11学級以下を小規模校、12から18学級を適正規模校、標準規模校、25から30学級を大規模校、31学級以上を過大規模校として分類をしているところでございます。

横芝光町の複式学級を抱える過小規模校3校に限って、平成28年度から33年度までの全見込み児童数と1学級平均見込み児童数を見てみますと、大総小学校は50人で8.33人、44人で7.33人、44人で同じく7.33人、46人で7.7人、46人で同じく7.7人、52人で8.7人となります。南条小学校は56人で9.3人、50人で8.3人、49人で8.2人、48人で8.0人、46人で8.0人、同じく、43人で7.3人という状況になります。日吉小学校では63人で10.5人、70人で11.7人、75人で12.5人、73人で12.2人、73人で同じく12.2人、70人で11.7人というふうになります。大総小学校、南条小学校は1学級10人以下という状況下が生まれているところでございます。日吉小学校につきましては1学級10人を超えるというところであります。

町全体の小学校の規模状況では、平成29年度以降は、大総小学校と南条小学校が今申し上げましたように複式学級を抱えた過小規模校、日吉小学校、上堺小学校、白浜小学校が学年1学級の小規模校となります。また、東陽小学校は、現在の12学級から毎年1学級ずつ減少し、平成33年度以降は学年1学級の小規模校となります。横芝小学校のみが標準学級規模校12から18学級を維持しますが、ほかの6校につきましてはクラスがえができず、切磋琢磨する教育活動ができないなどの課題として、先ほど申し上げましたように、速やかな統廃合の適否を検討する必要があるという学校となります。

一方、文部科学省は、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の中で、国として一定の方向に誘導するものではないと、統合ありきではないとも述べており、統廃

合と存続の両方の場合について留意点を併記していることから、学校統廃合については慎重にすべきであるということがうかがえます。

このことから、学校の適正規模・適正配置に関する具体的な検討は、行政が一方的に進める性格のものではないということは明らかであります。学校は児童生徒の学びやであるだけでなく、歴史や伝統、文化を備えた地域社会のきずなであり、コミュニティーの拠点としての役割は非常に大きなものがあるということでもあります。運動会、音楽祭、文化祭などの学校行事は学校と地域がともに楽しみ、一体感を共有する場でもあります。どこの地域や地区でも同じような光景が続いています。学校がなくなることは、単なる郷愁にとどまらず、地域の活力が失われるのではないかというような危惧もあります。

そして、何よりも重要なことは、学びやに通う児童生徒の学習環境が今まで以上によくなり、教育効果が上がることであります。今ある児童生徒のもとでこれからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、具体的にどのような教育上の問題があるかについて総合的な観点から分析を行い、学校が持つ多様な機能に留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者等の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得ながら、地域とともにある学校づくりを行いたいというふうに考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

〔健康管理課長 越川誠一君登壇〕

○健康管理課長（越川誠一君） 私からは、川島富士子議員ご質問の大綱1、平成27年度国の補正予算の活用についての1点目、男女における不妊治療の助成制度の取り組みについてお答えいたします。

先日の秋鹿議員の一般質問でも町長からご答弁申し上げましたが、この制度は都道府県が実施主体となって不妊に悩む方への特定治療支援を行うものであります。とりわけ体外受精及び顕微授精などの特定不妊治療については、1回の治療費が高額になることから、その経済的負担を理由に子供を持つことを諦めてしまう方も少なくないようです。

これらの現状を踏まえ、治療に要する費用の一部を助成して、経済的な負担を軽減しようとするもので、新年度の創生事業として県の補助に上乘せし、町独自の不妊治療費助成を行うべく予算に反映したところであり、4月からの事業着手に向け要綱整備等に努めていると

ころでありますので、ご理解をお願いいたします。

〔健康管理課長 越川誠一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） 私からは、平成27年度国の補正予算の活用についてのご質問のうち、年金生活者等支援臨時福祉給付金と優しさあふれるまちづくりについてのご質問のうち、児童館への取り組みについてお答えさせていただきます。

初めに、年金生活者等支援臨時福祉給付金についてです。町長が冒頭の施政方針で申し上げましたが、国では平成27年度補正予算で一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクスの成果の公平化や年金も含めた所得全体の底上げを図る観点から、賃金引き上げの恩恵が及びにくい65歳以上の低年金受給者に、1人当たり3万円を支給する低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金を措置いたしました。

国はこの給付金により平成28年前半の個人消費の下支えを図るとともに、社会保障・税一体改革の一環として平成29年度から実施予定の年金生活者支援給付金の前倒しとすることであります。

町では低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金を、6月の支給完了をめどに、対象者を3,400人と見込んだ1億円余りの事業費と繰越明許の3月補正予算を本議会に提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、児童館の取り組みについてお答えいたします。児童館は18歳未満の全ての子供を対象に、健全な遊びを通して心身の健康な発達を促し、情操を豊かにすることを目的とした児童福祉施設であります。

なお、児童センターは児童館に体育館などの運動施設を併設し、体力増進や運動能力の発達を主な目的とするもので、通常の児童館とは区分されております。

児童館は、設備や活動内容、職員配置、運営等、ハード・ソフト両面にわたって国のガイドラインで示されております。例えばガイドラインでは、児童館活動を実施するためには集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所等の施設のほか、事務執行に必要な設備や備品等を整えるとともに、職員は館長と、児童の遊びを指導する、いわゆる児童厚生員の有資格者を2名以上置くこと。また、児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、地域組織の代表者のほか、学識経験者、子供の保護者、教職員等で構成する運営協議会を設置することとしております。

児童館や児童センターが、子育て支援施設として有効であることは認識しておりますが、財政的・人的にも負担を要するため、現在のところ取り組む予定はございません。

なお、川島議員から東金市の事例のご紹介をいただいておりますので、運営の実情等を見学するため、施設の訪問をしたいと考えているところでございます。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 私からは、大綱1点目、平成27年度国の補正予算の活用についての3点目、地方創生加速化交付金の活用についてお答えいたします。

地方創生加速化交付金は、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、希望を生み出す強い経済を実現するため、また、子育て支援や安心につながる社会保障も含め、新・三本の矢の取り組みに貢献するために創設されました。特に、地域のしごと創生に重点を置きつつ、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策にも資する効果が表にあらわれ出ることの高い分野が主な対象とされております。

また、地方版総合戦略に基づく各地方公共団体の取り組みについて、先駆性を高めレベルアップの加速化を図る観点から、具体的な事業構築に当たっては、平成26年度国補正予算の地方創生先行型交付金のタイプⅠに示されました先駆的で特徴的な事業が該当となります。

町では、昨年10月に決定しました横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げました事業の中から、地域のしごと創生に関連した取り組みを抽出し、経営・法人化支援事業、新規就農支援事業、仕事マッチング事業、タウンマネジメント人材育成事業、横芝光町農産物販路開拓モデル事業等、6つの事業を取りまとめ、町の資源を活用した雇用と人材活性化事業として総事業費1,343万円の実施計画書を作成し、去る2月15日に国へ提出いたしました。現在、内閣府におきまして審査を実施中でございまして、事業の内定を得られた場合、国が定めます3月中旬の交付申請の期限までに補正予算措置が必要となりますが、スケジュールの都合上、3月議会終了後の補正予算編成を余儀なくされております。補助率100%というこの加速化交付金のメリットをご理解いただきまして、議会の格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、川島富士子議員からご質問の大綱2点目、優しさあふれるまちづくりについての3点目、雇用環境提供のための情報サービスについてお答えをいたします。

宮菌議員、秋鹿議員からのご質問にもお答えしましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、横芝光町版ミニハローワークの整備として、平成28年度から既設の求人情報コーナーを活用し、求職者の方が気軽に雇用情報を得られるようパソコンを設置し、情報提供の強化に努めてまいります。また、ハローワーク千葉と連携した相談窓口の設置を毎月1回予定しておりますので、ぜひご利用いただければと考えております。

なお、これらを有効にご活用いただくため、町広報紙や防災無線、情報発信アプリで町民の皆様に広く周知をしております。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 質問が重なったということでたびたび同じ回答をいただきました。今回特に目立ったかと思えます。そういった意味で、最後の質問になりましたものですから、全部聞くことをやめて、今後のスケジュールだけとか取り上げたつもりでありましたけれども、同じ回答をいただいて、時間が非常に短縮されたということで残念に思っておりますので、このところ、今後の検討としてぜひその場の対応を執行部の皆様にはお願いしたいというふうに切に思います。

まず、不妊治療の助成制度についてでありますけれども、妻から卵子を、また夫から精子を採取し、体外受精を行うのに30万から40万程度かかると聞いております。夫が無精子症などの場合は精巣を切開し、精子を採取する必要がある、さらに30万から50万程度かかるということで、両方を行えば最大90万円になるということでもあります。国は補正予算に7億円、新年度予算に158億円前倒しする形のようにあります。国の補正を受けて、県が増額することがあったとしても、町の創生で町独自に実行されるのでありましょうか。町は年10万限度額ということで伺っておりますけれども、町長の見解を伺います。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおりでございます。これはあくまでも町の単独事業で、地方創生総合戦略の中で位置づけたものでございますので、国・県がプラスされたにしても町はそれを出すもので、予算要求をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 時間がないので、課長をお願いします。後ほど過去3年間の助成件数、わかりましたら教えていただきたいということと、現在の治療1回の上限額はお幾らで、通算何回まで、年齢制限、所得制限が幾らというのが、今後どう変わるか。回数、所得制限、妻の年齢制限、上限、いつからか、周知はどのようにするかといったことを後で教えてください。

それと、年金生活者等臨時福祉給付金、町長も政務報告の中で既にご報告されておりましたけれども、改めて課長に周知方法を伺いたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） この給付金の関係につきましては、平成26年度から臨時福祉給付金ということで年度が続いております。ですから、今までの給付金の申請あるいは周知と同じような方法で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） わかりました。よろしく願いいたします。

それと、地方創生加速化交付金でありますけれども、よくぞ町は手を挙げてくださったというか、積極的に取り組んでいただいたというふうに思っております。ぜひ、交付決定をいただけるように、さらに職員の皆様一丸となって、ぜひ、あとは結果待ちだというふうに思いますけれども、さらに頑張ってくださいと思います。町長、職員の皆さんをもうとにかくねぎらっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

町立保育所の件でありますけれども、町長、自分のお子さんが町立保育所から帰ってきて、きょうは何か味も薄かったし、何かおかずが凍っていたよと、そんなお話があったらどういうふうに思いますでしょうか。実は、最近の給食ですが、冷凍食品を解凍した食材やメニューがほとんどのように伺っております。私、食べたわけではありませんので、何とも聞いた話で申しわけありませんが、手づくりの食べ物が全くといってよいほど提供されていないようであります。味も薄かったり、完全に解凍されないまま出てくるときがあるようです。一番味覚・触覚等の感覚が発達する大切な時期に合わない給食ではないでしょうか。先生方が子供たちに好き嫌いせず何でも食べましようとして自信を持って言えるすばらしい給食の提供を切望いたしますけれども、町長ご見解をお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私何度か幼児の食べる給食と一緒に食べたことがございます。そのと

きはそのような、懸案のような状況ではありませんでした。また、お子さんの好き嫌いの問題もあるのかどうか分かりませんが、決してデリシャスな、お金の、費用の問題もございませんから、そういう状況ではなかったかに記憶をしておりますが、安全を最優先してと、予算の関係もあってそうなのかどうかというのはまだ分かりませんが、その辺も十分これから検討していかなければならない旨、先ほど壇上でもお答えさせていただきましたけれども、単に値段だけではなくて、おいしさも追求するというのは当然のことでございますので、今後とも検討課題の一つとして考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 私も以前、民文のときにいただいたことありました。ですが、最近のお話ですので、ほぼ間違いはなかろうかと思えますし、これはとてもかわいそうなことでありますので、子育て支援、福祉日本一とふだんからおっしゃっている町長にとっては、ちょっとミスマッチであると思えますので、まして、空港、今度Aラン、Bラン、Cランの直下になろうかと思えますけれども、横芝側の保育園の実態、実情をよくよく調べていただいて、早急に進めていただきたいと思えます。

統廃合の実施に当たっては、保護者や地域の方々の意見を十分に伺いながら、理解を深めながら進めていくことの重要さは言うまでもありませんけれども、早期に町立保育所の再編検討委員会の設置に取り組むお考えはないかどうか、町長にもう一度伺います。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） できるだけ早い部分で、この検討に入りたいと思っております。町立保育所が今在所率30%まで落ち込んでいる状況を鑑みますと、喫緊の課題であるということは認識を持っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 次に、児童センターであります。課長のほうから丁寧なご答弁をいただきましたけれども、私も先日東金市の児童館に視察に行っていました。といいますのも、昨年、町外から虫生に越されてみえた方から、この町には児童館がないので非常に残念ですと訴えられました。そして、昨年暮れ、ごみゼロ運動のときに近所の方から、子育てにはお金がかかる中、どこへ行ってもお金がかかる社会の中で、お金がかからず雨の日も親子で安心して利用できる施設が欲しいので、ぜひ町のほうに訴えてくださいという切実

なお話もいただきました。そういった中で、今すぐにとというのは無理だというのは承知しておりますけれども、今後子育て支援の一環として前向きに調査検討していただきたいと思いますが、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 児童館の新設というのはなかなかだと思います。ですけど、近隣にも山武市さんですとか、山武市さんは違うんですね、そうですね、近隣にあるのは東金市さんだけですね、見学しながら検討してみたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 町長、よろしくお願いします。これも福祉の問題でありますので、また将来保育所の統廃合とか学校の統廃合とかあったときに、またその施設の再利用の面からも考えられる問題だと思いますので、頭に置いといていただきたいと思います。

それと、雇用環境提供のための情報サービス、再三挙がっておりましたハローワークの件であります。私、以前から提案してできた、以前はパソコンを設置していただいたところがありますけれども、情報提供サービス、今パソコンがありませんので、非常に喜んでいる一人であります。政府が、2月3日に、地元企業の求人情報を無料であっせんする地方版ハローワークを創設する地方自治体に、雇用保険業務を担う職員を派遣する方針を固めたということで発表がありました。このことを当局はご存じでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 大変申しわけございません。その情報については承知してございません。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ぜひ、相談窓口って非常に大事だと思います。宮菌議員からもありましたけれども、実はうちの町にもニートとかひきこもりがたくさんおられるというふうにお察しします。そういった方々が適切な相談、また支援機関に出会うことが自立への大事な一歩であると思います。家族にとってもありがたいと思います。そういった意味からも相談窓口というのは、ただ就職がない、探しているという相談だけでなく、あらゆるそういった意味からも、うちの町は一歩進んだサービスができるんじゃないかというふうに思いますので、ご検討いただければというふうに思います。

防災教育の実情及び今後の取り組みについてでありますけれども、取り組み方に学校によ

って温度差がないように、防災について包括的に教えることができる教員の研修というのはどういふふうになっているのでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 本町としても、各主任会議を通じまして、防災については教育委員会として指導を進めておりますし、県教育委員会のほうでもそれなりの担当者を集めて指導を進めておりますので、学校格差はあると思いますが、内容的には同様の指導をされているというふうに認識をしています。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） それでは、小学校の統廃合で伺います。まず、複式学級は解消すべきだというふうに思いますけれども、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 宮菌議員のときにも申し上げました。いや、複式学級がということではありませんけれども、千葉県下をとりまして100人に満たない学校というのが101校あります。それから12学級以下の学校というのが現在288校あります。この中で複式学級、当然100人に満たない学校は複式学級を抱えているわけですが、複式学級が全て統合すべきかということになった場合、やっぱり小規模学校のメリットというのは当然ある。デメリットはもちろんあるわけですが、そこら辺を総合してそれを考えたいということで、山崎貞一議員のときに適正化委員会を立ち上げますということをおっしゃってあります。ですので、先ほど川島議員の中で申しわけなかったんですが、今後のスケジュールと言われた中で答えなくて申しわけなかったんですが、適正化委員会を立ち上げる予定で、今、人選中でございます。この人選をした中で、先ほど申し上げましたように地域のアンケートをとらなきゃいけないと。それから、当然住民の意見も聞かなきゃいけないと。そして、それを1年程度、1年程度というか完全に1年かかると思うんですが、そこら辺を進めていきたいと。そして、それがまとまった段階、つまり次年度以降になると思いますが、まとまった段階で説明会を開催し、その結果を受けて、複式をどうすべきかということは結論として出したいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 教育長、申しわけありません。同じ教育行政についてなので1つ戻ります。先ほど、防災のところでお伺ひしたのが1つ漏れてしまいましたのでお伺ひしますけれ

ども、常に思うんです、環境防災課長には事前に通告はしていないので、こういうことを言うのは申しわけないんですけども、毎年9月に防災訓練がございますけれども、本当に場所によって集まる人数が少ないです。私が行く西集会所も去年は3人だったかと思います。職員を除いて。私入れて3人だったかと思います。ですから、あとの2人は区長さんとかね。地元議員はほかのところに出ていたもので、後から見えたかわかりませんが、上堺じゅうを回っているもので、ただ、最初に行ったときは3人でありました。そういう中で、学校は学校で、これは縦割りの何とかじゃないですけども、学校は学校で本当に一生懸命取り組まれているというのは、教育長のご答弁から熱意は伝わってきておりますけれども、地域にご協力というか、地域の防災力の向上と親子コミュニティの観点から、このファミリー防災会議を経て町の訓練参加にご協力いただけないのかなど。子供さんが見えになれば当然親御さんも一緒にくっついてくる方は多いと思いますので、そういった協力体制というのがいかなものかなと思っておりましたので、ご意見を伺いたいと思います。時間がないので短くお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 川島議員が言われるとおりでございます。先ほどの答弁の中で申し上げましたが、家族防災会議というのは非常に大事だろうというふうに思います。ですので、手短な防災からということを先ほど答弁させていただきました。ですので、家族会議の中でそういうようなことが話し合われるような学校教育での指導を進めていって、それが群馬大の片田教授の考え方、要するに避難三原則がありますけれども、そういうところに大きな影響を与えていって、できれば、先ほども申し上げました国民のやっぱり必要なものですから、ぜひそういう形で広げていきたいというふうに考えます。よろしくお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 教育長、すみません。防災訓練の協力はどうでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） それらについても、含めて各学校に校長会等を通じてやっていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 教育現場のプロである教育長がおられる中での取り組みであろうかと思いますが、最善策の打ち出しに期待をしまいたいと思いますので、教育長よろしく願いいたします。

いよいよ町長選が間近になりました。町長、出馬ということでもありますけれども、松下幸之助氏が創業間もないころから従業員にこう話していたそうです。松下電器は何をつくるどころかと尋ねられたら、人をつくるところでございます。あわせて電気器具もつくっております。こうお答えしなさいと。

すぐれた技術や設備がそろっていても、人が育たなければ事業は発展しない。とにかく私が言いたいことは、職員あつての役場でありますし、トップリーダーの英断というのも大事かと思えますけれども、とにかく職員が一人一人英知を振り絞って、一人一人の桜梅桃李のいいところが出て、町の発展のためにつながるような一人一人のいいところを引き出せるような、また町長のそういうリーダーというか、人格って私はすごく大事だというふうに思っておりますので、職員を大事にしてほしい。それを一言申し上げて終わりにします。ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎休会の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月3日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、3月3日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の日程は、これをもって終了します。

3月4日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時15分）

3 月 定 例 会

(第 4 号)

平成28年3月横芝光町議会定例会

議事日程（第4号）

平成28年3月4日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
専決処分承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 2 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第4号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第5号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第6号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第7号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第8号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町基本構想の策定に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第9号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町地方創生基金条例の制定について
- 日程第10 議案第10号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 1 議案第 1 1 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号審議（質疑・討論・採決）
町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号審議（質疑・討論・採決）
指定管理者の指定について（集会所・共同利用施設）
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 7 年度横芝光町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 7 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 7 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 7 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 7 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 7 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 7 年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 8 年度横芝光町一般会計予算について

- 日程第 2 5 議案第 2 5 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 8 年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 8 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 8 年度横芝光町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 8 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 8 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号審議（質疑・討論・採決）
平成 2 8 年度横芝光町病院事業会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 8 議案第 3 8 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 9 議案第 3 9 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町農業委員会の委員の任命について

日程第40 議案第40号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

日程第41 議案第41号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

日程第42 議案第42号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町農業委員会の委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	秋	鹿	幹	夫	君	3番	宮	菌	博	香	君	
4番	山	崎	義	貞	君	5番	庄	内	賢	一	君	
6番	鈴	木	和	彦	君	7番	齋	藤	順	一	君	
8番	森	川		忠	君	9番	川	島		仁	君	
10番	川	島	富	士	子	君	11番	鈴	木	克	征	君
12番	野	村	和	好	君	13番	山	崎	貞	一	君	
14番	鈴	木	唯	夫	君	15番	八	角	健	一	君	
16番	川	島	勝	美	君							

欠席議員（1名）

2番 平山雅規君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事	田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長	若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長	鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君
産業振興課長	早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長	椎名富士男君	健康管理課長	越川誠一君

食肉センター長	郡 司 民 夫 君	東陽病院 院長	大 木 良 夫 君
教 育 長	齋 藤 明 君	教 育 課 長	市 原 成 一 君
社会文化課長	秋 葉 義 臣 君	農 業 委 員 会 長	齋 藤 政 美 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	高 蝶 政 道	書 記	椎 名 晴 美
-----	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木唯夫君） 日程に入るに先立ちご報告します。

平山雅規議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したのでご報告します。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

これより議案審議を行います。

日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第2、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第3、議案第3号 横芝光町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第4、議案第4号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 議員報酬の値上げということになると思うんですけども、違いませんか。課長、すみません、これは議員報酬の値上げの件ですか。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） このたび条例の改正を行いますが、報酬自体の値上げではございません。

期末勤勉手当の改定ということで、これは一般職の職員に倣った、国の人事院勧告等に基づいた率の改正がございますので、それに伴いまして、当町におきましては議員並びに特別職の期末勤勉手当についても同じような取り扱いがされておりますので、今回一緒に提案させていただいた議案でございますので、報酬自体の値上げではございません。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） はい、わかりました。ありがとうございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第5、議案第5号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第6、議案第6号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第7、議案第7号 横芝光町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第8、議案第8号 横芝光町基本構想の策定に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第9、議案第9号 横芝光町地方創生基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） この地方創生基金条例なんですけれども、もうちょっと詳しく、詳しくとか、これは5,000万円の積立金の計画になっていると思うんですけれども、ちょっとその辺確認したいんですけれども。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 議案の補足説明の際にもご説明申し上げましたが、今回地方創生につきましては新年度予算にもさまざまな事業を掲載いたしまして、これからご審議をいただくことになります。

地方創生に関しましては、この必要性は今さら私が繰り返すことはありませんが、これを確実に実行していくに際しては、当然のことながら他のさまざまな事業と同様に、財源的な裏づけとといいますか、基礎が必要となってまいります。

財源につきましては、地方創生の交付金が国において、一番最初は平成26年度の国の補正予算で措置されて以降、今年度も、そして来年度以降も、地方創生の5カ年間にしましては、国でさまざまな制度設計がなされるというふうに説明を受けております。

ただし、その財源的な枠とといいますか、国も地方創生は非常に大事な施策ではありながら、一方で総体の国の予算の中での予算配分ということになりますので、当然それぞれの実施する町の創生事業全ての事業を100%必ず保証されているわけではございません。

地方交付税を含めまして、地方財政計画の中で、国は1兆円規模の予算枠を確保したというふうなことではございますが、それが直ちにそれぞれの市町村に全て、要望どおり満額で来るという保証はなく、むしろその採択のハードルが高くなったりとか、そういう状況でございます。

したがって、町が負担とといいますか、一般財源が負担すべきことも予想されますので、それらの地方創生事業が財源がないがために、総合戦略に乗せたけれども執行できないとい

うようなことはあってはならないことですので、そういった面から財政的な措置といたしまして、この基金を設けようとするものでございます。

なお、金額の5,000万ということは、5,000万で足りるということではございませんので、今申し上げました地方財政計画の中で、国が地方交付税等を含めまして措置してもらい、そういった地方交付税を原資というふうには考えております。一定規模を年々蓄えまして、この創生期間、あるいは創生期間を過ぎてなお創生事業を実施していくに当たっての安定した財源とすべく、この基金をこのタイミングで設けようとするものでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 地方創生、国では5年間のというような形で始まっておりますけれども、横芝光町創生には5年で終わればよいというものではなくて、やはりこれからも常に前向きな姿勢の中でも、横芝光町の創生事業を進めていかなければなりませんし、今回お示しさせていただいていますまち・ひと・しごと創生総合戦略の中身は、5年間でおさまるもの、またそれではおさまらないものもこれからあるということで、その辺も含めて、そうした中でこれからも恒久的に続けられるというための裏づけのために、この基金を創設させていただくというご提言でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） これはそうすると、国からの交付金と町からの一般財源からの両方で基金ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 分けて説明申し上げますと、今申し上げました地方創生に直接資する動き、川島富士子議員の一般質問でもご説明いたしましたが、今は加速化交付金というようなことで申請をしておりますが、それは直接創生事業に対して、本年度まででしたら100%、来年度以降でしたら50%ということで、交付金という形でそれは直接充当されます。

この創生基金については、その交付金を充てるのではなくて、この交付金は事業に充てますので、それ以降の今後、今、町長が説明申し上げました5年間で終了できないもの、あるいは5年の中でも一般財源で負担しなければならないもの、そういったものに対して現在国の地方財政計画の中で、まち・ひと・しごと創生事業費という枠の中で、交付税も含め、制

度設計されているものを基金として別枠で確保いたしましてそれに充てようという、二段構えで実施していくというご理解をいただければというように思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 今、企財の課長から説明があつて、内容的にはよく理解をしたつもりですが、ちょっと気になるのが管理、第3条の2、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるという部分がありますが、ご存じかもしれませんが、国も年金の流用で数兆円とも言われる損失が出ております。

日銀でも、金融機関の当座預金に関してはマイナス金利ということで話題を呼んでおりますが、個人的にはこのような有利な有価証券にかえるという判断は、どういうことなのか。また、最終的には町長が判断してするのか、その辺をお聞きします。

○議長（鈴木唯夫君） 田鍋理事。

○理事（田鍋悦央君） 基金の運用ということでありますので、これは私のほうでご回答させていただきます。

地方創生基金に限らずですが、基金については管理の仕方というのは、おおむねこのような規定になっているわけですが、有価証券ということで何が想定されるかといいますと、これは一般的に言われる債券ということで、国債であつたり地方債、その辺を想定しております。現に、地方債等で運用している基金等も一部はございます。

それが預金以上に有利である、また長い期間保有しておけるような場合にはある程度長い期間の債券、そういったものでの運用も含め、その状況に応じまして、安全でありながら、さらにまた有利になるような運用、そういうことに心がけていると。そういった意味での有価証券ということで、ご理解ください。

〔「判断。判断はどなたかです」と言う人あり〕

○理事（田鍋悦央君） この基金の運用については、財産管理者が判断する、財産管理者というのはその基金の担当課長になるわけですが、ということは最終的にはこれは町長ということになります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 安全かつ有利なということは重々理解できますが、それが100%でない限り、安全という言葉ではないですね。

0.1%でも1%でもリスクがあれば、それをより安全なという言葉である程度オブラートにくるまれて、万が一があったときの責任はどのようなことになりますか。

○議長（鈴木唯夫君） 田鍋理事。

○理事（田鍋悦央君） 安全確実ということで、一つ、確実なこういった基金の運用の考え方の中で、一つは例えば銀行預金の場合にはですが、町が借りているものもあります、起債を起こして。ある金融機関から借りている額以上、基本的には借りた額の9割までしかそこには預金しないと。これは万が一金融機関が破綻した場合にも相殺ができるということで、そういったルールに基づいて管理をしております。

また、基金に限らずこういった公金の管理の運用方針というものを定めておりますが、その中では先ほど申し上げました債券等につきまして、あるいはそのほかにつきましても、いわゆる格付で、トリプルB以上にするというようなのを基本にしております。

以上です。

〔「最終的責任」と言う人あり〕

○理事（田鍋悦央君） 最終的責任ということになりますけれども、それはもちろん町長ということになるかとは思いますが、そういったことがないようなことで、今言ったような公金等の管理の方針を安全な形で、そういったような方針をつくりまして、その中で安全に運用しようというようにしているものでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 若干話は変わりますが、安全、安全と言われた福島第一原発、我々議会でも視察に行かしてもらいましたが、あのよう悲惨なこともあるわけですから、安全という言葉に頼らずに、確実なということで運用をしていただければと思います。

終わります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第10、議案第10号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第11、議案第11号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第12、議案第12号 横芝光町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第13、議案第13号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 病院の職員の方々には大変なご苦勞をされているということは、重々わかっております。

特に、看護師の方ですか、7,000円から1万1,000円の夜勤手当というその金額が、近隣と

比べてどうなのかということ、事務長、わかれば教えてください。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 近隣の状況につきましては、全て把握はしてございません、申しわけありません。

ただ、金額設定につきましては、今回、夜間看護手当ということで、一般の看護師につきましては7,000円、これを師長職等の管理職の立場にある者につきましては1万1,000円ということで、4,000円の差を設けております。この4,000円の積算根拠につきましては、一般的に管理職以外の看護師の平均的な時間給を換算した中で、総額の1万1,000円ということで、今回改正を行うというものでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） わかりました。

じゃ、後ほどもしわかれば、近隣の状況もペーパーで構いませんが、お願いしたいと思います。

以上、終わります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第14、議案第14号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第15、議案第15号 町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第16、議案第16号 指定管理者の指定について（集会所・共同利

用施設)を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長(鈴木唯夫君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(鈴木唯夫君) ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(鈴木唯夫君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号審議(質疑・討論・採決)

○議長(鈴木唯夫君) 日程第17、議案第17号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番(森川 忠君) 補正でございますが、歳入でちょっとお聞きしたいんですが、補正予算の説明書の中で13ページ、多分説明を受けて私が忘れたかもしれませんが、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、個人番号カード関連事務委任交付金、その説明と、歳出でちょっと気になるのが、ここに私も拾えなかったかもしれませんが、住民課では非常にマイナンバーが施行されてからご苦労されているというお話は聞いております。それに対して人的なサポートというか、そういうものは補正で乗せてあるのかということをお聞きします。

以上です。

○議長(鈴木唯夫君) 企画財政課長。

○企画財政課長(若梅 操君) 森川議員ご質問の1点目、地方公共団体情報セキュリティ強

化対策費補助金700万円についてご説明申し上げます。

議案の提案理由の補足説明でも申し上げましたが、議員ご質問のとおり、現在この番号制度のスタートという状況を受けまして、従前から言われていた情報のセキュリティーをいかに強化するかという点が、さらにクローズアップされてきているところでございます。

今回、この補助金につきましては、当然番号制度との関連もございしますが、それらを含めまして、さらにこの番号制度の一段のセキュリティー強化を含めて、市町村、公共団体が使う情報セキュリティーの強化策を系統的にまずとる、一段のグレードアップといえますか、そういう国の指導がありました。

簡単に申し上げますと、従前から言いました、いわゆるインターネットとつなぐ、内部でいえば内部情報系と、個人番号も含めた、個人の公的ないろいろな情報、住民情報系と言われる窓口で使う、そういったものの物理的な切り離しというのは、既に我が町はなされておった。それが、まだ国の中ではなされていない町村が幾つかあるということで、これは既に日本国内、全て出されたということでございます。

それを受けまして、さらに情報セキュリティーを強化するために、まず職員が、個人番号を含めてですが、情報端末にアクセスするために、今は個人番号ですとかパスワードで個人を認証して、そこからシステムに入っていくということになりますが、それだけではなくて、2段階認証といひまして、今考えているのは静脈認証でございますが、2段階の手続を経て初めてその職員が情報にアクセスできるようにするというのが1点。

それと、情報の持ち出しも、安易にこれを持ち出すということは、今も当然制限をつけているわけですが、それが一段と強化されて、情報の持ち出し、今はUSBですとかいろいろな手段がありますが、基本的に不可とする。どうしてもそれが必要というのは、本当に何重かの制限を付した中で、限られたものについて、その機会のみにするというような、情報の持ち出しの、基本的には不可の設定。

それと、今インターネットで、こういう時代ですから、職員も日常の仕事をするためにインターネットを通じた情報のやりとりをしているわけですが、それが政府とやりとりするL G W A Nの系統と、いわゆるインターネット系というのが、職員の1人1台のパソコンで今は基本的にできるわけですが、それを分割するという、これが費用的にも、あるいは制度改修的にも一番大変なものになってくるわけですが、それらを含めて国が国費で面倒を見ましようということで、その国の負担、補助金分が700万円でございます。

ただ、この後、この後といひますか、歳出でも計上してありますが、総体では費用として

は4,000万強かかる、その中で国の補助金が700万、それと起債として起こせるものは同じく700万、1,400万しか、しかといたらあれですけども、が特財の費用として面倒を見てくれる以外は、一般財源で負担をしなければならないということを申し添えます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） ただいま、セキュリティ関係につきましては企画財政課長のほうからお話がありましたけれども、私からは2節の戸籍住民基本台帳費補助金ということで、549万1,000円が歳入として計上されておりますけれども、この内容につきましては番号法に伴います国からの補助金で、事務委託交付金といたしまして420万8,000円、これについては地方公共団体システム機構、J-LISへの委託交付金となりまして、歳出のほうは22ページになりますけれども、そちらのほうで同じ金額を計上してございます。

それと、128万3,000円につきましてはマイナンバーの交付事務に係る経費といたしまして、職員の時間外分だとか臨時職員の賃金ということで、国から入ってきます。同じように、22ページの歳出のほうにも計上してございますが、これにつきましては27年度だけでは使い切れないといいますか、28年度も引き続きということで、繰越明許といたしまして927万7,000円を繰越明許費として設定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） よくわかりました。

22ページの、企財の課長に説明いただいた、この説明の個人番号カード関連の420万というお話が……それは違う、間違えた。21ページの4,280万7,000円、この件です。

結局、国・県から合計で1,400万とおっしゃいましたですね、補助金が。持ち出しがかなり多いんですけども、こういう非常に重要なことは国・県から、ある意味言い方があれですけども、仕事を押しつけられてとかやらされてとか、それで地方自治体がこんなに負担が、ある意味3倍程度負担するということに関しては、問題はないんでしょうか。若梅課長。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問のとおり、21ページの歳出、情報管理費の中で4,280万7,000円、これが今申し上げました情報セキュリティを強靱化するための我が町が今回とろうとする事業規模でございます。

先ほどちょっと説明が漏れましたが、住民課の番号法と同じように、これは国の補正で措置されるものですので、繰り越しをしまして、平成28年度に事業を執行するというので、700万が国の補助金。もう700万は、やはりこの予算書7ページの第3表の地方債補正でもご説明申し上げましたが、いわゆる補助の補助裏といいますか、情報セキュリティ強化対策事業に係る起債を起こせるということで、それが同額の700万、合わせまして、4,200万のうち1,400万の一般財源以外の財源を見ているということでございますが、これだけかかるということではございますが、これもお金のかけようといったらちょっとあれですけども、我が町の今の内部情報系、住民情報系、それと国から要請されている課題を遂行するために、どの程度のセキュリティ強化策が必要かというところを判断した結果の4,280万でございます。

極端に言えば、本当にかければ億単位もかかってしまうというような、最初専門業者からの見積もりもありました。しかし、それをまさにそういうわけにはいきませんので、その辺は、国は一定の人口等に応じた、財政力等に応じた基準でこの金額、定額としての補助しかありませんが、あと町がどれだけそこに、情報セキュリティを強化するためにお金をかけるか、そういう改修を行うかという判断のもとで、このような金額の差といいますか、出てきたというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 非常に巨額な、セキュリティに関してはかかるのは理解できます。

ただ、過去にもいろいろ、他の自治体でもそういう情報漏えいが職員の中からというような事例がありますので、全て機械に頼るのではなくて、やはり操作する人間、情報を知り得る人間の管理もしっかりお願いしまして、質問を終わります。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ちょっとお聞き苦しいところがあると思いますが、よろしく願います。

年金生活者等支援臨時福祉給付事業、これは一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、6月の支給完了を目指すということでありましたけれども、もしお聞きできるのであれば、平成27年度の対象人数、そして実際の給付人数をお聞かせ願いたいと思います。

それと、26ページ、難病患者等見舞金支給事業、特定疾患見舞金支給事業、180万円の減

額でありますけれども、周知が行き届かなかったのか、減額の原因を伺いたいと思います。

そして、27ページ、一番下の児童手当の減額の理由。

そして、33ページ、一番下に商工費がございますけれども、国が今、通常国会行われている中で、冒頭、2015年度の補正予算が1月20日に成立しましたけれども、2015年度補正予算の中で、軽減税率導入への中小企業や小規模事業者への理解を進め、レジ導入などの対応を促すための費用として170億円の計上がされておりますが、これに向けての町の取り組みはいかがであったかを伺いたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） まず、給付金の関係でございますが、27年度の人数というのは、27年度の臨時給付金の支給人数ということでよろしいでしょうか。それでは、支給人員は4,919人。対象者の割合からいくと90%の交付率になっております。

それから、26ページ、難病患者等の見舞金の減額理由ということでございますが、当初特定疾患から制度改正といたしますか、病気の対象がふえました。それに伴いまして、国のほうでこれぐらいふえるだろうという見込みがございましたので、町のほうでもその数を見込んだわけなんです、実際町の該当の方が見込みよりもふえなかったということでございます。人数的には、成人が170人、それからお子さんが20人ということで、対象は190人となっております。

それから、27ページの児童手当の減額理由ということでございますが、これにつきましても当初見込んだ人数と実支給人数との差でございます、当初見込みの延べ総人数は3万2,880人を見込みましたが、手当の実支給の人数のほうが3万388人ということで、約2,500人ほど少なかったためでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、川島議員ご質問の、国の補正予算関係で中小企業支援のことだと存じます。

これにつきましては、早速制度を確認いたしまして、そして商工会等と連携をとって、ニーズがありましたらそれに応じてまいりたいと、かように考えます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 24ページに、今、福祉課長からご答弁をいただいたんですけれど

も、臨時福祉給付金給付事業、給付費の減額が結構あります。ちょっと私もよく意味があれだったんですけども、その下の年金生活者等が新年度の前倒しの予算だというふうに理解をしておりますけれども、こんなに減額金額とは出るものなのでしょうか。

臨時給付金に限らず、この補正予算書を見ると、減額金額が結構高いものが多いので、きちんと事業が執行されていればいいですけども、万が一、たかが少額でありとも、例えば難病患者にとって月2,000円の見舞金、たかが2,000円、されど2,000円。難病を抱えている家族にとって非常にありがたい金額だと、私も難病の子供を持っていましたからよくわかるんです。一度もいただいたことはなかったです。それは、制度をよく知らないで勉強不足で、自分が親として非常に恥ずかしい思いをしてきたわけですけども、議員になって知ったこともたくさんあります。

ですから、逆に知らないお父さん、お母さんたちに、しっかりと周知をしていただきたいという、これは私の使命だというふうに思っておりますので、ぜひそのところを、難病を抱えている家庭がどんな思いをして子供を育てているか、寄り添っていただきたいと思っておりますので、たかが2,000円であってもそういう減額が出ないように、日ごろから目を配って、気を配って、口を配って、議長からも見ざる言わざる聞かざるじゃなくて、今の時代はその反対なんだというお話、きょうの議会の冒頭に、議員の挨拶の中にありましたけれども、職員の皆さんもぜひそのところを注視していただきたいなと思っております。その減額なんです。

あと商工会長からいただきましたけれども、本当に軽減税率に関してはやはり商店、事業をしている人にとっては非常に不安が、危惧しているところがあって進んできた事業でありますので、国もそこをきちんと承知してこういったレジの補助とか、いろいろやってくれているわけですので、知らなかった、また申請こぼれがないようにぜひ配慮していただきたいと思っておりますが、ご決意を伺いたいと思っております。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 24ページの臨時福祉給付金の関係の減額でございますが、この給付金自体は国の100%財源補填がございます。あらかじめ対象となる人員関係も、国のほうから一応算出の、いわゆる数式と申しますか、算出方法が示されまして、それに基づいて予算要求のほうはさせていただいております。

実際、過去も26年度からの給付金の事業がございますので、国からの算出方法が多少余裕を持った数字が出るというのは認識しておりますが、ただこの金額を、予算を例えば少なく見てしまった場合、国からの100%補助が、今度は町がその不足分を補填するというところに

なってしまいますので、多少多目の人数になるのは承知はしておりますけれども、最終的に精算をする形で補正を出させていただいております。

それから、難病患者等の周知方法につきましては、十分今後も周知をしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 中小企業の商店の方々、全ての商店の方々に漏れなく制度が伝わるよう、努力してまいります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、何点かちょっと教えていただきたいと思えます。

15ページのところで、林業費の補助金、利用者なしということなんですけれども、予算計上してあって利用者がいない。林業が大変だという事情はわかっていますけれども、利用してもらえるような手だてとか、そういうものがなかったのかな、どうなのかなということで1点聞きます。

それと、20ページの真ん中、地域振興費のところなんですけれども、集会施設保全事業のところなんですけれども、ここのところで集会施設保全事業補助金ということで、マイナス三百五十幾らかの減額なんですけれども、これ補助金がなくなっても支障がなかったのかどうかということも1点。

それと、21ページの……いいです、21ページは先ほど森川議員が出されましたので。

それから、28ページの保育料のところなんですけれども、町立保育園の保育料、委託料なんですけれども、委託料が四百何万かの減になっています。大幅な減なんですけれども、委託料の減の説明をお願いします。

それと、29ページの、今度は児童クラブの備品購入の件です。43万なんですけれども、どういような、同じものなんですけれども、ここで備品購入というのがちょっと教えていただければと。

それで、30ページなんですけれども、不法投棄の事業委託というのがありますけれども、不法投棄事業委託は委託料としてどういう形、人なのか業者さんなのか、ちょっとその辺の委託料の説明をお願いします。

それと、再生エネルギーの減額になっていますけれども、これは申請者が少なかったから

ということなんですか。その辺のところを説明をお願いします。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、15ページでございます。

林業費補助金でございますけれども、まずサンプスギ林再生・資源促進事業、これにつきましては森林組合が実施するものでございまして、森林組合のほうで該当するそういった杉林がなかったということで減額となりました。

また、もう1点でございますけれども、ちばの木で住まいづくり支援事業ですけれども、これにつきましても過去何年かずっと事業費を計上しているところでございますけれども、要件等があって申請がないという状況でございます。

利用、手だてがなかったかということでございますけれども、杉林については森林組合のほうで実際に実務者が確認して行うものでございますので、これについては今年度はないといったことでございます。また、ちばの木でございますけれども、これまでずっと実績がゼロでございましたものですから、そういった状況になっております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 議員ご質問、20ページ、地域振興費の集会施設保全事業補助金352万7,000円の減額でございますが、これにつきましては具体的に申し上げますと、光地区、長塚地区の集会場の大規模リフォームに対する補助金を当初予算に措置しておりました。

これらにつきましては、毎年各地区に修繕の要望を調査いたしまして、それに対して取りまとめ、精査をした上で予算計上するという流れでございますが、これにつきましては地元の事情により、予定はして、このように平成27年度予算に計上したわけでございますが、執行ができなくなったという、地元からの申し出、地元事情によりましてやむなく予算の執行を取りやめたということでの減額でございますので、これを減額したためにほかの事業執行に支障が出るということはありません。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 28ページの町立保育所事務費の中の委託料の減額の理由ということでございますが、内容的には2本ございまして、1本が保育所の給食業務委託での減額。これにつきましては、当初見込んだ園児並びに職員の数と実数の差があったということでご

ございます。当初は144名を見込んだところでございますが、実際は126名ということになった、その差でございます。なお、積算上では1食単価365円、年間の食数につきましては240食を見込んでおります。

それと、もう一つが保育士、用務員業務の委託料の減額でございます。実は、27年度は横芝保育所のほうで1名の保育士が育休に入るということで、たしか6月補正だったと思います、その育休の補充分として委託料の補正をさせていただきました。ところが、実際のところは、1月まで結局その補充が見つからなかったということになりまして、その間の委託料を今回減額させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは、補正予算書の28ページ、29ページにまたがっております児童クラブの備品関係でございますが、主な理由でございますが、カーテンの設置に要する経費が不足したために、補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、私のほうから、30ページになります。

不法投棄防止対策事業の委託料で、不法投棄処理委託料40万4,000円でございますが、内容といたしましては、一日清掃等で出ました廃棄物を業者に委託しまして処理するための費用でございます。

それと、その下の住宅省エネルギー設備等設置補助金につきましては、23年度から実施している補助金でございますが、当初は電気料金、要は買い取り価格が高かったんですが、ここ一、二年で大分下がりました。その影響で平成24年度は52件、25年度は50件、26年度は31件申請がありまして、補助金を出しております。今年度も予算上は50件を見込みましたが、現在のところ20件でございますので、その分の減額ということでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 順番がちょっと違っちゃって申しわけないんですけども、教育課のカーテンの件なんですけれども、これは当初の建設予算には入らなかったのでしょうか。それを聞きます。それだけでいいです。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 当初の建設の工事費の中には、カーテンの予定はしておりませんでした。備品購入の中で、備品を精査しながら設置しようかという考えを持ってやってきたんですが、備品の精査をしてもそれが設置できないということから、このたび補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、森林組合のほうも含めてなるべく活用できるような形で、地元の産業の充実ということにもなると思いますので、その辺も含めて町が指導できればというふうに思いまして、質問を終わります。

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時20分とします。

（午前11時04分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時19分）

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議を続けます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第18、議案第18号 平成27年度横芝光町国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第19、議案第19号 平成27年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第20、議案第20号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 補正でありますので、私の立場から質問させていただきます。

補正で、福祉課長にお伺いしたいんですが、以前、介護保険運営協議会で短期入所型の施設の案が出されました。それは、この補正にあるかないかが第1点。

それと、多分町長も目指されています、その建設をですね。残念ながら否決となったのはご存じかと思いますが、その辺のプレゼンの仕方とか何かの指導をして、その結果になったのか。予算からちょっとずれて恐縮ですが、重要なことですのでお聞きしたいんですが、その辺の詳細な説明を、福祉課長、プレゼンからの経緯と、その結果は否決ということで私はもちろん重々知っていますが、これから高齢者がふえる時代はもう間違いなく来ておりますが、否決されたということに対する影響も含めて、予算的にどうなのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） ただいまのご質問の関係ですけれども、今回、否決になってしまいました短期入所の施設の関係の予算というのは、この補正にも入ってはいません。

それから、プレゼンの経緯ということでございますが、ある意味ああいう形で行ったのは今回が初めてでございました。町としても、ちょっと言葉が適切かどうかわかりませんが、勉強ができたのかなという感想は持っております。

ただ、今回の施設に関しましては今後も、今議員おっしゃいましたように、大変必要となる施設でございますので、今回否決になったからといって、これでもう白紙に戻っちゃうということではございません。

また、新年度、改めて募集、公募をかけてのプレゼンということにしたいと思いますが、ただプレゼンの仕方も、今回は原稿をもう読みっ放しというようなプレゼンでございました。あのあたりはやはりパワーポイントを使うなりの、そういうわかりやすい手法でのプレゼンの方法を、事業者のほうにも要請をしながら行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） まさに課長がおっしゃったように、予算が全く補正には関係ないということはわかりました。

介護保険の運営協議会は、ほかにも委員はもちろん、医師、歯科医師、あと薬剤師等々たくさんいらっしゃいますが、正直わからないというのが、本当にそうだと思うんです。

実は、その責任者と私、その後気になったので会いました。非常に懇切丁寧に説明をいただいたんですが、今、課長がおっしゃったような話を私がしました、ほぼ同様の。やはりプレゼンする方法にということでは言いましたら、ああ、そうですか、正直言ってあれはコピーですと自分も言っていました。決まった書類を整えば、それはいいのかなということの理解であることも私は確認しました。ただ、あのとき、それはどこにあったやみtainな話がありまして、その存在すらわからないというのは課長も感じたと思うんです。

ですから、今度ありましたら、あり方としてみんなで見学するとか議会で行くとか、そのようなことで、やはり高齢者の施設というのは重要なのは、もう皆さん理解しているわけです。ですから、そのようにある意味安直にじゃなくて、もっと真剣に、段階を踏んで、みんなに周知をする。運営協議会の委員はもちろん、議会もというようなご指導を、担当課のほうでやっていただければありがたいと思います。

以上で終わります。結構です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） ちょっと1点、2点なんですけれども、結構な額のマイナス補正になってはいるんですけれども、11ページのところなんですけれども、介護予防の特定高齢者施設の委託料100万の減額。

それと、その下の地域支援事業費、下の事業費のところのやっぱり委託料、家族介護用品支給委託料ということの減額の理由をちょっとお願いしたいんですけれども。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 11ページの介護予防特定高齢者施策事業の中の委託料の減額ということではよろしいでしょうか。

〔4番議員「はい」と発言〕

○福祉課長（椎名富士男君） これにつきましては、年間で予定をしておりました介護予防教室を初めとする機能訓練事業ですね、そちらの参加者が予定よりも少なかったということの減額。

それから、家族介護の減額ですが、これにつきましてはやはり同様に、当初見込んだ希望者といえますか、実績人数の見込みによる減額ということでございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第21、議案第21号 平成27年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第22、議案第22号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第22号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第23、議案第23号 平成27年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第23号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後 1 時とします。

(午前 1 1 時 3 3 分)

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0 時 5 9 分)

◎議案第 2 4 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議を続けます。

日程第24、議案第24号 平成28年度横芝光町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、質問させていただきます。

まず、予算書の3ページをお願いします。

第1条の歳入歳出予算の総額は94億円と定めてあります。この予算は、職員一人一人が努力をし、各事業については協議されているものと思われまますので賛成するものでありますが、佐藤町長にお伺いします。

佐藤町長は、平成28年度当初予算をめどに、次世代のために聖域なき行政改革、当初予算10億円の削減を打ち出し、当初予算90億円という目標を立てられました。しかしながら、残念なことに、骨格予算にもかかわらず94億円という予算が示されました。この予算に関する佐藤町長のお考えをお伺いするものであります。

次に、全体的な分野にまたがっている事項等について質問させていただきます。

骨格予算と言いながらも、横芝光町誕生10周年記念事業や地方創生推進事業などの政策経費を計上するなど、予算全体の整合性がとれていません。特に、政策経費である横芝光町誕生10周年記念事業については、秋に開催を予定している式典等を初め、新年度早々に執行するものは余りないものと思われまます。

したがって、予算の執行に当たっては、再度十分な協議をした上で執行していただきたいと思いますが、それらに対する佐藤町長のお考えをお伺いするものであります。

次に、171ページ、9款6項1目保健体育総務費のスポーツ少年団活動事業についてであ

ります。

各種スポーツ少年団等が、町や地区の大会で優秀な成績をおさめ、県大会に出場する場合には、交通手段として町バスを使用させていただいております。しかしながら、町の他の行事等とかち合った場合には、町バスを使用することができなくなってしまうと思います。

そういう場合までを考慮し、予算編成をしたいと思います。14節の使用料及び賃借料でそのような経費の計上がなされていません。今、申し上げましたようなことが発生した場合の、社会文化課としての対応をお伺いいたします。

次に、同じく171ページ、9款6項2目体育施設費の施設管理総務費の14節使用料及び賃借料の公共施設予約システム使用料129万6,000円について、お伺いいたします。

紙データにより社会文化課窓口で一括予約の方法を行えば、今よりも管理しやすくなり、町民の利用度も増すと思われませんが、現在の方法と紙データにした場合のメリット、デメリット等をお答えいただければありがたいと思います。

次に、173ページ、9款6項2目体育施設費の光スポーツ公園一般管理事業の15節工事請負費22万7,000円、及び177ページ、横芝ふれあい坂田池公園一般管理事業の15節工事請負費95万6,000円については、それぞれの駐車場の区画線の引き直し工事等が主なものということでお伺いをしていますが、洋式便所への改修を行う経費を計上していないのはなぜなのか、その辺についてお伺いをするものであります。

最後に、177ページ、横芝長山台桜ヶ丘公園一般管理事業についてお伺いいたします。実質の年間利用人員は何人を想定しているか、お伺いするものであります。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私のほうから、冒頭2点の90億円規模の件と、それと10周年事業の件についてお答えをさせていただきます。

まず、当初予算90億円規模を標榜していながら、94億円というものがいかなものかというご質問でございますけれども、その努力は本当に職員全体で頑張ってまいりました。しかしながら、国の福祉に対する施策がこのところ非常に大きいものがございまして、その辺の部分まで影響を及ぼすに、大変な部分がございました。また、公債費の増大についても、その一部であると思うんですけれども、今後ともこれについては引き続き頑張って、当初掲げたものに近づけるように努力をしてみたいと思っております。

骨格予算として、今回提案をさせていただいたわけでございますけれども、その後の件も

ございますけれども、政策的経費というものは、今後の部分でさほど大きくないということをお答えさせていただきたいと思っております。

次に、10周年事業の件でございますけれども、やはり横芝光町民、合併して10周年を町民みんなで祝う、その辺の部分の中で、やはり多くの町民の皆さんの参加、そしてやっぱりせっかくのことでございますので、町内外に大きくこれを知らしめたいという観点から、準備期間も十分に必要ではないか。その観点から、この部分については政策的経費ではなく、あくまでも合併10周年を祝う部分の予算として、提案をさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 社会文化課長。

○社会文化課長（秋葉義臣君） 失礼します。

まず、社会文化課の中で、スポーツ少年団の活動事業の件でございますが、これに際しましては、主に交流の事業の予算でありまして、今回27年度は松田町のほうに行ったというような経緯がありまして、その辺の予算を組んだということでございますが、28年度の場合には松田町がこちらに見えるということですので、存目の計上ということになっておるところでございます。

あと、次の使用料のシステムの件でございますが、システムの件については町のほうの施設、ほぼネットのほうで予約をやっておるところでございますが、やはり多くの施設があるというようなことで、紙ベースよりはネットのほうが住民の方も利用しやすいというような状況になっておりますので、今後ともそういうような形でいかせていきたいというふうに思っております。

次の、スポーツ公園と坂田のほうの整備の件でございますが、駐車場の線がもう大分見えないというような状況になっております。今回、便器のほうの推進に際しましては、新年度に入って、一応6月に補正として実施したいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

〔「長山台は」と言う人あり〕

○社会文化課長（秋葉義臣君） 長山台に際しましては、主に現在の利用は1コートあるテニスコートの利用が多い状況でございますが、あとは一般の住民の方が散歩するというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 1点目の94億円につきましては、佐藤町長のほうからご答弁をいただきまして、なるべく削減して、いい予算をだんだんに組んでいくんだということが回答なされましたので、まさに私もそのようにやっていただきたいというのは思っています。

私が以前申し上げましたように、90億円にこだわることなく、やっぱりそのとき、そのときに合ったタイムリーな背丈に合った予算を組めばよろしいのではないかと思いますので、90億円だのそういうような言葉については、そんなに強く強調する必要はないのかなというふうに思っております。

次に、2つ目の、全体にまたがって言っていただきました、骨格予算で政策経費、政策経費じゃないという議論にもなっちゃうんでしょうけれども、私は少なくとも町制誕生10周年記念事業については政策経費ではないのかなと。それでありますので、先ほども申し上げましたように、とりあえず予算計上したものに対しては、これで私は賛成するものでありますけれども、執行に当たってはまだまだ時間がありますので、再度十分な協議をした上で、執行していただきたいという要望をしておきたいと思っております。それについてよろしく願います。

次に、社会文化課長のほうで今ご答弁をいただきましたが、まずスポーツ少年団の活動事業のバスがなかった場合の問題、私が聞いたものに対しての答弁になっていなかったのかなと思っております。

といいますのは、要するに、ふだんは町バスは利用できるとしていただいている、それは大変喜ばしいことであります。しかしながら、他の行事とかち合った場合については、町バスが使用できなくなると。そういう場合には、じゃどうしたらいいのということを、課長のほうからお答えとして聞いたかったということでありますので、それについては再度お願いをしたいと思います。

ですから、私の希望を申し上げるのであれば、課長もご承知のとおり、当町はスポーツ健康都市宣言をしており、佐藤町長も子ども・子育て支援には力を入れております。それらを踏まえたならば、少額の予算であっても計上していただきたかったということをお願いしたかったわけですから、私の希望を申し上げるのであれば、課長もご承知のとおり、当町はスポーツ健康都市宣言をしており、佐藤町長も子ども・子育て支援には力を入れております。それらを踏まえたならば、少額の予算であっても計上していただきたかったということをお願いしたかったわけですから、

次に、公共施設予約システムについても、私の質問に対する答弁になっていなかったのかなと思っております。施設が多くなればなるほど、逆に窓口を一本化して、一括で予約管理をしたほうが当然管理しやすくなると。そして、今データで管理していますけれども、かなりシステム使用料についても毎年129万6,000円かかっております。それらについてもまた更新した

りいろいろやれば、当然かかってくると思います。

それであれば紙データでやったほうが、町民の方もまだそういう機械については年配の方にはそんなに普及されていない。逆にそういう人たちは、電話一本で予約の窓口にかけたほうが、予約がとりやすいのかなど。そういうようなことがあるものですから、それでメリット、デメリットというような話をさせていただいたわけでありませう。

次に、トイレの問題であります、トイレの問題につきましては私は本当に残念でなりません。といいますのは、9月の一般質問を私が行ったときの課長の回答は、なるべく早い段階で社会体育施設におけるトイレの洋式化を検討していきたいというような答弁をされております。私の意図としましては、予算編成前に質問することで、新年度の予算に反映してくれるものと思っていましたので、非常に残念でなりません。

今、課長の回答の中に、6月の補正予算で対応するというものでありましたけれども、こういうものについては、本来当初から要求をして計上していくのが本来の予算ということであれば、本来の姿じゃないのかなと思います。

そして、もう一つ課長にお願いしたいのは、現在、文化スポーツ振興基金は、平成27年度末現在の見込み額が1億5,857万4,000円あります。まさに、そういう基金を町民のために、今であれば有効活用ができるんじゃないか、そういうところを十分に考えていただきたいと思っております。

最後に、横芝長山台桜ヶ丘公園の一般管理事業についてでありますけれども、私が聞きたかったのは、少数の特定者のために年間94万1,000円を支出しているのはどうなのかなど。これについても実際に使っている人が何人かというお話がありませんでした。逆に言えば、そういう人たちが坂田のテニスコートでも使うようになれば、こういうような経費というのは必然的に浮いてくるんじゃないのか、そういうことが私は言いたかったわけです。

それらを踏まえまして、再度答弁のほう、お願いします。町長のほうは、1点やってもらいたい。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） すみません、先ほど10周年事業の件でありましたけれども、確かに、全ての予算の問題でそうですけれども、予算がつけば全額使えるんだという認識ではなくて、やはり執行の段階でしっかりと吟味しながら執行していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 社会文化課長。

○社会文化課長（秋葉義臣君） 失礼しました。

スポーツ少年団の場合には、まさに少年たちが一応一生懸命やっていると……

〔「聞こえませんか」と言う人あり〕

○社会文化課長（秋葉義臣君） 一生懸命やっているというような姿を毎日のように見えていますので、町バスの利用ができないという状況になった場合には、私ども早急にその状況を検討させてもらいたいというふうに思っております。

それと、公共の予約システムですが、その辺についてはまさしくメリットとかデメリット等がありますけれども、従来大分浸透をしまして、その辺はやはり利用者はそのほうが便利というような声も聞いておりますので、今後ともそういう方向で進めたいというふうに思っております。

トイレのほうは、実際当初は新年度の予算のほうに計上させてもらいましたし、その辺は財政当局とも協議をさせてもらいました。その結果が、6月の補正ということでございます。実際、今年度ですが、遊具のほうのトイレですが1カ所ふぐあいがありましたので、そこに関しましては洋式の便器を、1カ所ですが設置しております。

それと、長山台のほうでございませけれども、やはりあそこの施設、うちのほうの施設なので、一応管理上は樹木等もあり芝生等もあり、ある程度それなりの管理をする必要がありますので、それだけの費用を計上させてもらいました。

今後は、町の職員も芝の管理等をやっておる状況でありますので、経費のほうは今後もう一回見直しまして、削減のほうに、そういった方向に持っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、3回目ですので簡単にやらさせていただきます。

まず、スポーツ少年団のいざというときに交通手段がなかった場合については、その状況に応じて、社会文化課のほうで対応していただけるという考えでいいのか。

次に、洋式トイレの改修については、間違いなく6月の補正で対応していただけるのか。

それと、あと最後に長山台の関係ですけれども、どうしても維持していかなければならないということであるんですけれども、この科目の中を見させてもらいますと、需用費の中で光熱水費、多分これについてはほとんどが夜間照明じゃないかと思えます。また、使わないのであれば、こんなに清掃業務委託料もかかっていかないのかな。使わないのであれば、ま

た工事請負費についてもこんなには必要ないんじゃないか。

だから、そういう今町全体としても、予算についてはかなり苦慮してこれから作成する、今後はますます苦勞していくという状況を踏まえた場合には、もう今からそういう経費の節減、節約というものは、それぞれの部署において考えていかなければならないんじゃないかなということを書いたかったわけです。

それらを踏まえまして、最後をお願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 社会文化課長。

○社会文化課長（秋葉義臣君） まず、バスのほうはうちのほうで、そういう場合には検討させてもらいます。

〔3番議員「検討、対応じゃなくて」と発言〕

○社会文化課長（秋葉義臣君） 検討させてもらいます。内容を。

それで、あとはトイレのほうでございますけれども、先ほど申したように一応順次整備してまいりますので、よろしくをお願いします。

それと、長山台のほうは、設備、整備等に多少なりともお金がかかるというようなことで、その辺については、今後は削減のほうにとりあえず向けて、進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 私あての質問ではございませんが、1点補足させていただきます。

ふれあい坂田池公園管理事業におけるトイレの洋式化の件でございます。これにつきましては、当初予算協議の中で担当であります社会文化課から予算要求がございまして、平成28年度執行ということで予算協議は経たわけでございますが、その意味合いとしましての政策的な意味合いを持つ事業というようなことで、先ほど社会文化課長答弁のとおり、6月の肉づけをする際の予算に計上すべく、当初予算についてはこの予算書には盛り込んでいなかったということを書き足させていただきます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 社会文化課長に少しつけ加えさせていただきたいわけですが、最初のスポーツ少年団の活動事業でございますが、基本的にはとりあえず任意団体だという

考え方をしております。

ですので、基本的には自活といいますか、それが基本だろうというふうに考えておるところですけれども、スポーツ少年団の活動状況に応じて、その場その場においてということになろうかとは思いますが、その都度対応は考えていきたいということでございます。

それから、2点目でございますが、公共施設のシステム用ということで、ネット予約と紙データ予約というのは、双方にメリット、デメリットがあるということは宮菌議員のご承知の経緯での質問だろうと思いますが、現状からして、双方のメリットを生かしつつ、とりあえず現状からして両方採用していきたいというようなことでございますので、とりあえず現状についてはご了解いただきたいというものでございます。

それから、3つ目ですが、今、企財の課長から話がありましたけれども、努力をしたいということでございますので、私のほうも教育委員会として努力したいというふうに考えております。

それから4点目の長山台のところですが、これにつきましてはとりあえず現状94万1,000円という額が、少数の中で、何人かもわからない中で、坂田のほうへ移したらどうだというような話もあったわけですが、たとえ少数であっても今必要に応じた、中台の住民を中心にして使っている施設でございますので、それらについては今後、経費がかさむということよりは、減少傾向になっていくだろうということは予想されますけれども、とりあえず住民が使用しているという現状を認識すると同時に、今後そういうことも含めて検討したいというものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 背景のほうなんですけれども、私は農林水産関係のほうでちょっと、地産地消の食育事業とかモツの煮込み魅力の事業とか……

〔「ページ数」と言う人あり〕

○4番（山崎義貞君） すみません、ちょっと概要を見ているんですけれども、概要の38ページになります。

その中で、新しい事業、39ページとずっと続いて、新しい事業がたくさん入っているわけなんですけれども、新規就農事業とか、これからの農業を、町の未来を考えていく上で、非常に大きな、うれしい事業だなとは思ってはいるんですけれども、この事業のモツ、例えばモツのこと、この事業なんですけれども、非常に言うのは簡単なんですけれども、やるのは

大変だというふうに感じています。

というのは、私も畜産のほうの仕事を長くやっていたもので、簡単に皆さん、モツを食べられるというふうに思っているかもしれないんですけども、おいしいモツを提供するには技術的にも非常に大変なことがありますので、その辺のところも含めて掘り下げて、開発のそういうことをしてほしいというふうに思っています。

それと、新規就農の事業なんですけれども、これもそれこそ新しい若い人の、農業をやりたいという人が何人かこの町に来て、研修しているという実態もあります。やはり町にそういう人たちに長くいてもらって、農業をやってもらおうということが必要なのかなと。そういう点での細かな事業案、計画というものが出ていけば、私はそれを伺いたい。

農業の問題というのは、この町の産業でありますので、ぜひ真剣にと言ったら語弊がありますが、やろうという人の身になってそういう施策をつくっていただきたいというふうに思いますけれども、その辺のところをちょっとお聞きいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、初めに「もつ」のもつ魅力を生かそう事業でございますけれども、山崎議員おっしゃるとおり、生産者側は大変な思いをしているわけでございます。それは十分認識しております。そのために、委員会等を立ち上げ、十分内容等を吟味して事業の実施に移していくといった今後のスケジュールでございます。

したがいまして、今現在はっきりどういったものということをお答えできませんけれども、委員さん方からご意見をいただき、そしてみんなからおいしいと言われるような、そういったモツ料理を発案していきたいというふうに考えています。

それから、もう1点でございますけれども、新規就農支援事業でございます。これにつきましては、やはり定住もしていただければ本当にありがたいんですけども、新しい経営者になるためには技術、それから経営、そういったものの知識が必要となってまいりますので、そういった点を踏まえてサポート体制を整え、また機械を取得する場合がございますけれども、少額ではありますが機械取得の支援等もしていきたいというふうに考えております。

詳しい制度設計につきましては今後の予定になっておりますので、ご理解のほう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） ありがとうございます。

ちょっと関連するんですけれども、それこそこの町の産業、米、野菜の販路拡大というのは非常に大きな問題になると思います。

先日、せんだっての一般質問の中で、学校給食の問題を私は地産地消の観点からいたしました。そのときに、町がつくっている産物、米を初め野菜も含めてそうだと思いますけれども、特にここは湿地地帯なので、米というのは一番作付が多いし、米なくして、米のことを考えないでというわけにはいかない。

そういう中で、団地の自治会とかで、要するに町が販路を、仲介役といいますか、そのようなこともしていく必要があるのかなと。そういうアドバイスというのか、中間に立つような、町が入れば各自治会と取引とかというふうにいるいろいろやっていった場合に、非常に信頼関係、信頼できると思いますので、そういうところの施策をもうちょっとプラスしてやっていただければというふうに思います。

〔「3分過ぎたよ。質問じゃないよ、それは」「一般質問ですか」と言う人あり〕

- 議長（鈴木唯夫君） 答弁はどうしますか。
- 4番（山崎義貞君） じゃ、結構です、いいです。
- 議長（鈴木唯夫君） もう一回ありますよ。
- 4番（山崎義貞君） いいです、終わります。すみません。
- 議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。
- 10番（川島富士子君） まず、概要版から、すみません、これは質問ではないですけれども、34ページにあります健康管理課、創生事業ですけれども、ここのところはもうとにかく一日でも早く取り組んで、いい形でスタートしていただきたいなと私的には思っております。すみません、質問でなくて申しわけなかったです。

それでは、概要版の44ページ、学区検討事業、これは新規事業だと思いますけれども、学区検討委員33名、会議6回ということでもありますけれども、スケジュール的なものとか何か詳細にお聞きできればというふうに思います。

それと、45ページ、教育補助事業、これも創生の中の新規事業でありますけれども、夏季休業中の中学生を対象とした学習会の運営費。これは国で言っている地域何とか塾、すみません、ちょっと忘れちゃいました、それと同じような、中学生を対象に学習支援をするという事業に倣って、すごくいい政策だというふうに思っております。全協の中でも説明がございましたけれども、そうした国の提案事業を受けてのあれでしょうか、それとも町独自で考

え出したことでしょうか。

それと、住民課長にお聞きしたいと思います。

今後、サビアの状況が一転二転して、けさ、民生文教常任委員会の会議録をいただきました。お昼休みにちょっと時間がなかったので見させていただきましたけれども、今後コンビニ納付、またコンビニ交付をやっていくのにお金もかかれば、1年ですか、期間もかかるということで、すぐに開始できない難しさがあるという中で、早速サビアが閉鎖になったら困る町民も数多くいるのは周知の事実だと思うんです。

そこで、私の意見ですけれども、プラムの中に例えばいつときコンビニ交付ができるまでの間、プラムの一部分をお借りして証明書類の交付をすれば、横芝側の町民にとっては多少なりとも利便性があるのかなというふうに思いました。

また、所管なので本来は言えないところなんですけれども、税務課の皆さんに、どうしても役場まで納付に行けない、今けがをしてしまった、ぐあいが悪いという方の希望者のところには集金に、今も督促で回っているということはあると思いますけれども、そういうところには特別に集金に行ってもらえとか、そういうことも今後検討していただきたいというふうに思いますけれども、住民課長に今後の見通しと伺いますか、ご意見を伺いたいと思います。

それと、個人カードの28年度の進捗見通し、まだ1月、始まったばかりですけれども、その辺をお聞かせいただければというふうに思います。

特特調に関しては非常に鋭意努力されて、職員の皆さんの意識が高いということを、非常にこの会議録の中で感じましたので、お疲れさまでございました。

また、福祉課長に伺います。ごめんなさい、特別会計の中で伺います。じゃ、以上それだけお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 町民サービスセンターの件については、私からお答えをさせていただきますと存じます。

今、川島議員がおっしゃられたとおり、サビアがなくなって、その部分についてはまだ私も目を通しておらんのですが、現実問題として町民サービスセンターが今後運営をしていくことが困難になることが濃厚になっている状況の中で、既にそれがわかる以前から、やはりコンビニで対応できる、住民票ですとか印鑑証明ですとか、また税の収納の問題もできるようなシステムがもう構築されているし、近隣の市町でもやっているところもあると伺って

ます。

既に、どれぐらいの予算がかかるであろうとか、そういう部分の検討も始めておられて、そちらのほうにシフトしていかなければならないものであるというふうに考えておられます。

また、今プラムでのという話を、今初めて私は聞いたわけでありましてけれども、検討をさせていただくという状況のお答えにとどまらせていただきたいと思います。

やはり、コンビニ収納ですとかコンビニで発行する部分については、マイナンバーカードの普及により、これが極めて合理的な運用ができるというような状況も構築されつつあるという部分も含めて、検討してまいっております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは、主要事業のほうの44ページになりますが、教育費の中の9款1項2目の細目28、学区の検討事業でございます。これにつきましての計画等をということでご質問いただきましたので、お答え申し上げます。

学区の検討事業でございますが、町の中に各学校の保護者の方ですとか就学前の児童の保護者の方、それから各学校区ごとの地域委員ですとかそういう方々、今想定しているのは総勢42名で、学校配置の適正化の検討委員会をスタートしようとして人選に既に入っております。新年度予算比較では、新規事業というふうに見えますが、実際はもう要綱整備をいたしまして、人選に取り組んでおります。

そこで、年度内中には人選を全て完了し、検討に入りたいということで、準備を進めているところなんです、なかなか1年で役員さん等交代してしまう可能性もありますが、私どもの考えとしてはなるべく早く学校の適正配置、必ずや統合するとかそういうことではなくて、民意を反映してどうあるべきかということを検討するのをおおむね1年間ぐらいで実施をしたいというふうに考えているものの、延びてしまった場合に役員さんが交代になるといけないので、その辺の人選にちょっと慎重に今対応しているというところでございます。

来年度中には必ずスタートをし、最初に役員さん方にご説明するのは、今の学校の児童・生徒数の実態ですとか、将来的な児童・生徒の推移、それらをお話をした中で、学校というのはどうあるべきか、また検討していただく材料としては、小規模校のメリット、デメリットというのがやっぱり両面ありますので、それらのことをご説明をした中でいろいろな意見を拝聴しようと、そのように考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 町民サービスセンターにつきましては、ただいま町長が答弁していただきましたのでそのとおりなんですけれども、コンビニ活用をする場合には少なくとも1年かかるということですので、準備だけはしておくというような考えでございます。

それと、マイナンバーの関係でご質問がありましたけれども、10月以降通知番号カードが町民の皆様方全員に交付といいますか、配付されたわけですけれども、皆さんのところへの配付率につきましては2万5,000人弱、町民の皆さんいるんですけれども、せんだって確認したら98.1%でしたので、もう少しあるのかなというふうに感じております。

それと、実際のマイナンバーカードにつきましては、通知カードをもってJ-LISのほうに申請していただくというような形になるんですけれども、申請者につきましては現時点で1,300人、申請しているそうです。それで、既にマイナンバーカードを役場の住民課のほうで受け取っていただいた方は約500名ということで、今確認をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 社会文化課長。

○社会文化課長（秋葉義臣君） それでは、概要の45ページの教育補助事業でございますが、これに関しましては地方創生でやるものでございます。

場所とすれば、町民会館でございます。時期とすれば、夏休みに実施する予定でございます。中学生を、人数的には60名を3回に分けて、10日間というような日数でやる予定でございます。講師に関しましては、地元の学生さんとか教員のOBさんを、今回4月の広報で一応募集する予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） すみません、再質問で聞くことが頭から抜けてしまいました。申しわけありません、頭がぼろっとしちゃって。

住民課長、一つ確認なんですけれども、28年度の個人カードの進捗見込み、予算に照らし合わせて、もし伺えるものだったらと思ったんですけれども、以前私も市原の行政の例を申し上げたことがありましたけれども、そして通知カードが届いて、個人カードをもらいたくても段取りに、なかなか前に進めなくて消極的になっている方は結構いらっしゃるんじゃないかなと思うんですけれども、そのところの、もう少し行政で写真を撮るとか、いろんなお手伝いをやれる余地というのはなかったんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 今、川島議員おっしゃっていることは、J-L I Sのほうに申請するのに、まず役場の窓口に来ていただいて写真を撮って、それで役場のほうで一括して申請したらどうかというようなことかと。

東金市などはそのような形でやっているんですけども、12月議会でもお話ししたと思いますけれども、そのほかの市町村は通知カードが行って、それをご本人の返送用の封筒で地方公共団体情報システム機構、J-L I Sのほうに申請をしていただいて、それがマイナンバーカードができたものが役場のほうに来まして、それを役場のほうからご本人のほうに通知を差し上げるというような方法になっているんですけども、できるだけ住民の皆さんに負担のかからないようにということはよく理解しておりますけれども、そういう方法で横芝光町はとってききましたので、それを今変えるということにはできないと感じております。

ただ、通知カードにつきまして、先ほど98.何%と言いましたけれども、それらについては3月までに届かない方については、破棄してもいいというような形で国のほうから来ているんですけども、それについてもすぐ破棄するのではなくて、できるだけご本人のほうに届けるよう、また住民課の職員がご本人のところに戻ってみるというような方法もとる考えでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ありがとうございます。

教育課長、るる詳細にありがとうございました。

ちょっと時期尚早というか、気がせいいて申しわけないんですけども、学区検討委員会、名前は違うかわかりませんが、学校あり方検討委員会になるかちょっとわかりませんが、これを経て、実際住民にいよいよ説明会をするのはおおよそいつぐらいになるかということ、もしわかれば伺いたいということと、あと私自身の意見なんですけれども、町長、宮菌議員からも先ほどありましたトイレの件ですけども、私、個人的には確かにもう10周年はわかっていたことですし、地方創生がいかに早く手を挙げて進めていかなくちゃいけないかということもわかっているつもりではありますけれども、いかんせん、夏、秋の事業であるならば、町長選が終わった後にしっかりと、また町長の思いのこもった補正できちんと出していただくなりして、私は逆に困る町民さんのために、トイレ、早く予算をつけてあげるべき、6月の補正まで待たずにあげるべきではなかったかなというふうに思っ

おります。

ただ、この予算がいかに大事かということも考えると非常に複雑でありますけれども、自分の意見として、申し上げさせていただきましたが、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは、学校の適正配置等の検討委員会が終わってからの、住民の説明の時期ですが、今具体的に検討委員会がいつ終了を迎えるかというところまでは、まだ明確にはなっておりません。

しかしながら、意見が集約できた段階では、余り間をあげずに住民説明に着手したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時5分とします。

（午後 1時51分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議を続けます。

鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） 一般会計予算書のほうの45ページの上から5行目ですか、循環バス運行費補助金2,438万5,000円、その件ですけれども、たしか概要のほうで循環バスと成田の、成田というかバスの、すみません、26ページ、横芝光号と成田シャトルバスということになっているんですけれども、シャトルバスの件は横芝駅と成田市方面を結ぶバス路線を日曜、祝祭日に限り、実験的に運行しますというようなことで、たしかその分のあれだと思っんですけれども、これが前年度から比べますと116万6,000円プラスになっているんですけれども、バスの部分だけが今回増額予算になっているのか、お聞きいたします。

それと、その下の乗合タクシー運行事業、こちらのほうも全体的には2,917万8,000円。これ循環バスと一緒に運行しているわけですがけれども、乗合タクシーのほうもある程度時間がたちまして、今後の考え方、当初始めるときは1年ぐらいは試験的にというような話は聞いていますけれども、今後の見方というか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思いま

す。

それともう1点、予算書の57ページ、下から8番目ぐらいですか、報酬でもって町税等徴収事務指導員報酬1名ということで208万、今回予算してあるわけですがけれども、雇用する時間とか日数とかその辺のところを、もうちょっと詳しく説明いただけたらと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 鈴木議員ご質問の循環バスについて、まずお答えいたします。

循環バス、予算書の45ページ、循環バス運行費補助金2,438万5,000円につきましては、議員のご質問のとおり、今現在循環バス2台で運行している現在の運行形式の横芝光号の運行、それとその2台のうち1台はバス購入費分もあわせて千葉交通に補助している分に加えて、ご質問のとおり、創生事業として新たに事業を発展展開するという意味での成田シャトルバス運行事業の分、それとそのシャトルバス運行に伴う車内放送等の諸経費、これらを合計したものが2,438万5,000円ということでございます。

少し細かく申し上げますと、シャトルバスの運行については予算額といたしまして、予算上の積算の基礎となったものは、平成28年度4月からすぐできるということは考えておりません。公共交通会議にかける法的な手続ですとか、その路線の認可に至るまでの時間とか、そういったものを当然とらなければならない関係上、28年の今のところ、予算上は10月スタートを目指しております。

成田市内、イオンショッピングセンター等を経て、成田空港にも行くというようなことで、1日4往復の8便という想定で、この予算といたしましては172万4,000円の運行事業費をプラスするという形で考えております。

それで、予算資料の26ページを見ていただきますと、それらを含めた全体のバス運行事業の予算比較で、対前年比156万8,000円の増ということは、今申し上げたシャトルバスの増加が主な要因でございます。

続きまして、乗合タクシー運行事業でございますが、これにつきましても乗合タクシー、議員ご承知のとおり、今現在3台のタクシーによって運行しているものを引き続き継続することに加えて、やはりこれも創生事業として、さらにより利用者にとって利便性を増大させるということから、これは運行事業者あるいはオペレーター業務をやっていただく商工会との協議も当然含めてということになりますので、やはり28年10月を今めどとはしておりますが、運行時間を今よりも少し利用率の高い早朝といいますか、1時間程度早めた運行ができないものかということで、これについては制度設計はそういうふうにしておりますが、

お願いする相手方もいることから、今この時点で4月からすぐにスタートできるということではございませんが、これについても創生事業と絡めまして、先ほどの循環バス等含め、より利用しやすい公共交通体系をさらに地方創生事業と絡めまして発展展開していきたいというふうに考えたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、鈴木克征議員ご質問の、町税等徴収事務指導員報酬という部分の説明でございます。

本徴収事務指導員につきましては、町税の徴収率向上に向けた技術向上を図るために、国税のOBを採用する予定であります。予定としましては週2回、朝9時から夕方4時ということで、1年間予定をしております。ただ、国税のOBにつきましては、人事異動の時期が7月10日ということですので、8月から採用したいと、そのように考えています。

以上であります。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） ありがとうございます。

企財課長、これだけ循環バスと乗合タクシー、かなりの金額の予算なので、しっかりと町民が使いやすい、乗りやすい、そういったものでひとつ検討をして、今後もやっていただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、質問させていただきます。

まず、歳入から、概要版のふるさと納税ですが、23ページ、寄附金。これは一般寄附金、ふるさと納税、昨年の予算が10万、ことしも10万。

町長がいろいろなところで、10億円ものふるさと納税をいただいている自治体がある、それを目標に頑張るという言葉を私は何度となく聞きましたけれども、意外と目標が低いなということです。まずこの設定の理由。

歳出に移りまして、概要版の7ページ、①議会費については、前年比で1,553万3,000円（13.5%）減の9,900万と書いてありますが、この1,553万3,000円の内訳、比率とするとかなりの比率ですが、例えば人を減らすのかふやすのか、ふやすことはないと思いますけれども。お願いしたいと思います。

次に、29ページの2款1項14目ということで、先ほど来、10周年記念事業に対してはさま

さまざまな意見が出ております。私もこれを当初予算で、骨格という意味合いからして組むのはおかしいという思いであります。

特に3点、その中で記念切手作成ですか、91万。天の川プロジェクト、577万。ラッピングバスというんですか、この137万。確かに若手の職員が素晴らしい事業を提案してくださったのは、本当にありがたいと思います。ただ、町長がいつも財政に関しては、聖域なきというような形容詞を使って言っているにもかかわらず、巨額な天の川プロジェクト、それはお金があれば本当に素晴らしいと思うんです、そういう自治体であれば。さっきも申しましたように、私は本当に町民が心からお祝いをする、まさにトップダウンではなくてボトムアップのお祝いをして、経費をかけないで。

ここで、ある東北地方の合併した町の合併事業を言わせていただくと、100万円ちょっと。それは新聞社に同様に、うちの町でもありますけれども掲載して、あとは今ある事業に冠をつけて、合併10周年、例えば産業祭、合併10周年駅伝大会、マラソン大会等々、それで町民みずからが参加して祝うという方法なんですね。ある意味、非常に景気のいい話ですね、これを見ますと。

これに関して、先ほど来出ていますので、町長の所見を再度聞きたいと思います。

続いて、同じく29ページ、2款2項2目町民税等計算事務費、これが1,085万、368万円の増額計上であります。聞き漏れかもしれませんが、再度詳細に伺いたいと思います。

続いて、5款に入りたいと思います。ページで言いますと40ページ。

商工費の中で、さまざまな新規の事業があります。これは創生ですから、またやってみなければというところがあるかもしれません。そんな中で、6款1項2目に産直交流施設事業の、また基本計画が出ています。設計業務の委託料もあります。この説明。

それと、その下、皆さんきょうごらんになっていただいた方もあろうかと思いますが、観光協会では千葉テレビで朝、PRをさせていただきました。非常に出た方には朝早くから大変でございましたが、これが若干減ってしまっているのと、あわせて観光協会の予算が減ってしまっているんですが、観光協会を、今度ホームページもつくりましょうとかということで、ホームページに大体どれぐらいに予算を思われているのか。逆に146万を減額して、それでなおかつ別にホームページの作成予算とかというのが、私、あるかと思ったら、課長に聞きましたら、この中でやるということなんです。どうやって予算を捻出するのか、ちょっと私は疑問です。

それと、その下の海水浴に関しても、これはほぼ同額なんです。去年の屋形だけでやる

予算なのか、また木戸浜の復帰、復活をとということなのか、お聞きしたいと思います。

それと、順番があれですけれども6款1項1目の40ページの雇用促進事業、これも創生なんです、これの内容をお願いしたいと思います。

以上、1回目、お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） では私からは、10周年記念事業にかかわるご質問についてお答えをさせていただきます。

特に一番、金額の577万円として大きい天の川プロジェクトの問題についてでございますけれども、誕生10周年を記念して実施しますので、単年度の実施事業となりました。また、横芝地域と光地域が合併して10周年を迎えると。それを、町のシンボルでもございます栗山川を活用したイベントを開催することによって、本当に旧横芝町と旧光町が一つになったという一体感をみんなで感じていただければなと思う思いで、この事業を提案しているわけございまして、町の将来像に掲げております「栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち」、まさしく人と自然と文化、これを新たに創造するにふさわしい事業であると確信しておるところでございます。

また、なお本事業は、町民の連携強化及び地域振興を図るために創設しました全額合併特例債をもって創設しました横芝光町地域振興基金を充てて実施するものでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

また、それに向けてラッピングバスについても、横芝光町を、先ほど鈴木克征議員のほうから質問がございました、シャトルバスにそれをきっちり乗せた中で、横芝光町を近隣にもっとアピールできるようなものにしていきたい。その思いの中で、今回提案をさせていただいているところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 森川議員ご質問の、ふるさと納税の当初予算措置に関してお答え申し上げます。

ご質問のとおり、当初予算、今回骨格予算ということでお示しさせていただきましたが、歳入、10万、昨年の当初と同額を、骨格予算の性質上、これにつきましては町長の政策的な意図が非常に大きく反映する事業だということで、歳入だけでなく歳出についても、当初予算にはその拡大分といいますか、は載せてございません。

したがいまして、6月の肉づけの補正予算時に、それら歳入も含めまして、歳出についても予算措置させていただく計画といたしますか、見通しでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 森川議員から、議会費についての質問だと思います。私からで大変僭越ではございますが、答えさせていただきます。

概要の7ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の目的別ということで、一覧表になっているかと思います。この下の説明の①に議会費については説明してございます。

主な減の理由につきましては、議員共済会負担金の減、それと一般職員給料の減などがございます。議会共済費の減につきましては、平成27年度が統一地方選挙の年だったということで、全国的に見て、長らく地方議会の議員さんをやられた方がやめるケースが多いという見込みで、共済の負担金が非常に高かったんですが、28年度についてはそういうものを過ぎましたので、負担金は減るという要因でございます。その要因で、1,200万円ほどの減を見込んでおります。

そして、一般職員の給料でございますが、これにつきましては1人やめられる見込みの方がおります。局長でございますが。その後任に、予算的には新人の者を充てると、これはもうどこでもそういう形で予算上組みます。そうしたことで、減を350万見込んだ結果、およそ1,500万円の減ということで予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、町民税等計算事務費の内訳でございます。

町民税等計算事務費の主なものにつきましては、通常電算処理委託料などの業務に、個人番号制度が始まったことに伴いまして、課税資料のイメージ管理システムを導入することとなりました。

このシステムは、申告書や給与支払報告書をスキャナーで読み込むことによりまして、申告会場などへ個人番号の入ったデータを持ち出す必要がなくなりまして、個人情報の管理を徹底することができることとなります。また、確認作業が1つのパソコンの画面でできるようになりまして、事務の効率化を図ることができます。

ということで、金額的には委託料については146万2,000円、使用料については70万、それ

から備品購入については約20万と。ちょっと足りないんですが、あとは今まで総務課で郵送料を計上しておりましたが、それを各担当課で計上することになったための増であります。

以上であります。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、森川議員からご質問の点、概要版の40ページでございますけれども、順は下から3つ目、雇用促進事業、こちらからご説明をさせていただきます。

まず初めに、この事業でございますけれども、今役場のほうの、農業委員会の反対側にある求人コーナーがありますけれども、そちらにまずパソコン等を設置して、毎月1回ではございますけれども出張版ハローワーク、これは毎月第4水曜かな、ちょっと曜日は忘れましたが、そちらをやる予定にしております。そして、あとパソコンはリース。電話回線も用意すると。

それからあと、これまで6款1項1目の商工振興運営支援事業の中に、商工会の運営費補助があるんですけれども、こちらに昨年までは雇用創業事業ですとか、それから創業支援の予算が入っておったんですけれども、それをこしはこの雇用促進事業の中に組み込みました。

それとあともう一つは、雇用対策奨励金といたしまして、新卒の方ですとか町内在住の方、そういった方々を雇用された場合に、その企業に対して奨励金を、奨励しましょうとそういったことで150万ほど計上させていただいたところであります。

その次、観光事務費でございますけれども、観光事務費の減額要因ですが、27年度に観光パンフレットを新しくいたしました。その観光パンフレットが減額になったといったことが要因でございます。

それと、その次の海水浴場開設事業、こちらについては、屋形と木戸浜、両方一応開設できるように予算措置はしてございます。そして、海流調査の結果に基づいて木戸浜を開設するのか、しないのか、それは決定いたします。

そして、41ページ目ですけれども、上から2段目、産直交流施設事業です。こちらにつきましては、平成27年12月に株式会社オオバさんと契約を結びました。2カ年の継続事業でございます。総額としましては、706万3,200円。平成27年度分が163万4,040円。そして28年度分が542万9,160円。こういった形で、継続事業ということで計上させていただいているところでございます。

それと、最後に坂田梅林の保全モデル事業でございますけれども、こちらについては借地の一部が借地できない状態でございますので、その借地料を減額してございます。

以上です。

〔8番議員「課長、もう一回、ホームページに関して。聞いているんです、ホームページ。観光協会の」と発言〕

○産業振興課長（早川典男君） すみません、失礼いたしました。

ホームページにつきましては、10万程度から、かけようによっては50万とか100万だとか、そういった金額がかかるといったことは観光協会長から伺っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 順番があれですけれども、パンフレットで減らして、減らしてといひましようか、減って、ある意味ホームページは確かに自分でビルダーを使ってつくれば、器用な方はつくれるんです。いいものをつくろうとすれば、お金がかかるんです。器用な方でつくっていらっしゃる方もいますけれども。

できれば、町のホームページ並みの予算ということではなくて、やっぱり盛ってもらわないと。器用な人がやるにしても、労力というのはかかるんです。課長、つくられるかどうかわかりませんが、その辺をやっぱり予算にきちっと盛っていただかないと、今までの予算の中で節約してやりなさいというのは、私は若干無理があるかなと思います。ぜひ、その辺をお考えいただきたいと思います。

ふるさと納税については、骨格予算だからという理由でした。骨格予算というのを私もよく勉強させていただいて、わかっております。若干矛盾があることは、後々またいろいろ訴えさせていただきたいかなと思っております。

あと、2款1項2目人事評価制度職員研修委託料。以前から人事評価とか人事考課という言葉がありますが、なかなか目に、目にといいましようか、我々には理解ができないといひましようか、わからないといひましようか、そういうことなんです、人事評価、考課をずっとやっていて、その結果というのはどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

それと、環境防災課長にお尋ねしたいと思います。

37ページ、4款1項6目不法投棄の問題ですけれども、まさにせんだってひどい状況を目の当たりにしまして驚きました。ご協力の皆さん、職員の方にもご協力いただいて。

不法投棄の監視員の方々が22名いらっしゃいますけれども、これの活動内容、大変だと思

います。その報告を受けて、どのような形で行政は対応するのかというところをお聞きしたいと思います。

以上、2回目お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） それでは、私からは人事評価についてのご質問にお答えしたいと思います。

人事評価につきましては、今うちのほうも始まって既に5年程度たったところでございますが、これは地方公務員法が改正されまして、我々の団体については義務づけをされるものでございます。現在やっているものを、今の予定でいきますと、平成28年度の考課を29年度には反映させる。それは人事の面、そしてまた給与の面ということで、勤勉手当等に反映をさせていきたいという予定であります。

とりあえずこれにつきましては、今、千葉県等の指導を受けまして、所要の状況を見ながらやっていきたいというふうなことで、現在予定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、私のほうから不法投棄監視員の活動内容についてご説明させていただきます。

基本、22名の監視員の方々につきましては、毎月自分の持ち地域をパトロールしていただいて、不法投棄の状況を町へ報告していただきます。その報告結果において、異常がなければそれでいいんですが、もし不法投棄が見込まれた場合は町職員で対応できるものは、町で回収します。また、個人のところに捨てられたものについては個人の方にご連絡して、その処理をお願いする。

昨年も3件不法投棄されまして、町職員でそれを全部調査しまして、警察を交えて犯人を特定して指導しております。一応、捨てられたものを全て撤去していただいたという状況です。

今年度におきましても、大分大きく捨てられたものがございまして、その中で犯人を特定できたものはたしか2件だったと思います。基本的には、特定したものについては、警察にも通報し、また県にも通報して、警察、町、それと県とでその当事者を呼び出して指導。余りにもひどい場合には、警察で立件するという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、最後のご質問をいたします。

環境防災課長、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。この間の、課長もごらんいただいたと思いますが、長年に堆積されるとあんなふうになっちゃうよという話なので、見つけていただいた、また町民の皆さんでも見つけていただいたらすぐ通報するというのが、まさに今日風のまちづくりかと思います。

それと、具体的に40ページの雇用促進事業、創生で先ほど産業振興課長から150万を新規に雇用といいましょうか、当町に仕事についたということですか。これは具体的に何名で、幾らで、その辺の具体的な説明を願ひたいと思います。

それと、地方創生の関係が今回は非常に多いので、例えば26ページ、例えばといいましょうか、26ページのこの千葉大COCプラスの連携事業、これは、そちらに見えます旧光商工会館を、商工会が町にお譲りしたというところなんですけれども、もらっていただきまして、利用するということですが、その説明。

それと、ワークライフバランス、金額は21万ですが、余り私にはちょっと、言葉を初めて聞いたのでよくわからないので、その説明。タウンマネジメントもそうなんです、何か横文字が多くて、ちょっと私、余り理解ができないものですから。

以上、それをお答え願ひまして終わります。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、40ページの雇用促進事業の雇用促進奨励金の具体的なということでございます。

現在のところ、町内の既存企業に雇用される方、この企業については10人を目途として1人10万円を奨励金としてお渡しする。

また、新規企業として、例えば横芝光町で新たに企業を創業するといった場合の起業も想定しておりまして、こちらは5名、やはり金額は1人当たり10万円といったことを想定しておりますけれども、今後、制度設計そして交付要綱等を整備して、また詳細が決まりましたらご説明を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 私からは、2点、ご回答申し上げます。

まず初めに、千葉大学COCプラス連携事業と、旧光商工会館の利用の関係でございます

が、千葉大学COCプラス連携事業につきましては、今までもシティマネジャーの鈴木先生が千葉大学の准教授という縁から、千葉大学が文部科学省のこれも地方創生事業であります、まさにそのCOCプラス事業との連携を行うということで、私どもはプラス連携事業という名称にしておりますが、これにつきましても、大学の側からすれば人材の地方の雇用、あるいは新規産業につながる人材の育成。我々地域の側からすれば、まさにその大学のノウハウと人材を生かした新規雇用の創出、こういうニーズに合致するためのCOC事業、それに対して、私どもの創生事業が、千葉大学という一つの大きなシンクタンク能力と申しますか、のあるところと関係ができたということで、シティマネジャーとの縁も含めまして、非常に期待しているところでございますが、千葉大学がCOC事業を展開していく地域のハブオフィスという位置づけがございまして、これがまさに今回の創生の、国の人材支援事業でシティマネジャーを養成、派遣いただいている我が横芝光町、勝浦市、いすみ市、その3カ所に現地ハブオフィスという、千葉大学の今のこの事業を展開していく現地事務所と申しますか、置くわけでございますが、当町についてはまさに議員ご質問の、旧光商工会館を利用させていただくという商工会からのありがたい申し出、こちらの申し出に対してご了解いただきまして、あとは手続を踏むだけという段階になっているところでございます。

4月からは早速、千葉大学から現地コーディネーターが常駐するというところでございますので、28年度以降につきましては、創生事業のその他の事業の展開とともに、千葉大学の現地コーディネーターとの連携も密に図っていきたいということでございます。

続きまして、ワークライフバランスでございます。

ワークライフバランス、本当に横文字の、最近言い方、事業が多いということですが、これも最近いろんなところで耳にはされていると思います。男女共同参画というような国の大きな施策展開の中で、より子育ても含めた仕事と生活の調和、これを直接的にはワークライフバランスということでございます。

したがって、これは行政の一方的な努力と申しますか、デスクワーク等で達成できるものではございません。これを実現していただくそれぞれの企業、役場も一つの企業ということであれば役場も含めていろいろな企業に、仕事と生活の調和のとれた職場環境を構築していただきたいという、そのためのいろいろな啓発。

実際、かなり先駆的に取り組んでいる企業もおられますので、そういった企業については積極的に紹介をさせていただく。基本的には啓発活動というくくりになりますが、まずはここから取り組んでいこうというふうに考えております。

以上です。

〔「タウンマネジメント」と言う人あり〕

○企画財政課長（若梅 操君） 失礼しました。

タウンマネジメント人材育成事業でございますけれども、これにつきましてはまさに人財という育成、人材というと今までは人の材料の材と書きますが、それを人の財産、人材から人財へ、読みでいうと同じ言い方になってしまいますが、人の素材から、人の財産へという意味の、人材から人財へつなげるという意味で、まちづくりの担い手となっただけ、基本的には若い世代を想定はしておりますが、これを創生事業の中で担い手の養成講座、これはいろいろな講師の人材も含めてでございますが、年に10回程度の講座を開催しまして、対象者といたしましては10人程度の予算を見ているところでございますが、地方創生に向けたまちづくりを、民間のさまざまな分野で活躍している方を、これからのまちづくりという観点から、さらに意欲のある方を集めて人材を養成し、それらを毎年10人規模で展開して、その講座を修了した方のネットワークをつくり、さらに町、これからの地方創生の事業展開の協力といいますか、まさに主体となって取り組んでいただく方を養成したいという意味合いの事業でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島仁議員。

○9番（川島 仁君） 概要版の38ページの下段の地域園芸活性化事業、約600万近くが減額がされていて、認定農業者が学区別に何人いるか教えてください。それで、この施設にかかわるのも学区別に、地域別に教えていただきたい。

それと39ページ、経営体育成支援事業、新たに始まりますが、中心経営体という意味を教えてください。お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、地域園芸活性化事業の中で、地域別に認定農業者が何名おるかといったことのお尋ねでございますけれども、大変申しわけございませんが、資料が今手元ございません。後ほど資料を整えまして、ご回答申し上げたいと存じます。

それともう1点、経営体育成支援事業の中心的経営体という意味でございます。こちらにつきましては、経営再建マスタープラン、そういったものに掲載されている認定農業者、そういった意味合いで使っております。

この支援事業の採択の要件の一つとして、横芝光町経営再開マスタープランに登載されて

いるものと、また農地中間管理事業等に手挙げをしているといった要件がございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島仁議員。

○9番（川島 仁君） 課長、認定農業者の件だけれども、この間鈴木和彦議員が認定農業者の名前を、何人いるか聞いたわけですが、その回答が、そこを全体にはないようですよ。農業委員会の事務局は多分わかると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤政美君） 総数では共同体等を含めて何人いるか、その辺は今、現時点での数字は捉えていないんですが、以前農業委員会のほうで説明会を開く中で129人という数字で捉えているんですが、その後増減があった部分については捉えておりません。

それから、学区別、施設、種目別的な形で的人数は、ちょっと今手元にやはりないものから、後ほどその辺担当に確認して、お答えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木唯夫君） 川島仁議員。

○9番（川島 仁君） こういう説明会には、資料をちゃんと持ってくるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 私の不徳のいたすところでございます。大変申しわけございません。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 私のほうから、概要版のほうから38ページ、農林水産関係からですが、5款1項3目。

私、予算の説明のとき聞き忘れたのか、説明したものか、水田農業構造改革対策事業ですが、本年度については240万8,000円ほど上乗せをしております。この内容についての説明をお願いしたいと思います。

それから、同じくその下段に需給調整推進対策奨励事業、生産調整の費目だと思いますが、この内訳。それとあわせて、去年は……

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木議員、常任委員会のあれだから、産業経済関係。

○6番（鈴木和彦君） ごめんなさい。質問じゃなくて、要望はだめですか。

失礼しました。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ここで、修正動議を提案させていただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） ここで暫時休憩します。

（午後 2時53分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時29分）

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員ほか1人から、議案第24号 平成28年度横芝光町一般会計予算に対する修正動議が提出されました。

この動議は、2人以上の発議者がありますので成立しました。

これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

森川忠議員。

〔8番議員 森川 忠君登壇〕

○8番（森川 忠君） それでは、議長にご指名を頂戴しました修正動議に対しての提案理由を説明させていただきます。

歳出2款1項の総務管理費のうち、14目の町誕生10周年記念事業の町誕生10周年記念切手作成事業91万円、天の川プロジェクト577万円、ラッピングバス事業137万円については、事業の見直しを提案するものであります。

理由については、長引く景気低迷が続く中、生活に窮している住民も多いと聞いています。確かに、合併10周年記念事業で祝うことを否定するものではありません。それよりも、本来地方自治の目的は「住民の福祉の増進」であり、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものです。貴重な税金で執行するこのような事業に対して、町民の理解、同意は受けにくいと考えます。

よって、前述の3事業予算合計805万円を減額すべく、修正動議を提出するものです。

〔8番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

初めに、原案賛成者の発言を許します。

川島富士子議員。

〔10番議員 川島富士子君登壇〕

○10番（川島富士子君） 原案賛成の立場から討論を行います。

町民生活に直結する大切な予算が数多くあり、目まぐるしい社会変化の中で今後、修正、変更も視野に入れながら、一日も早い執行が求められ、早期の成立が必須であることから、新年度予算に賛成をいたします。

〔10番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

〔4番議員 山崎義貞君登壇〕

○4番（山崎義貞君） それでは、平成28年度横芝光町予算に対する反対討論を行います。

第2次安倍政権の3年間で、大企業の経常利益は6割もふえている一方、国民の所得や消費は実質で3年前を下回っています。

非正規雇用は労働人口の4割に、ワーキングプアは1,100万人を超えています。深刻な貧困と格差の広がり、実質賃金は3年間で5%もの低下をしています。

また、生活保護の受給者は過去最高となっており、生活扶助基準の引き下げや高齢者加算などの縮小、廃止が続き、国保料や介護保険料の大幅な引き上げ、年少扶養控除の廃止、年金の切り下げ、入院時の居住費、食費の引き上げなどに続き、さらに年金の引き下げ、入院食費の負担増、福祉給付金の半減などが押し寄せてきています。

そんな中で、町民の命と暮らしを守るための予算作成に一定の評価はしますが、各種手数料や利用料の引き上げなど町民負担を強いる施策もあり、本予算には賛成できず、反対をいたします。

〔4番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。

鈴木和彦議員。

〔6番議員 鈴木和彦君登壇〕

○6番（鈴木和彦君） 修正動議に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

町誕生10周年記念事業については、細目6件が上程されました。その中で、記念式典499万8,000円については、合併に関してご尽力をされた方々への表彰を初め、新聞掲載料等は適正と理解します。

しかし、町誕生10周年記念切手作成事業、天の川プロジェクト、ラッピングバス事業について費用対効果に疑問があり、さらに無駄ではないかと感じます。

確かに、若手職員が知恵を絞ってのアイデアですばらしいとは思いますが。この予算についても、合併特例債関連の基金からの支出であります。経済の低迷が続いている中、町民の生活は決して楽ではありません。そして、この事業執行については、理解も得にくいと考えます。

本来このようなお祝い事業は、行政が主導するトップダウン的なものを中心ではなく、町、町民皆がおのずから祝うボトムアップ的なあり方が適当ではないでしょうか。

以上の理由から、私は修正案に対して賛成するものであります。

〔6番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて討論を終結します。

初めに、森川忠議員ほか1人から……

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

〔10番議員 川島富士子君登壇〕

○10番（川島富士子君） 修正動議の反対討論を行います。

平成28年度横芝光町一般会計予算において、さきの総務経済常任委員会での予算調査の中でも質問、意見が出た横芝光町誕生10周年記念事業でございますが、これから町を背負う若い職員の皆さんから出たアイデアの予算に、芽を摘むようなことはいけないとは思いますが、動議に関しては重く受けとめていただき、今後協議を重ねる中、見直しを考えていただき、すばらしい事業をお願いしてこの予算に賛成をし、動議には反対をいたします。

〔10番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて討論を終結します。

初めに、森川忠議員ほか1人から提出された修正案について採決します。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第25、議案第25号 平成28年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第25号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第26、議案第26号 平成28年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第26号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第27、議案第27号 平成28年度横芝光町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 予算書の257ページ、5款地域支援事業費についてお伺いいたします。

町の予算の26.8%を民生費で占めるあれなんですけれども、少し詳細についてお伺いしたいんですけれども、一つは介護予防サービス給付費からの移行分の額はどのぐらいになるかと。あるいは、移行分の認知症支援事業の額と、それから事業展開の予定というのと、2点教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 地域支援事業の中の介護予防への移行分ということですが、まず移行分につきましては、今回予算書の273ページの2款2項1目、こちらに介護予防サービス給付費がございます。

こちらの前年比較の中で、三角の2,290万という数字が出ておるんですけれども、ここの減額の要因といいますのがいわゆる総合事業への移行分、対前年ベースで申し上げますと

3,093万3,000円の金額が移行していることとなります。

また、認知症の関係の費用でございますが、予算書の277ページの一番下段、認知症総合支援事業費がございます。この科目につきましては、全く新設の科目でございますので前年度はなかったわけですが、こちらに417万4,000円の計上がございます。

特に、次のページ、278ページの13の委託料の記載になりますが、この中でメインとなるものにつきましては、認知症初期集中支援チームの運営委託料ということで、350万の計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） どうもありがとうございます。

当町では、新聞報道によりますといち早く国と、サービスのオレンジプランですか、県内でも数少ない中で名乗りを上げられて、この部分だけでも介護保険の特別会計が21億9,000万円という形の、九十何億の2割以上を占める、これからあと10年、15年の最大の老人介護という形で、今7人に1人が認知症という形も出ておまして、間もなく5人に1人という形になるようではございますけれども、重要施策の一つという形で当町はいち早く手を挙げられて、非常に評価をできる形ではございますけれども、もう少し認知症のどこのドクターとあれしてと、こういう形で事業展開を、そのお金を使ってこれからどういう形でこのあれを展開するんですという形の、もう少し、課長、具体的に教えていただければ。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） それでは、認知症の初期支援チームの関係について、ちょっと概略のほうをお話しさせていただきたいと思っております。

この支援チームにつきましては、今現在、第二松丘園の中にあります地域包括支援センター、こちらの中に併設をするという形で、その包括支援センターの職員が兼務をするという形で設置をすることとなっております。

また、この支援チームにはいわゆるドクターが必要となるわけなんですけれども、ドクターにつきましては山武医師会の協力もいただきまして、山崎医院の山崎先生が快くお引き受けをしてくれております。

ですから、山崎先生の指導といいますか指示のもと、必要があれば、初期支援ということですので認知症になりかけとか、なる手前、寸前の皆さんですね、そちらのケアのほうを重点的に行う予定をしております。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 非常に力強い、国の方針では要介護2以下を見放すような形の心細い気持ちを持っておりましたけれども、横芝光町ではそういう形の部分をいち早く救って、そういう事業展開の計画を他町村に先駆けてやっているという形で、期待しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 介護用品支給事業の中で、紙おむつの支給について、平成28年度、若干の見直しがあったということで、支給枚数基準60枚から30枚にする見直しをしたということでありませけれども、使わなかった方が返すので請求がないということで、見直しがあったように受けとめましたけれども、逆に今まで60枚でも足らなかった方が、今度サービスの低下にならないかどうか、そのところの確認をしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） ただいまの川島議員からのご質問は、予算書の277ページの任意事業の委託料、こちらの家族介護用品の支給事業のことでよろしいでしょうか。

今現在、家族介護用品の支給事業、いわゆる紙おむつの支給でございます。これは今、町が社会福祉協議会に事業委託のほうをにかけて展開している事業でございますが、個人利用者の負担割合でいきますと、町民税課税世帯が半額の50%、非課税世帯になりますと5%ということで、事業展開をしております。

今現在、月当たりの枚数が60枚ということで支給をしているわけなんですけれども、社会福祉協議会のほうに状況を聞きますと、やはり使い切れなくて、量が多過ぎちゃって、来月はやめてもらっていいとか、とめてもらっていいというような変更連絡が大変多いというふうに聞いております。

そのために、今回の改正はおおむね60枚から、月2枚から月1枚程度、実際のところはサイズによって枚数が違いますので、35枚から45枚の間の枚数にはなるわけなんですけれども、それに枚数を減らしたいということ。それと、今、非課税世帯から5%負担していただいているものを無料にしようという内容としております。

なお、この事業につきましては、新年度は社協のほうに委託をせずに、福祉課で直で事業展開をしようとしております。そのため、利用者の皆さんから、やっぱり足りないとかそういう声が直接福祉課のほうに届いてまいりますので、その時点でまた利用者の状況にあわせ

た修正といたしますか、改正のほうを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第27号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第28、議案第28号 平成28年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第28号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第29、議案第29号 平成28年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第29号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第30、議案第30号 平成28年度横芝光町病院事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 一つだけ、直接この予算に関係ないかもしれないんですけども、国のほうでブラッドパッチ療法、脳脊髄液減少症、ずっと千葉大でも研究されていて、ようやく保険適用が4月から決まったのかな。これに関して、東陽病院でもそういう取り組みの機運があるかどうか。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） その詳細については、申しわけございません、ちょっと私存じ上げていないんですけども、本年度というか4月に診療報酬の改定がなされます。その段階で、ちょっと私ども不勉強なものですから、その辺がどういったものが対応できるかというのを踏まえまして、検討させていただく時間をいただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 検討というよりも、国のほうで保険適用になるということで、今後そういった、町内でもスポーツをやっている若い学生さんとかいろんな方から診察に、外来がふえるんじゃないかなというように私は期待をして、病気になってほしくはないんですけども、またそういう患者さんが来るのではないかというように思いますので、ぜひまたそういう検討というか、検討ではないんですけども取り組みをしっかりと、脳脊髄液減少症じゃないという、事務長も私も医者じゃないのでここで討論はできませんけれども、見逃すことのないようにしっかりと、保険適用になる部分で患者の治療に当たっていただきたいというふうに要望いたします。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 申しわけございませんでした。質問の内容が最初聞き取れませんでしたので、脳脊髄液減少症ということであれば、幸い、非常勤ではございますけれども脳神経外科のドクターがおりますので、その辺のところを踏まえまして、検討というのはちょっとあれですけども、取り組みに向けて考えていければと思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第30号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第31、議案第31号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第31号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第32号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第32、議案第32号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第32号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第33号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第33、議案第33号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第33号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第34号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第34、議案第34号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第34号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第35号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第35、議案第35号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第35号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第36号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第36、議案第36号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第36号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第37号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第37、議案第37号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第37号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第38号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第38、議案第38号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第38号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第39号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第39、議案第39号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第39号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第40号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第40、議案第40号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第40号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第41号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第41、議案第41号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第41号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第42号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第42、議案第42号 横芝光町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

なお、本案は地方自治法第117条の規定により、私は除斥されます。

議長の職務を副議長、川島仁議員にお願いします。

副議長、議長席へお願いします。

〔14番議員 鈴木唯夫君退場〕

○副議長（川島 仁君） 議長にかわり、議長の職務を行います。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（川島 仁君） 異議ないものと認め、これより議案第42号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

鈴木唯夫議員の入場を許します。

〔14番議員 鈴木唯夫君入場〕

○副議長（川島 仁君） ここで議長と交代します。

鈴木唯夫議長、議長席へお着きください。

◎町長及び副町長の退任挨拶

○議長（鈴木唯夫君）　ここで、3月定例会の終わりに際し、佐藤町長及び久本副町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

初めに、佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君）　まずもって、本定例会42議案全て承認、ご可決いただきましてありがとうございました。

冒頭、控室でもお話をさせていただきましたけれども、私、2期目、最後の定例会でございました。その間、4年間、本当に皆様方にはご指導賜り、厚く御礼を申し上げます。

引き続き、またこの任にするために今、努力をしているところでございますけれども、今後とも皆さんとともに、横芝光町の明るい未来のため、そして町民の幸せ、そして町の発展のために引き続き努力したいと考えておりますので、これからもよろしくご指導賜りますことをお願い申し上げ、この4年間に対する御礼の言葉にかえさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君）　続いて、久本副町長。

○副町長（久本 修君）　私、来る3月31日付をもちまして、横芝光町副町長の職を退職させていただきたいと考えております。在職中、温かくご指導いただきました議会議員の皆様方には、心から感謝を申し上げたいと思います。

この間、地方創生や空港機能の強化など、町を取り巻く状況が大きく変わっていきこうとしていく中で、町職員の一員としてさまざまな行政の分野に携われたことは、私にとって非常に貴重な経験となりました。

4月からは、町の外からとはなりますが、横芝光町の皆様へのご恩を忘れず、微力ではございますが精いっぱい応援していきたいと思っております。今後ともご指導いただければ幸いです。

結びに、議会議員の皆様方のご健勝と横芝光町の大きな発展をお祈り申し上げますとともに、重ねてご厚情に対する御礼を深く申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

◎閉会の宣告

○議長（鈴木唯夫君）　お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成28年3月横芝光町定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時12分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 唯 夫

副議長 川 島 仁

議員 鈴木 和 彦

議員 川 島 富士子